

2017年度博士後期課程（総合政策）論文

## 地方自治体の公共施設マネジメント

-公共建築物に関する個別施設計画の策定方法に関する研究-

Public Facilities Management in Municipalities

Study on formulation method of individual facility plan on public buildings

岩手県立大学大学院

総合政策研究科

学籍番号 2462015001

氏名 上森 貞行

指導教員 齋藤 俊明

# 地方自治体の公共施設マネジメント -公共建築物に関する個別施設計画の策定方法に関する研究-

## 目次

<b>第1章 研究概要</b> .....	1
1.1 研究の背景 .....	2
1.2 研究の目的 .....	12
1.3 公共施設マネジメントの定義 .....	12
1.4 既往研究 .....	15
1.5 研究の意義 .....	20
1.6 研究の構成 .....	21
注 .....	25
<b>第2章 公共施設等総合管理計画の内容及び各種取組の状況</b> .....	33
2.1 研究の背景と目的 .....	34
2.2 研究の方法 .....	35
2.3 総合管理計画の内容及び各種取組の状況 .....	37
2.4 総合管理計画主要項目間の関係性 .....	45
2.5 まとめ .....	49
注 .....	51
<b>第3章 公共施設等総合管理計画における数値目標の設定</b> .....	52
3.1 研究の背景と目的 .....	53
3.2 研究の方法 .....	53
3.3 数値目標の設定状況 .....	54
3.4 延床面積縮減目標設定自治体の特徴 .....	57
3.5 延床面積縮減目標の目標値及び設定方法 .....	64
3.6 数値目標設定の進展 .....	71
3.7 まとめ .....	76
注 .....	77
<b>第4章 個別施設計画の策定に向けた施設評価</b> .....	78
4.1 研究の背景と目的 .....	79
4.2 研究の方法 .....	80
4.3 施設評価の実施状況 .....	82

4.4	定量的評価	86
4.5	定性的評価	94
4.6	施設評価の枠組み	98
4.7	施設評価結果	99
4.8	施設評価の課題と成果	102
4.9	まとめ	103
	注	105
<b>第5章</b>	<b>個別施設計画の策定における市民参加手法</b>	<b>106</b>
5.1	研究の背景と目的	107
5.2	研究の方法	107
5.3	市民参加手法の実施状況	108
5.4	住民同士の議論による合意形成	133
5.5	まとめ	139
	注	141
<b>第6章</b>	<b>個別施設計画の内容及び公共施設マネジメントの特徴</b>	<b>143</b>
6.1	研究の背景と目的	144
6.2	研究の方法	144
6.3	個別施設計画の策定状況	145
6.4	個別施設計画における再編	147
6.5	個別施設計画における長寿命化	161
6.6	個別施設計画における財源確保	173
6.7	各自治体の公共施設マネジメントの特徴	181
6.8	まとめ	194
	注	196
<b>第7章</b>	<b>結論</b>	<b>200</b>
7.1	各章の総括	201
7.2	公共施設マネジメントの展望	206
	参考文献	208
資料1	公共施設等総合管理計画に関する調査について	215
資料2	公共施設等総合管理計画に係る施設評価に関する調査について	220

## 第1章 研究概要

### 1.1 研究の背景

1.1.1 公共施設等総合管理計画の策定要請

1.1.2 総合管理計画の策定状況

1.1.3 個別施設計画の策定に向けた現状と課題

### 1.2 研究の目的

### 1.3 公共施設マネジメントの定義

### 1.4 既往研究

1.4.1 概説

1.4.2 数値目標に関するもの

1.4.3 施設評価に関するもの

1.4.4 市民参加に関するもの

1.4.5 個別施設計画の内容に関するもの

### 1.5 研究の意義

### 1.6 研究の構成

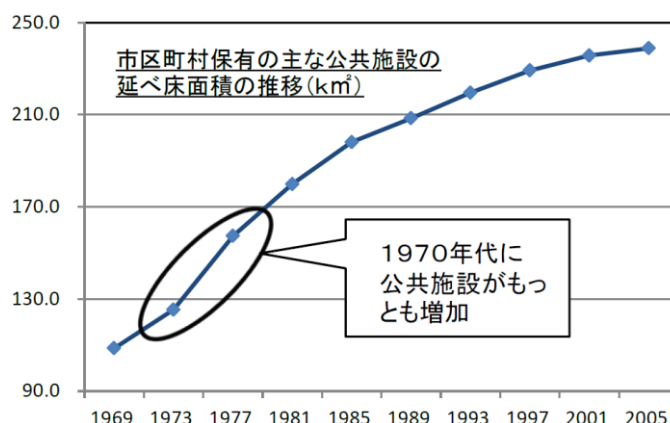
## 第1章 研究概要

### 1.1 研究の背景

#### 1.1.1 公共施設等総合管理計画の策定要請

我が国では、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている。日本の公共施設は、戦後、高度経済成長を背景に1960年代から建設が増え1970年代に最も増加し、その後、バブル崩壊を経て建設は抑制傾向となったが、国の景気対策の姿勢もあり建設は進み、現在も公共施設の延床面積は増加し続けている<sup>1)</sup>。その結果、都道府県では約1億8千万㎡、市区町村では約4億8千万㎡、合計で約6億6千万㎡の建物延床面積を有するに至っている<sup>2)</sup>。

しかし、高度経済成長とともに建設した公共施設の中には、建設から50年以上を経過するものが現れており<sup>3)</sup>、構造体の劣化、設備の損傷など老朽化が進み、建替え等の再整備が必要になっている。加えて、東日本大震災では多くの建物に被害が発生し、柱の座屈などにより全壊となる建物も多く、その被害は人命にまで及んだ。こうした状況下において、国では国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）を推進し、公共施設の安全性の確保は喫緊の課題となっている。



出典 総務省「公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策等の推進」（2014）

図1-1 市区町村保有の主な公共施設の延床面積の推移（公共施設状況調査）

表1-1 建設後50年以上経過する社会資本の割合

対象	H25年3月	H35年3月	H45年3月
道路橋（橋長2m以上の橋約70万のうち約40万橋）	約18%	約43%	約67%
トンネル（約1万本）	約20%	約34%	約50%
河川管理施設（水門等約1万施設）	約25%	約43%	約64%
下水道管きよ（総延長：約45万km）	約2%	約9%	約24%
港湾岸壁（約5千施設（水深-4.5以深））	約8%	約32%	約58%

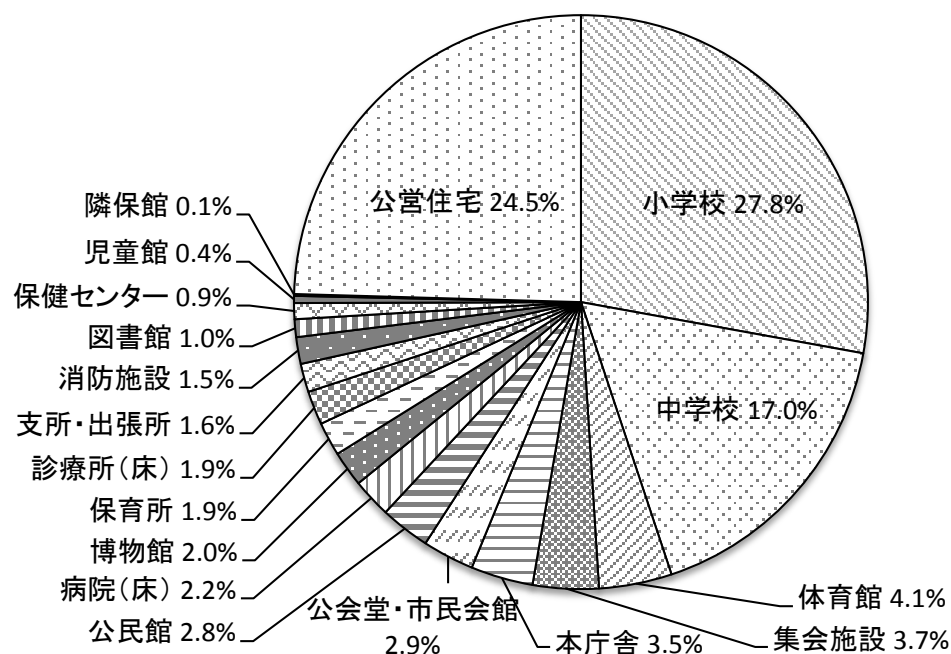
出典 国土交通省「国土交通白書」（2017）

表 1-2 都道府県及び市区町村の公有財産の建物延床面積（平成 26 年度分）

単位：㎡

区分	行政財産	普通財産	合計
都道府県	170,950,093	9,253,733	180,203,826
市区町村	464,586,065	18,260,686	482,846,751
合計	635,536,158	27,514,419	663,050,577

出典 総務省「公共施設状況調経年比較表（平成 18 年度～26 年度）（都道府県分、市町村分）」（2015）より作成

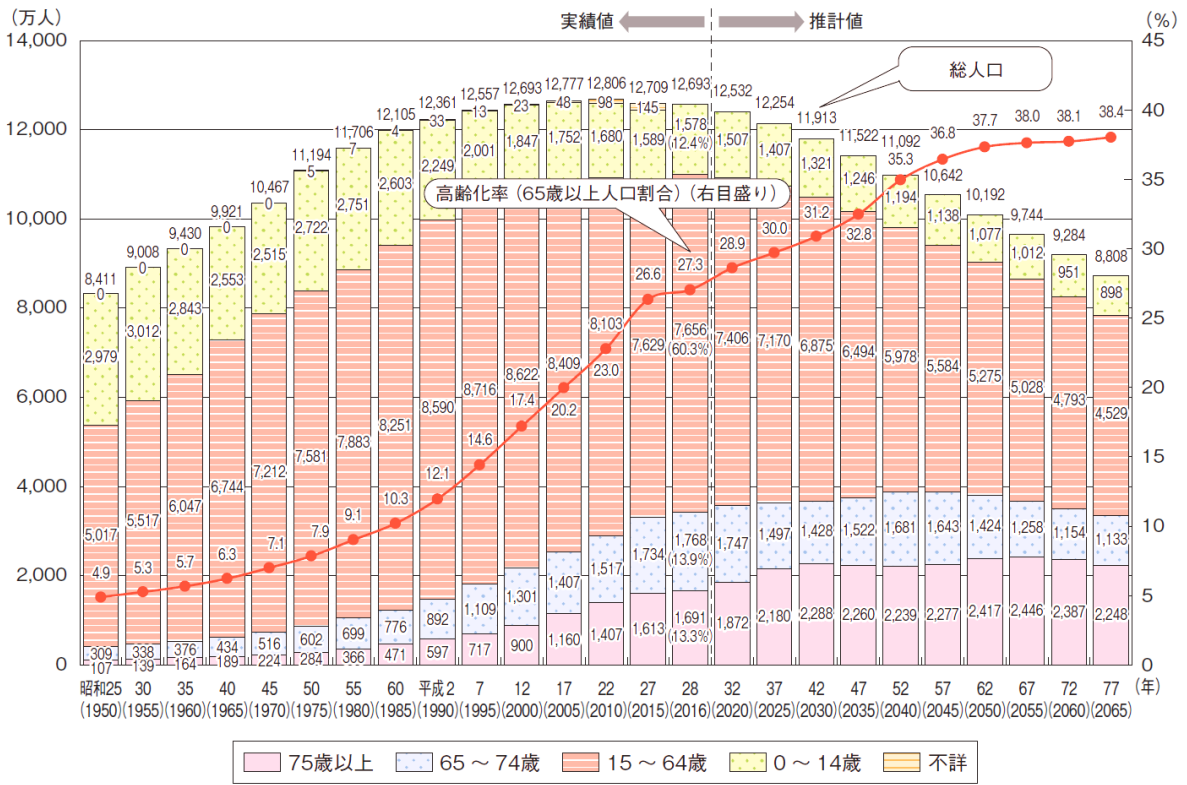


※ 総務省「公共施設状況調経年比較表（平成 18～26 年度）（市町村分）」に基づく。

出典 内閣府統括官（経済財政分析担当）「公共施設等改革の経済・財政効果分析」（2017）より作成

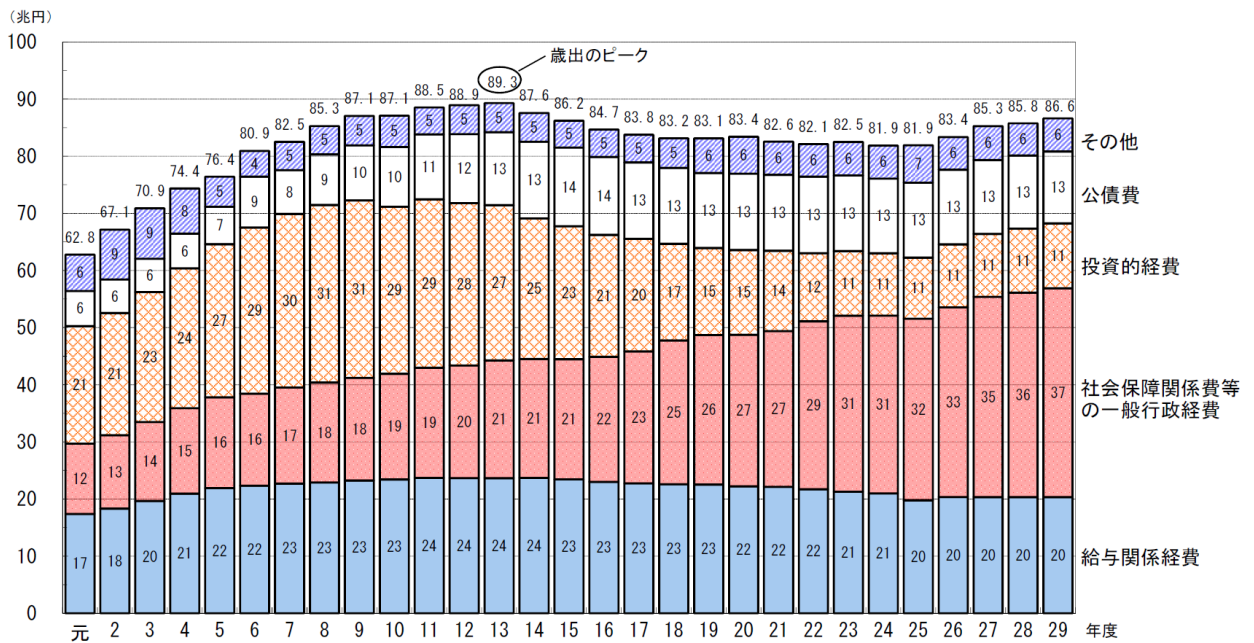
図 1-2 市区町村における主な公共施設の延床面積の割合（平成 26 年度分）

一方、地方財政は、高齢化の進行等により社会保障関係費が急増し、厳しさを増している。この傾向は「団塊の世代」が 75 歳以上となる平成 37（2025）年まで継続することが予測されているほか、その後も高齢者人口は増加傾向にあり社会保障関係費が高止まりする中で、15～64 歳人口の急速な減少により税収等の減少が予想され、厳しい財政状況は今後も続き投資的経費は抑制基調が続くことが予想される。



出典 内閣府「平成 29 年版高齢社会白書」(2017)

図 1-3 人口の推移と将来推計

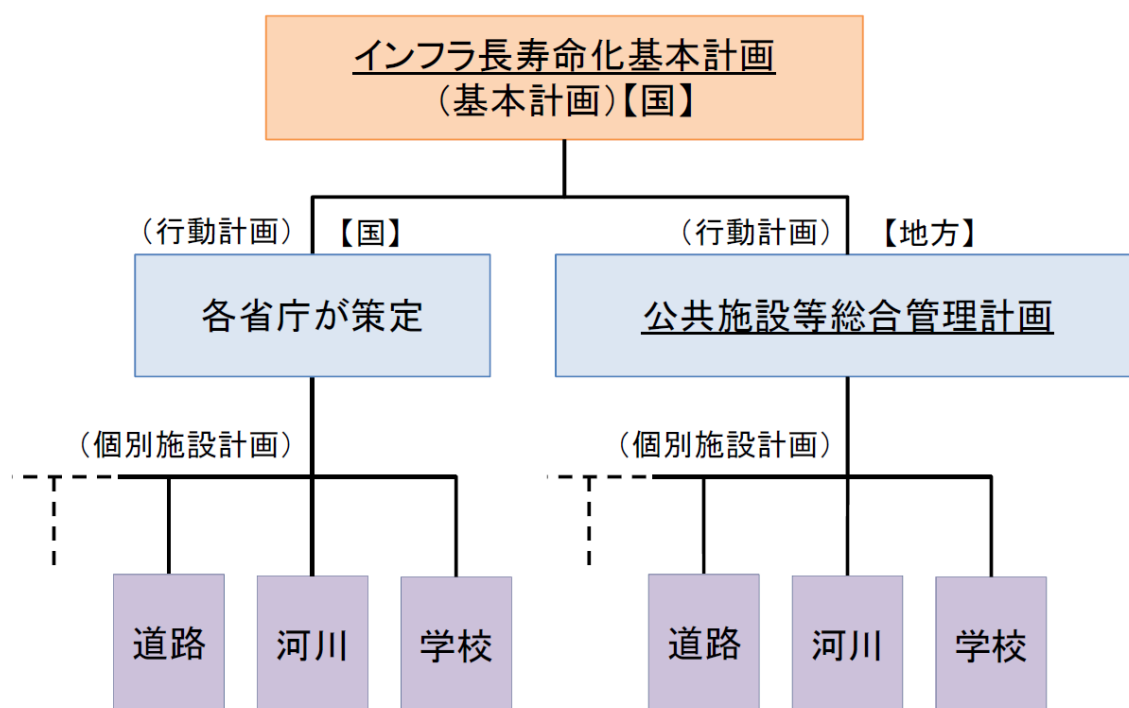


出典 総務省「公共施設等の計画的な管理の推進について」(2017)

図 1-4 地方財政計画の歳出の推移

このような状況を受け、国は、公共施設等の利用需要の変化を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化及び公共施設等の最適な配置を実現することが必要であると、平成 25 年 6 月 14 日に「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」ことを閣議決定するとともに、同年 11 月 29 日にはインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議においてインフラ長寿命化基本計画を策定し、平成 26 年 4 月 22 日に総務省が地方公共団体に対して公共施設等総合管理計画（以下、総合管理計画という。）の策定を要請した<sup>4)</sup>。

インフラ長寿命化基本計画では、戦略的な維持管理・更新等が行われた将来の目指すべき姿を定め、安全・安心の確保などの基本的な考え方を示すとともに、インフラ長寿命化計画（行動計画）を策定すること、さらには、行動計画に基づき個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を策定することを定め、行動計画は平成 28 年度頃、個別施設計画は 32 年度頃までに策定するロードマップを示し、各省庁及び地方自治体に策定を求めている<sup>5)</sup>。



出典 総務省「公共施設等総合管理計画策定指針の概要」（2014）

図 1-5 インフラ長寿命化計画の体系



この基本計画に基づき、国土交通省は平成 26 年 5 月 21 日に平成 26 年度から 7 年間の計画期間とする「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定した<sup>6)</sup>。同計画では、国土交通省が所管する施設の現状と課題を整理し、取組の方向性として点検・診断等を活用したメンテナンスサイクルの構築や地方公共団体等への予算措置などを示すとともに、14 の施設種類に応じて取組内容や個別施設計画の策定期間などを定めている。総務省による総合管理計画の策定要請から 1 ヶ月後に発表された当該計画は、他の省庁及び各自治体が策定する行動計画（自治体では総合管理計画）の見本となった。

総務省の総合管理計画の策定要請には、策定にあたっての指針が示されており、総合管理計画に記載すべき事項として、利用状況や更新費用などの公共施設等の現況及び将来の見通し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針として更新・統廃合・長寿命化等の考え方、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針、総量に関する数値目標などを定めることとしている。

また、総合管理計画は、「インフラ長寿命化基本計画」において地方公共団体に策定を期待するインフラ長寿命化計画（行動計画）に該当するものであり、維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにすることが求められている<sup>5)</sup>。

なお、総合管理計画の策定の支援措置として、ホームページを活用して更新費用試算ソフト、総合管理計画に係る Q & A、策定事例などの情報提供を行うほか、平成 26 年度から 3 年間は計画策定に要する経費について措置率 2 分の 1 の特別交付税措置をするとともに、公共施設等の除却について当分の間地方債の充当率を 75% とする地方債の特例措置を創設した。

27 年度は総合管理計画に基づき実施する公共施設の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費として地方財政計画の投資的経費に「公共施設等最適化事業費」を創設し 1,000 億円を計上した。

28 年度はこれを 2,000 億円に増額、29 年度は公共施設等適正管理推進事業費に名称を改め、当該事業費の中に新たに長寿命化事業、立地適正化事業、市町村役場機能緊急保全事業を加えて 3,500 億円に増額、30 年度は長寿命化事業の拡充及びユニバーサルデザイン化事業を新たに加えて 4,800 億円に増額している<sup>7)</sup>。以上のように財政支援を強めながら、公共施設等の老朽化対策及び適正管理を推進してきている。

表 1-3 地方財政計画における財政支援内容の推移（平成 26～30 年度）

年度	財政支援内容
26 年 度	<p><b>公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策等の推進</b></p> <p>公共施設等の大量の更新時期に対応し、地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画の策定を要請することとし、これに伴う地方財政措置を講じる</p> <p>○ 総合的かつ計画的な管理のために必要な計画の作成に要する経費について、26年度からの3年間にわたり特別交付税措置(措置率1/2)</p> <p>○ 計画に基づく公共施設等(公営企業に係るものを除く)の除却について、地方債の特例措置(地方財政法を改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特例期間 平成26年度以後の当分の間</li> <li>・地方債の充当率 75%(資金手当)</li> <li>・地方債計画計上額 300億円(一般単独事業(一般)の内数)</li> </ul>
	<p><b>公共施設の老朽化対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等総合管理計画に基づき実施する公共施設の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費として地方財政計画の投資的経費に「公共施設等最適化事業費」を計上</li> <li>・公共施設等の維持補修費を増額</li> </ul> <p>○ 公共施設等最適化事業費の創設 1,000 億円(皆増)</p> <p>(1) 集約化・複合化事業に係る地方債措置(公共施設最適化事業債)の創設 公共施設等総合管理計画に基づいて実施される既存の公共施設の集約化・複合化事業であって、全体として延床面積が減少するもの(庁舎等の公用施設や公営住宅、公営企業施設等は対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・充当率:90%、交付税算入率:50%</li> <li>・期間:平成29年度まで</li> <li>・地方債計画計上額:410億円(事業費ベース:450億円)</li> </ul> <p>(2) 転用事業に係る地方債措置の創設(地域活性化事業債の拡充) 公共施設等総合管理計画に基づいて実施される既存の公共施設等の転用事業(転用後の施設が庁舎等の公用施設、公営住宅、公営企業施設等である場合は対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・充当率:90%、交付税算入率:30%</li> <li>・期間:平成29年度まで</li> <li>・地方債計画計上額:90億円(事業費ベース:100億円)</li> </ul> <p>(3) 公共施設等の除却についての地方債の特例措置(平成26年度創設、継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・充当率:75%(資金手当)</li> <li>・地方債計画計上額:340億円(事業費ベース:450億円)</li> </ul> <p>○ 維持補修費 1 兆1,601 億円(+1,244 億円、㉑1 兆357 億円)</p>
27 年 度	<p><b>公共施設の老朽化対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28 年度中に「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請しており、平成28年度にはほぼすべての団体で策定されることなどを踏まえ、「公共施設等最適化事業費」を増額</li> <li>・公共施設等の維持補修費を増額</li> </ul> <p>○ 公共施設等最適化事業費 2,000 億円(+1,000 億円、㉒1,000 億円)</p> <p>○ 維持補修費 1 兆2,198 億円(+ 597 億円、㉒1 兆1,601 億円)</p>
28 年 度	<p><b>公共施設の老朽化対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28 年度中に「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請しており、平成28年度にはほぼすべての団体で策定されることなどを踏まえ、「公共施設等最適化事業費」を増額</li> <li>・公共施設等の維持補修費を増額</li> </ul> <p>○ 公共施設等最適化事業費 2,000 億円(+1,000 億円、㉒1,000 億円)</p> <p>○ 維持補修費 1 兆2,198 億円(+ 597 億円、㉒1 兆1,601 億円)</p>

年度	財政支援内容
29年度	<p><b>公共施設等の適正管理の推進</b></p> <p>公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、現行の「公共施設等最適化事業費」について、長寿命化対策、コンパクトシティの推進(立地適正化)及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保(市町村役場機能緊急保全)を追加するなど内容を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費」として計上</p> <p>○ 公共施設等適正管理推進事業費 3,500 億円(Ⓓ 2,000 億円:最適化事業費)</p> <p>(1) 対象事業等</p> <p>① 集約化・複合化事業:延床面積の減少を伴う施設の集約化・複合化事業(充当率90%、交付税措置率50%)</p> <p>② 長寿命化事業【新規】(充当率90%、交付税措置率30%) (公共用建物):施設の使用年限を法定耐用年数を超えて延伸させる事業 (社会基盤施設(道路・農業水利施設)):所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業</p> <p>③ 転用事業:施設の他の用途への転用事業(充当率90%、交付税措置率30%)</p> <p>④ 立地適正化事業【新規】:コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業(充当率90%、交付税措置率30%)</p> <p>⑤ 市町村役場機能緊急保全事業【新規】:昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等(充当率90%(交付税措置対象分75%)、交付税措置率30%※地方債の充当残については、基金の活用が基本)</p> <p>⑥ 除却事業(充当率90%【現行75%から引き上げ】)</p> <p>(2) 事業要件</p> <p>○ 公共施設等総合管理計画に基づいて実施される事業であること</p> <p>・①～③については、個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)において、①～③の各事業類型に明確に位置付けられているものであること</p> <p>・④については、立地適正化計画に基づく事業であること</p> <p>・⑤については、個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるものであること等</p> <p>(3) 事業年度</p> <p>平成29年度から平成33年度まで(5年間)</p> <p>⑤については、緊急防災・減災事業の期間にあわせて平成32年度まで(4年間)</p> <p>※ このほか公共施設等適正管理推進事業の実施に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修・点検等に要する経費を300 億円充実</p>
30年度	<p><b>公共施設等の適正管理の推進</b></p> <p>公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため「公共施設等適正管理推進事業費」について、地方財政計画の計上額を増額するとともに、地方財政措置を拡充</p> <p>○ 公共施設等適正管理推進事業費 4,800 億円(Ⓓ 3,500 億円)</p> <p>※このほか、公共施設等適正管理推進事業の進捗に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修に要する経費を増額(250億円)</p> <p>(1) 対象事業等</p> <p>① 集約化・複合化事業:延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業(充当率90%、交付税措置率50%)</p> <p>② 長寿命化事業【拡充】(充当率90%、交付税措置率財政力に応じて30～50%) (公共用建物):施設の使用年限を法定耐用年数を超えて延伸させる事業 (社会基盤施設(道路、農業水利施設、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、治山施設、港湾施設、漁港施設、農道)):所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業</p> <p>③ 転用事業:他用途への転用事業(充当率等 ②同様)</p> <p>④ 立地適正化事業:コンパクトシティの形成に向けた事業(充当率等 ②同様)</p> <p>⑤ ユニバーサルデザイン化事業【新規】:バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業・公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業(充当率等 ②同様)</p> <p>⑥ 市町村役場機能緊急保全事業:昭和56年の新耐震基準導入前に建設され耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等(充当率90%(交付税措置対象分75%の30%))</p> <p>⑦ 除却事業(充当率90%)</p> <p>(2) 事業要件</p> <p>○ 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置づけられた事業が対象</p>

出典 総務省「地方財政計画の概要」(2014～2018)より作成

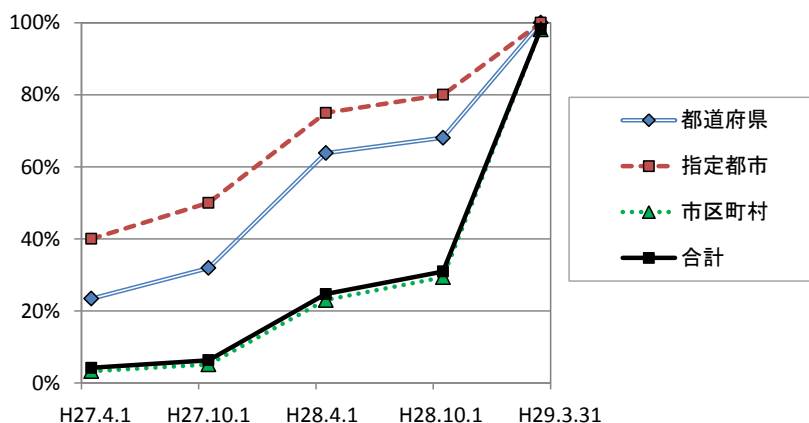
### 1.1.2 総合管理計画の策定状況

上記の取組の結果、表 1-4 のとおり平成 29 年 3 月 31 日現在で都道府県及び指定都市の全自治体並びに市区町村の 98.1%の、全体として 98.2%が総合管理計画を策定済としており<sup>8)</sup>、公共施設マネジメントが急速に普及している。平成 26 年 4 月 22 日の総務省による策定要請から約 1 年が経過する平成 27 年 4 月 1 日の時点で、都道府県 11(都道府県の 23.4%)、指定都市 8(指定都市の 40.0%)、市区町村 56(市区町村の 3.3%)、合計 75 自治体(全自治体の 4.2%)が策定を終え、その後計画策定を終える自治体が増加していった。図 1-6 から分かるように指定都市の取組が早く、次いで都道府県となっており、市区町村の取組は比較的遅く始まっていることが分かる。市区町村においては、平成 28 年 10 月 1 日以後に計画を策定した自治体が多く、計画を策定した全自治体の約 7 割が、計画策定経費に対する財政支援の最終年である策定要請から 3 年目の下半期に計画を策定しており、現在、総合管理計画を策定し終えたばかりの状況になっている。

表 1-4 公共施設等総合管理計画策定済自治体数の推移

区分	上段: 計画策定済自治体数、下段: 構成比					【参考】回答自治体数
	H27.4.1	H27.10.1	H28.4.1	H28.10.1	H29.3.31	
都道府県	11 23.4%	15 31.9%	30 63.8%	32 68.1%	47 100.0%	47
指定都市	8 40.0%	10 50.0%	15 75.0%	16 80.0%	20 100.0%	20
市区町村	56 3.3%	88 5.1%	396 23.0%	505 29.3%	1689 98.1%	1721
合計	75 4.2%	113 6.3%	441 24.7%	553 30.9%	1756 98.2%	1788

出典 公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査(結果の概要)平成 27 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日までの各基準日現在より作成



出典 公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査(結果の概要)平成 27 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日までの各基準日現在より作成

図 1-6 公共施設等総合管理計画策定済自治体の割合推移

### 1.1.3 個別施設計画の策定に向けた現状と課題

前述のように総合管理計画の策定は急速に進んだが、その一方で、個別施設計画の策定の準備はそれほど進んでいない。内藤・中川らが中心となり立ち上げたPRE/FM研修会における議論から明らかなように、各自治体が置かれている状況は人口規模、財政力、面積等に応じて千差万別であり、その特徴に応じてマネジメント手法は大きく異なり様ではない<sup>9、10</sup>。このため、各自治体の担当者は数値目標設定、施設評価方法、住民合意形成手法、個別施設計画策定方法などの各段階において、どのように当該自治体のマネジメントを行うべきかを思案している状況にある。

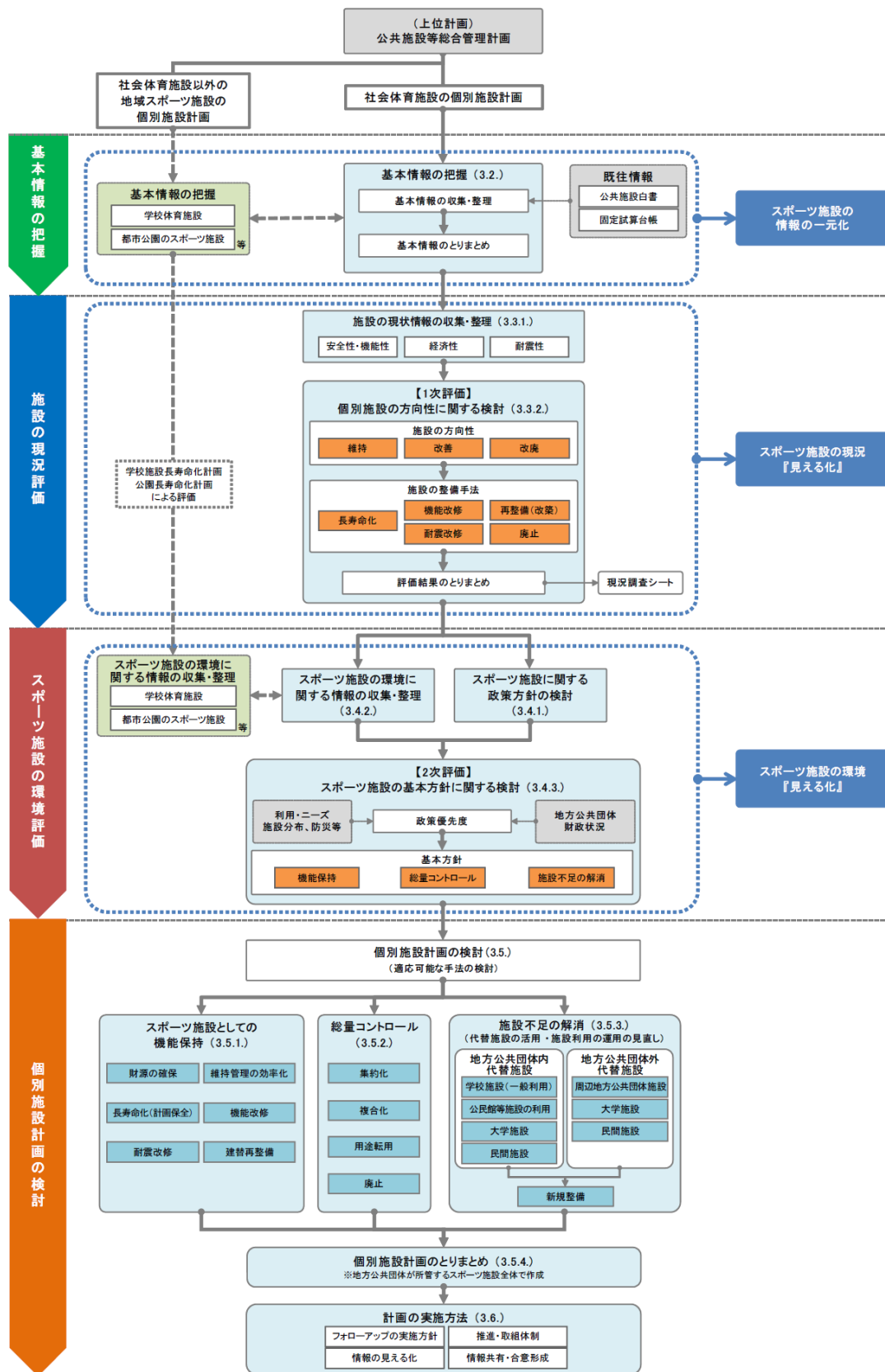
これに対応するため、総務省では、個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等（以下、ガイドラインという。）をホームページに示している<sup>11</sup>。ガイドラインは、各省庁が作成しており、インフラ分野に関するものが多いこともあり、施設等の健全度評価を行い、優先順位を定めた上で、計画的に長寿命化を図る内容のものが多い。

しかし、各自治体では、総合管理計画の策定以前から、学校、公営住宅、橋梁などいくつかの分野では長寿命化計画を策定してきているが、各課等において分野毎に計画を策定したとしても、財政上の対応ができないためにマネジメントが進まない状況に陥っている。分野毎の長寿命化計画に実効性を持たせていくためには、総合管理計画に定めているとおり、施設保有の見直し等により長寿命化を行うための財源を捻出し、財政と連動した長寿命化計画にしていく必要がある。

この点を記載しているガイドラインとして、「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン（案）」が挙げられる<sup>12</sup>。当該ガイドラインは、総合管理計画策定後の個別施設計画の策定の流れとして、①基本情報の把握（「安全性・機能性」「経済性」「耐震性」に関する情報の収集・整理）、②施設の現況評価【1次評価】（基本情報に基づき、施設の方向性等を簡易的に検討）、③スポーツ施設の環境評価【2次評価】（スポーツ政策の方針等を踏まえ、1次評価結果に政策優先度を加味し、個別施設の基本方針を検討）、④個別施設計画の検討（基本方針に基づき、個別施設に適用可能な手法及び今後の行動計画を検討）を示している。

しかし、スポーツ施設（体育館ほか）は、図 1-2 に示すように保有資産の一部に過ぎない。市町村が保有する施設で最も多いのが学校施設であり、次いで公営住宅である。少子化及び人口減少の影響を踏まえると、これらの施設も含めて、公共建築物いわゆるハコモノ全般を対象として、分野横断的に財政的な視点を加えて、施設のあり方を見直していく方法が示されることが必要となっている。

加えて、検討を進めていくため、総合管理計画で定めた数値目標をどのように実現していくのか、統合や廃止など行政サービスの水準をどのように見直すのか、議会や住民との情報共有等をどのように行い合意形成を進めるのかなど、検討過程で直面する各種課題に対し、自治体の特徴を踏まえ、具体的にどのように取り組むべきかを考える必要がある。



出典 スポーツ庁「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン(案)」(2017)

図 1-7 スポーツ施設のストック適正化計画の策定フロー

## 1.2 研究の目的

以上の状況を踏まえ、本研究では、総務省の策定要請から約1年を経過する時点で既に総合管理計画を策定済とした先進75自治体を研究対象とし、総合管理計画の内容、数値目標の設定方法、施設評価の仕方、市民参加の仕方など、個別施設計画の策定に向けた取組について調査し考察を行うとともに、調査対象自治体のうち既に個別施設計画を策定している自治体については、個別施設計画の内容について調査を行い、公共施設マネジメントの各種取組を具体的にどのように進めているかを体系的に整理し、自治体の特徴に応じたマネジメントの方向性を明らかにする。これにより、今後、個別施設計画の策定に取り組む自治体に対し、自治体の特徴に応じて公共施設マネジメントにどのように取り組むべきかを判断する材料を体系的に提供し、実効性のある公共施設マネジメントに寄与することを目的とする。

## 1.3 公共施設マネジメントの定義

総務省による平成26年4月22日付け「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定」では、「公共施設等」の定義を「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である」としている。また、続く平成28年11月7日付け「公共施設マネジメントの一層の推進について」において、「総合管理計画に基づく公共施設マネジメントの推進について」の中で、「総合管理計画については、同計画及び個別施設ごとの長寿命化計画（「個別施設計画」）に基づく施設の点検・診断や集約化・複合化等の取組を着実に実施するとともに、実施した取組の結果等を踏まえ、計画の不断の見直しを行い、一層の充実を図ることが重要です」とし<sup>13)</sup>、公共施設マネジメントの内容を概説している。以上、総務省が示すように、総合管理計画の対象である公共施設等を包括した広義の概念として「公共施設マネジメント」が存在している。

一方で、狭義の公共施設マネジメントの概念が存在する。総合管理計画の対象施設に示されるように、自治体が保有する資産には、いわゆる「ハコモノ」である建築物と、「インフラ」と呼ばれる土木構造物等がある。このうち、「ハコモノ」のみ又は「インフラ」のみを指して、公共施設とする概念が存在している。

都市計画法では、公共施設を「道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設」としている。また、都市計画法施行令では、政令で定める公共の用に供する施設については、「法第4条第14項の政令で定める公共の用に供する施設は、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設とする」として、いわゆるインフラを対象として公共施設を定義している。

しかし、一般的な概念として、自治体が保有する建築物を指して「公共施設」と呼ぶ場合が多い。これは、地方自治法第244条に「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する

目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする」と定めのある「公の施設」を、各自治体では公共施設としてホームページ等で住民に周知していることによるものと考えられる。

以上のように公共施設と一言で言っても様々な概念が存在している。これと同様に、公共施設マネジメントについても、類似した各種マネジメントの概念が存在していることから、ここで各種マネジメントの概念を整理する。

#### (1) スtockマネジメント

ガイドラインに多く見受けられる表現として、ストックマネジメントがある。ストックマネジメントは、平成 11 年 10 月に旧建設省が、保全計画や保全情報を有機的に連携させて、保全を適正に行うシステムを「ストックマネジメント技術」とし、「官庁施設のストックマネジメント技術検討委員会」を設置<sup>14)</sup>したことから、国土交通省の所管施設を中心に保全の技術として広がっている概念である。ガイドラインでは、国土交通省所管の下水道や公園、農林水産省、環境省所管の各種施設で見受けられる。

下水道事業におけるストックマネジメントは、「明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること」と定義されている<sup>15)</sup>ほか、農業集落排水施設では、「施設又は設備の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて既存施設の有効利用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法の総称」と定義されている<sup>16)</sup>。

#### (2) アセットマネジメント

アセットマネジメントは、ガイドラインでは厚生労働省や経済産業省の水道事業、工業用水道に見受けられる。元々は土木分野で多く用いられており、平成 15 年に国土交通省が「道路構造物の今後の管理・更新等のあり方に関する提言」において、アセットマネジメントを「道路を資産としてとらえ、道路構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、予算的制約の中でいつどのような対策をどこに行うのが最適であるかを考慮して、道路構造物を計画的かつ効率的に管理すること」と定義している。

厚生労働省は平成 21 年に策定した「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」において、水道におけるアセットマネジメント(資産管理)を「水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動」と定義している<sup>17)</sup>。

ストックマネジメントと類似した概念であるが、前述の農業集落排水施設では、「アセットマネジメントは、直訳すると資産管理の効率的な運用という意味であり、一般的には金融資産や不動産などを管理・運用することを指すが、近年では公共事業により造成された施設について、維持管理や補修などをどのように効率的に行うかといった技術体系及び管理手法の総称としても使われている」とした上で、「ストックマネジメントの考え方を、地



方公共団体が管理する全ての農業集落排水施設を取りまとめて、中長期的な資産の状況を予測し、限られた財源の中での対応を検討するアセットマネジメントを展開していくことも期待されている」とし、ストックマネジメントが保全技術からなる概念であるのに対して、アセットマネジメントは経営的な視点も含めて総合的にマネジメントする概念として表現されている<sup>16)</sup>。

なお、アセットマネジメントを掲げている自治体においては、ハコモノのみならずインフラも含めた公共施設マネジメントの概念として、アセットマネジメントという表現を使用している傾向にある。

### (3) ファシリティマネジメント

ファシリティは直訳すると「施設」であり、ファシリティマネジメントは、「企業、団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動」と定義されている<sup>18)</sup>。対象は、土地・建物という施設そのものだけではなく、人が働き、利用する内部環境をも含むほか、施設を取り巻く外部環境、情報環境をも含む。元々、アメリカで構築された職場空間を最も適したものにする実務としての考え方であり、これが日本に入り民間企業から取組が始まり、その後公共分野へと展開してきている。ワークプレイスに関する取組から始まっており、建築物を中心とした概念となっている。平成22年から自治体等FM（ファシリティマネジメント）連絡会議が開催され、自治体における公共施設マネジメントの取組が急速に広がった。同会議の幹事を務めるなどファシリティマネジメントに早くから取り組んできた自治体が、公共施設マネジメントを先導してきている。

### (4) P R E (Public Real Estate) 戦略

国土交通省は平成20年に「公的不動産の合理的な所有・利用に関する研究会（PRE研究会）」を設置し、公的セクターが所有する不動産に関する適切なマネジメント（PRE戦略）のあり方を検討し、「PRE戦略を実践するための手引書」を取りまとめ、事例等を加え平成22年に公表した。同書においてPRE戦略は「公的不動産について、公共・公益的な目的を踏まえつつ、財政的な視点に立って見直しを行い、不動産投資の効率性を最大限向上させていこうとする考え方である。」と定義されている<sup>19)</sup>。なお、PRE戦略の実践により、地方公共団体が所有していた不動産ストックが市場で取引されるようになることによる経済の活性化、並びに、利用率の低い公共施設を住民ニーズや都市構造の変化に即した用途に転換する等により、不動産の所有量を維持しつつ行政サービスの向上を図ることが可能となるとともに、公的不動産の配置計画、維持・管理、修繕等の計画を全庁的かつ長期的な観点で検討することで、公的不動産の維持・管理に要する費用の抑制、新規施設の増加の抑制、施設の統廃合による過剰な投資・資本的支出の増加を抑制する等の財政健全化効果等を効果として掲げている。

なお、現在、日本には不動産が約2,400兆円分あるとされ、このうち公的不動産は約590兆円（うち地方公共団体所有不動産は約450兆円）、企業不動産は約470兆円（うち収益不動産は約208兆円）分が存在している。前述のPRE戦略は、この公的不動産を対象とし

ているのに対し、一方の企業不動産（CRE（Corporate Real Estate））を対象とする戦略についても、国土交通省が合理的なCRE戦略の推進に関する研究会を設置し、手引き等を取りまとめている。そこでは、CRE戦略は、「企業不動産について、「企業価値向上」の観点から、経営戦略的視点に立って見直しを行い、不動産投資の効率性を最大限向上させていこうという考え方」と定義されている<sup>20)</sup>。

#### (5) 本研究における公共施設マネジメント

以上のように、各方面からマネジメントが進んできたところであるが、総務省による総合管理計画の策定要請により、建築物から土木構造物その他まで、かつ、保全から集約化・複合化等の経営戦略まで総合的なマネジメントが求められ、これらが一体となり広義の公共施設マネジメントを形作っている。

こうした中で、本研究において研究対象とする公共施設マネジメントは、施設のあり方自体を見直していくことが求められ、かつ、数値目標、サービス水準検討、合意形成などの各種課題があり、各自治体が具体的にどのように対応をしていくべきかを思案している「公共建築物」いわゆるハコモノを対象とした公共施設マネジメントとし、総合管理計画の策定状況と公共建築物における個別施設計画の策定方法やその計画内容について考察を行うものである。

## 1.4 既往研究

### 1.4.1 概説

建築物の老朽化に伴う施設マネジメントは、保全に関する研究に起因する。戦後高度経済成長とともに整備が進んだ建築物について、1970年代後半から劣化が問題視されるようになり、1980年代に入り建物の寿命に関する研究が行われた。小松らは、固定資産台帳に基づき建物の寿命推計を行い法定耐用年数とは異なる建物寿命の実態を明らかにしている<sup>21~24)</sup>。このほか、ライフサイクルコストの研究も多くなされ、石塚（1984、1985）は、ライフサイクルコスト算定方法を提起している<sup>25~27)</sup>。こうした研究により、ライフサイクルコストの試算方法が確立された<sup>28、29)</sup>。

ライフサイクルコストの研究の進展に伴い、維持管理費の研究や保全に関する研究が進んだ<sup>30、31)</sup>。村上ら（1990、1991）や竹林ら（1992、1993）は、保全要因として、物理的劣化のほか、機能的・社会的劣化により保全が必要になっていることを明らかにした<sup>32~35)</sup>。高草木（1991、1992）は、設備機器の保全に着目し、効率的な予防保全の更新理論を提案している<sup>36~38)</sup>。

このような中、日本では不動産のバブル崩壊が起き、民間不動産を中心に、保有資産の見直しによる最適化、資産の有効活用を促すファシリティマネジメントが経営に大きく貢献すると期待され、マネジメントが進んでいった<sup>39)</sup>。

民間企業から進められたこのような動きは、やがて公共分野に展開する。1997年に（社）日本ファシリティマネジメント推進協会に公共施設FM研究部会が設けられ、これに着目

した三重県が2000年に公共FM導入に最初に名乗りを挙げた。以降、東京都、青森県、北海道、武蔵野市、三鷹市、佐倉市、浜松市、流山市等に導入が広がり、公共施設のマネジメントが本格化していった<sup>40)</sup>。

公共施設のマネジメントに関する既往研究としては、越部ら(2003、2004)は、公共施設のファシリティマネジメントに関する基礎的研究として、ライフサイクルコスト分析、経営評価を行っている<sup>41~43)</sup>。中津、松成(2009)は、公共施設におけるファシリティマネジメントの意義と展望として、公共FM戦略は、量の見直しによる総量縮減、質の見直しによる建物の長寿命化、コスト縮減、温室効果ガスの縮減から構成されるとしている<sup>44)</sup>。山本(2008)は、全国の公共建築のストック量を明らかにするとともに、東京都が行う公共施設への投資を分析し、主要用途施設への投資のあり方を提案している<sup>45)</sup>。また、円満、鈴木、板谷、荻原ら(2008~2011)の研究は、国土交通省がCRE(企業不動産)及びPRE(公的不動産)に関する戦略等を取りまとめる中、公共不動産PRE指標として公会計改革に伴う財政と公有財産の関係の可視化を行うとともに、公有財産表・施設白書の整備状況や記載項目を研究している<sup>46)</sup>。

李(2012)は、公共施設全体の運用にかかわる国や地方自治体の活動を公共施設マネジメントと定義し、公開情報を用いた地方自治体の施設状況把握手法を示し、東京都下の26市にアンケート調査を行う等により施設関連情報を収集・分析し維持保全の実態を把握するとともに、公共施設マネジメントの効率的な遂行につながる組織体制と業務プロセスを提案している<sup>47)</sup>。

公共施設マネジメントの必要性の研究から、取組の方向性の体系化、具体的組織・手順へと研究が進展してきている。その後、先進自治体の事例等が周知されるようになり、施設白書の作成等によりマネジメントに取り組む自治体が増加する中、2016年に総務省により総合管理計画の策定要請が行われ、これに関連した研究がなされている。

根本(2014)は、総合管理計画の標準構成を作成し、総務省指針やインフラ長寿命化基本計画で示された政府の方針等を踏まえ、各自治体が総合管理計画の策定に当たり検討すべき項目を提案している<sup>48)</sup>。西野(2015)は、公共施設再編計画を全国に先駆けて策定した30の地方自治体における再編計画の構成と総合管理計画策定指針に示される検討項目の策定方法に関する比較考察を行い、再編計画策定のフローモデル図を提示している<sup>49)</sup>。

堤、池澤ら(2015)は、総合管理計画に係るマネジメントの推進方法を検討し、個別施設計画の策定までの手順並びに各手順における取組内容、必要とする情報、システム、関連計画、取組効果、総合管理計画指針との関係を示している<sup>50)</sup>。

以上のように、保全から始まった施設のマネジメントに関する研究は、バブル崩壊以降、行財政改革や公会計改革の流れと一体となり、資産保有を含めた公共施設マネジメントへと展開し、近年の総合管理計画に関する研究へとつながってきている。この過程においては、施設の総量縮減や再編に関する研究が数多くなされている。この中で、本研究に関係の深い分野を以下に整理する。

#### 1.4.2 数値目標に関するもの

公共施設等に係る数値目標の設定に関する既往研究は、総合管理計画の策定要請後に示された策定に当たっての考え方や、従来から公共施設マネジメントに取り組む自治体の事例などの研究がある。根本（2014）は、総合管理計画の策定にあたって注意すべき点として、総合管理計画が求めている点の1つに「分析の客観性」があり、「客観的な把握を行った結果として数値目標を策定することができる。先行自治体では「何年間で（何年までに）公共施設の総延べ床面積を〇%以上削減する」と規定している例が多い。・・・数値目標は個別計画を詳細に詰める前の段階でも全体をガバナンスできるツールとして非常に有効である。個別計画も全体としての数値目標もない総合管理計画は、実現のための仕組みを持たない脆弱な計画である。」と指摘している。

西野（2015）は、公共施設再編計画を全国に先駆けて策定した30の自治体の中で、削減目標値の設定を行った4市のうち先行する2市について数値目標の設定方法について比較考察し、施設更新量と管理運営費削減のシミュレーションから更新量の目安を算出し具体的な削減目標値を設定する方法が妥当としている。

また、桃原、加藤、恒川（2017）は、総合管理計画における試算条件の課題として、施設の経過年数と施設規模により一律で維持更新費を算出する方法は、維持更新概算費用を把握するには有益であるが、個別状況の判断が一切なされておらず将来にわたる適正な施設総量の数値目標を設定することは難しいこと、また、公共施設更新は事業費に基金・起債等を活用するため当該年度の一般財源で行う維持改修費とは別で検討を行う必要があることの2点を指摘している<sup>51)</sup>。

以上のように、先進的に公共施設マネジメントに取り組む自治体における数値目標の設定方法に関する研究や、総合管理計画の策定に当たっての考え方についての研究がなされている。

数値目標の設定は、各自治体のマネジメント方法に大きく影響するものであり、また、今後の個別施設計画の実行段階において、施設の統廃合等の反対が起きることが予想される中、総量縮減により全体最適を図る意義を貫くために、その設定根拠は説明が求められるものであるため、今後も総務省の総合管理計画の策定要請にある数値目標の設定に対し、自治体がどのように対応を進めているかを把握・分析していくことが求められる。

#### 1.4.3 施設評価に関するもの

公共施設等に係る施設評価に関する既往研究は、従来から公共施設マネジメントに取り組む自治体の事例を中心に、多くの研究が行われている。

越部、糸井（2003、2004）の一連の研究は、世田谷区の集会施設、図書館、児童館を対象に施設経営状態の評価を試み、評価項目及び評価指標を示すとともに、一次評価、二次評価、三次評価と評価プロセスを提示し、サービス供給側からの公共施設経営評価方法を提示した。また、公共施設経営の評価項目と評価指標の定義に基づき、ライフサイクルコ

スト削減の観点から、施設別に性能状態と運営状況のプロダクトポートフォリオマネジメント分析を行い、行政区域単位の施設間比較によるライフサイクルコストマネジメントの方法と問題点を考察している<sup>41~43)</sup>。

謝、角田（2009）は、多摩市をモデルとして同市の施設白書（2008）を基に、施設の利用率と施設運営管理費に着目し 4 象限のポートフォリオにより施設特性を把握するとともに、施設内の各貸し室レベルで同様の分析を行い、同一施設内での貸し室空間の在り方とともに、貸し室空間の簡易でより実際的なマネジメント手法を提案している<sup>52)</sup>。

川野、平手、南澤ら（2012）の一連の研究では、名古屋市をモデルとした公共施設評価指標と再配置計画の策定に際して、公共施設マネジメントに取り組む 12 自治体の施設評価手法を分析し、市民視点及び行政視点の双方から施設を評価し施設再配置に繋げるための、評価軸、評価項目、評価指標を提案している。また、これら評価指標等を用いて、市民視点と行政視点を掛け合わせた総合評価を行っている。さらには、名古屋市の一部地区施設について利用者アンケートを行い、利用者の居住場所、施設での活動内容、施設選択理由、現利用施設の代替候補施設とその理由を明らかにすることにより、その地域特性と総合評価を合わせた施設配置、利用者の意識や行動圏から考えられる施設配置のあり方を提案している<sup>53~55)</sup>。

増川、鶴原、佐久間、李ら（2013）の一連の研究では、施設の総量見直しプロセスを提示するとともに、建物評価手法として、「ハード評価」「ソフト評価」「活用方針の判定」「コストの把握」の 4 つで構成される建物評価手法を提案している<sup>56、57)</sup>。

西野（2015）は、公共施設再編計画を全国に先駆けて策定した 30 の自治体の中で個別施設の評価を行う 2 市の評価の流れを整理するとともに、既存施設の客観的評価視点を提示している 11 自治体の評価視点を抽出し、評価の視点として、公共性、建物、コスト、サービス、施設配置、その他の 6 類型がみられたことを述べている<sup>49)</sup>。

恒川、柴田ら（2015・2016）の一連の研究では、公共施設の全体像をアクティビティ（「活動内容」「活動姿勢」「活動人数」など）とキャパティシィの視点から捉え直し、従来からの施設の用途種別毎に、利用率やコスト状況、老朽度等の指標を用いた施設単体を性能評価する再編方法から脱却し、市民の活動総量に対して必要な施設量を把握し、市民ニーズに施設総体として対応する新たな公共施設マネジメントの方法論を提示している<sup>58、59)</sup>。

大館、角田、李（2017）は、公共施設の段階的総量適正化における評価プロセスとして、「品質」「機能」「立地」に対する評価基準を構築し、施設の現時点と耐用年数超過後の建替え・移転廃止等の活用方針の検討を可能にし、施設総量の削減目標に向けた長期的かつ経時的な施設再編方法を提案している<sup>60)</sup>。

#### 1.4.4 市民参加に関するもの

公共施設に関連する市民参加としては、1990 年代以降、公共施設の整備に関する市民参加が全国的に広まっている。

龍ら（2002）は、文化施設の計画策定における市民参加の組織及び意思決定プロセスに焦点を当て、意思決定の仕組みを明らかにしている<sup>61)</sup>。土肥、増田ら（2004）は、市民参加型公共建築における市民参加の基礎研究として、構想、設計、施工、運営などの参加する段階と参加手法の実態、並びに施設用途毎の市民参加による計画手法の特徴を明らかにしている<sup>62)、63)</sup>。また、平瀬、稲垣ら（2004）、矢尻、稲垣ら（2009）は、公共建築建設プロセスへの市民参加に関する研究として、ワークショップ事例を取り上げ、その有効性を示している<sup>64)、65)</sup>。内海、藤村（2016）は、2003年以降に竣工した全国の庁舎の設計プロセスにおける住民参加のあり方を比較分析している<sup>66)</sup>。以上のように、各種施設の設計・建設等における市民参加に関する先行研究が多数存在している。

しかし、公共施設マネジメントにおける市民参加、特に再編に関する市民参加は、近年になり研究が始まってきたところであり、その研究は限られている。

長谷川、鈴木（2010）は、「新規整備ありき」での施設内容に関する市民参加から、施設の必要性検討段階から積極的な市民参加が必要であるとし、「公共施設等の整備を見送る結論を出した市民参加」のプロセスを事例研究することにより、公共施設整備の計画段階での住民参加における取組の効果と問題点を整理している<sup>67)</sup>。

矢嶋（2010）は、公共資産の縮退局面の合意形成について、「多様なステークホルダーの間での意思決定の仕方をルールとしてあらかじめ用意し、多くの地域で顕在化するであろう深刻な意思決定の遅延や歪み、あるいは紛争を未然に防ぐよう準備しておけばよい」として、意思決定プロセスのルール化を唱えている<sup>68)</sup>。

永田、小泉ら（2014）は、全国の公共施設マネジメントの取組の現状を把握し、課題として住民意見が反映されている計画が非常に少ない点を指摘し、住民意見の計画への反映を重視している2市の事例であっても、ワークショップの対象地区・参加者は限定されており、ワークショップでの決定事項の計画反映も限定的あるいは未確定であり、施設廃止による周囲への影響に関する検討もまだ不十分であるとし、「総論賛成・各論反対」をどのように克服していくのか、その上で住民と公共施設マネジメントに関してどの部分について話し合うのか、またそこで得られた結果をどこまで計画に反映していくのかということが、今後の大きな課題になるとしている<sup>69)</sup>。

原科（2015）は、コンパクトシティづくりへの合意形成は、方針（政策）の合意、計画の合意、個別の具体事業の合意へと進む。政策や計画の段階では専門家及び利害関係者の代表者による会議が設けられる。合意形成会議には3条件があり、議論結果を意思決定に反映させることを確認したうえで、十分な議論ができる適切な人数とし、専門家、利害関係者の両者が参加する混成（ハイブリット）モデルにより、双方の意見を対等に引き出せる配慮があり、中立なファシリテーターを確保する「会議の場の設定」、傍聴席を用意するとともに議事録は発言順に発言者を明記し公表する「議論の公開」、行政情報の公開や専門家の招集、現地調査や施設見学などにより事実情報と価値情報を十分に提供する「十分な情報提供」が必要であるとし、このハイブリットモデルは総論賛成から各論賛成へと

道筋がつけられることからコンパクトシティづくりの合意形成に有効なものと考えられるとしている<sup>70)</sup>。

川島、桂、倉斗、志村ら（2015・2016）の一連の研究は、公共施設再編のための市民合意形成手法を開発するため、さいたま市が取り組む与野本町小学校を中心とする公共施設複合化検討のワークショップの事例分析をし、その効果について考察を行っている<sup>71~74)</sup>。

瀬田、吉村、岡井（2016）は、合併自治体の公共施設の統廃合・再編に関し、施設別方針の提示及びその住民理解方法にワークショップを取り入れた2市の実証研究を行い、住民同士の議論を促進させることの意義が確認でき、かつその有効な手法の1つが示されたとしている<sup>75)</sup>。

志村（2016）は、公共施設マネジメントにおける合意形成の意義を強調し、対話と討議に基づいた熟議を行う合意形成にこそ意義があり課題解決に確実に近づく方法ではないかとし、議会、自治体、住民間における公共施設マネジメントにおける合意形成のシステム化モデルを試みとして提起している<sup>76)</sup>。

#### 1.4.5 個別施設計画の内容に関するもの

西野ら（2010）は、公民館を教育委員会から首長部局に移管し、まちづくり拠点機能を付加して再編する動きに着目し、中国地方の市町村合併に伴う公民館の再編状況とまちづくり拠点化の特徴及び課題を考察している<sup>77)</sup>。

伊丹、横田ら（2011）は、公共施設を最大限に有効活用するための手法として用途変更に着目し、大阪府豊中市の用途変更実態から、用途変更における利用上の問題点や利点を指摘している<sup>78)</sup>。

池添（2011）は、公共建築物の用途転用において、地域住民が主体的に関わっている事例および民間の個人や組織へ貸与・移譲した事例に注目し、その検討プロセスや現況利用等を分析し公共建築ストックの民間利用の有効性と課題を明らかにしている<sup>79)</sup>。

畑、廣田ら（2014）は、コミュニティ施設の複合化による地域拠点形成として、習志野市の学校施設に社会教育機能を複合化するケーススタディを行っている<sup>80)</sup>。

友國、藤村（2016）は、人口推計に基づいて施設の規模を再設定し施設再配置を検討する方法により、学校施設等の再配置の検討方法を提案している<sup>81)</sup>。

長谷川、石垣ら（2017）は、市町村合併後の公共施設の再編として、広島県の合併自治体の事例から、旧市町村単位で小学校または中学校を1校は残そうとする傾向があるが、旧市町村の枠組みを超えた統廃合が起きはじめ、同時に通学補助の充実等や小中一貫校の推進がみられること、また、図書館は合併により他施設との複合化等まちづくりの拠点としての役割が重視されつつあることを指摘している<sup>82)</sup>。

#### 1.5 研究の意義

以上のように、公共施設のマネジメント手法について多数の研究がなされている。古く

は保全に関する研究に始まり、ライフサイクルコスト、施設保有量へと研究が進み、近年では公共施設マネジメント、総合管理計画などのマネジメント方法に関する研究がなされている。また、一方で、数値目標、施設評価、市民参加、個別施設に関する研究においても、特定の自治体をモデルとした取組方法に関する研究や、一手法に着目した研究が深められ、様々な取組方法が研究されてきている。

これに対して、総合管理計画の策定指針では、「更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要」とされ、老朽化対策のみならず、厳しい財政状況や、人口減少等による施設需要の変化への対応も求めている。そして、その前提として、「当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましい」とし、行政サービスの提供方法についても検討を求めており、公共政策そのものの在り方が問われている。

しかし、自治体が置かれている状況は、人口規模、財政力、面積等に応じて千差万別であるため、各自治体では、その特徴に応じて何の取組から着手し、どのように公共施設マネジメントの取組の全体像を構築すべきかを思案している状況にある。

他方、既往研究においては、モデル自治体の取組あるいは一手法に着目した研究等は見受けられるが、全国の自治体が供給、品質、財務の全般にわたって、具体的にどのように取組を推進しているかを体系的に整理した研究は管見では見受けられない。指針が求める公共施設マネジメントは、統廃合、長寿命化などの単一の取組によるものではなく、様々な取組の相乗効果に基づくマネジメントである。

本研究は、個別施設計画の策定に取り組む自治体が、自治体の特徴に応じて、公共施設マネジメントにおける各種取組にどのように取り組むべきかを体系的に明らかにするものであり、この点に本研究の意義があるものとする<sup>83)</sup>。

## 1.6 研究の構成

本研究は、以下の7章から構成する。

[第1章 研究概要]では、研究の背景、目的、方法などの研究の全体像について述べるとともに、公共施設マネジメントの定義を確認し、関連する既往研究について考察した上で、本研究の意義及び構成を述べる。

[第2章 公共施設等総合管理計画の内容及び各種取組の状況]では、総務省の要請から約1年を経過した時点で総合管理計画を策定した自治体を対象に、総合管理計画の計画期間、数値目標の設定状況、施設類型別の取組方針などの計画内容のほか、総合管理計画の策定に際して行われる施設白書の作成状況、施設評価の実施状況、市民参加の実施状況、財政計画の作成状況や財政措置活用状況などの各種取組の状況を調査し、各自治体が個別施設計画の策定に向けて、どのような総合管理計画を策定し、どのような取組を進めているかを明らかにし、その特徴について考察を行う。

[第3章 公共施設等総合管理計画における数値目標の設定]では、前章で把握した総合管



理計画の策定状況のうち、今後のマネジメントに大きな影響を及ぼす数値目標に焦点を当て、その設定状況を明らかにするとともに、特に多くの自治体で設定されている延床面積縮減目標について、目標値やその設定方法及び目標設定自治体の特徴について考察を行う。

[第4章 個別施設計画の策定に向けた施設評価]では、総合管理計画の策定後に再編する施設をどのように選定すべきかを課題としている自治体が数多くあることを踏まえ、個別施設計画の策定に向けた取組となる施設評価について調査を行い、実施状況を明らかにするとともに、具体的な施設評価手法について考察を行う。

[第5章 個別施設計画の策定における市民参加手法]では、個別施設計画を策定する際の住民合意形成の取組である市民参加手法について調査を行い、各種市民参加手法がどのような段階で用いられているかを把握し、各々の手法について考察を行う。加えて、個別施設の見直しの合意形成手法として期待される住民同士の議論による方法に着目し、その市民参加手法について考察を行う。

[第6章 個別施設計画の内容及び公共施設マネジメントの特徴]では、先進自治体の個別施設計画の内容について、「再編」、「長寿命化」、「財源確保」の3つの視点から具体的な取組を可視化するとともに、その特徴について比較考察を行う。また、これらのほか、公共施設マネジメントの特徴的な取組である「数値目標」、「施設評価」、「市民参加」の3つの視点を加え、各自治体が各取組をどのように進めながら公共施設マネジメントを推進しているかを、レーダーチャートを用いて比較考察し、自治体の人口規模、財政力、面積等の特徴に応じた公共施設マネジメント手法について考察を行う。

[第7章 結論]では、各章で考察した総合管理計画の策定状況から個別施設計画の内容までの一連の研究結果を総括するとともに、自治体の特徴に応じた公共施設マネジメントの方向性について考察を行う。

表 1-5 研究の構成

<p><b>第 1 章 研究概要</b></p> <p>1.1 研究の背景</p> <p>1.2 研究の目的</p> <p>1.3 公共施設マネジメントの定義</p> <p>1.4 既往研究</p> <p>1.5 研究の意義</p> <p>1.6 研究の構成</p>
---

< 公共施設等総合管理計画の策定方法 >

<p><b>第 2 章 公共施設等総合管理計画の内容及び各種取組の状況</b></p> <p>2.1 研究の背景と目的</p> <p>2.2 研究の方法</p> <p>2.3 総合管理計画の内容及び各種取組の状況</p> <p>2.4 総合管理計画主要項目間の関係性</p> <p>2.5 まとめ</p>
--

<p><b>第 3 章 公共施設等総合管理計画における数値目標の設定</b></p> <p>3.1 研究の背景と目的</p> <p>3.2 研究の方法</p> <p>3.3 数値目標の設定状況</p> <p>3.4 延床面積縮減目標設定自治体の特徴</p> <p>3.5 延床面積縮減目標の目標値及び設定方法</p> <p>3.6 数値目標設定の進展</p> <p>3.7 まとめ</p>
--

< 個別施設計画の策定方法 >

<p><b>第 4 章 個別施設計画の策定に向けた施設評価</b></p> <p>4.1 研究の背景と目的</p> <p>4.2 研究の方法</p> <p>4.3 施設評価の実施状況</p> <p>4.4 定量的評価</p> <p>4.5 定性的評価</p> <p>4.6 施設評価の枠組み</p> <p>4.7 施設評価結果</p> <p>4.8 施設評価の課題と成果</p> <p>4.9 まとめ</p>
--

<p><b>第 5 章 個別施設計画の策定における市民参加手法</b></p> <p>5.1 研究の背景と目的</p> <p>5.2 研究の方法</p> <p>5.3 市民参加手法の実施状況</p> <p>5.4 住民同士の議論による合意形成</p> <p>5.5 まとめ</p>
--

## 第6章 個別施設計画の内容及び公共施設マネジメントの特徴

- 6.1 研究の背景と目的
- 6.2 研究の方法
- 6.3 個別施設計画の策定状況
- 6.4 個別施設計画における再編
- 6.5 個別施設計画における長寿命化
- 6.6 個別施設計画における財源確保
- 6.7 各自治体の公共施設マネジメントの特徴
- 6.8 まとめ

## 第7章 結論

- 7.1 各章の総括
- 7.2 公共施設マネジメントの展望

## 注

- 1) 総務省「公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策等の推進」(総務省 HP)、2014 年 1 月 <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000271742.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000271742.pdf)> (アクセス日:2015 年 9 月 20 日)
- 2) 総務省「公共施設状況調経年比較表(平成 18 年度～26 年度)(都道府県分、市町村分)」(総務省 HP) <<http://www.soumu.go.jp/iken/shisetsu/>> (アクセス日:2017 年 8 月 13 日) を基に筆者が集計したもの。集計結果は表 1-2 のとおり。
- 3) 国土交通省「平成 27 年度国土交通白書」(国土交通省 HP) <<http://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/h27/inex.html>> (アクセス日:2017 年 8 月 13 日)
- 4) 総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(総務省 HP)、2014 年 4 月 <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000287574.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000287574.pdf)> (アクセス日:2017 年 8 月 13 日)
- 5) インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議「インフラ長寿命化基本計画」(国土交通省 HP)、2013 年 11 月 <<http://www.mlit.go.jp/common/001040309.pdf>> (アクセス日:2017 年 8 月 13 日)
- 6) 国土交通省「国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)平成 26 年度～平成 32 年度」(国土交通省 HP)、2014 年 5 月 <<http://www.mlit.go.jp/common/001040664.pdf>> (アクセス日:2017 年 8 月 13 日)
- 7) 総務省「地方財政計画の概要(平成 26 年度～平成 29 年度)」(総務省 HP)、2017 年 2 月 <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000463657.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000463657.pdf)> (アクセス日:2017 年 8 月 13 日) 及び総務省「平成 30 年度地方財政対策の概要」(総務省 HP)、2017 年 12 月、<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000523779.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000523779.pdf)> (アクセス日:2017 年 12 月 29 日)
- 8) 総務省「公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査(結果の概要)平成 29 年 3 月 31 日現在」(総務省 HP)、2017 年 5 月 <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000485090.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000485090.pdf)> (アクセス日:2017 年 5 月 27 日)
- 9) 平成 24 年度から東京大学公共政策大学院及び国土交通省の主催で毎年開催している研修で、国及び地方公共団体職員を対象として、PRE/FM 戦略に関する先進事例を共有したり、都市地域再生やまちづくりの視点も含む実践的課題を議論したりすることを通じて、広く PRE/FM 戦略に携わる関係者のネットワークを形成し、それぞれが持つ知識や経験を融合することで PRE/FM 戦略の進化と人材育成を図ることを目的とする。内藤伸浩(東京大学公共政策大学院特任教授(当時))及び中川雅之(日本大学経済学部教授)を中心とし、研修アドバイザーに先進自治体職員(青森県、盛岡市、福島県、習志野市、佐倉市、武蔵野市、秦野市、浜松市、神戸市、倉敷市等(記載は第 1 回アドバイザー))を据え開催を続けている。第 6 回の開催となる平成 27 年度から国土交通省及び国土交通大学の主催へと切り替わっている。

- 10) 上森 貞行 (2012) 「アセットマネジメントによる公有資産保有の在り方について」『平成 23 年度研究報告書』盛岡市まちづくり研究所の内容を、第 1 回 P R E / F M 研修会演習材料として用いており、演習では条件の異なる 3 地区として「中心市街地」、「郊外住宅団地」、「中山間地域」を取り上げ、各地区の特性・課題等に対応したまちづくりの方針及び施設の再配置方針を検討している。
- 11) 総務省「個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等 (平成 29 年 5 月 31 日時点)」(総務省 HP) <[http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou/kobetu-keikaku\\_manual-guideline/index.html](http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou/kobetu-keikaku_manual-guideline/index.html)> (アクセス日:2017 年 8 月 30 日) において、インフラ、教育関係施設、行政系施設、公営住宅、その他に分類され、以下のマニュアル・ガイドライン等について、各省庁のホームページにリンクする形で示している。【国土交通省所管施設】個別施設計画策定マニュアル、ダム (ダム総合点検実施要領他)、河川・ダム (電気通信施設アセットマネジメント要領・同解説 (案) 他)、砂防 (砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン (案))、海岸 (海岸保全施設維持管理マニュアル)、下水道 (下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015 年版-)、港湾 (港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン【第 1 部 総論】他)、空港 (空港内の施設の維持管理指針)、自動車道 (自動車道の長寿命化等に資する計画の策定の要領)、公園 (公園施設長寿命化計画策定指針 (案))、住宅 (公営住宅長寿命化計画策定指針 (改定))、官庁施設 (官庁施設情報管理システム (BIMMS-N) を活用した個別施設計画策定・運用マニュアル)、【厚生労働省所管施設】水道事業 (「水道事業ビジョン」作成の手引き)、【農林水産省所管施設】(農業水利施設 (農業水利施設の機能保全の手引き)、ため池 (ため池機能診断マニュアル)、農業集落排水施設 (農業集落排水施設におけるストックマネジメントの手引き)、地すべり防止施設 (地すべり防止施設の長寿命化計画 (個別施設計画) の手引き・地すべり防止施設の機能保全の手引き)、海岸保全施設 (海岸保全施設維持管理マニュアル)、林道施設 (林道施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン・林道施設長寿命化対策マニュアル)、治山施設 (治山施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン・治山施設個別施設計画策定マニュアル)、水産基盤施設 (水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン他)、漁業集落排水施設 (漁業集落排水施設におけるストックマネジメントの手引き (案))、【経済産業省所管施設】工業用水 (工業用水道施設 更新・耐震・アセットマネジメント指針)、【教育関係施設】学校施設 (学校施設の長寿命化計画策定に係る手引)、【スポーツ施設】(スポーツ施設のストック適正化ガイドライン)、【社会教育施設等】「上記の学校施設及びスポーツ施設に係る手引きを参照」と表記あり。【行政系施設】庁舎 (保全マネジメントシステム (BIMMS) 導入・活用事例集)、消防施設 (消防組合における個別施設計画の策定にあたっての留意事項)、【公営住宅】国土交通省インフラ長寿命化計画 (行動計画) : 個別施設計画策定マニュアル、【その他】ごみ焼却施設 (廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き (ごみ焼却施設編))、し尿処

- 理施設・汚泥再生処理センター（廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（し尿処理施設・汚泥再生処理センター編）、自然公園等施設（自然公園等施設長寿命化計画策定指針）
- 12) スポーツ庁「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン(案)」(スポーツ庁 HP)、2017年5月<[http://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop02/list/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/05/30/1385575\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/05/30/1385575_02.pdf)>（アクセス日:2017年8月13日）
  - 13) 総務省「公共施設マネジメントの一層の推進について」(総務省 HP)、2016年11月<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000449253.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000449253.pdf)>（アクセス日:2017年8月13日）
  - 14) 国土交通省「『官庁施設のストックマネジメント技術検討委員会』の設置について」(国土交通省 HP)、1999年10月<<http://www.mlit.go.jp/gobuild/sesaku/hozen/siryo/19991015/19991015.htm>>（アクセス日:2017年8月13日）
  - 15) 国土交通省水管理・国土保全局下水道部・国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン 2015年版」、2015年、1頁。
  - 16) 一般社団法人 地域環境資源センター「農業集落排水施設におけるストックマネジメントの手引き(案)(平成29年度改訂版)」、2017年、4頁。
  - 17) 厚生労働省健康局水道課「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き～中長期的な視点に立った水道施設の更新と資金確保～」、2009年、I-6頁。
  - 18) FM推進連絡協議会『総解説ファシリティマネジメント』日本経済新聞出版社、2003年、2頁。
  - 19) 公的不動産の合理的な所有・利用に関する研究会(PRE研究会)「PRE戦略を実践するための手引書」、2010年、2頁。
  - 20) 合理的なCRE戦略の推進に関する研究会(CRE研究会)「CRE戦略を実践するための手引き(平成20年度改訂版)」、2009年、2頁。
  - 21) 加藤 裕久・小松 幸夫「木造専用住宅の寿命に関する研究」『日本建築学会論文集』第363号、1986年6月、20-26頁。
  - 22) 小松 幸夫「建物寿命の年齢別データによる推計に関する基礎的考察」『日本建築学会論文集』第439号、1992年9月、91-99頁。
  - 23) 小松 幸夫・加藤 裕久他「わが国における各種住宅の寿命分布に関する調査報告」『日本建築学会論文集』第439号、1992年9月、101-110頁。
  - 24) 小松 幸夫「1997年と2005年における家屋の寿命推計」『日本建築学会計画系論文集』第632号、2008年10月、2197-2205頁。
  - 25) 石塚 義高「標準建築修繕費算出に関する研究第一報 標準建築修繕費算出方法」『日本建築学会論文集』第335号、1984年1月、105-110頁。

- 26) 石塚 義高「標準建築修繕費算出に関する研究第二報 建築規模による修繕費の変化」『日本建築学会論文集』第 348 号、1985 年 2 月、53-58 頁。
- 27) 石塚 義高「建築物のライフサイクルコスト算定方法の開発 建築物のライフサイクルコスト算定に関する研究（第一報）」『日本建築学会論文集』第 356 号、1985 年 10 月、63-67 頁。
- 28) 建築保全センター『建築物のライフサイクルコスト』財団法人経済調査会、1993 年。
- 29) B E L C A『建築物の L C 評価用データ集』、1999 年。
- 30) 谷 重雄『建築経済学』技報堂出版株式会社、1978 年。
- 31) 橋本 正五『維持管理からみた建物ライフサイクルコスト』鹿島出版会、1982 年。
- 32) 村上 公哉・長島 俊雄・竹林 芳久・高部 素行「建物の保全費用からみた物理的要因の機能劣化に関する研究」『日本建築学会計画系論文集』第 418 号、1990 年 12 月、115-124 頁。
- 33) 村上 公哉・長島 俊雄「某ビルの建築部位の保全要因の発生過程とその特性に関する研究」『日本建築学会計画系論文集』第 427 号、1991 年 9 月、119-128 頁。
- 34) 竹林 芳久・長島 俊雄・村上 公哉・佐藤 文人「某ビルの更新時における劣化要因別・部位別の保全費用構成に関する調査研究」『日本建築学会計画系論文集』第 431 号、1992 年 1 月、129-136 頁。
- 35) 竹林 芳久・長島 俊雄・村上 公哉・長谷川 陸「建築工事費の分析による事務所ビルの要求性能の変化に関する研究」『日本建築学会計画系論文集』第 443 号、1993 年 1 月、151-158 頁。
- 36) 高草木 明「空調設備の予防保全に関する解析的研究」『日本建築学会計画系論文集』第 430 号、1991 年 12 月、45-53 頁。
- 37) 高草木 明「状態基準保全の信頼性向上効果と経済性の分析 空調設備の予防保全に関する解析的研究その 2」『日本建築学会計画系論文集』第 441 号、1992 年 11 月、43-52 頁。
- 38) 高草木 明「空調機器の信頼度・保全度調査研究」『日本建築学会計画系論文集』第 436 号、1992 年 6 月、1-9 頁。
- 39) FM推進連絡協議会『総解説ファシリティマネジメント』日本経済新聞出版社、2003 年 1 月、10-63 頁。
- 40) 日本ファシリティマネジメント協会「日本ファシリティマネジメント大賞受賞集」Vol. 7、2017 年 4 月。
- 41) 越部 毅・糸井 孝雄「日常圏型有料公共施設のファシリティマネジメント指針作成のための LCC 分析：公共施設のファシリティマネジメントに関する基礎的研究」『日本建築学会計画系論文集』第 572 号、2003 年 10 月、131-138 頁。

- 42) 越部 毅「横断型経営評価手法による日常圏型公共施設経営の評価と考察:公共施設のファシリティマネジメントに関する基礎的研究その2」『日本建築学会計画系論文集』第579号、2004年5月、97-104頁。
- 43) 越部 毅・糸井 孝雄「日常圏型無料公共施設のLCCマネジメントの考察 公共施設のファシリティマネジメントに関する基礎的研究 その3」『日本建築学会計画系論文集』第586号、2004年12月、141-148頁。
- 44) 中津 元次・松成 和夫「公共施設におけるファシリティマネジメントの意義と展望」『地域政策研究』49号、地方自治研究機構、2009年12月、18-24頁。
- 45) 山本 康友『公共建築における戦略的な施設投資のための基礎的研究 日本における公共建築ストックの現状および東京都における公共施設投資の分析と、それに基づく主要用途の施設への投資のあり方に関する提案』工学院大学、2008年。
- 46) 円満 隆平・鈴木 晴紀・板谷 敏正他「公共不動産 PRE(Public Real Estate)指標の可視化の試み」『日本建築学会大会学術講演梗概集』F-1、2008-2011年。
- 47) 李 祥準『地方自治体の公共施設マネジメントに関する研究』早稲田大学、2012年。
- 48) 根本 祐二「公共施設等総合管理計画標準構成の内容と役割 人口減少時代の公共施設のマネジメントのあり方」『公営企業』第46巻第4号、2014年7月、38-47頁。
- 49) 西野 辰哉「先行自治体による公共施設再編計画の構成と内容に関する考察」『日本建築学会計画系論文集』第714号、2015年8月、1775-1785頁。
- 50) 池澤 龍三・堤 洋樹・水出 有紀・松村 俊英・橋本 直子「『公共施設等総合管理計画』に係る公共施設マネジメント推進方法に関する検討」『日本建築学会関東支部研究報告集Ⅱ』2015年3月、449-452頁。
- 51) 桃原 勇二・加藤 大輔・恒川 和久「公共施設等総合管理計画における試算条件の課題について 愛知県日進市の事例」『日本建築学会大会学術講演梗概集(中国)』2017年8月、271-272頁。
- 52) 謝 秉銓・角田 誠「施設運営管理費と施設の利用実態に着目した公共施設マネジメント手法に関する研究 東京都多摩市をモデルとして」『日本建築学会計画系論文集』第638号、2009年4月、911-917頁。
- 53) 川野 紀江・平手 千裕・南澤 智規・谷口 元・恒川 和久・太幡 英亮・村上 心「各都市事例調査を通じた施設評価指標の提案 名古屋市をモデルとした公共施設評価指標と再配置計画に関する研究その1」『日本建築学会大会学術講演梗概集(東海)』2012年9月、183-184頁。
- 54) 平手 千裕・川野 紀江・南澤 智規・谷口 元・恒川 和久・太幡 英亮・村上 心「市民視点と行政視点による公共施設の評価 名古屋市をモデルとした公共施設評価指標と再配置計画に関する研究その2」『日本建築学会大会学術講演梗概集(東海)』2012年9月、185-186頁。
- 55) 南澤 智規・平手 千裕・川野 紀江・谷口 元・恒川 和久・太幡 英亮・村上 心「施設



総合評価と利用圏域・利用者意識からみた再配置計画 名古屋市をモデルとした公共施設評価指標と再配置計画に関する研究その 3』『日本建築学会大会学術講演梗概集（東海）』2012年9月、187-188頁。

- 56) 増川 雄二・李 祥準・堤 洋樹・小松 幸夫「保有施設全体把握のための建物評価手法の提案 公共施設の総量見直しに関する研究その 1」『日本建築学会大会学術講演梗概集（北海道）』2013年8月、165-166頁。
- 57) 鶴原 太郎・佐久間 直哉・李 祥準・堤 洋樹・小松 幸夫「全施設再編のための評価及びプロセス提案 公共施設の総量見直しに関する研究その 2」『日本建築学会大会学術講演梗概集（北海道）』2013年8月、167-168頁。
- 58) 恒川 和久・柴田 美里・太幡 英亮・村上 心・川野 紀江・納村 信之・松岡 利昌「公共施設におけるアクティビティの分析と考察 アクティビティとキャパシティに着目した公共施設マネジメントに関する研究その 1」『日本建築学会計画系論文集』第 717 号、2015年11月、2617-2624頁。
- 59) 柴田 美里・太幡 英亮・村上 心・川野 紀江・納村 信之・松岡 利昌・恒川 和久「公共施設キャパシティの分析とマネジメント手法に関する考察 アクティビティとキャパシティに着目した公共施設マネジメントに関する研究その 2」『日本建築学会計画系論文集』第 728 号、2016年10月、2229-2237頁。
- 60) 大舘 峻一・角田 誠・李 祥準「施設再配置を考慮した公共施設の段階的総量適正化に関する研究 町田市を対象としたケーススタディと評価プロセスの検証」『日本建築学会計画系論文集』第 732 号、2017年2月、363-370頁。
- 61) 龍 元・清水 裕之・大月 淳・杉本 宗之「公共文化施設の構想から設計に至る過程における市民参加による意思決定の仕組みに関する研究 3つの文化施設プロジェクトを事例として」『日本建築学会計画系論文集』第 552 号、2002年2月、117-124頁。
- 62) 土肥 千絵・増田 智恵美・志村 秀明「市民参加型公共建築の計画手法に関する研究(1) 156の事例による参加の手法と段階の傾向」『日本建築学会大会学術講演梗概集（北海道）』2004年8月、579-580頁。
- 63) 増田 智恵美・土肥 千絵・志村 秀明「市民参加型公共建築の計画手法に関する研究(2) 施設用途毎の計画手法」『日本建築学会大会学術講演梗概集（北海道）』2004年8月、581-582頁。
- 64) 平瀬 有人・田中 智之・古谷 誠章「公共建築建設プロセスへの市民参加に関する研究 群馬県神流町中里合同庁舎建設に伴うワークショップを事例として」『日本建築学会大会学術講演梗概集（北海道）』2004年8月、587-588頁。
- 65) 矢尻 貴久・稲垣 淳哉・古谷 誠章「公共建築建設プロセスへの市民参加に関する研究 群馬県高崎市立桜山小学校建設に伴うワークショップを事例として」『日本建築学会大会学術講演梗概集（東北）』2009年8月、437-438頁。
- 66) 内海 健太・藤村 龍至「市町村庁舎の設計プロセスにおける住民参加のあり方に関する

- る研究 2003 年以降の竣工事例を対象として」『日本建築学会大会学術講演梗概集（九州）』2016 年 8 月、925-926 頁。
- 67) 長谷川 直樹・鈴木 博志「公共施設整備における市民参加の効果と課題についての考察 郡上市白鳥中央地区の事例」『日本建築学会計画系論文集』第 648 号、2010 年 2 月、419-425 頁。
- 68) 矢嶋 宏光「縮退局面の社会的意思決定プロセスとそのポイント」『地方自治職員研修』臨時増刊 No. 93、2010 年 3 月、184-194 頁。
- 69) 永田 麻由子・小泉 秀樹・真鍋 陸太郎・大方 潤一郎「地方公共団体における公共施設マネジメントの取組みに関する実態と課題 公共施設の総量削減手法と住民生活に与える影響に着目して」『公益社団法人日本都市計画学会 都市計画論文集』Vol. 49 No. 3、2014 年 10 月、663-668 頁。
- 70) 原科 幸彦「コンパクトシティづくりへの合意形成」『国府台経済研究』第 25 卷 3 号、2015 年 3 月、147-175 頁。
- 71) 川島 優太・桂 達也・倉斗 綾子・志村 秀明「公共施設再編のための市民合意形成手法に関する研究(1) さいたま市とさいたま市与野本町小学校における取り組み」『日本建築学会大会学術講演梗概集（関東）』2015 年 9 月、187-188 頁。
- 72) 桂 達也・川島 優太・倉斗 綾子・志村 秀明「公共施設再編のための市民合意形成手法に関する研究(2) さいたま市とさいたま市与野本町小学校における公共施設複合化ワークショップの効果」『日本建築学会大会学術講演梗概集（関東）』2015 年 9 月、189-190 頁。
- 73) 賈 亦楊・赤沼 大暉・守屋 圭那・志村 秀明「公共施設再編のための市民合意形成手法に関する研究(3) さいたま市与野本町小学校を対象とするワークショップの効果」『日本建築学会大会学術講演梗概集（九州）』2016 年 8 月、747-748 頁。
- 74) 小知和 建吾・賈 亦楊・志村 秀明「公共施設再編のための市民合意形成手法に関する研究(4) さいたま市与野本町小学校における基本設計案の策定」『日本建築学会大会学術講演梗概集（九州）』2016 年 8 月、747-748 頁。
- 75) 瀬田 史彦・吉村 輝彦・岡井 有桂「合併自治体の公共施設の統廃合・再編のための施設別方針の提示と住民理解に関する研究（概要）」『Urban Study』Vol. 62、民間都市開発推進機構都市研究センター、2016 年 6 月、15-40 頁。
- 76) 志村 直毅「公共施設マネジメントにおける合意形成の意義 山梨県笛吹市の事例を中心として」『研究年報社会科学』第 36 号、山梨学院大学大学院社会科学研究科、2016 年 2 月、85-126 頁。
- 77) 西野 達也・神門 香菜・平野 吉信「中国地方における市町村合併に伴う公民館の再編状況とまちづくり拠点化に関する考察」『日本建築学会計画系論文集』第 657 号、2010 年 11 月、2537-2545 頁。

- 78) 伊丹 康二・横田 隆司・飯田 匡・川合 美紗子「大阪府豊中市における公共施設の用途変更の実態と施設運営上の課題に関する研究」『日本建築学会大会学術講演梗概集（関東）』2011年8月、37-38頁。
- 79) 池添 昌幸「公共建築物の用途転用事例における民間施設化に関する研究」『日本建築学会大会学術講演梗概集（関東）』2011年8月、41-44頁。
- 80) 畑 真由香・山岸 輝樹・阿部 紀子・廣田 直行「市有施設の現状からみる地域拠点形成における現有施設有効活用の方法 習志野市の公共施設再編計画」『日本建築学会大会学術講演梗概集（近畿）』2014年9月、433-434頁。
- 81) 友國 樹伸・藤村 龍至「人口減少と施設老朽化からみた学校施設等の再配置に関する研究」『日本建築学会大会学術講演梗概集（九州）』2016年8月、147-148頁。
- 82) 長谷川 峻也・石垣 文・平野 吉信「市町村合併後の公共施設の再編に関する研究 広島県下の小学校・中学校・図書館を対象に」『日本建築学会大会学術講演梗概集（中国）』2017年8月、947-948頁。
- 83) 公共施設マネジメントの現状と課題については、以下の論文を参照のこと。上森 貞行「地方自治体における公共施設マネジメントの現状と課題」（岩手県立大学大学院総合政策研究科修士論文）、2013年3月。

## 第2章 公共施設等総合管理計画の内容及び各種取組の状況

- 2.1 研究の背景と目的
- 2.2 研究の方法
  - 2.2.1 研究対象
  - 2.2.2 調査の方法
  - 2.2.3 分析の方法及び研究の構成
- 2.3 総合管理計画の内容及び各種取組の状況
  - 2.3.1 計画期間
  - 2.3.2 数値目標
  - 2.3.3 計画内容
  - 2.3.4 計画所管部門
  - 2.3.5 施設白書
  - 2.3.6 施設評価
  - 2.3.7 市民参加
  - 2.3.8 財政計画
  - 2.3.9 国の財政措置の活用
  - 2.3.10 考察
- 2.4 総合管理計画主要項目間の関係性
  - 2.4.1 施設白書－市民参加
  - 2.4.2 施設白書－施設評価
  - 2.4.3 数値目標－市民参加
  - 2.4.4 考察
- 2.5 まとめ

## 第2章 公共施設等総合管理計画の内容及び各種取組の状況

### 2.1 研究の背景と目的

第1章に示すように、高度経済成長期に一斉に建設した公共施設は、建設から50年程を経過し、老朽化対策が喫急の課題となっている。しかし、人口減少社会の到来や少子高齢社会の進展により、税収は長期にわたり漸減する見込みで、地方財政は厳しさを増し、全ての公共施設を維持・更新していくことが困難となっており、総務省は2014年4月に、全国の自治体に対して総合管理計画の策定要請を行った<sup>1)</sup>。

総合管理計画は、「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体が策定するものとされる「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するものであり、「維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画」とされる。さらに同基本計画では、「行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）を策定する」と定めている<sup>2)</sup>。このため、個別施設計画の策定に当たり、その前提となる「中長期的な取組の方向性」を定める総合管理計画の内容は、非常に重要なものである。

総合管理計画の策定にあたっての指針では、「総合管理計画に記載すべき事項」として、「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」をはじめとし、計画期間、体制構築・情報共有策、課題認識のほか、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方等を含む「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」、並びに、学校等の「三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」が求められている。また、このほか「第二 総合管理計画策定にあたっての留意事項」も併せて示されており、行政サービス水準等の検討（サービスの必要性の検討）や、実態把握・計画の策定・見直し、議会・住民との情報共有、数値目標の設定などが掲げられている<sup>3)</sup>。

以上のように、総合管理計画の策定要請は、個別施設計画の策定を見据えた中で、総合管理計画の段階で記載すべき事項を列記し、各種検討を促している。このため、個別施設計画の策定方法を考察するに当たっては、その前提となる総合管理計画がどのように策定されているか、計画の記載内容はもとより、前述の留意事項に対応する計画策定に関連する各種取組の実施状況も含めて、策定実態を把握しておくことが必要である。

そこで、本研究では、個別施設計画の策定まで早期に進むことが想定される全国に先駆けて総合管理計画を策定した自治体を対象として、計画期間、数値目標の設定状況、施設類型別の取組方針などの総合管理計画の内容並びに計画策定に伴う施設白書作成状況、施設評価実施状況、市民参加実施状況、財政計画の作成状況、財政措置活用状況などの各種取組の状況を調査しその特徴を把握するとともに、主要な項目の関係性を分析することにより、各自治体が個別施設計画の策定に向けて、どのような総合管理計画を策定し、どのような取組を進めているかを明らかにすることを目的とする。

なお、公共施設等とは、公共施設、公用施設その他の当該自治体が所有する建築物その

他の工作物のことを言い、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念であるが、1.3 節で述べたとおり本研究の研究対象としている「公共建築物」に関連する事項に着目して調査結果を取りまとめ考察を行う。

## 2.2 研究の方法

### 2.2.1 研究対象

本研究の対象は、表 2-1 に示す総務省「公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査」(2015)<sup>4)</sup>において、平成 27 年 4 月 1 日現在で既に総合管理計画を策定済としている全ての自治体とした。その内訳は、都道府県 11、市区町村 64（指定都市 8 含む）の 75 自治体となっている。これは、同調査において、総合管理計画の策定予定有と回答した 1788 自治体の 4.2%に該当する。

表 2-1 総合管理計画策定取組状況に関する調査結果（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区分	都道府県		指定都市		市区町村		合計			
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合		
回答団体数	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%		
計画策定状況	策定予定有	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%	
	内訳	策定済	11	23.4%	8	40.0%	56	3.3%	75	4.2%
		未策定	36	76.6%	12	60.0%	1,665	96.7%	1,713	95.8%
	策定完了予定時期	H27年度	18	38.3%	9	45.0%	443	25.7%	470	26.3%
		H28年度	18	38.3%	3	15.0%	1,195	69.4%	1,216	68.0%
		H29年度以降	0	0.0%	0	0.0%	27	1.6%	27	1.5%
	H28年度までに策定予定	47	100.0%	20	100.0%	1,694	98.4%	1,761	98.5%	
策定予定無	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		

出典 総務省「公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査」(2015) より作成

## 2.2.2 調査の方法

本研究の調査としては、主にアンケート調査により情報収集を行った。このほか、アンケート調査を補完する目的で、各自治体がホームページで公表している総合管理計画を参照するとともに、アンケート調査で不明な点は、電話等によりヒアリング調査を行った。

研究対象とした75の自治体に郵送及び電子メールにより調査票を送付し実施した。この結果、表2-2のとおり都道府県11、指定都市8、中核市5、特例市5、中都市（人口10万人以上）15、小都市（人口10万人未満）28の合計72の自治体から回答があり、回答率は96.0%となった。

表2-2 回答自治体一覧

都道府県	指定都市	市区町村					
		中核市	中都市			小都市	
山形県	仙台市						
茨城県	さいたま市	盛岡市	日立市	伊丹市	滝川市	関川村	久万高原町
埼玉県	横浜市	越谷市	筑西市	新居浜市	石狩市	粟島浦村	嘉麻市
新潟県	川崎市	奈良市	上尾市	大牟田市	小清水町	松川村	大津町
静岡県	相模原市	高松市	坂戸市	霧島市	庄内町	高島市	山都町
愛知県	静岡市	那覇市	藤沢市		那珂市	福知山市	豊後大野市
三重県	京都市	特例市	海老名市		かずみがうら市	岬町	与論町
広島県	福岡市	熊谷市	小松市		渋川市	湯梨浜町	
山口県		春日部市	可児市		みなかみ町	浜田市	
徳島県		小田原市	長浜市		吉川市	安芸高田市	
鹿児島県		厚木市	守口市		小川町	萩市	
		明石市	松原市		燕市	多度津町	

※ 中都市は人口10万人以上特例市未満、小都市は人口10万人未満の自治体を表す。

## 2.2.3 分析の方法及び研究の構成

調査から得られた回答のうち、総務省の策定要請項目において自治体に判断が委ねられている項目や公共施設マネジメントに関する既往研究において重要な取組として掲げられている事項について、2.3節においてアンケート調査結果を集計し可視化する。また、アンケート調査結果を自治体規模によりクロス集計し、自治体規模による取組手法の相違について考察を行う。2.4節では、調査項目間の相関分析を行い、各項目の関係性について考察を行う。

## 2.3 総合管理計画の内容及び各種取組の状況

調査対象自治体の総合管理計画の策定状況を把握するためにアンケート調査項目として設定した計画期間、数値目標の設定状況、施設類型ごとの基本的な方針等の記載内容、施設白書の作成状況、施設評価の実施状況、財政計画の作成状況、市民参加の状況について、その調査結果を以下に示す。

### 2.3.1 計画期間

計画期間は、総務省要請では「少なくとも10年以上の計画期間とする」とされるが、調査の結果、概ね10年としている自治体が最も多かったが、概ね20年以上の長期間を定めている自治体が61.1%あり、長期間の取組を想定している自治体が多いことが分かった。総務省作成の総合管理計画に係るQ&Aにおいて、「将来的な人口変動等を見込んで公共施設等の管理に関する方針を検討するため、長期の計画期間で策定することが重要」と示されており、これを反映した計画期間となっている。

表 2-3 計画期間の設定状況

自治体規模	概ね10年	概ね20年	概ね30年	概ね40年	概ね50年以上	指定なし	計
都道府県	6	4				1	11
指定都市	2	1	1	1		3	8
中核市	2	1		1	1		5
特例市	1		2	2			5
中都市	3	2	5	3	2		15
小都市	10	6	10	2			28
計	24	14	18	9	3	4	72
構成比	33.3%	19.4%	25.0%	12.5%	4.2%	5.6%	100.0%

※ 計画期間は、年数の下一桁を四捨五入により集計。

### 2.3.2 数値目標

数値目標は、総務省要請では「計画の実効性を確保するため・・・、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること」とされるが、表 2-4 のとおり建築物に関する数値目標を設定している自治体は、42 自治体（58.3%）に留まっており、30 自治体（41.7%）は数値目標を設定していないことが分かった。

数値目標の内容で最も多かったのは、保有量（延床面積）に関する数値目標の設定であり 29 自治体（40.3%）あった。更新費用や維持管理費用などの経費に関する数値目標を定める自治体は 5 自治体（全自治体の 6.9%）であり、数値目標の設定をしている自治体の 11.9%に限られており、「更新費用を 40 年間で 50%程度縮減する」、「今後 40 年間の公共



建築物の維持管理等費用に対して不足する財源約 422 億円を解消する」などがあった。その他としては、「今後 20 年間で県内の人口が 10%程度の減少が見込まれ、それに伴い施設需要も減少すると考えられることから、中長期的な施設需要を踏まえた施設総量の最適化への取組を進める」と間接的な数値目標の示唆に留まるものや、「適切な保全による長寿命化（目標耐用年数：学校 80 年、市営住宅 70 年、その他 60 年以上）」などがあった。このほか、延床面積の目標設定に加え、「建物数を 30 年間で 25%削減」という目標設定をする自治体もあった。

自治体規模別に見ると、都道府県では数値目標を設定していない自治体が多く、保有量（延床面積）の縮減目標を定めている自治体はない。一方、市区町村では数値目標を設定している自治体が多く、保有量（延床面積）の縮減を目標としている自治体は、61 自治体中 29 自治体の 47.5%に上り、約半分の自治体が保有量（延床面積）の縮減目標を設定していることが明らかとなった。

表 2-4 数値目標の内容

自治体規模	数値目標の設定(有)				数値目標の設定(無)	合計	数値目標設定率
	保有量 (延床面積)	経費 (更新費用・維持管理費用)	その他	小計			
都道府県			3	3	8	11	27.3%
指定都市	3		1	4	4	8	50.0%
中核市	4			4	1	5	80.0%
特例市	2	1		3	2	5	60.0%
中都市	9	2		11	4	15	73.3%
小都市	11	2	4	17	11	28	60.7%
計	29	5	8	42	30	72	58.3%
構成比	40.3%	6.9%	11.1%	58.3%	41.7%	100.0%	-

### 2.3.3 計画内容

計画内容については、総務省要請では、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める」とされ、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針では、「施設類型（道路、学校等）の特性を踏まえて（基本的な方針を）定めること」とされている。これは、総論としての方針に加えて、施設類型の方針に踏み込んだ検討を促しているところであるが、表 2-5 に示す調査の結果、総論のみ記載に留まる自治体は 29 自治体（40.3%）あり、施設類型別の取組方針を記載している自治体（③及び④）は 36 自治体（50.0%）あった。総論に加え施設類型別の取組方針まで記載している自治体は半数に留まることがなかった。

表 2-5 計画記載内容

自治体規模	①建築物全体についての総論となる基本的な考え方を示している。	② ①に加え、学校、住宅、市民文化系施設等の施設類型別の現状・課題を記載している。	③ ②に加え、施設類型別の取組方針を記載している。	④ ③に加え、個別の施設の更新・統廃合・長寿命化などについても記載している。	計
都道府県	5	1	4	1	11
指定都市	2		4	2	8
中核市	3	1	1		5
特例市	2		2	1	5
中都市	4	2	5	4	15
小都市	13	3	9	3	28
計	29	7	25	11	72
構成比	40.3%	9.7%	34.7%	15.3%	100.0%

#### 2.3.4 計画所管部門

総務省要請では、全庁的な取組体制の構築を掲げ、「公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましい」としている。表 2-6 に示す調査の結果、計画所管部門として最も多いのが、管財部門で 26 自治体（36.1%）であった。その一方で、企画部門や行政改革部門、財政部門など、従来施設所管部署ではない部門が計画を取りまとめている自治体も多く、全庁的な取組体制の構築が進んでいる状況が見て取れる。

都道府県では 11 自治体中 10 自治体が管財部門の所管となっている。市区町村では、企画部門、行政改革部門、財政部門での計画所管が多いが、小都市では、管財部門での計画所管が多く見られた。

表 2-6 計画所管部門

自治体規模	管財部門	企画部門	財政部門	行政改革部門	その他	計
都道府県	10	0	0	0	1	11
指定都市	2	2	2	2	0	8
中核市	0	2	3	0	0	5
特例市	0	3	0	2	0	5
中都市	3	6	0	5	1	15
小都市	11	6	4	5	2	28
計	26	19	9	14	4	72
構成比	36.1%	26.4%	12.5%	19.4%	5.6%	100.0%

※ その他は、プロジェクトチームなど。

### 2.3.5 施設白書

総務省要請では、議会や住民との情報共有等として、「総合管理計画の策定段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ策定することが望ましい」としている。住民等との情報共有方法として、近年、急速に取組が進んだ施設白書がある。

総合管理計画策定自治体の施設白書作成状況は、表 2-7 に示すとおり、作成済みが 29 自治体（40.3%）であり、作成予定の自治体も含めると 42 自治体（58.3%）が施設白書を作成することとしており、施設白書が重要な情報共有方法であることが分かる。一方で、作成しない自治体が 30 自治体（41.7%）あり、住民等との情報共有方法として施設白書が必須ではないと考えている自治体も数多くあることが分かった。

なお、作成済み及び作成予定の 42 自治体のうち 29 自治体（69.0%）は、施設白書を更新済み又は更新予定としている。

都道府県では、調査時点で施設白書を作成済みの自治体は無く、作成を予定している自治体があるのみであった。市区町村では、施設白書を作成済みの自治体が多く、市区町村は住民への情報提供が進んできていることが分かる。

表 2-7 施設白書作成状況

自治体規模	作成済み	作成予定	作成しない	計
都道府県		4	7	11
指定都市	6		2	8
中核市	2	3		5
特例市	5			5
中都市	8		7	15
小都市	8	6	14	28
計	29	13	30	72
構成比	40.3%	18.1%	41.7%	100.0%

※ 作成しないには、未定の 2 自治体を含む。

### 2.3.6 施設評価

総務省要請では、「当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましい」とし、「個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討するに際しては、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか（民間代替可能性）など、公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要である」として、サービスの必要性の検討を促している。この検討の一手法として施設評価がある。既往研究においても施設評価手法に関する研究も多くあり、施設評価は公共施設の再編において重要な位置付けとなっていることから、施設評価の実施状況を調査した。

調査の結果、施設評価（又は施設アセスメント）の実施済みが 8 自治体（11.1%）であり、実施予定の自治体も含めると 34 自治体（47.2%）が施設評価（又は施設アセスメント）を実施することとしており、施設評価が重要な取組手法であることが分かる。一方で、実施

しないが 38 自治体（52.8%）あり、施設評価を行わずに公共施設マネジメントを行う自治体も多くある。

都道府県、市区町村ともに、施設評価を実施済みの自治体は少なく、施設評価はあまり進んでいない。実施を予定している自治体が多くあり、施設評価はこれからという状況であるが、実施しないとしている自治体も多い状況である。

表 2-8 施設評価（施設アセスメント）実施状況

自治体規模	実施済み	実施予定	実施しない	計
都道府県		6	5	11
指定都市	2	1	5	8
中核市		2	3	5
特例市	1	1	3	5
中都市	3	6	6	15
小都市	2	10	16	28
計	8	26	38	72
構成比	11.1%	36.1%	52.8%	100.0%

※ 実施しないには、未定の 7 自治体を含む。

### 2.3.7 市民参加

総務省要請では、議会や住民との情報共有等として、「個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ策定することが望ましい」とし、総論をまとめる段階から住民等との情報共有を行うことを推奨している。

調査の結果、計画策定に当たり実施された市民参加は表 2-9 のとおりであり、パブリック・コメントの実施は 41 自治体（56.9%）と最も多かった。次に実施が多いのは住民アンケートで 11 自治体（15.3%）あった。このほか、複数の市民参加手法を組み合わせる実施（パブリック・コメントを除く）している自治体は 12 自治体（16.7%）あった。しかし、市民参加を行っていない自治体は 22 自治体（30.6%）、パブリック・コメントのみ実施の自治体は 21 自治体（29.2%）あり、これらで約 6 割を占める。

パブリック・コメントの実施以外に、積極的な市民参加を行っている自治体は少数に限られており、総合管理計画の策定に当たっての住民との合意形成は、あまり進んでいない状況が明らかとなった。

特に、都道府県では、総合管理計画の策定に当たり、一般住民が多数参加できる市民参加（パブリック・コメントを除く）は行われておらず、計画案のパブリック・コメントの実施が、市民参加の主流である。市区町村では、計画案のパブリック・コメントの実施のほか、各種市民参加手法を実施している自治体が見受けられるが、小都市では市民参加を実施せずに総合管理計画を策定している自治体が多い。

表 2-9 計画策定時の市民参加実施状況

市民参加手法	都道府県	指定都市	中核市	特例市	中都市	小都市	計	該当率 (72自治体中)
計画案のパブリックコメントの実施	7	6	2	5	10	11	41	56.9%
住民アンケートの実施	0	3	0	1	6	1	11	15.3%
計画審議会・住民会議等を設置し、地域住民組織等の代表者が参加	0	0	0	1	1	4	6	8.3%
計画審議会・住民会議等を設置し、公募の住民が参加	0	1	0	2	2	0	5	6.9%
地区別の懇談会・意見交換会の開催	0	1	0	2	1	1	5	6.9%
公聴会・住民説明会の開催	0	1	0	0	2	0	3	4.2%
シンポジウム・フォーラムの開催	0	2	0	0	0	1	3	4.2%
住民モニターによる意識調査の実施	0	0	0	0	1	0	1	1.4%
行政と住民によるワークショップの開催	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
その他	2	2	2	0	2	4	12	16.7%
市民参加を行っていない	4	0	2	0	3	13	22	30.6%
対象自治体数	11	8	5	5	15	28	72	100.0%

### 2.3.8 財政計画

総務省要請では、「公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等」の記載を要請しているが、これは公共施設等の現況及び将来の見通しとしての記載であり、総合管理計画の実施に伴う財政計画についての記載要請は無い。長期的な取組であり財政計画と連動させることは非常に難しい。しかし、公共施設の老朽化問題への対応で困難となっているものは修繕・更新等に係る予算措置であり、財政計画は非常に重要なものであると考えられることから、財政計画の作成（事業費の確保）について設問を設けた。調査の結果、総合管理計画に関連する財政計画を作成していないとする自治体は55自治体（76.4%）に上り、多くの自治体が総合管理計画の実施に係る財政計画（事業費の確保）を作成していないことが分かった。

公共施設等の老朽化問題のみならず、人口減少時代の財政問題として重要視される総合管理計画であるが、財政計画と連動している自治体は少数であり課題が残る。施設類型毎の長期的な財政負担を明らかにし、総合的に財政計画とすり合わせていくことに総合管理計画の意義があることに鑑みると、財政計画と連動されていないことは大きな課題である。今後、個別施設計画を策定する際に、総合管理計画を考慮し、各施設類型別に適切な資源配分を行うことが求められる。

表 2-10 財政計画作成状況

自治体規模	①総合管理計画全体について財政計画を作成している。	②建築物全体について財政計画を作成している。	③建築物の一部の用途について財政計画を作成している。	④総合管理計画に関連する財政計画は作成していない。
都道府県			1	10
指定都市	2	2	2	4
中核市				5
特例市	1	1		4
中都市			3	12
小都市	4	5	3	20
計	7	8	9	55
構成比	9.7%	11.1%	12.5%	76.4%

※1 ①は②と重複している。

※2 ④には、回答なしの2自治体を含む。

### 2.3.9 国の財政措置の活用

第1章に示したとおり、総合管理計画の策定に伴い活用可能となる財政支援措置として、平成26年度から公共施設等の除却について当分の間地方債の充当率を認める地方債の特例措置を創設したほか、平成27年度には総合管理計画に基づき実施する公共施設の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費に係る「公共施設等最適化事業費」を創設し、平成28年度にはこれを増額、平成29年度には公共施設等適正管理推進事業費に名称を改め、新たに長寿命化事業、立地適正化事業、市町村役場機能緊急保全事業を加えて増額、平成30年度は長寿命化事業の拡充及びユニバーサルデザイン化事業を新たに加えて増額してきている<sup>5~9)</sup>。これら財政支援措置の活用をどの程度見込み、総合管理計画を策定しているかを把握するため、計画策定に伴い活用可能となる起債について活用予定等を調査した。

なお、調査時点で平成29年度以降の地方財政計画が明らかとなっていなかったことから、平成29年度以降の財政支援措置については、本調査の対象外となっている。

調査結果は以下のとおりであった。

#### (1) 除却に係る地方債の活用

当該地方債は、公共施設等の除却についての地方債の特例措置で、充当率75%の起債が可能となるもの（平成26年度創設：平成29年度から充当率90%に変更）である。調査の結果、平成26年度に活用済みの自治体は9自治体（12.5%）、平成27年度に活用予定の自治体は14自治体（19.4%）、平成28年度以降に活用予定の自治体は8自治体（11.1%）あり、計31自治体（43.1%）で活用済み・活用予定となっており、活用が進んできている。

#### (2) 公共施設最適化事業債の活用

当該事業債は、総合管理計画に基づいて実施される既存の公共施設の集約化・複合化事

業であって、全体として延床面積が減少するもの（庁舎等の公用施設や公営住宅、公営企業施設等は対象外）に係る地方債措置で、充当率 90%で、交付税算入率 50%がある有利な起債である。調査の結果、活用済みの自治体は無く、平成 27 年度に活用予定自治体は 3 自治体 (4.1%)、28 年度以降に活用予定の自治体は 2 自治体 (2.8%) あり、計 5 自治体 (6.9%) の活用予定に限られている。

### (3) 転用事業に係る地域活性化事業債の活用

当該事業債は、総合管理計画に基づいて実施される既存の公共施設等の転用事業（転用後の施設が庁舎等の公用施設、公営住宅、公営企業施設等である場合は対象外）に係る地方債措置で、充当率 90%で、交付税算入率 30%がある有利な起債である。調査の結果、活用済みの自治体及び 27 年度に活用予定の自治体は無く、28 年度以降に活用予定の自治体が 2 自治体 (2.8%) あるのみであった。

公共施設最適化事業債及び転用事業に係る地域活性化事業債のいずれも、具体的な公共施設の最適化に取り組み始めている自治体は限られており、総合管理計画を策定した時点では、多くの自治体において具体的な公共施設の最適化が計画されていない状況にあることが分かる。

表 2-11 国の財政措置（起債の活用）の活用状況

自治体規模	除却に係る地方債の活用状況		公共施設最適化事業債の活用状況		転用事業に係る地域活性化事業債の活用状況		対象自治体数 総計
	活用済	活用予定	活用済	活用予定	活用済	活用予定	
都道府県	3	2	0	1	0	0	11
指定都市	3	2	0	0	0	0	8
中核市	0	1	0	0	0	0	5
特例市	0	2	0	1	0	0	5
中都市	3	2	0	0	0	0	15
小都市	0	13	0	3	0	2	28
計	9	22	0	5	0	2	72
構成比	12.5%	30.6%	0.0%	6.9%	0.0%	2.8%	100.0%

### 2.3.10 考察

数値目標、計画内容、施設白書、施設評価、市民参加、財政計画の状況など、総合管理計画の策定状況を明らかにし、自治体規模により取組手法を比較したところ、次のような相違が見られた。

調査対象自治体においては、都道府県では、保有量（延床面積）の縮減目標を設定している自治体は無く、市民参加もパブリック・コメントに限られる状況であり、施設白書作成や施設評価（施設アセスメント）も総合管理計画策定後に実施予定の自治体があるという状況であり、市区町村に比べ対住民の取組は未だこれからという状況である。所管部門

も管財部門が多く、企画部門や行政改革部門などの政策判断に近い部門ではなく、維持管理を中心とした、今後の施設の長寿命化など更新費用の節減や平準化に重きが置かれている傾向にある。

一方、市区町村では、保有量の縮減目標を設定している自治体が多く、未だ多くはないが住民アンケートの実施や地区別の懇談会・意見交換会などの市民参加も始まっている。施設白書の作成も進められており、住民合意形成を視野に総合管理計画の作成が進められてきている傾向にある。所管部門は、企画部門や行政改革部門など政策判断に近い部門に置かれている自治体が多く、施設の再編も含めた公共施設等の最適化に重きが置かれている傾向が見て取れる。ただし、小都市では、従来から公共施設を所管している管財部門に計画所管部門を置いている傾向があり、市民参加を実施せずに総合管理計画を策定している自治体も多い。

#### 2.4 総合管理計画主要項目間の関係性

本節では、2.3 節に示した調査項目間の相互の関係性を分析し考察する。分析に当たり、2.3 節に示す調査結果のうち、総合管理計画の実効性に大きな影響を及ぼすと考えられる項目として、数値目標、計画内容、施設白書、施設評価、財政計画及び市民参加の 6 項目を抽出し、相関分析を行った。

アンケート調査結果であるため、データの尺度は順序尺度となっているが、これを便宜的に間隔尺度とみなし分析を行う。なお、間隔尺度にみなす際には、表 2-12 のとおり、各項目に関し、取組状況に応じてそれぞれ 4 段階又は 3 段階の尺度を設定している。

数値目標では、目標無をはじめとし、費用に関する数値目標、保有量の縮減目標（段階的な目標無）、保有量の縮減目標（段階的な目標有）の順に尺度を設定し、更新費用の縮減という推計値に対する費用の縮減目標よりも、保有量という実在の数字に重きを置いている。計画内容では、総論の記載から、用途別の現状・課題、用途別の取組方針、個別施設の対応へと、より具体的な記述に重きを置いた尺度の設定としている。施設白書では作成しないから更新済みまでを、施設評価では実施しないから実施済みまでを各々設定している。財政計画は、作成していない、一部の用途について作成、全体について作成と設定している。市民参加については、実際の直接対話ではなく意見の採用に限られるパブリック・コメントよりも、より開かれた場で直接意見交換を行い合意形成を図っているものに重きを置いている。

これらの尺度を設定し相関分析を行った結果、表 2-13 のとおりとなり、施設白書と市民参加、施設白書と施設評価、数値目標と市民参加には、弱い相関関係が認められたことから、以下においてこれらの項目をクロス集計することにより、項目間の関係性を明らかにし考察を行う。



表 2-12 総合管理計画主要項目の尺度設定

項目	尺度	内 容
数値目標	4	保有量の縮減目標有(段階的な目標有)
	3	保有量の縮減目標有(段階的な目標無)
	2	費用に関する数値目標有(保有量の縮減目標無)
	1	建築物に関する数値目標無
計画内容	4	尺度3に加え、個別の施設の更新・統廃合・長寿命化などを記載
	3	尺度2に加え、用途別の取組方針を記載
	2	尺度1に加え、学校、住宅、市民文化系施設等の用途別の現状・課題を記載
	1	建築物全体についての総論となる基本的な考え方を記載
施設白書	4	更新済み
	3	作成済み
	2	作成予定
	1	作成しない
施設評価	3	実施済み
	2	実施予定
	1	実施しない
財政計画	3	建築物全体又は公共施設等総合管理計画全体についての財政計画を作成
	2	建築物の一部の用途についての財政計画を作成
	1	総合管理計画に関連する財政計画は作成していない
市民参加	4	多数の住民が参加できる住民参加を実施(住民説明会・意見交換会・シンポジウム等)
	3	限られた住民が意思表示できる住民参加を実施(審議会、アンケート等)
	2	パブリックコメントの実施のみ
	1	市民参加を行っていない

表 2-13 主要項目間相関分析結果

	数値目標	計画内容	施設白書	施設評価	財政計画	市民参加
数値目標	1					
計画内容	0.272	1				
施設白書	0.230	0.082	1			
施設評価	0.037	0.152	0.332	1		
財政計画	-0.128	0.159	-0.100	0.013	1	
市民参加	0.313	0.179	0.421	0.024	-0.048	1

#### 2.4.1 施設白書－市民参加

集計の結果は、表 2-14 のとおり、調査時点で施設白書を作成していない（施設白書を作成しない又は作成予定）自治体における、総合管理計画策定時の一般住民が参加できる市民参加（多数の住民が参加又は限られた住民が参加）の実施は、43 自治体中 3 自治体（7.0%）と少ない。一方、施設白書を作成済み又は更新済みの自治体における、一般住民が参加できる市民参加（多数の住民が参加又は限られた住民が参加）の実施は、29 自治体中 13 自治体（44.8%）と前者と比較し多い。施設白書の作成が市民参加に繋がっていることが分かる。

表 2-14 施設白書と市民参加のクロス集計結果

	尺度	施設白書				計
		4.更新済み	3.作成済み	2.作成予定	1.作成しない	
市民参加	4.多数の住民が参加	2	5	1	1	9
	3.限られた住民が参加		6		1	7
	2.パブリックコメントのみ	1	9	5	14	29
	1.住民の参加なし		6	7	14	27
計		3	26	13	30	72

#### 2.4.2 施設白書－施設評価

調査の結果は、表 2-15 のとおり、施設評価（施設アセスメント）を実施済みの自治体における施設白書の作成済みは、8 自治体中 7 自治体（87.5%）と多い。また、施設評価（施設アセスメント）を実施予定又は実施済みの自治体における施設白書を作成予定又は作成済みは、34 自治体中 25 自治体（73.5%）と多い。施設評価（施設アセスメント）の実施に当たり、施設白書を作成する自治体が多いことが分かる。

表 2-15 施設白書と施設評価のクロス集計結果

	尺度	施設白書				計
		4.更新済み	3.作成済み	2.作成予定	1.作成しない	
施設評価	3.実施済み	1	6		1	8
	2.実施予定	1	9	8	8	26
	1.実施しない	1	11	5	21	38
計		3	26	13	30	72

#### 2.4.3 数値目標－市民参加

集計の結果は、表 2-16 のとおり、保有量の縮減目標を定めていない自治体における、総合管理計画策定時の一般住民が参加できる市民参加（多数の住民が参加又は限られた住民が参加）の実施は、41 自治体中 4 自治体（9.8%）と少ない。一方、保有量の縮減目標を定

めている自治体においては、一般住民が参加できる市民参加（多数の住民が参加又は限られた住民が参加）の実施は、31自治体中12自治体（38.7%）と前者と比較し多い。保有量の縮減目標を設定している自治体の方が、市民参加に積極的に取り組む傾向にあることが分かった。

表 2-16 数値目標と市民参加のクロス集計結果

	尺度	数値目標				計
		4.保有量縮減 目標有(段階 的目標有)	3.保有量縮減 目標有(段階 的目標無)	2.費用縮減	1.目標なし	
市民 参加	4.多数の住民が参加	2	5		2	9
	3.限られた住民が参加		5	2		7
	2.パブリックコメントのみ	3	7	5	14	29
	1.住民の参加なし	1	8	4	14	27
計		6	25	11	30	72

#### 2.4.4 考察

主要項目間の関係性について考察を行ったところ、施設白書を作成済みの自治体では、一般住民が参加できる市民参加の実施割合が高く、施設白書の作成が市民参加に繋がっていることが分かった。

また、施設評価（施設アセスメント）を実施予定又は実施済みの自治体において、施設白書を作成予定又は作成済みとする自治体は多く、施設評価（施設アセスメント）の実施に当たって、施設白書を作成する自治体が多いことが分かった。

多数の住民が参加できる市民参加の実施は、保有量の縮減目標を定めていない自治体よりも、保有量の縮減目標を定めている自治体に多く見受けられ、保有量の縮減目標を設定している自治体の方が、市民参加に積極的に取り組む傾向にあることが分かった。

以上のように、施設白書、施設評価、市民参加、数値目標は相互に関連しており、施設白書の作成や数値目標の設定を行い、多数の住民が参加できる市民参加を実施するなど、公共施設のマネジメントに積極的な自治体が見受けられる。一方で、施設白書を作成せず保有量の縮減目標を設定しない自治体や、数値目標を設定せずに総論となる基本的な考え方等の記載に留まる自治体も一定程度見受けられ、自治体によって取組レベルに開きがある状況が明らかとなった。

今後、具体的な個別施設計画の策定へと進むにつれ、住民説明の必要性は高まってくる。今後の公共施設整備のためには、本研究で実施自治体が多く見受けられた施設白書、施設評価、市民参加の実施が求められてくるものと考えられる。

## 2.5 まとめ

本章では、平成 27 年 4 月 1 日現在で既に総合管理計画を策定している自治体を対象に、総合管理計画の内容及び各種取組の状況を調査しその特徴を把握するとともに、主要な項目間の関係性について分析を行った。結果、以下の特徴が明らかとなった。

第一に、数値目標の設定状況について、建築物に関する数値目標を設定している自治体は、42 自治体（58.3%）に留まっており、30 自治体（41.7%）は数値目標を設定していないことが分かった。数値目標の内容で最も多かったのは、保有量（延床面積）に関する数値目標の設定であり、市区町村では約半分の自治体が保有量（延床面積）の縮減目標を設定していることが明らかとなった。

第二に、都道府県と市区町村の取組の相違が挙げられる。調査対象自治体においては、都道府県では、保有量（延床面積）の縮減目標を設定している自治体は無く、市民参加もパブリック・コメントに限られ、施設白書作成や施設評価（施設アセスメント）も実施済みの自治体は無く、市区町村に比べ対住民の取組は進められていない状況である。所管部門も管財部門となっており、維持管理を中心とした、今後の施設の長寿命化など更新費用の節減や平準化に重きが置かれている傾向にある。一方、市区町村では、保有量の縮減目標を設定している自治体が多く、市民参加の取組も一部自治体で始まっている。施設白書の作成も進められており、住民合意形成を視野に総合管理計画の作成が進められてきており、施設の再編も含めた公共施設等の最適化に重きが置かれている傾向にある。

第三に、自治体によって取組レベルに開きがあることが挙げられる。計画内容については、約 4 割の自治体が総論のみ記載に留まる一方で、約 5 割の自治体は施設類型別の取組方針を記載している。総務省要請に示される施設類型ごとの管理に関する基本的な方針として、総論に加え施設類型別の取組方針までを記載している自治体は半数に留まっていることが分かった。また、パブリック・コメントの実施以外に、積極的に市民参加を行っている自治体は少数に限られており、総合管理計画の策定という総論の段階での住民との合意形成はあまり進んでいない状況であることが分かった。加えて、主要項目間の関係性から、施設白書の作成や数値目標の設定を行い、多数の住民が参加できる市民参加を実施するなど、公共施設のマネジメントに積極的な自治体が見受けられる。一方で、施設白書を作成せず保有量の縮減目標を設定しない自治体や、数値目標を設定せずに総論となる基本的な考え方等の記載に留まる自治体も一定程度見受けられ、自治体によって取組レベルに開きがあることが分かった。

第四に、多くの自治体が総合管理計画の実施に係る財政計画（事業費の確保）を作成していないことが挙げられる。施設の老朽化への対応が必要となり、公共施設マネジメントが財政問題とされる中、事業費の確保の議論が進んでおらず、長寿命化工事等による安全の確保は依然として課題となっていることが分かった。また、地方財政計画に設けられた財政措置（起債充当及び交付税算入）について、この活用を予定する自治体は限られており、総合管理計画を策定した段階では、具体的な公共施設の最適化は計画されておらず、

具体化には時間を要することから、国の財政措置を有効に活用できていない実態が明らかになった。

以上のように、総務省の策定要請に基づき策定が進んだ総合管理計画であるが、都道府県と市区町村とで特徴が異なっているほか、数値目標の設定など自治体によっても取組レベルに開きがあり、今後、全国の自治体が進めていく個別施設計画の策定においては自治体による特徴の違いが如実に現れてくることが予想される。

## 注

- 1) 総務省「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(総務省 HP)、2014年4月<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000287573.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000287573.pdf)> (アクセス日:2017年8月13日)
- 2) インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議「インフラ長寿命化基本計画」(国土交通省 HP)、2013年11月<<http://www.mlit.go.jp/common/001040309.pdf>> (アクセス日:2017年8月13日)
- 3) 総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(総務省 HP)、2014年4月<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000287574.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000287574.pdf)> (アクセス日:2017年8月13日)
- 4) 総務省「公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査(結果の概要)平成27年4月1日現在」(総務省 HP)、2015年4月<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000354001.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000354001.pdf)> (アクセス日:2015年5月20日)
- 5) 総務省「平成26年度地方財政計画の概要」(総務省 HP)、2014年2月、<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000273574.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000273574.pdf)> (アクセス日:2017年8月13日)
- 6) 総務省「平成27年度地方財政計画の概要」(総務省 HP)、2015年2月、<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000347511.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000347511.pdf)> (アクセス日:2017年8月13日)
- 7) 総務省「平成28年度地方財政計画の概要」(総務省 HP)、2016年2月、<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000397819.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000397819.pdf)> (アクセス日:2017年8月13日)
- 8) 総務省「平成29年度地方財政計画の概要」(総務省 HP)、2017年2月、<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000463657.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000463657.pdf)> (アクセス日:2017年8月13日)
- 9) 総務省「平成30年度地方財政対策の概要」(総務省 HP)、2017年12月、<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000523779.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000523779.pdf)> (アクセス日:2017年12月29日)

### 第3章 公共施設等総合管理計画における数値目標の設定

- 3.1 研究の背景と目的
- 3.2 研究の方法
  - 3.2.1 調査対象
  - 3.2.2 調査の方法
  - 3.2.3 分析の方法及び研究の構成
- 3.3 数値目標の設定状況
  - 3.3.1 数値目標の設定状況
  - 3.3.2 延床面積縮減目標の設定状況
- 3.4 延床面積縮減目標設定自治体の特徴
  - 3.4.1 住民一人当たり延床面積
  - 3.4.2 人口の推移
  - 3.4.3 財政状況
  - 3.4.4 地域特性
- 3.5 延床面積縮減目標の目標値及び設定方法
  - 3.5.1 延床面積縮減目標の目標値
  - 3.5.2 延床面積縮減目標の設定方法
- 3.6 数値目標設定の進展
  - 3.6.1 自治体規模別数値目標設定状況
  - 3.6.2 住民一人当たり延床面積別数値目標設定状況
  - 3.6.3 都道府県別数値目標設定状況
- 3.7 まとめ

## 第3章 公共施設等総合管理計画における数値目標の設定

### 3.1 研究の背景と目的

総務省による総合管理計画の策定要請では、「長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要」とし<sup>1)</sup>長期的なマネジメントを要請している中で、計画策定の留意事項として、「計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めること。」とし、数値目標の設定の検討を行うことを求めている<sup>2)</sup>。

しかし、要請では数値目標の設定方法までは規定されておらず、公共施設等の総量縮減を含めた最適配置は合意形成が難しい内容であることに加え、設定する数値目標は長期間にわたり公共施設等の在り方に大きな影響を与えるものであるため、どの程度の数値目標を設定すべきかは自治体において非常に難しい課題であった。このため、総合管理計画を策定する際には、他自治体の数値目標の設定状況を参考にしながら、行政組織内の意見を調整し目標値を定めている状況にある。

今後は、総合管理計画で定めた数値目標と整合を図りながら個別施設計画を策定していくこととなるが、総論としての数値目標を達成する必要性は理解されるものの、各論となる個別施設計画の策定過程では利害関係者との調整が困難に直面することも予想される。その際に、総合管理計画の実効性を保つためには、強い裏付けを持った目標値として住民に説明していくことが重要となる。しかし、数値目標は、将来的な国の財政措置が不透明な中で、公共施設の更新費用の推計値を用いて設定していることから、実効性を持たない理論上の数値として扱われることが懸念される。

そこで、本章では、全国の自治体の中で先行して策定された総合管理計画を対象に調査を行い、数値目標の設定状況を明らかにするとともに、数値目標の内容で最も多い延床面積縮減目標について、目標設定自治体の特徴、目標値及び設定方法を分析し、実効性の高い数値目標の設定方法について考察することにより、今後の公共施設マネジメントの実効性の向上に寄与することを目的とする。

### 3.2 研究の方法

#### 3.2.1 調査対象

調査対象は、個別施設計画の策定まで早期に進むことが想定される全国に先駆けて総合管理計画を策定した自治体とし、「公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査」総務省（2015）<sup>3)</sup>において、平成27年4月1日現在で既に総合管理計画を策定済としている自治体のうち、前章のアンケート調査において回答のあった都道府県11、指定都市8、中核市5、特例市5、中都市（人口10万人以上、特例市未満）15、小都市（人口10万人未



満) 28 の合計 72 の自治体とする。

### 3.2.2 調査の方法

本調査は、前章で行ったアンケート調査において把握した数値目標の設定の有無、数値目標の内容等を基に、各自治体がホームページで公表している総合管理計画を調査し、数値目標の目標値や設定方法等を確認するとともに、調査で不明な点は電話等によりヒアリング調査を行った。

### 3.2.3 分析の方法及び研究の構成

3.3 節では、アンケート調査結果を集計し、数値目標の設定状況を明らかにする。次に、3.4 節では、数値目標の内容で最も多い延床面積縮減目標について、目標設定した自治体の特徴を施設保有量・人口推移・財政状況等の観点から考察する。3.5 節では、延床面積縮減目標の目標値及び設定方法について考察するため、目標値については、縮減率の大きさや目標期間の違いについて、目標設定自治体間の特徴を踏まえて考察する。また、数値目標の設定方法については、総合管理計画の参照及び電話等によるヒアリング調査等により把握し、設定方法を類型化し考察を行う。加えて 3.6 節では、総務省が 2017 年 10 月に公表した 1,756 自治体を対象とする総合管理計画の主たる記載内容等を示す一覧表を基に、数値目標の設定がどのように進展しているかについて考察を行う。以上により、延床面積縮減目標の設定自治体の特徴、目標値及び設定方法について考察を行うものである。

## 3.3 数値目標の設定状況

### 3.3.1 数値目標の設定状況

本節では、アンケート調査結果に基づき、数値目標の設定状況を以下に示す。建築物に関する数値目標を設定している自治体は、2.3.2 項に示したとおり 42 自治体 (58.3%) に留まり、都道府県では 27.3%、市区町村では 63.9%となっている。内容として最も多いのは保有量 (延床面積) に関する数値目標であり 29 自治体 (40.3%) あった。経費に関する数値目標を定める自治体は 5 自治体 (6.9%) に限られ、その他としては、人口の減少率による示唆や、長寿命化の年数などがあつた。

都道府県では数値目標を設定していない自治体が多く見受けられた。一方、市区町村では数値目標を設定している自治体が多く、保有量 (延床面積) の縮減目標を設定している自治体は、61 自治体中 29 自治体の 47.5%に上り、半分弱の自治体が保有量 (延床面積) の縮減目標を設定している状況にある。

### 3.3.2 延床面積縮減目標の設定状況

保有量 (延床面積) に関する数値目標を定めている 29 自治体では、建築物の延床面積の縮減率及び目標期間を定めており、その設定状況は表 3-1 のとおりとなっている。

延床面積の縮減率は、7%から60%まで幅広く設定されている。最も多いのは20%であり29自治体中8自治体（27.6%）ある。その次に多いのが15%及び30%であり、15%から30%までの間の縮減率を設定している自治体は、29自治体中18自治体（62.1%）を占めており、多くの自治体が、この範囲の中で縮減率の目標設定をしており、数値目標設定の主要な範囲であることが明らかとなった。50%以上の縮減を設定する自治体は2自治体あったが、いずれも住民一人当たりの延床面積が7.20㎡、6.48㎡と他自治体と比較して大きいことから、縮減率を大きく設定していることが分かる。

次に、目標期間についてであるが、総務省要請では計画期間について「少なくとも10年以上の計画期間とする」とされているが、期間の設定状況を見ると10年間から60年間まで幅広く設定されている。多いのは30年間及び40年間であり、この2つの期間設定で29自治体中19自治体（65.5%）を占めている。20年以下の期間設定は29自治体中5自治体（17.2%）に留まり、多くの自治体が非常に長期間の目標設定をしていることが分かる。

目標期間と延床面積の縮減率の関係は、図3-1に示すとおりである。線形近似を見ると、目標期間が長いほど縮減率が高くなる傾向が見て取れる。これは、短期間で大幅な面積縮減が難しいという事情もあると考えられるが、このほか、数値目標の設定方法と関連し、人口推計では長期になるほど減少幅が大きくなること、また、更新費用試算ソフトの考え方では長期で見るほど建替需要が増し更新費用が増加してくることに起因していると考えられる。

表3-1 延床面積縮減目標の縮減率及び目標期間

目標期間	縮減率(%)														計
	7	10	15	15-20	20	22	30	34	35	40	43	45	50	60	
10年間					1										1
20年間		1			2		1								4
26年間										1					1
27年間			1												1
30年間	1		2		4		1			1		1	1		11
40年間				1	1	1	2	1			1			1	8
50年間									1			1			2
60年間			1												1
計	1	1	4	1	8	1	4	1	1	2	1	2	1	1	29

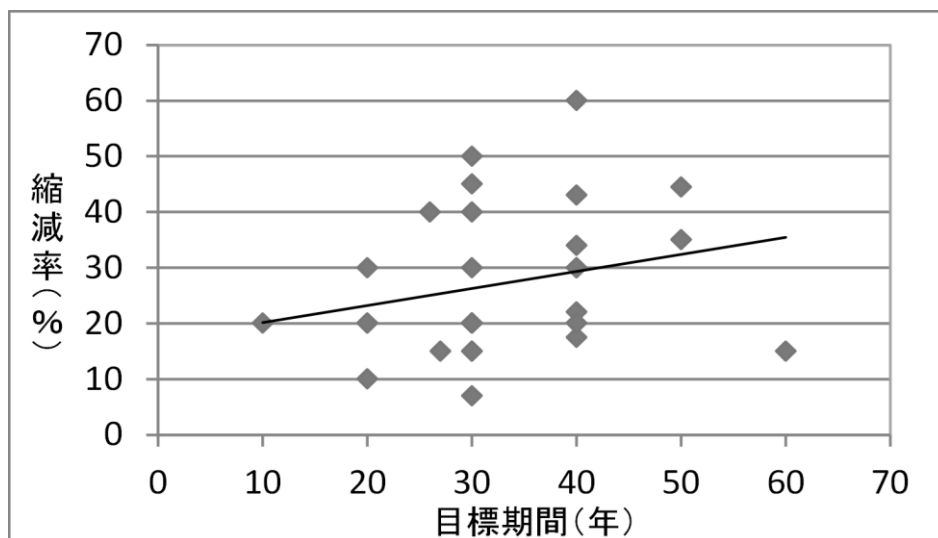


図 3-1 保有量縮減目標の目標期間及び縮減率

このほか、長期間の取組に対して実効性を保つために、計画期間をいくつかの期間に区切り段階的に目標設定をしている（当初 5 年間で何%縮減、次の 5 年間で何%縮減など）自治体を確認したが、段階的に目標設定をしている自治体は 29 自治体中 4 自治体(13.8%)に限られており、小清水町の 26 年間で 40%縮減、高島市の 30 年間で 50%縮減、福知山市の 30 年間で 45%縮減、霧島市の 40 年間で 60%縮減の、いずれも 40%を超える高い縮減率を定めている自治体が段階的な目標設定を行っている状況にあった。

延床面積の縮減率の高い一部の自治体においては、総合管理計画において段階的な数値目標の設定が行われているが、多くの自治体は長期間の目標に対してどのように進捗を管理していくかが定められていないことが明らかとなった。

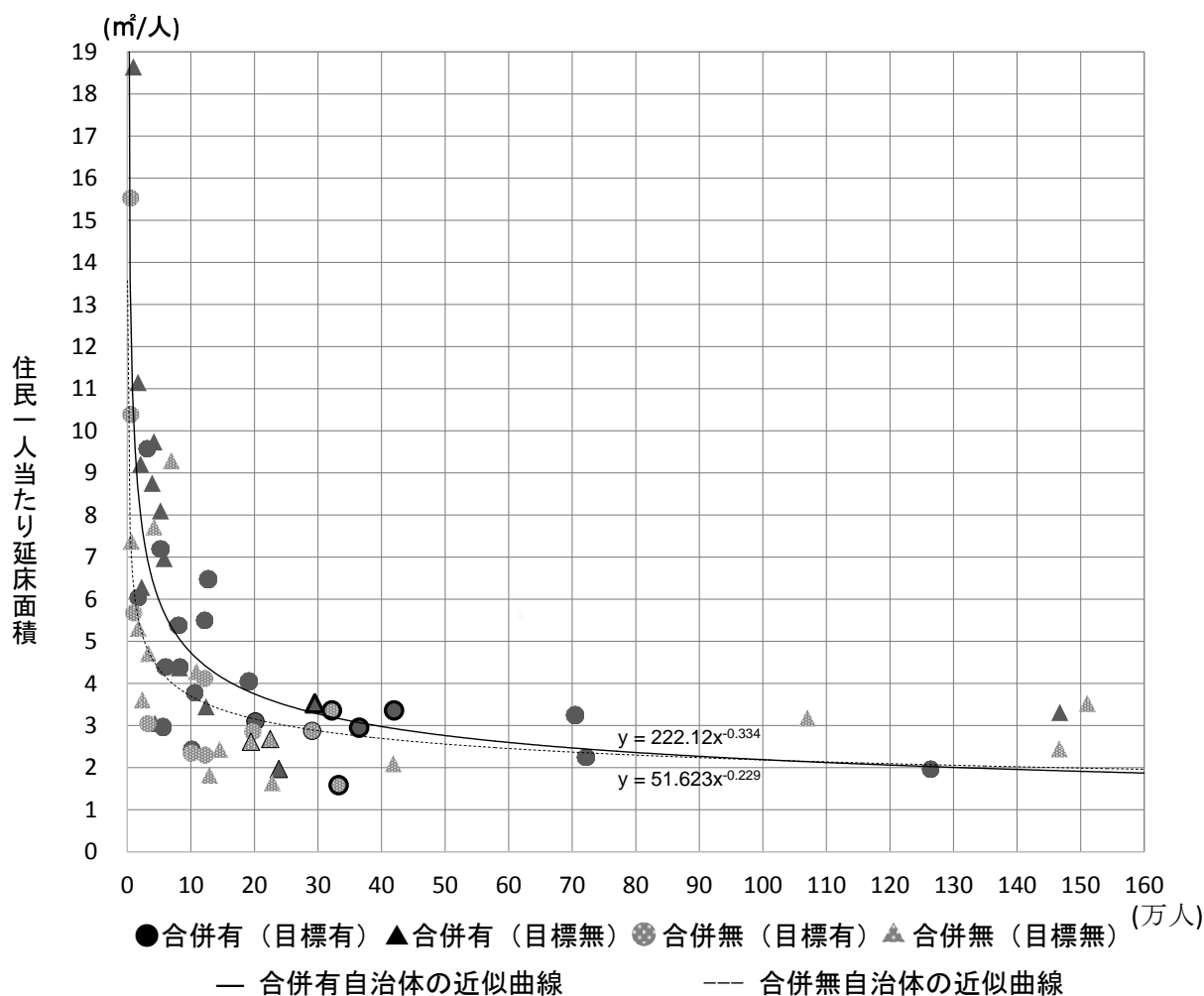
### 3.4 延床面積縮減目標設定自治体の特徴

本節では、数値目標の内容で最も多い延床面積縮減目標について、どのような自治体が目標設定に至っているのか、目標設定した自治体の特徴を施設保有量、人口推移、財政状況等の観点から考察する。

#### 3.4.1 住民一人当たり延床面積

初めに、施設保有量の観点から、住民一人当たり延床面積の状況について自治体間比較を行い考察する。

図3-2は、住民一人当たり延床面積及び人口の延床面積縮減目標との関係を示す。人口が少ないほど住民一人当たり延床面積が大きくなる傾向を表している。また、近似曲線から



※1 人口約370万人、住民一人当たり延床面積2.70の横浜市を除く。

※2 10万人未満は小都市を、70万人以上は指定都市を表す。凡例に、細めの枠線があるものは特例市、太めの枠線があるものは中核市をそれぞれ表す。これらを除く10万人以上70万人未満の自治体は中都市に分類している。

図3-2 住民一人当たり延床面積及び人口の延床面積縮減目標との関係

分かるように、市町村合併を行っている自治体は、住民一人当たり延床面積が大きい傾向にあることが分かる。

このグラフから、住民一人当たり延床面積の高低に関わらず、延床面積縮減目標を設定する自治体が存在していることが分かる。なお、東洋大学が算出した全国平均値 3.42 m<sup>2</sup><sup>4)</sup> より小さくても延床面積縮減目標を設定する傾向にあり、多くの自治体において施設の更新費用を賄えない状況にあると言える。

自治体規模に着目すると、中都市、特例市及び中核市（人口 10 万人以上 50 万人未満）では、25 自治体中 15 自治体（60.0%）が目標設定をしており、自治体規模に関わらず、延床面積の縮減目標の設定が行われている傾向にある。一方、小都市（人口 10 万人未満）では、28 自治体中 11 自治体（39.3%）が延床面積縮減目標を設定するに留まるが、このうち人口 5 万人以上 10 万人未満の自治体では 9 自治体中 5 自治体（55.6%）が目標設定をしているのに対し、5 万人未満の自治体では 19 自治体中 6 自治体（31.6%）の目標設定に留まる。人口規模の小さい小都市では、住民一人当たり延床面積が大きくても延床面積縮減目標を設定していない自治体が散見され、総合管理計画において延床面積縮減目標を設定せずに、個別施設計画の策定に進む自治体が多い傾向にある。小都市では、施設数が限られるため、数値目標を定めることは存廃施設を決定することに意味合いが近く、人口規模のある自治体と比べ、数値目標を定めてから廃止施設を選定するという流れを描きにくいことから、総合管理計画において数値目標の設定に至る自治体が少数に限られているものと推察される。

### 3.4.2 人口の推移

次に、人口の推移の観点から、人口減少や人口構造の変化の影響について考察する。

表 3-2 は、総人口の変化率別延床面積縮減目標の設定状況を表す。国立社会保障・人口問題研究所が行う「日本の地域別将来推計人口」<sup>5)</sup>に基づき作成しており、同人口推計の基準人口を定めた 2010 年の国勢調査人口と比較し、2010 年時点で過去のピーク時の何%になっているか、また、15 年後、30 年後に 2010 年の何%になるかをそれぞれ表す。この表から、現在人口が増加中で 2025 年まで人口が増加する自治体では、数値目標を設定していない傾向にあることが分かる。

一方、将来人口が減少する自治体については、現在人口がピーク時と比べて 80%未満にまで大きく減少している自治体よりも、現在人口がピーク時と比べてやや減少若しくは現在人口は増加中であるが 15 年後までに人口減少に転じる自治体において延床面積縮減目標の設定が行われている傾向にあることが分かる。

次に、表 3-3 は 2010 年と比較した 2025 年の総人口及び 65 歳以上人口の変化率別延床面積縮減目標の設定状況を表す。この表から 2025 年に総人口が減少する自治体の中でも、65 歳以上人口が増加する自治体において、延床面積縮減目標の設定が行われている傾向にあることが分かる。

以上のことから、調査対象自治体においては、以前から人口減少が続いており総人口が大きく減少している自治体よりも、近年人口減少に転じるが高齢者人口の増加が見込まれている自治体において延床面積縮減目標の設定が行われている傾向にあることが分かる。これは、人口減少が視野に入らる中で、公共施設の更新費用を捻出しなくてはならない状況であるが、人口構造の変化に伴う高齢者の増加により、生活保護や社会福祉などに要する扶助費や医療・介護などの行政サービス経費の増加が重なるという厳しい財政事情があるためと考えられ、高齢者人口の増加が延床面積縮減目標の設定要因の1つになっているものと推察される。

なお、総務省「地方財政の状況」（2016）によると、扶助費は14年連続で増加している

表 3-2 総人口の変化率別延床面積縮減目標の設定状況

現在人口 ピーク時比較 (2010/ピーク時)	将来人口 15年後 (2025/2010)	将来人口 30年後 (2040/2010)	面積縮減 目標有	面積縮減 目標無	計
人口増加中 100	100-110	110-120		2	2
		100-110		1	1
		90-100	1	5	6
	90-100	90-100	5		5
		80-90	2	2	4
90-100	90-100	80-90	4	4	8
		70-80	6	3	9
	80-90	70-80	4	2	6
		60-70	1		1
80-90	80-90	70-80	1		1
		60-70		1	1
	70-80	50-60	1		1
70-80	90-100	70-80		1	1
	80-90	60-70		1	1
60-70	80-90	60-70	2	2	4
50-60	80-90	60-70	1		1
	70-80	50-60		3	3
	60-70	40-50		1	1
40-50	80-90	60-70	1	1	2
	70-80	40-50		1	1
30-40	70-80	60-70		1	1
		50-60		1	1
総計			29	32	61

※1 現在人口は、過去に人口が最も多かった時点と比較している。

※2 将来人口は、2010年の国勢調査人口と比較している。

※3 人口推計は、2010年の国勢調査人口を基とする国立社会保障人口問題研究所の人口推計値を使用している。

※4 表中の「○-△」は、○%以上△%未満を表す。

ほか、繰出金のうち後期高齢者医療事業会計及び介護保険事業会計に対するものは総じて増加の傾向にある<sup>6)</sup>。扶助費は、生活保護費、児童福祉費、老人福祉費、社会福祉費、その他から成り、繰出金は、介護保険事業、後期高齢者医療事業会計、国民健康保険事業会計、公営企業会計、基金等から成る。扶助費及び繰出金はそれぞれ高齢者人口の増加に伴い増加することが予想される。自治体の歳出の中でも大きなウェイトを占め、歳出（性質別）決算状況の全市町村合計を見ると、歳出決算額のうち扶助費は21.0%を、繰出金は9.2%を占め、この2つで30%を超え普通建設事業費の14.4%の2倍以上を占める。これらは、前述のとおり高齢者の増加に伴い増加が予想されるため、今後、高齢者が大きく増加する自治体にあつては、普通建設事業費の確保が非常に難しくなることが予想されることから、数値目標の設定により普通建設事業費として要する経費を抑制しておく必要性が高いものと考えられる。

表 3-3 2025 年の総人口及び 65 歳以上人口の変化率別延床面積縮減目標の設定状況

総人口 (2025/2010)	65歳以上 人口 (2025/2010)	面積縮減 目標有	面積縮減 目標無	計
100-110	150-160		2	2
	140-150		2	2
	130-140	1	4	5
90-100	140-150	4	1	5
	130-140	3	3	6
	120-130	6	2	8
	110-120	4	3	7
	100-110		1	1
80-90	120-130	1	1	2
	110-120	5	2	7
	100-110	4	3	7
	90-100		1	1
70-80	130-140	1		1
	100-110		2	2
	90-100		3	3
	80-90		1	1
60-70	70-80		1	1
総計		29	32	61

※1 人口は2010年の国勢調査人口と比較している。

※2 人口推計は、2010年の国勢調査人口を基とする国立社会保障人口問題研究所の人口推計値を使用している。

※3 表中の「○-△」は、○%以上△%未満を表す。

### 3.4.3 財政状況

次に、財政状況の観点から、平成25年度の決算カード<sup>7)</sup>に記載される比率等を用いて自治体間比較を行った。図3-3は、財政力指数と人口の関係を表す。財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値であり、財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があると言える。この図から、財政力指数が高い(0.9~1.1)自治体では、横浜市、川崎市、厚木市、小田原市、藤沢市、海老名市などのように延床面積の削減目標を設定していない自治体が散見される。また、中核市、特例市においては財政力指数が0.7~0.9の自治体で数値目標の設定が多いほか、中都市・小都市においては、財政力指数が高め(0.5~0.9)の自治体では数値目標の設定が多いが、財政力指数が低め(0.1~0.5)の自治体では数値目標の設定が少ない状況となっている。

以上のことから、財政力が弱い自治体よりも、ある程度の財政力がある自治体(0.5~0.9)の方が延床面積削減目標を設定しマネジメントに取り組んでいる傾向にあることが分かる。

なお、財政力指数が低め(0.1~0.5)の自治体は、1自治体を除いて小都市であり、これら小都市17自治体のうち11自治体は数値目標を設定していない。3.4.1項で述べたとおり、小都市では施設数が限られるため、人口規模のある自治体と比べ、数値目標を定めてから廃止施設を選定するという流れを描きにくく、総合管理計画において数値目標の設定に至る自治体が少数に限られているものと推察される。

このほか、経常収支比率、実質収支比率、公債費負担比率、実質公債費比率、将来負担比率と人口の関係並びに普通建設事業費が歳出総額に占める割合や普通建設事業費の近年の動向も比較したが、各比率の高低や動向に関わらず、延床面積削減目標の有無が存在しており、各比率や動向が延床面積削減目標の有無に影響する特徴は見受けられなかった。

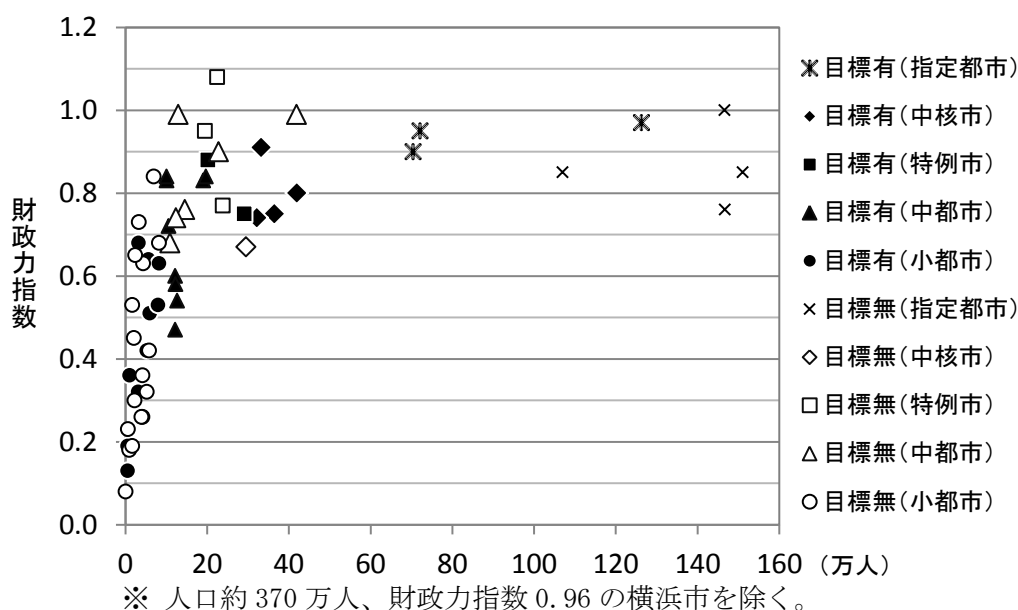


図3-3 財政力指数と人口の関係



### 3.4.4 地域特性

本項では、地理的分布という観点から、延床面積縮減目標の設定状況について考察する。

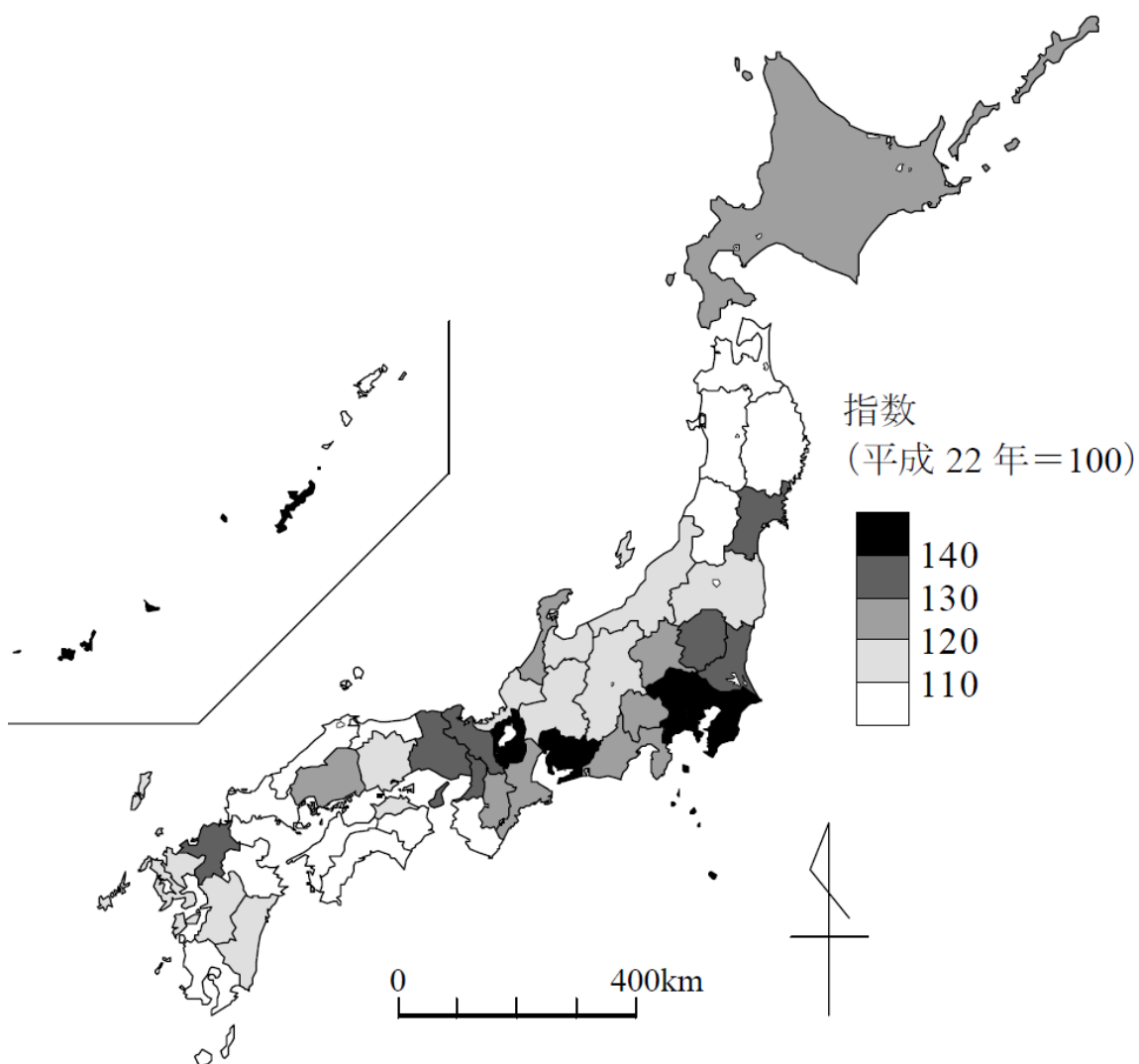
図 3-4 は、調査対象自治体の延床面積縮減目標の設定状況を示す。北海道や九州などの住民一人当たり延床面積の大きい自治体において延床面積縮減目標を設定しているほか、東京・大阪の大都市周辺部から延床面積縮減目標の設定が行われていることが分かる。

この要因として 3.4.2 項で特徴が表れた高齢者人口の増加が見込まれる自治体の地理的分布が挙げられる。図 3-5 に、国立社会保障・人口問題研究所による 2010 年の 65 歳以上人



図 3-4 延床面積縮減目標の設定状況

口を 100 としたときの 2040 年の 65 歳以上人口の指数を示す<sup>8)</sup>。図 3-4 と比較すると、65 歳以上の高齢者人口の指数が 130、140 を超える高齢者人口の増加が大きい地域と、延床面積縮減目標を設定している地域が重なる傾向が見て取れる。高齢者人口の増加幅は、大都市に近いほど大きい傾向があり、この傾向が目標設定自治体の地理的分布に表れていることが分かる。ただし、大都市周辺部であっても埼玉県や茨城県などでは数値目標の設定が多いが、財政力指数が 1 を超え総人口が増加中にある自治体が複数ある神奈川県では、数値目標を設定していない自治体が多い。県により特徴が異なっている側面があり、県内近隣自治体の目標設定状況が数値目標設定に影響しているものと推察される。



出典 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(2013)

図 3-5 2010 年の 65 歳以上人口を 100 としたときの 2040 年の 65 歳以上人口の指数

### 3.5 延床面積縮減目標の目標値及び設定方法

#### 3.5.1 延床面積縮減目標の目標値

本項では、延床面積縮減目標を設定した自治体において、どのような自治体がどの程度の目標値を定めているかを、市町村面積、住民一人当たり延床面積、市町村合併の有無の観点から考察する。

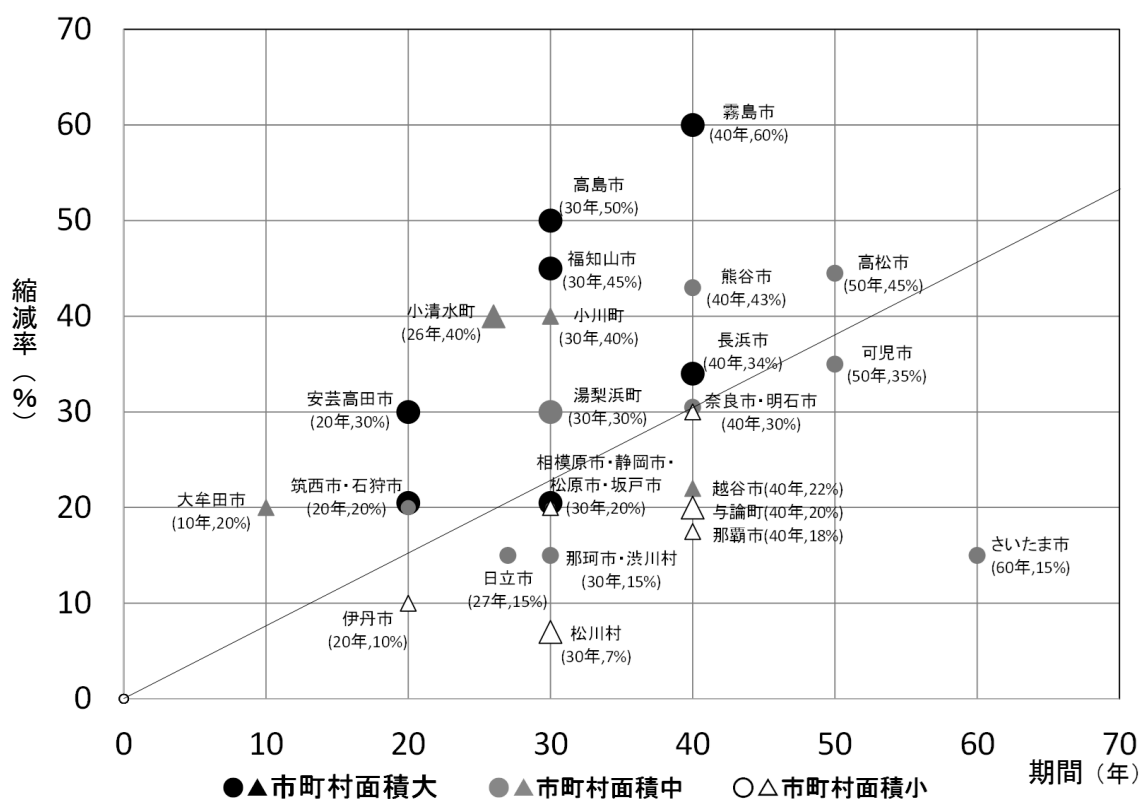
図3-6は、延床面積縮減目標を設定している自治体の縮減率及び目標期間を表し、凡例により市町村面積の大中小、住民一人当たり延床面積の大きさ、市町村合併の有無を表している。この図から、延床面積縮減目標を設定している自治体の中で、市町村面積が500k㎡以上となる大きい自治体は、市町村合併をしており、住民一人当たり延床面積が5㎡以上と大きく、目標期間一年当たりの縮減率を大きく設定している傾向があることが分かる。これは、市町村合併を実施したことにより、市町村面積が大きく、かつ、住民一人当たり延床面積が大きくなっている自治体は、旧市町村単位で重複して保有する施設の見直しも視野に入れ、目標期間一年当たりの縮減率を大きく設定しているものと推察される。

一方で、市町村面積が50k㎡未満と小さい自治体は、市町村合併をしておらず、目標期間一年当たりの縮減率が小さい傾向にあることが分かる。これは、合併自治体における合併により重複した施設を見直すという考え方と異なり、既存施設の機能の継続を前提としながら、複合化等により施設規模を見直していく必要があるためであると推察される。

また、市町村面積が50k㎡以上500k㎡未満と中程度の大きさの自治体は、近似直線に示す目標期間一年当たりの縮減率に近く、目標期間が長いほど縮減率が大きくなる傾向がある。

以上のように、市町村面積が大きく、かつ、住民一人当たり延床面積が大きい自治体は、目標期間一年当たりの縮減率が大きい傾向にあり、特に、合併を実施している自治体ではこの傾向が強いことが分かった。目標値は、市町村面積、住民一人当たり延床面積、市町村合併の有無などの特徴に応じて設定されており、人口減少を見据え目標期間が長いほど縮減率が大きくなる傾向があるが、自治体によって幅があることが分かった。

なお、目標期間が長く、実効性の担保及び環境・制度等の変更による目標値や計画内容の信頼性低下が懸念されるが、一方で人口構造の変化により行財政基盤は大きく変わるため長期視点は重要である。総務省要請の「進捗状況等について評価を実施し、必要に応じ計画を改訂する旨を記載すること」を考慮し、期間中の段階的な目標設定による実効性確保や、環境・制度変更時に計画内容や数値目標を見直す等により長期的に計画を推進し続ける努力が求められる。



- ※1 ●●○は合併自治体、▲▲△は合併していない自治体を示す。
- ※2 凡例が大きい自治体は住民一人当たり延床面積が 5 m<sup>2</sup>以上を示す。
- ※3 市町村面積大は 500 k m<sup>2</sup>以上を、市町村面積中は 50 k m<sup>2</sup>以上 500 k m<sup>2</sup>未満を、市町村面積小は 50 k m<sup>2</sup>未満を示す。

図 3-6 延床面積縮減目標の縮減率及び目標期間

### 3.5.2 延床面積縮減目標の設定方法

実際に利用者のある既存施設を見直していく際は、総論賛成各論反対の構図となるため、個別施設の見直しは困難に直面する。その際に、総務省の要請にもあるように「計画の実効性の確保」のための数値目標が重要な役割を果たす。このため、数値目標がどのように定められているか、設定方法について考察を行った。延床面積縮減目標設定自治体の総合管理計画を調査した結果、表 3-4 のとおり延床面積縮減目標の設定方法は次の 3 つの類型に分類することが可能である。

#### (1) 住民一人当たり延床面積の全国平均値と比較

第一の類型は、「住民一人当たり延床面積の全国平均値と比較」である。この方法により 29 自治体中 4 自治体 (13.8%) が数値目標を設定している。4 自治体は小都市又は中都市であり、いずれも住民一人当たりの延床面積が 4 m<sup>2</sup>を超過しており、全国平均値を数値目標とすることで延床面積の大幅な縮減が必要となる自治体である。

表 3-4 延床面積縮減目標の設定方法

数値目標設定方法	自治体名	目標値の算出方法	目標期間(年)	縮減率(%)	総延床面積/人口(m <sup>2</sup> /人)
①住民一人当たり延床面積の全国平均値と比較	大牟田市	全国の類似団体の平均値まで縮減	10	20	4.11
	高島市	全国の類似団体の平均値まで縮減	30	50	7.20
	日立市	全市町村の平均値まで縮減	27	15	4.05
	湯梨浜町	全市町村の平均値と比較し、長寿命化(年数設定無し)や維持管理費縮減等を助案し設定	30	30	6.04
②人口減少率に応じた延床面積の縮減	筑西市	総人口の減少率相当を縮減	20	20	3.79
	小川町	総人口の減少率相当を縮減	30	40	3.04
	安芸高田市	総人口の減少率相当を縮減	20	30	9.58
	石狩市	総人口の減少率相当を縮減	20	20	4.39
	那珂市	総人口の減少率と一人当たり延床面積の県内市町村平均値から目標値設定	30	15	2.97
	松原市	総人口の減少率相当の縮減に加え、長寿命化(60→70年)及び学校総延床面積半減を行う目標値設定	30	20	2.29
	熊谷市	施設用途別に利用者年齢人口変化率を用いて延床面積を算出	40	43	3.10
	小清水町	施設用途別に利用者年齢人口変化率を用いて延床面積を算出	26	40	15.53
	伊丹市	目標年と人口近似する過去の年の延床面積まで縮減	20	10	2.85
③更新費用と確保可能財源の比較	福知山市	更新費用に対する普通建設事業費等の割合から算出	30	45	5.39
	越谷市	更新費用に対する普通建設事業費等の割合から算出	40	22	1.58
	長浜市	更新費用に対する普通建設事業費等の割合から算出	40	34	5.50
	那覇市	更新費用に対する普通建設事業費等の割合から算出	40	17.5	3.36
	可児市	更新費用に対する普通建設事業費等の割合から算出	50	35	2.44
	高松市	更新費用に対する普通建設事業費等の割合から算出(長寿命化(55→70年)を助案)	50	44.5	3.36
	奈良市	更新費用に対する普通建設事業費等の割合から算出(長寿命化(60→70年)を助案)	40	30	2.95
	渋川市	更新費用に対する普通建設事業費等、管理運営費節減分の割合から算出	30	15	4.37
	松川村	更新費用に対する普通建設事業費等、管理運営費節減分、土地売却益の割合から算出	30	7	5.67
	静岡市	更新費用に対する普通建設事業費等、管理運営費節減分、土地売却益の割合から算出	30	20	3.25
	明石市	更新費用に対する普通建設事業費等、管理運営費節減分、土地売却益の割合から算出	40	30	2.87
	与論町	更新費用に対する普通建設事業費等、管理運営費節減分、土地売却益の割合から算出	40	20	10.38
	霧島市	更新費用に対する普通建設事業費等を算出し、管理運営費節減分、使用料見直し及び民間資金活用を助案し設定	40	60	6.48
	相模原市	更新費用に対する普通建設事業費等を算出し、民間活力活用、長寿命化(年数設定無し)、未利用資産活用、受益者負担適正化などを助案し設定	30	20	2.25
	さいたま市	更新費用に要する一般財源に対する確保可能普通建設事業費等を算出し、長寿命化(60→80年)、管理運営費節減分を助案し設定	60	15	1.97
	坂戸市	更新費用に対する普通建設事業費等を算出し、現実的に可能な範囲で目標値設定(根拠記載無し)	30	20	2.34

※1 総延床面積/人口は、アンケートで把握した平成26年3月31日時点の行政財産の総延床面積及び原則として同時点の人口を用いて計算している。

※2 長寿命化の( )内は建替周期の延長内容を示す。

他自治体よりも住民一人当たりの延床面積が多いという事実から、住民の理解も得られやすい目標設定方法であるが、財政的な裏付けが無い。4自治体のうち2自治体は財政面の検証を行っているが、数値目標を達成したとしても、更なる総量削減又は経費節減努力による財源確保が必要であるとしており、他自治体並みとすることで、将来的に自治体経営上の破綻がない持続可能な目標設定となっているとは言い難い。

#### (2) 人口減少率に応じた延床面積の縮減

第二の類型は、「人口減少率に応じた延床面積の縮減」である。この方法により 29自治体中 9自治体 (31.0%) が数値目標を設定しており、小都市や中都市を中心に採用されているが、この方法には主に二通りの考え方がある。

1つは、総人口の減少率相当を延床面積の縮減率とする方法であり、人口一人当たりの延床面積を増加させないというもの。サービス低下を招かずに総量縮減し、住民一人当たりの負担額を増加させないイメージを持つが、実際は財政負担の増加にどのように対応するか課題がある。例えば、小川町では 30年間の人口減少率 42.5%を踏まえ、施設総量を 40%縮減する目標を掲げるが、この場合でも住民一人当たりの負担額は現状の 2.25倍になると試算している。石狩市など他自治体の試算でも同様の傾向があり、これら事例から、人口減少率相当の施設総量を縮減したとしても住民一人当たりの負担額は増加することが分かった。高度経済成長期に集中的に整備を行った施設を、今後数年間で集中的に更新しなければならぬため、住民一人当たりの負担額は増加する。財源をどのように捻出するか課題が残り、持続可能な数値目標の設定方法とは言い難い。

もう1つの方法として、施設用途別に、利用者年齢人口の変化率を現在の延床面積に乘じ、将来の総延床面積を積算する方法がある。施設用途により、年少人口の変化率や老年人口の変化率又は総人口変化率などを計算に用いる。この結果、少子高齢化により保有量が最も多い学校施設を中心に、大幅な見直しが必要となる試算になるため、総人口の減少率を用いた積算方法よりも大きな縮減を要する数値目標となり、財政負担が軽減される。また、施設用途別に検討が加えられ、具体的な見直しの方向性が可視化される利点もある。しかし、この方法も財源の捻出方法について別途検証が必要である。

#### (3) 更新費用と確保可能財源の比較

第三の類型は、「更新費用と確保可能財源の比較」である。この方法により 29自治体中 16自治体 (55.2%) が数値目標を設定しており最も多く利用され、図 3-7 に示すとおり人口規模によらずに利用されている目標設定方法である。

更新費用については、総務省が提供する更新費用試算ソフトを用いて (単価等の一部アレンジを含む) 試算した自治体は、16自治体中 9自治体 (56.3%) あり、同ソフトが活用されていることが分かる。同ソフトを使用せずに、独自の試算をした自治体は、16自治体中 7自治体 (43.7%) あり、15年ごとに修繕し 70年で建替える試算や、RC造は 45年、W造は 25年など構造に応じた建替周期の設定、あるいは部材ごとに修繕等の周期を定める自治体も見受けられた。

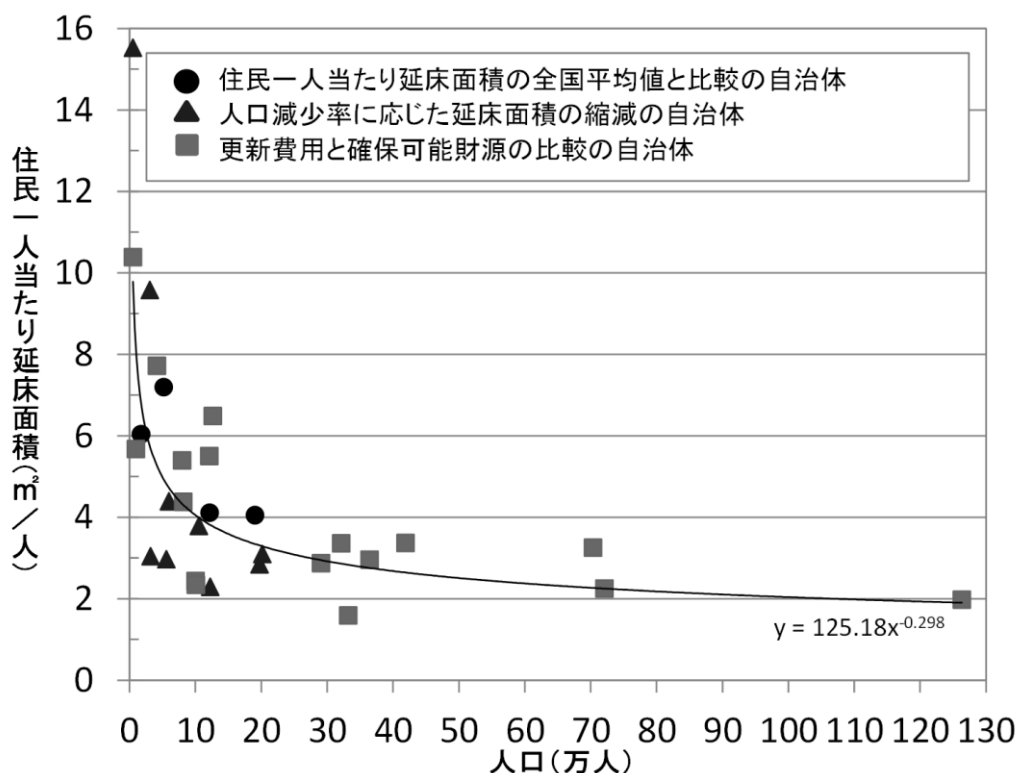


図 3-7 延床縮減目標設定方法別人口及び住民一人当たり延床面積

確保可能財源については、その中心となるものは、投資的経費である普通建設事業費や、維持補修費等から公共建築物の整備に向ける費用（以下、普通建設事業費等という。）である。普通建設事業費等は、主に次の3つの手法により試算されている。

第一の手法は、今後の歳入を財源別に、歳出を性質別（扶助費、普通建設事業費など）に試算し、財政見通しを作成する手法である。16自治体中3自治体（18.8%）がこの手法で試算をしている。正確に試算する手法であるが、経済状況や国の制度変更など不透明な要因に大きな影響を受けるため長期の試算が難しい。

第二の手法は、過去数年間に公共建築物の整備に向けてきた普通建設事業費等の実績を、今後も同水準で支出できると仮定する手法である。16自治体中9自治体（56.3%）がこの手法で試算をしている。財政見通しを作成するよりも簡便に試算できるが、人口減少が進んだ際に財源が不足する可能性がある。

第三の手法は、過去数年間に公共建築物の整備に向けてきた普通建設事業費等の実績を基本とし、人口減少等を踏まえ普通建設事業費等が年々減少していくものとする試算方法である。16自治体中3自治体（18.8%）がこの手法で試算をしている。人口減少等を普通建設事業費等にどのように反映させるかに難しさがあるが、財政見通しを作成する第一の

手法よりも簡易な試算方法であり、第二の手法と比べても、人口減少等のリスクまで勘案されており、現実的な試算方法であると言える。

確保可能財源については、表 3-4 のとおり、普通建設事業費等のみとする方法は 16 自治体中 7 自治体 (43.8%)、これに加えて延床面積の縮減に伴う管理運営費節減分も財源として見込んでいる自治体は 16 自治体中 7 自治体 (43.8%)、さらに延床面積の縮減に伴う土地売却益まで財源として見込んでいる自治体は 16 自治体中 4 自治体 (25.0%) あった。管理運営費節減分は延床面積の縮減率 1% 当たり年間の管理運営費が 1% 削減できるなどの仮定を、土地売却益は延床面積を 1% 縮減した場合に市が保有する土地の 1% 分の跡地が生じるなどの仮定をし、財源として見込んでいる。普通建設事業費等のみでは延床面積の縮減量が大きくなり住民サービスの低下が懸念されるため、管理運営費節減分や土地売却益などを財源として見込む方法は非常に有効である。管理運営費は、自治体の歳出に占める割合が大きく、一般財源で賄われているものが多いことから、その見直しは予算を編成する上で有効である。土地売却益は、特に土地単価が高い都市部では有効な財源となるほか、マネジメントの観点からも公会計制度改革に合わせて重要度が増す資産売却が推進される利点もある。

このほか、使用料の見直しや民間資金の活用等を勘案し、目標値を設定している事例も見受けられたが、使用料の見直しや民間資金の活用は金額の積算が難しく勘案という表現に留まっている。以上のような財源試算のほか、長寿命化により更新費用を抑制する方法を取っている自治体は、16 自治体中 4 自治体 (25.0%) あった。

なお、「更新費用と確保可能財源の比較」による目標設定をした自治体は、いずれも目標期間が 30 年以上となっている。これは、総務省が示す更新費用試算ソフトが調査年度から 40 年間の試算となっていること、また、この試算では築後 30 年で大規模改修を、築後 60 年で更新 (建替え) を想定しており、期間の後半に行くほど建替需要が増し更新費用が増加する傾向があることから、長期で更新費用を考えておく必要性が高いためであると推察される。

前述の 3 つの類型には、それぞれ長所と短所が存在する。第一の類型は、住民の理解を得られやすいが財政的な裏付けが無い。第二の類型は、サービス低下を招かずに総量縮減するという説明が可能であるが、財源をどのように捻出するか課題が残る。第三の類型は、財政的な視点が強くなり過ぎると、延床面積の縮減量が大きくなり住民サービスの低下が懸念される。

今後、数値目標を設定する自治体にあつては、各類型の長所と短所のバランスを取りながら、数値目標を設定する必要がある。

施設マネジメントでは、財務、品質、供給の 3 つの管理項目があり、目標達成には、この 3 つの総合的かつ適切な調和を図る必要がある<sup>9)</sup>。施設マネジメントの目標は「経済的なコストで (財務)、良好な施設を (品質)、最小必要なものをタイムリーに提供すること (供給)」であると言われる<sup>10) 11)</sup>。このため、老朽化した施設の更新 (品質向上) を進めるに



当たり、数値目標を設定する際には、財務の視点のみならず、供給の視点を踏まえる必要がある。そこで、筆者は、各類型の長所を生かし短所を補う形で数値目標を設定する方法として、第二と第三の類型を活用し、施設保有量（供給）と財源（財務）の双方から目標値を計算し、それらを整合させていく手順が有効であると考えている。

まず、施設保有量（供給）については、住民サービスの低下を招かないよう利用対象者一人当たり延床面積が同水準で推移するものと仮定し、施設用途別に利用者年齢人口の変化率を用いて将来の施設保有量を算出し、縮減が可能な総延床面積を積算する。小都市になるほど、人口減少の影響が大きいことが予想されるが、年少人口の減少割合に比例する学校の保有量の縮減や、全世代で利用する地域コミュニティ施設は総人口の減少割合に比例した保有量にするなどにより総保有量を算出し、人口減少に応じた施設用途及び総量に関する最適な保有量を構想する。また、併せて、地域コミュニティ施設の地域管理による継続などサービス低下につながらない方法も構想していく。小都市など全体目標を持たずに、施設用途毎に対応策を考える自治体も見受けられるが、当該自治体にとっての人口減少に応じた最適な総保有量（供給量）を考えながら個別施設の見直しを考えていくことが肝要である。

次に、財源（財務）については、更新費用と確保可能財源の試算を行う。更新費用試算については、総務省が提供する更新費用試算ソフト（一部アレンジ可）の使用又は独自試算によって行う。確保可能財源については、普通建設事業費等のみならず、延床面積の縮減に伴う管理運営費節減分や土地単価が高い地域にあっては土地売却益等も財源に含める。その上で、更新費用と確保可能財源の比較を行い、削減が必要な更新費用の割合を算出する。なお、普通建設事業費等は、人口減少を勘案し、減少していく想定で目標期間に確保可能な普通建設事業費等を求めておくことが肝要である。

そして、施設保有量（供給）と財源（財務）の双方を試算した上で、それらを整合させることができる数値目標を設定する。双方の試算により生じた差異については、施設保有量及び財源の試算の見直しにより調整する。施設保有量については、更なる見直しが可能な施設用途を検討する。財源については、管理運営費の更なる節減や、その他使用料の見直しや基金の取崩しなど、追加可能な財源を検討する。こうした検討により差異を調整し、施設保有量（供給）と財源（財務）の双方から実現可能な数値目標を設定する。以上により、実効性の高い数値目標の設定が可能であると考えている。

なお、この方法で数値目標を設定した自治体として、熊谷市が挙げられる。熊谷市は、施設保有量の試算では、児童用施設と高齢者用施設とその他施設とに分け、児童用施設は年少人口の変化率を、高齢者用施設は老年人口の変化率を、その他施設は総人口の変化率を、各対象施設の延床面積に乘じ、将来の総延床面積を積算している。総延床面積の半分以上（約 52%）を占める児童用施設（小中学校を含む）を、年少人口の変化率の約 47%まで縮減する試算となっており、総人口の減少率である 32%よりも、さらに大きい 43%を延床面積の縮減目標としている。一方で、財源については、財政規模が年々縮小し、施設の

更新や維持管理運営に充てられる財源が毎年縮小していくものと想定している。これに対応するため、現在ある基金の取崩額のほか、総量縮減に伴い節約される維持管理運営費や、発生する跡地の売却益を財源として見込んでいる。それでも不足する分は、施設の使用料・利用料を平均 25%引き上げることにより財源を捻出することが可能であると試算している。人口構造の変化を捉え、利用者の視点から施設保有量を試算した上で、確保可能な財源試算と一致させており、施設保有量（供給）と財源（財務）が整合した実効性の高い数値目標設定がなされている好例であると言える。自治体内部で財源の捻出方法も含め議論した上で数値目標を設定することは、今後のマネジメントに良い影響を与えるものと推察される。目標設定方法には他自治体の手法を参考としたりコンサルタント・有識者の示す手法を取り入れる等様々あるが、その進め方自体がマネジメントに影響を与えることに留意する必要がある。

### 3.6 数値目標設定の進展

アンケート調査後の 2017 年 10 月 16 日に、総務省は、2016 年度までに総合管理計画を策定した 1,756 自治体（都道府県・指定都市の全自治体及び市区町村の 98.1%）を対象とした総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表を公表した<sup>12)</sup>。そのデータを基に、本調査以後、数値目標の設定がどのように進展しているかについて考察する。

公表データには、数値目標の有無及び目標内容の記載があるが、考察に当たっては目標内容に関する記載から、数値目標を保有量（延床面積）、経費（更新費用・維持管理費用）及びその他の 3 つに分類を行う。目標内容が、総延床面積又は人口一人当たりの延床面積に関する数値の記載がある（又は数値の特定が可能である）場合は「保有量（延床面積）」に分類を、更新費用等の経費縮減額に関する数値の記載がある（又は数値の特定が可能である）場合は「経費（更新費用・維持管理費用）」に分類を、総量縮減や経費節減などの考えの記載はあるが数値の記載がない（又は数値の特定ができない）場合や前述の 2 分類に分類されない場合は「その他」に分類を行っている。なお、「保有量（延床面積）」及び「経費（更新費用・維持管理費用）」の双方に該当する場合は、更新費用の縮減額が推計値であることに鑑み、実数値である保有量（延床面積）に分類を行うものとした。当該分類の結果を以下に示す。

#### 3.6.1 自治体規模別数値目標設定状況

表 3-5 は、自治体規模別の数値目標の設定状況を表す。数値目標を設定した自治体は全体の 54.6%に留まり、数値目標を設定していない自治体は 45.4%に上る。都道府県では数値目標を設定した自治体は 23.4%に限られている。数値目標として最も用いられているものは、保有量(延床面積)に関する数値目標であり、全体の 42.5%(目標設定自治体の 77.8%)、市区町村の 43.4%（目標設定自治体の 78.4%）に上る。総合管理計画において保有量（延

床面積)の縮減目標を定めている市区町村及び指定都市は718自治体(42.0%)となっている。経費(更新費用・維持管理費用)に関する数値目標を設定している自治体は全体の7.5%に限られる。このほか、人口規模の小さい町村は、都市と比べて、総合管理計画において保有量(延床面積)の縮減目標を定める割合が小さい傾向にあることが分かった。

表3-5 自治体規模別数値目標設定状況(平成29年3月31日現在)

自治体規模	数値目標(有)								数値目標(無)		総計 自治体数
	保有量 (延床面積)		経費(更新費用・ 維持管理費用)		その他		小計		自治体数	構成比	
	自治体数	構成比	自治体数	構成比	自治体数	構成比	自治体数	構成比			
都道府県	4	8.5%	4	8.5%	3	6.4%	11	23.4%	36	76.6%	47
指定都市	8	40.0%	1	5.0%	3	15.0%	12	60.0%	8	40.0%	20
市区町村	734	43.4%	126	7.4%	76	4.6%	936	55.4%	753	44.6%	1,689
中核市	24	53.3%	4	8.9%	1	2.2%	29	64.4%	16	35.6%	45
特例市	16	41.0%	4	10.3%	1	2.6%	21	53.8%	18	46.2%	39
特別区	9	42.9%	1	4.8%			10	47.6%	11	52.4%	21
都市	366	54.1%	62	9.2%	18	2.7%	446	66.0%	230	34.0%	676
都市Ⅳ(15万人以上)	25	43.9%	9	15.8%			34	59.6%	23	40.4%	57
都市Ⅲ(10~15万人)	50	49.0%	8	7.8%	2	2.0%	60	58.8%	42	41.2%	102
都市Ⅱ(5~10万人)	150	57.3%	23	8.8%	9	3.4%	182	69.5%	80	30.5%	262
都市Ⅰ(0~5万人)	141	55.3%	22	8.6%	7	2.7%	170	66.7%	85	33.3%	255
町村	319	35.1%	55	6.1%	56	6.2%	430	47.4%	478	52.6%	908
町村Ⅴ(2万人以上)	63	38.2%	17	10.3%	3	1.8%	83	50.3%	82	49.7%	165
町村Ⅳ(1.5~2万人)	60	45.5%	10	7.6%	5	3.8%	75	56.8%	57	43.2%	132
町村Ⅲ(1~1.5万人)	51	35.7%	12	8.4%	11	7.7%	74	51.7%	69	48.3%	143
町村Ⅱ(0.5~1万人)	79	33.5%	5	2.1%	16	6.8%	100	42.4%	136	57.6%	236
町村Ⅰ(0~0.5万人)	66	28.4%	11	4.7%	21	9.1%	98	42.2%	134	57.8%	232
総計	746	42.5%	131	7.5%	82	4.7%	959	54.6%	797	45.4%	1,756

※1 都道府県の保有量(延床面積)には、保有量の縮減量を示す2自治体のほか、現在量を上限とする1自治体及び増加するがその上限を定める1自治体を含む。

※2 市区町村の保有量(延床面積)には、保有量の縮減量を示す710自治体のほか、現在量を上限とする22自治体及び増加するがその上限を定める2自治体を含む。

※3 その他には、施設数を目標値とする4自治体を含む。

※4 都市Ⅴとあった1団体は人口規模から都市Ⅰに集計している。

出典 総務省「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表(平成29年3月31日現在)」(2017)を基に加工

### 3.6.2 住民一人当たり延床面積別数値目標設定状況

次に、表3-6に、住民一人当たり延床面積別の数値目標の設定状況を表す。この表から、住民一人当たり延床面積の大きさに関わらず、保有量（延床面積）に関する数値目標を設定している自治体が存在していることが分かる。ただし、住民一人当たり延床面積が1.5㎡/人未満の保有量が少ない自治体や、16㎡/人以上の自治体（そのほとんどが人口1万人程度以下）の人口が少ない自治体では、総合管理計画において保有量（延床面積）に関する数値目標を設定する割合が低い傾向にある。

表3-6 住民一人当たり延床面積別数値目標設定状況（平成29年3月31日現在）

住民一人当たり 延床面積 (㎡/人)	数値目標(有)								数値目標(無)		総計 自治体数
	保有量 (延床面積)		経費(更新費用・ 維持管理費用)		その他		小計		自治体数	構成比	
	自治体数	構成比	自治体数	構成比	自治体数	構成比	自治体数	構成比			
1.5未満	1	16.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	16.7%	5	83.3%	6
1.5以上2.0未満	20	35.7%	8	14.3%	0	0.0%	28	50.0%	28	50.0%	56
2.0以上2.5未満	32	43.2%	11	14.9%	0	0.0%	43	58.1%	31	41.9%	74
2.5以上3.0未満	45	51.1%	8	9.1%	3	3.4%	56	63.6%	32	36.4%	88
3.0以上3.5未満	34	42.5%	9	11.3%	3	3.8%	46	57.5%	34	42.5%	80
3.5以上4.0未満	40	48.8%	9	11.0%	2	2.4%	51	62.2%	31	37.8%	82
4.0以上4.5未満	30	34.5%	7	8.0%	6	6.9%	43	49.4%	44	50.6%	87
4.5以上5.0未満	32	55.2%	4	6.9%	0	0.0%	36	62.1%	22	37.9%	58
5.0以上6.0未満	67	50.8%	5	3.8%	6	4.5%	78	59.1%	54	40.9%	132
6.0以上7.0未満	50	54.3%	8	8.7%	4	4.3%	62	67.4%	30	32.6%	92
7.0以上8.0未満	23	37.1%	6	9.7%	3	4.8%	32	51.6%	30	48.4%	62
8.0以上9.0未満	24	45.3%	6	11.3%	4	7.5%	34	64.2%	19	35.8%	53
9.0以上10未満	16	44.4%	5	13.9%	2	5.6%	23	63.9%	13	36.1%	36
10以上12未満	33	44.6%	4	5.4%	0	0.0%	37	50.0%	37	50.0%	74
12以上14未満	19	43.2%	2	4.5%	3	6.8%	24	54.5%	20	45.5%	44
14以上16未満	17	40.5%	0	0.0%	3	7.1%	20	47.6%	22	52.4%	42
16以上18未満	10	31.3%	1	3.1%	2	6.3%	13	40.6%	19	59.4%	32
18以上20未満	7	25.0%	0	0.0%	3	10.7%	10	35.7%	18	64.3%	28
20以上25未満	10	25.6%	0	0.0%	6	15.4%	16	41.0%	23	59.0%	39
25以上30未満	9	32.1%	2	7.1%	3	10.7%	14	50.0%	14	50.0%	28
30以上	10	28.6%	4	11.4%	3	8.6%	17	48.6%	18	51.4%	35
値なし	213	44.3%	28	5.8%	23	4.8%	264	54.9%	217	45.1%	481
総計	742	43.4%	127	7.4%	79	4.6%	948	55.5%	761	44.5%	1709

※1 市区町村及び指定都市を対象としており、都道府県は含んでいない。

※2 保有量（延床面積）には、保有量の縮減量を示す718自治体のほか、現在量を上限とする22自治体及び増加するがその上限を定める2自治体を含む。

※3 その他には、施設数を目標値とする4自治体を含む。

※4 都市Vとあった1団体は人口規模から都市Iに集計している。

出典 総務省「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表（平成29年3月31日現在）」（2017）を基に加工

### 3.6.3 都道府県別数値目標設定状況

次に、表 3-7 に都道府県別の数値目標の設定状況を表す。数値目標を設定している自治体については、兵庫県では 87.8%、長崎県では 78.9%、広島県では 78.3%などのように多くの自治体が数値目標を設定している都道府県がある一方、山形県では 20.0%、岩手県では 21.9%、高知県では 29.4%などのように少数の自治体に留まる都道府県もあり、都道府県によって状況が大きく異なっていることが分かる。

数値目標の内容については、保有量(延床面積)に関するものが多く、兵庫県では 82.9%、広島県では 69.6%、滋賀県では 66.7%などのように多くの自治体が保有量の縮減目標を設定している都道府県がある一方、熊本県では 13.3%、沖縄県では 17.9%、岩手県では 18.8%などのように保有量の縮減目標を設定する自治体が少ない都道府県もある。

なお、沖縄県や熊本県では、保有量(延床面積)に関する数値目標よりも、経費(更新費用・維持管理費用)に関する数値目標を設定する自治体の方が多く、都道府県によって特徴が異なっている。

地域特性としては、保有量(延床面積)に関する数値目標の設定については、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県などの、秋田県を除いた東北地域では数値目標を設定した自治体が 30%未満の県が多い。また、神奈川県や新潟県、石川県についても 30%前後であるほか、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の四国 4 県も 30%前後、熊本県、沖縄県では 20%未満となっており、地方によってもその傾向が異なっている。

このような地域特性は、本研究の調査対象自治体とした平成 27 年 4 月 1 日現在で総合管理計画を策定済の 75 自治体を対象に行ったアンケート結果にも表れており、図 3-4 において、延床面積の縮減目標を設定していない(あるいは設定自治体の少ない)都道府県やその地方では、その後に保有量(延床面積)の縮減目標を設定する自治体が少なくなっている。総務省の策定要請があった初年度に総合管理計画を策定した自治体の数値目標の設定の仕方が、その後の当該都道府県の他自治体の数値目標設定に影響を及ぼしているものと推察される。

このことから、3.4 節において考察したとおり、高齢者人口の増加幅が大きく扶助費等の増大が予想される大都市周辺部(財政力指数が高い自治体を除く)などの自治体では保有量(延床面積)の縮減目標を設定してマネジメントを行う自治体の割合が高い一方、東北地方や四国地方など高齢者人口があまり増加しない地域においては、保有量(延床面積)の縮減目標を設定する自治体の割合が低い傾向にあるものと推察される。

表 3-7 都道府県別数値目標設定状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

都道府県	数値目標(有)								数値目標(無)		総計
	保有量 (延床面積)		経費(更新費用・ 維持管理費用)		その他		小計		自治体数	構成比	
	自治体数	構成比	自治体数	構成比	自治体数	構成比	自治体数	構成比			
北海道	77	43.0%			17	9.5%	94	52.5%	85	47.5%	179
青森県	12	30.0%	2	5.0%			14	35.0%	26	65.0%	40
岩手県	6	18.8%	1	3.1%			7	21.9%	25	78.1%	32
宮城県	9	27.3%	4	12.1%	1	3.0%	14	42.4%	19	57.6%	33
秋田県	14	56.0%	1	4.0%			15	60.0%	10	40.0%	25
山形県	7	20.0%					7	20.0%	28	80.0%	35
福島県	15	27.3%	2	3.6%	1	1.8%	18	32.7%	37	67.3%	55
茨城県	26	59.1%	3	6.8%	1	2.3%	30	68.2%	14	31.8%	44
栃木県	13	52.0%	4	16.0%			17	68.0%	8	32.0%	25
群馬県	10	29.4%	1	2.9%	2	5.9%	13	38.2%	21	61.8%	34
埼玉県	30	47.6%	5	7.9%			35	55.6%	28	44.4%	63
千葉県	25	47.2%	3	5.7%	2	3.8%	30	56.6%	23	43.4%	53
東京都	20	35.1%	4	7.0%			24	42.1%	33	57.9%	57
神奈川県	10	30.3%	7	21.2%			17	51.5%	16	48.5%	33
新潟県	8	26.7%	1	3.3%	1	3.3%	10	33.3%	20	66.7%	30
富山県	9	60.0%			1	6.7%	10	66.7%	5	33.3%	15
石川県	5	26.3%	2	10.5%	2	10.5%	9	47.4%	10	52.6%	19
福井県	8	50.0%	3	18.8%			11	68.8%	5	31.3%	16
山梨県	17	65.4%	3	11.5%			20	76.9%	6	23.1%	26
長野県	47	61.0%	1	1.3%	4	5.2%	52	67.5%	25	32.5%	77
岐阜県	14	35.0%	3	7.5%	4	10.0%	21	52.5%	19	47.5%	40
静岡県	18	51.4%	1	2.9%	4	11.4%	23	65.7%	12	34.3%	35
愛知県	27	50.0%	5	9.3%	1	1.9%	33	61.1%	21	38.9%	54
三重県	14	50.0%	4	14.3%	1	3.6%	19	67.9%	9	32.1%	28
滋賀県	12	66.7%			1	5.6%	13	72.2%	5	27.8%	18
京都府	9	39.1%	2	8.7%	1	4.3%	12	52.2%	11	47.8%	23
大阪府	18	42.9%	1	2.4%	1	2.4%	20	47.6%	22	52.4%	42
兵庫県	34	82.9%			2	4.9%	36	87.8%	5	12.2%	41
奈良県	19	48.7%	1	2.6%	3	7.7%	23	59.0%	16	41.0%	39
和歌山県	9	30.0%	1	3.3%			10	33.3%	20	66.7%	30
鳥取県	11	57.9%	1	5.3%	1	5.3%	13	68.4%	6	31.6%	19
島根県	12	63.2%	2	10.5%			14	73.7%	5	26.3%	19
岡山県	13	50.0%	2	7.7%	2	7.7%	17	65.4%	9	34.6%	26
広島県	16	69.6%			2	8.7%	18	78.3%	5	21.7%	23
山口県	7	38.9%	2	11.1%			9	50.0%	9	50.0%	18
徳島県	8	33.3%	1	4.2%	1	4.2%	10	41.7%	14	58.3%	24
香川県	6	35.3%	1	5.9%			7	41.2%	10	58.8%	17
愛媛県	5	26.3%	2	10.5%			7	36.8%	12	63.2%	19
高知県	10	29.4%					10	29.4%	24	70.6%	34
福岡県	33	55.0%	9	15.0%	2	3.3%	44	73.3%	16	26.7%	60
佐賀県	11	57.9%			1	5.3%	12	63.2%	7	36.8%	19
長崎県	12	63.2%	3	15.8%			15	78.9%	4	21.1%	19
熊本県	6	13.3%	11	24.4%	12	26.7%	29	64.4%	16	35.6%	45
大分県	11	61.1%	2	11.1%			13	72.2%	5	27.8%	18
宮崎県	11	42.3%	8	30.8%	1	3.8%	20	76.9%	6	23.1%	26
鹿児島県	21	48.8%	9	20.9%	2	4.7%	32	74.4%	11	25.6%	43
沖縄県	7	17.9%	9	23.1%	5	12.8%	21	53.8%	18	46.2%	39
総計	742	43.4%	127	7.4%	79	4.6%	948	55.5%	761	44.5%	1,709

※1 市区町村及び指定都市を対象としており、都道府県は含んでいない。

※2 保有量（延床面積）には、保有量の縮減量を示す 718 自治体のほか、現在量を上限とする 22 自治体及び増加するがその上限を定める 2 自治体を含む。

※3 その他には、施設数を目標値とする 4 自治体を含む。

出典 総務省「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表（平成 29 年 3 月 31 日現在）」（2017）を基に加工

### 3.7 まとめ

本章では、平成27年4月1日現在で既に総合管理計画を策定している自治体を対象に、数値目標の設定に関する調査を行い、数値目標の設定状況を明らかにするとともに、延床面積縮減目標を設定した自治体の特徴、目標値及び設定方法について考察した。また、加えて2017年10月16日に総務省が公表した総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表を基に、本調査以後、数値目標の設定がどのように進展しているかについて考察を行った。これらの考察の結果、以下の特徴が明らかとなった。

第一に、総合管理計画において数値目標を設定した自治体は全体の54.6%に留まり、都道府県は23.4%と低く、市区町村及び指定都市では55.5%に及ぶことが分かった。

第二に、総合管理計画において数値目標の内容で最も使用されているものは保有量（延床面積）であり、都道府県では8.5%の自治体に限られるが、市区町村及び指定都市では43.4%の自治体が保有量（延床面積）に関する数値目標を定めており、市区町村及び指定都市のうち保有量（延床面積）を縮減する目標を定めている自治体は42.0%に上ることが分かった。人口規模の小さい町村では、総合管理計画において延床面積縮減目標を設定せずに、個別施設計画の策定に進む自治体が多い傾向が見受けられた。また、住民一人当たり延床面積の高低に関わらず、延床面積縮減目標を設定する自治体が見受けられた。

第三に、多くの自治体（市区町村及び指定都市）が延床面積の縮減目標を設定している都道府県がある一方で、東北地方や四国地方など延床面積の縮減目標を設定しない自治体（市区町村及び指定都市）の方が多く都道府県もあり、都道府県によって状況が大きく異なっていることが分かった。

第四に、延床面積縮減目標を設定している先進自治体の特徴を分析したところ、高齢者の増加幅が大きい自治体や、ある程度の財政力（財政力指数0.5～0.9）の自治体の方が延床面積縮減目標を設定したマネジメントを行う傾向にあった。延床面積縮減の目標値については、市町村面積が大きく、住民一人当たり延床面積が大きい自治体は、目標期間一年当たりの縮減率が大きい傾向にあり、特に、市町村合併を実施している自治体にこの傾向が表れていた。人口減少を見据え目標期間が長いほど縮減率が大きく設定されている傾向にあったが、自治体によって目標値に幅があることが分かった。

第五に、数値目標の設定方法については、第一に「住民一人当たり延床面積の全国平均値と比較」、第二に「人口減少率に応じた延床面積の縮減」、第三に「更新費用と確保可能財源の比較」の3つの類型に分類が可能であり、第三の類型が最も多く利用されている。各手法の長所を生かし短所を補う形で数値目標を設定する方法として、第二、第三の類型を活用し、施設保有量（供給）と財源（財務）の双方から目標値を計算し、それらを整合させていく手順が有効であると考えられる。

数値目標の設定については、以上のような特徴が見受けられた。今後、個別施設計画の策定に際し、個別施設の在り方を見直す難しい議論に進むこととなるが、設定した数値目標と整合させ、実効性のある公共施設マネジメントを展開していくことが求められる。

## 注

- 1) 総務省「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(総務省 HP)、2014 年 4 月<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000287573.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000287573.pdf)> (アクセス日:2015 年 9 月 20 日)
- 2) 総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(総務省 HP)、2014 年 4 月<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000287574.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000287574.pdf)> (アクセス日:2015 年 9 月 20 日)
- 3) 総務省「公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査(結果の概要)平成 27 年 4 月 1 日現在」(総務省 HP)、2015 年 4 月<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000354001.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000354001.pdf)> (アクセス日:2015 年 5 月 20 日)
- 4) 東洋大学「全国自治体公共施設延床面積データ」(東洋大学 HP)、2012 年 1 月<<http://www.toyo.ac.jp/site/pppc/30712.html>> (アクセス日:2016 年 2 月 10 日)
- 5) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 25 年(2013)年 3 月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所 HP)、2013 年 12 月<<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/t-page.asp>> (アクセス日:2015 年 4 月 26 日)
- 6) 総務省「地方財政の状況」(総務省 HP)、2016 年 3 月<[http://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/hakusyo/chihou/pdf/h28.pdf](http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/pdf/h28.pdf)> (アクセス日:2016 年 3 月 19 日)
- 7) 総務省「平成 25 年度市町村決算カード」(総務省 HP)、2015 年 3 月<<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card-14.html>> (アクセス日:2016 年 2 月 3 日)
- 8) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 25 年(2013)年 3 月推計)」『人口問題研究資料』第 330 号、2013 年 12 月、54 頁。
- 9) FM 推進連絡協議会『総解説ファシリティマネジメント』日本経済新聞出版社、2003 年 1 月、62 頁。
- 10) 日本ファシリティマネジメント推進協会『公共ファシリティマネジメント戦略—施設資産の量と質を見直す—』ぎょうせい、2010 年 9 月、8 頁。
- 11) 小松 幸夫・五十嵐 健・山本 康友・李 祥準・松村 俊英・円満 隆平・堤 洋樹・有川 智・門脇 章子・板谷 敏正・山下 光博・平井 健嗣『公共施設マネジメントハンドブック—「新しくつくる」から「賢くつかう」へ』日刊建設通信新聞社、2014 年 7 月、130 頁。
- 12) 総務省「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表(平成 29 年 3 月 31 日現在)(都道府県、指定都市、市区町村)」(総務省 HP)、2017 年 10 月<<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>> (アクセス日:2017 年 11 月 15 日)



## 第4章 個別施設計画の策定に向けた施設評価

- 4.1 研究の背景と目的
- 4.2 研究の方法
  - 4.2.1 調査対象
  - 4.2.2 調査の方法
  - 4.2.3 分析の方法及び研究の構成
- 4.3 施設評価の実施状況
  - 4.3.1 施設評価の実施の有無
  - 4.3.2 施設評価の実施時期
  - 4.3.3 施設評価の実施目的
  - 4.3.4 施設評価の実施回数
  - 4.3.5 施設評価を実施しない自治体の特徴
- 4.4 定量的評価
  - 4.4.1 定量的評価の方法
  - 4.4.2 評価軸の考え方
  - 4.4.3 各評価軸における評価指標
  - 4.4.4 評価指標の集計の仕方
  - 4.4.5 評価結果の類型化の種別
- 4.5 定性的評価
  - 4.5.1 定性的評価の観点
  - 4.5.2 定性的評価の進め方
- 4.6 施設評価の枠組み
- 4.7 施設評価結果
  - 4.7.1 施設評価結果
  - 4.7.2 評価結果の個別施設計画への反映
- 4.8 施設評価の課題と成果
- 4.9 まとめ

## 第4章 個別施設計画の策定に向けた施設評価

### 4.1 研究の背景と目的

総合管理計画の策定要請を受け、平成28年度末迄に都道府県及び指定都市の全自治体並びに市区町村の98.1%が計画を策定済みとなっており<sup>1)</sup>、今後、個別施設計画の策定が行われる。しかし、総合管理計画の策定が急速に普及した一方で、策定された総合管理計画の内容は、公共施設の総量縮減、長寿命化、数値目標設定などの総論としての取組方針に関する記載が中心となっているため、今後どのように個別施設に関する計画を策定していくべきかを思案している自治体が多い。

特に、延床面積の縮減方針を掲げている自治体では、再編する施設をどのように選定すべきかが課題となっており、個別施設の評価の実施を検討している自治体が数多くある。しかし、具体的な評価方法に関する情報が限られており、ノウハウが無いなどの理由から評価の実施に至らないケースも多く見受けられる。

そこで、本章では、全国の自治体の中で先行して総合管理計画を策定した自治体を対象に、施設評価に関するアンケート調査等を行い、施設評価の実施の有無、時期、目的や回数などの実施状況を把握するとともに、具体的な施設評価方法を明らかにする。評価は、定量的評価及び定性的評価により構成されており、定量的評価に関しては、評価軸の考え方、評価指標の内容、指標の集計の仕方や評価結果の類型化方法について、定性的評価に関しては、定性的な要素に関する評価の観点及び評価の進め方について、自治体の規模別による評価方法の違いを踏まえ考察を行うものとする。

なお、第1章に示すとおり、公共施設等に係る施設評価に関する既往研究は、従来から公共施設マネジメントに取り組む自治体の事例を中心に、多くの研究が行われており、先進的に公共施設マネジメントに取り組む自治体における評価の視点や評価指標の提案に関する研究がなされてきている。しかし、総務省の総合管理計画の策定要請に対し、総合管理計画を策定した自治体が、施設評価の実施をどのように考えているかの実態把握や、施設評価に当たり定量的・定性的な視点から設定している評価指標や評価の観点を、どのように集計あるいは検証をして個別施設の評価結果を導いているかに着目した研究は管見では見受けられないことから、これらの点に本研究の意義があるものとする。

## 4.2 研究の方法

### 4.2.1 調査対象

本研究の対象は、総合管理計画の策定を終えてから1年以上が経過し、個別施設計画の策定に向けた手順等の検討が進められていると想定される自治体とし、総務省「公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査」(2015)<sup>2)</sup>において、平成27年4月1日現在で既に総合管理計画を策定済となっている全ての自治体とした。その内訳は、都道府県11、市区町村64(指定都市8含む)の75自治体となる。これは、同調査において総合管理計画の策定予定有と回答した1788自治体の4.2%に該当する。

### 4.2.2 調査の方法

本調査では、初めに、アンケート調査により情報収集を行った。研究対象とした75の自治体に郵送及び電子メールによりアンケート調査票を送付し、自治体の規模、人口、総延床面積等の基本情報に加え、個別施設計画の策定状況、施設評価の実施の有無、施設評価方法(目的、回数、評価手法、評価指標、評価指標の集計方法等)及び施設評価の課題や成果を調査項目とした。調査の結果、表4-1のとおり都道府県8、指定都市8、中核市5、特例市4、中都市(人口10万人以上、特例市未満)11、小都市(人口10万人未満)20の合計56の自治体から回答があり、回答率は74.7%となった。

このほか、アンケート調査を補完する目的で、各自治体がホームページで公表している施設評価に関する資料を収集・分析するとともに、アンケート調査等で把握できない具体的な施設評価方法については、電話や視察によるヒアリング調査により状況を把握した。

表4-1 回答自治体一覧

都道府県	市町村				
	指定都市	中核市	中都市	小都市	
山形県	仙台市	盛岡市	筑西市	滝川市	岬町
茨城県	さいたま市	越谷市	上尾市	石狩市	湯梨浜町
新潟県	横浜市	海老名市	坂戸市	小清水町	浜田市
静岡県	川崎市	奈良市	藤沢市	かすみがうら市	安芸高田市
愛知県	相模原市	高松市	小松市	渋川市	萩市
広島県	静岡市	特例市	可児市	みなかみ町	嘉麻市
山口県	京都市	熊谷市	長浜市	吉川市	大津町
徳島県	福岡市	春日部市	守口市	小川町	豊後大野市
		小田原市	伊丹市	関川村	与論町
		明石市	新居浜市	高島市	
			霧島市	福知山市	

※ 中都市は人口10万人以上特例市未満、小都市は人口10万人未満の自治体を表す。

### 4.2.3 分析の方法及び研究の構成

研究の流れは、図 4-1 に示すとおり、初めに収集したアンケート調査結果を基に、4.3 節において施設評価の実施の有無、実施時期、実施目的、実施回数、実施しない理由等について自治体規模とクロス集計を行い、自治体規模に応じた施設評価の実施状況を明らかにする。そして、4.4 節及び 4.5 節において、アンケート調査結果に加え、資料やヒアリング調査により得られた情報を基に、定量的評価及び定性的評価について考察するとともに、4.6 節において施設評価の枠組みを考察し施設評価方法を明らかにする。さらに、4.7 節において施設評価結果について考察し、4.8 節において施設評価の課題と成果を整理する。

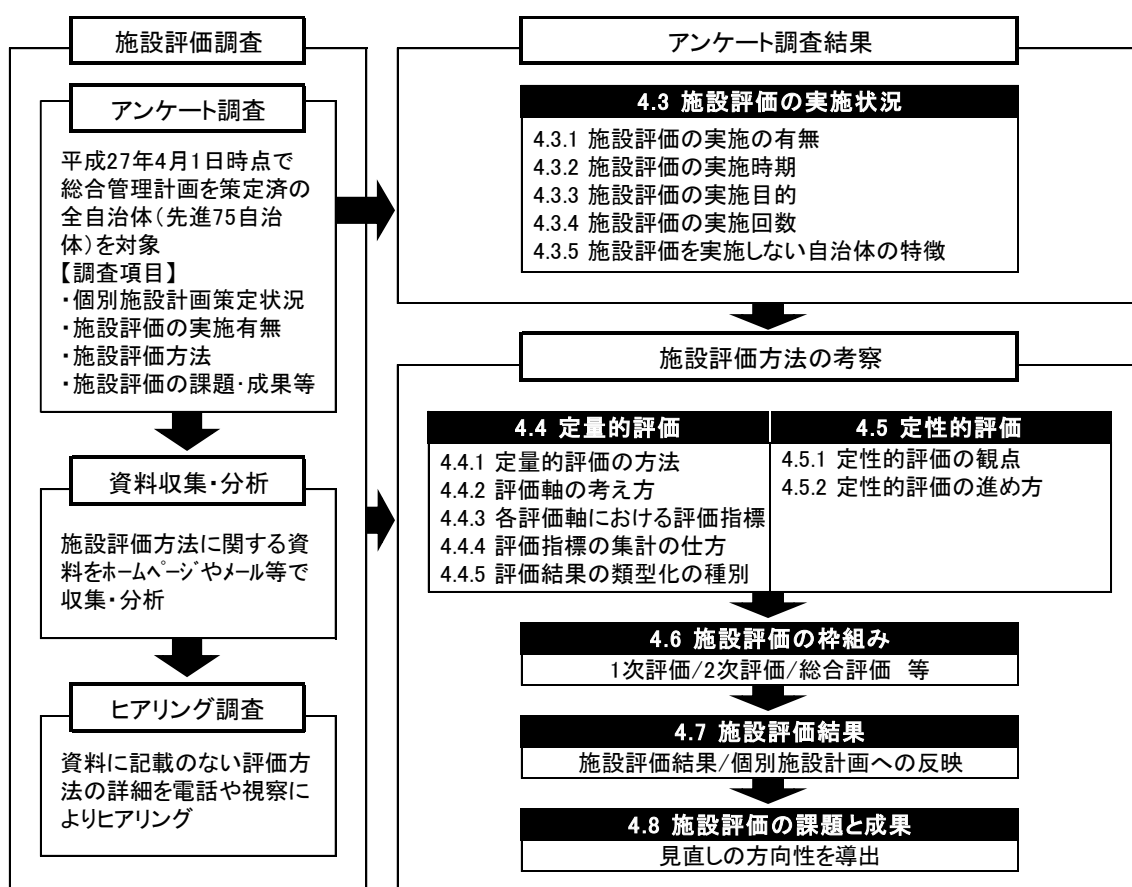


図 4-1 研究の流れ

### 4.3 施設評価の実施状況

#### 4.3.1 施設評価の実施の有無

施設評価の実施の有無については、表 4-2 のとおり、「実施済」が 11 自治体（19.6%）、「実施予定」が 18 自治体（32.1%）、「実施しない」が 24 自治体（42.9%）、「未定」が 3 自治体（5.4%）となっている。実施済及び実施予定を合わせると、29 自治体（51.7%）が施設評価を実施することとしており、分析対象自治体の過半が施設評価に取り組むことが分かる。

なお、自治体規模に着目すると、都道府県から小都市まで施設評価を実施する自治体が存在しており、自治体規模による施設評価の実施状況の相違は見られない。

表 4-2 施設評価の実施状況

自治体規模	実施済	実施予定	実施しない	未定	計
都道府県	1	5	2		8
指定都市		5	3		8
中核市	2	1	2		5
特例市	1		3		4
中都市	3	3	4	1	11
小都市	4	4	10	2	20
計	11	18	24	3	56
構成比	19.6%	32.1%	42.9%	5.4%	—

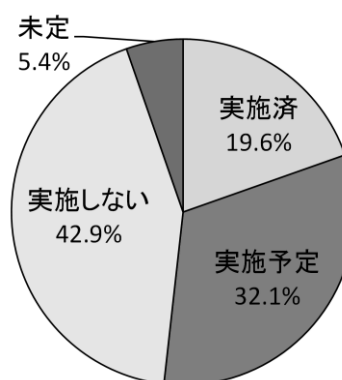


図 4-2 施設評価の実施状況割合

#### 4.3.2 施設評価の実施時期

表 4-3 は、施設評価の実施年度及び個別施設計画の策定年度を表す。

施設評価の実施年度に着目すると、実施が多いのは、27 年度と 28 年度であり、総合管理計画を策定してから 1、2 年で施設評価を実施する自治体が多いことが分かる。

次に、施設評価の実施年度と個別施設計画の策定年度の関係に着目すると、施設評価の実施年度を定めている自治体では、施設評価の実施と同一年度に個別施設計画を策定する自治体が 8 自治体と多く、施設評価実施の翌年度に個別施設計画を策定する自治体が 4 自治体、翌々年度が 2 自治体と続き、個別施設計画の策定に合わせて施設評価を実施する自治体が多い。

このほか、少数だがまずは施設評価を実施し、その結果を確認してから個別施設計画の策定時期を定める自治体が 3 自治体見られた。

表 4-3 施設評価の実施年度及び個別施設計画の策定年度

区分		施設評価の実施年度										構成比 (%)		
		年度	実施済		実施予定				実施しない	未定	小計		合計	
			H26	H27	H28	H29	H32	未定						
個別施設計画の策定年度	策定済	H25以前	1						1			2	17	30.4
		H26							5		5			
		H27	2	3				1	3	1	10			
	策定中	H28	1	1	3				2	2		9	24	42.9
		H29		1	1	1				3		6		
		H30		1								1		
		H31		1					2			3		
		H32						1	1	1		3		
	未着手	未定								2		2		
		H32			1							1	15	26.8
	未定			2	1			1	8	2	14			
	小計		4	7	7	2	1	8		24	3	56	100	
	合計		11		18					24	3	56	100	
構成比 (%)		19.6		32.1					42.9	5.4	100	-		

#### 4.3.3 施設評価の実施目的

施設評価を実施済及び実施予定とする自治体における施設評価の目的に関する調査の結果を表 4-4 に示す。施設評価の目的として、最も多いのが「施設総量の最適化を図るため（廃止等の再編施設の選出）」で 18 自治体（62.1%）であった。続いて、「保全の優先順位づけや保全方法の検討を行うため」が 6 自治体（20.7%）、「施設サービスの提供状況や費用対効果等の改善を図るため」が 2 自治体（6.9%）となっている。その他としては、「財政上の負担を軽減するため」（山口県）や、「施設利用者、地域住民等との合意形成に向けた協議・検討の基礎資料とするため」（筑西市）などがあった。施設総量の最適化を目的としている自治体が多いが、施設の保全等に重点を置いている自治体も見受けられる。

表 4-4 施設評価の実施目的

自治体規模	施設総量の最適化を図るため（廃止等の再編施設の選出）	保全の優先順位づけや保全方法の検討を行うため	施設サービスの提供状況や費用対効果等の改善を図るため	その他	計
都道府県	3	2		1	6
指定都市	2	2	1		5
中核市	3				3
特例市	1				1
中都市	1	2	1	2	6
小都市	8				8
計	18	6	2	3	29
構成比	62.1%	20.7%	6.9%	10.3%	-

#### 4.3.4 施設評価の実施回数

施設評価を実施済及び実施予定の自治体が想定する施設評価の実施回数を表 4-5 に示す。

1 施設当たり 1 回のみの評価を想定している自治体は 11 自治体（37.9%）あり、個別施設計画を策定するために 1 回行う評価と言える。施設の多い都道府県では、対象施設を変えながら 3 年間掛けて評価を行う自治体が見受けられる。特例市、中都市、小都市では、1 年間で評価を行う自治体が複数見受けられるが、対象施設を変えずに 3 年間で評価を行う自治体や、対象施設を変えながら 5 年間で評価を行う自治体も見受けられる。

一方、継続的に評価を行う自治体は 13 自治体（44.8%）あり、個別施設計画の策定のみならず、継続的に評価しマネジメントを行っていくことに重きを置いている。指定都市、中核市、中都市など施設数の多い市町村において、継続的なマネジメントに重きをおく傾向が表れている。

表 4-5 施設評価の実施回数

自治体規模	1施設1回のみ評価					継続的に評価 (1施設を定期的に複数回評価)						未定	合計
	概ね 1年間	概ね 3年間	施設を 変え 3年間	施設を 変え 5年間	小計	毎年	3年 に1回	5年 に1回	10年 に1回	未定	小計		
都道府県			2		2				1	1	2	2	6
指定都市						2				1	3	2	5
中核市								2	1		3		3
特例市	1				1								1
中都市	1				1	2	1	1			4	1	6
小都市	4	2		1	7				1		1		8
計	6	2	2	1	11	4	1	3	3	2	13	5	29
構成比	20.7%	6.9%	6.9%	3.4%	37.9%	13.8%	3.4%	10.3%	10.3%	6.9%	44.8%	17.2%	—

#### 4.3.5 施設評価を実施しない自治体の特徴

調査回答自治体の 42.9%を占める「施設評価を実施しない」とした 24 自治体における、施設評価を実施しない理由を表 4-6 に示す。

最も多い理由が、「施設評価のノウハウが無い」で 6 自治体（25.0%）であった。続いて「施設評価では住民合意形成が困難である」が 5 自治体（20.8%）、「事務負担が大きすぎる」が 3 自治体（12.5%）、「施設再編よりも、保全を重視している」が 3 自治体（12.5%）、「施設の必要性を感じない」が 2 自治体（8.3%）となっている。その他としては、「アセスメントも重要であるが、まちづくり政策との連動をより重視する。」（滝川市）や「客観的な施設評価の必要性は感じているが、住民の合意形成過程とうまく絡めて実施することができないか検討している段階である。」（熊谷市）、「実施の必要性は感じているが、個別施設計画の策定状況を踏まえ検討したい」（越谷市）などがあつた。

全国的に施設評価の実施を検討する自治体は増えてきているが、公表されている具体的

な評価方法に関する情報は限られており、施設評価のノウハウに関する情報が他自治体に共有されていない状況にあることが分かる。

表 4-6 施設評価を実施しない理由

自治体規模	施設評価のノウハウが無い	施設評価では住民の合意形成が困難である	事務負担が大きすぎる	施設再編よりも、保全を重要視している	施設評価の必要性を感じない	その他	計
都道府県				2			2
指定都市	1	2					3
中核市		1				1	2
特例市			1			2	3
中都市		1			2	1	4
小都市	5	1	2	1		1	10
計	6	5	3	3	2	5	24
構成比	25.0%	20.8%	12.5%	12.5%	8.3%	20.8%	-

次に、施設評価を実施しない自治体における、見直し施設の選定方法を表 4-7 に示す。最も多いのが「施設所管課が見直し施設を選定する」で 7 自治体 (29.2%) あり、続いて「計画策定課が施設所管課と協議し、見直し施設を選定する」が 6 自治体 (25.0%)、「庁内会議・ワーキンググループ等が見直し施設を選定する」が 6 自治体 (25.0%)、「市民参加により見直し施設を選定する」が 1 自治体 (4.2%) となっている。

その他としては、「築後 60 年又は 80 年の建替の検討時に至った施設について見直しを行う。」(さいたま市) や「再整備する場合は個別に評価し、機能集約や廃止機能を決定していく」(藤沢市) などがあつた。

いずれの方法においても、見直し施設の選定をする際には、定量的な情報による施設の現状を整理した上で、施設の見直しの考え方を構築していくこととなり、客観的な判断基準や説明が求められる。施設評価に類似した検討過程を経ていくものと考えられる。

表 4-7 見直し施設の選定方法

自治体規模	施設所管課が見直し施設を選定する	計画策定課が施設所管課と協議し、見直し施設を選定する	庁内会議・ワーキンググループ等が見直し施設を選定する	住民参加により見直し施設を選定する	その他	計
都道府県	1		1			2
指定都市	1		1		1	3
中核市		1			1	2
特例市		1		1	1	3
中都市	1	2			1	4
小都市	4	2	4			10
計	7	6	6	1	4	24
構成比	29.2%	25.0%	25.0%	4.2%	16.7%	-



#### 4.4 定量的評価

次に、施設評価がどのように行われているか、評価の進め方や、評価指標、指標の集計の仕方、評価結果の類型化方法などを明らかにし、具体的な施設評価方法について考察する。考察に当たっては、評価方法が大きく異なる定量的評価と定性的評価に分類するものとし、本節では定量的評価について考察する。

##### 4.4.1 定量的評価の方法

定量的評価における評価方法としては、従来よりファシリティマネジメントの分野で提唱されている2軸による類型化により評価する方法<sup>3-6)</sup>と、各自治体が行財政改革に合わせて独自に構築してきた行政評価手法<sup>7)</sup>などが存在している。このような状況下で、近年取組が広がる施設評価がどのように展開されているかを把握するため、2軸による類型化により評価する方法と、総得点や総合評価により評価する方法に分け、アンケート調査を実施した。

調査結果から、施設評価の実施目的別の定量的評価の方法を表4-8に示す。評価方法を定めている24自治体のうち16自治体(66.7%)は建物性能(ハード面)と利用状況等(ソフト面)の2軸による類型化により評価する方法を、7自治体(29.2%)は各評価要素を点数化し総得点や総合評価により評価する方法を採用している。

前者の2軸による類型化により評価する方法を採用する自治体では、施設サービス(費用対効果等)の改善を図るために実施の1自治体を除き、15自治体が施設総量の最適化を

表4-8 施設評価実施目的別定量的評価方法

施設評価の実施目的	建物性能(ハード面)と利用状況等(ソフト面)の2軸による類型化により評価	老朽度や利用度などの各評価要素を点数化し、総得点や総合評価により評価	その他	評価方法未定	計
施設総量の最適化を図るため(廃止等の再編施設の選出)	15	3			18
保全の優先順位づけや保全方法の検討を行うため		2		4	6
施設サービスの提供状況や費用対効果等の改善を図るため	1	1			2
その他		1	1	1	3
計	16	7	1	5	29

※ 明確な2軸の評価基準は定めていないが、2軸の考え方をを用いて建物性能や利用状況等を勘案して評価結果を定めた自治体は、2軸による類型化により評価に含む。

図るために評価を実施している。また、後者の総得点や総合評価により評価する方法を採用する自治体では、保全方法の検討のために実施の2自治体、施設サービス（費用対効果等）の改善を図るために実施の1自治体、住民合意形成に向けた基礎資料とするために実施の1自治体のほか、施設総量の最適化のために評価実施を検討中が3自治体あった。

以上のことから、施設総量の最適化（廃止等の再編施設の選出）を目的として施設評価を実施する場合には、18自治体のうちの15自治体（83.3%）を占める多くの自治体が、「建物性能（ハード面）と利用状況等（ソフト面）の2軸による類型化により評価」する方法を採用していることが明らかとなった。このため、本節では「建物性能（ハード面）と利用状況等（ソフト面）の2軸による類型化により評価」を行う自治体（評価指標等の詳細が未定の3自治体を除く）に着目し、その評価方法について以下において考察する。

#### 4.4.2 評価軸の考え方

表4-9に建物性能（ハード面）と利用状況等（ソフト面）に関する評価軸の軸名称を示す。

建物性能に関する評価軸については、建物性能又は品質という軸名称が付けられており、多くの自治体の考え方が統一されている。一方、利用状況等に関する軸名称については、利用状況・管理効率、施設ニーズ、利用運営状況、施設活用度、供給・財務評価など多様な表現が用いられている。これは、利用状況等に関する評価として、利用の多寡に関する評価のみならず、コストに関する評価を含めている自治体が多いためである。対象とした13自治体の76.9%にあたる10自治体がコストに関する評価を行っており、利用や供給という表現のみならず、効率、運営、財務などのコストを含めた表現が多く用いられている。

なお、利用状況等の取扱いについては、「利用者数とコスト」の2軸評価を行った上で「建物性能」と比較する3軸での評価を採用する自治体（奈良市）や、「利用状況と建物性能」の2軸評価と併せて「コスト状況と建物性能」の2軸評価を実施する自治体（高島市）も見受けられた。また、評価結果は表4-9の2軸により導いているが、その過程で、高松市では「利用状況と建物性能」及び「コスト状況と建物性能」、盛岡市では「利用状況と建物性能」及び「利用状況と管理運営コスト」のそれぞれ2つの2軸グラフを可視化している。このほか、静岡市のように、建物評価、利用状況評価、財務評価をそれぞれ行った上で、「建物（ハード）と利用状況・財務（ソフト）」の2軸のグラフに集約している自治体も見受けられた。

以上のことから、定量的評価は建物性能、利用状況、コストの3つの視点から構成されており、評価結果を可視化する際に利用状況とコストを1つにまとめ利用状況等（ソフト面）とし、建物性能（ハード面）との2軸で評価する方法が主流であると言える。

表 4-9 2 軸の軸名称

自治体規模	自治体名	建物性能(ハード面)	利用状況等(ソフト面)
都道府県	山形県	建物性能・資産価値	利用状況・管理効率
	静岡県	品質	供給・財務
	広島県	建物性能(安全性)	利用効率
指定都市	静岡市	建物(ハード)	利用状況・財務(ソフト)
中核市	盛岡市	建物性能(ハード)	利用運営状況(ソフト)
	奈良市	建物性能	面積当たりコスト、利用者数で2軸評価を行った上で、建物性能と比較)
	高松市	品質評価	供給・財務評価
特例市	明石市	建物	機能
小都市	小清水町	明確な基準なし(建物現状、利用状況・年間経費を勘案)	
	高島市	2パターンの2軸評価を実施 ①建物性能 ②建物性能	①利用状況 ②コスト状況
	福知山市	義務的施設であるか (法的な位置づけ等)	利用ニーズ・利用度
	大津町	建物性能	施設活用度
	豊後大野市	明確な基準なし(施設の老朽化、危険度(耐用年数)、利用状況、サービス内容や効果を勘案)	

※ 明確な 2 軸の評価基準は定めていないが、2 軸の考え方をういて建物性能や利用状況等を勘案して評価結果を定めた自治体を含む。

#### 4.4.3 各評価軸における評価指標

表 4-10 に建物性能(ハード面)と利用状況等(ソフト面)の 2 軸により評価結果を類型化する際の各評価軸における評価指標を示す。

建物性能(ハード面)の評価指標については、「築年数」、「耐震性能」、「老朽化度(部材設備等の現状)」により評価を行っている自治体が多く、これらの指標が建物性能を評価するうえで活用されていることが分かる。このほか「バリアフリー・ユニバーサルデザイン対応」、「改修実施状況」、「避難所指定等」などの指標もいくつかの自治体で見受けられた。

一方、利用状況等(ソフト面)の評価指標については、「稼働率」、「利用者数」、「面積当たりコスト」、「利用者当たりコスト」、「利用者当たり面積」により評価を行っている自治体が多い。これらの指標が利用状況等を評価するうえで活用されていることが分かる。このほか「施設活用度(未利用面積)」、「利用者割合(利用者/対象者)」などの指標もいくつかの自治体で見受けられた。

なお、利用状況等では、利用状況及びコストの概念に加えて、施設規模（面積）の概念が入っている自治体が多いが、これは規模の異なる施設を対象に、同一の評価を行うための工夫であり、面積当たりのコストや利用量として比較するためであると考えられる。

表 4-10 2軸の評価指標

自治体規模	自治体名	建物性能(ハード面)						利用状況等(ソフト面)										
		築年数	耐震性能	老朽化度	B・F・UD対応	改修実施状況	避難所指定等	その他	稼働率	利用者数(利用件数)	面積当たりコスト	利用者当たりコスト	利用者当たり面積	面積当たり利用数	施設活用度(未利用面積)	利用者割合(利用者/対象者)	上位政策計画との整合性	その他
都道府県	山形県	○	○	○		○	○	敷地面積 建物延床面積 駐車場の過不足 道路アクセス 自然災害リスク	○	○	○				○			
	静岡県	○	○	○				津波性能 エネルギー使用量	○	○	○	○	○			○	○	入試倍率
	広島県	○	○						○			○						
指定都市	静岡市	○	○						○	○		○	○					
中核市	盛岡市	○	○	○					○	○		○		○				
	奈良市	○								○	○		○					
	高松市	○	○	○					○		○	○		○				
特例市	明石市	○	○		○				○	○	○							
小都市	小清水町	○	○				○	ライフサイクルコスト 利用者(件)数				○						行政関与の必要性 配置バランス
	高島市	○	○	○	○	○			○	○	○							
	福知山市	○	○	○	○	○			○	○								避難所指定等 ライフサイクルコスト 住民ニーズ適合性 地域特性(地域 人口等) 機能移転(転用) 可能性
	大津町		○	○					○	○				○				利用者満足度
	豊後大野市	○	○	○					○	○		○				○		
計		12	12	8	3	3	2	1	11	10	6	5	5	2	2	1	2	1
指標採用率(%)		92.3	92.3	61.5	23.1	23.1	15.4	7.7	84.6	76.9	46.2	38.5	38.5	15.4	15.4	7.7	15.4	7.7

※ B Fはバリアフリーを、UDはユニバーサルデザインを表す。

#### 4.4.4 評価指標の集計の仕方

アンケート結果から前項のとおり主に活用される評価指標を把握したが、評価指標が具体的にどのように集計されているかを考察するためヒアリング調査を実施した。その結果を表 4-11 に示す。

先ず、各軸における各評価指標の評価方法に着目すると、評価指標ごとに事前に点数化基準を定め点数化（3点評価、ABC評価、高中低評価等）する方法を採用する自治体と、各評価指標の値を偏差値化する方法を採用する自治体が存在している。

前者の事例として、山形県では各軸における各評価指標を各々3点評価することとしており、例えば経過年数（築年数）については、20年未満は3点、20年以上40年未満は2点、40年以上は1点という点数化基準を定めて点数化するように、各評価指標について点数化を行っている。その上で、各評価軸における評価値を、点数化した各評価指標の点数の平均値等により算出している。前者の方法を採用する自治体は、山形県のほか、静岡県、広島県、明石市、福知山市、大津町などが該当する。

一方、後者の事例として、静岡市では建物性能及び利用状況等の各軸における各評価指標を各々偏差値化することとしており、例えば建物性能に関する評価軸については、築年数と耐震対応について各々偏差値を算出したうえでその平均値を軸の評価値とするように、各軸における各評価指標の偏差値の平均値を軸の評価値としている。後者の方法を採用する自治体は、静岡市のほか、盛岡市、高松市などが該当する。

各々の特徴として、前者の点数化する方法は、施設所管課等でも点数付けが可能であり評価を行い易いメリットがあるが、デメリットとして稼働率など多少の多寡は同点数、あるいは境界値付近では僅かの差でも異なる点数に評価されるなどがある。一方、後者の偏差値化する方法は、境界値付近の施設に差が出るリスクは無く精緻に分析できる手法であるが、偏差値化の際の計算式設定や数値管理が複雑であるために扱いが難しい。

以上のような特徴の違いを踏まえ、各自治体では、対象施設数や取組体制、あるいは評価において重きを置く事項などに応じて、評価方法を選択している状況にある。

次に、点数化する方法における各評価指標の点数化基準の定め方について考察する。建物性能に関する評価指標として、「築年数」については、「20年未満は3点、20年以上40年未満は2点、40年以上は1点」というように20年刻みで点数化する自治体が散見される。築40年を超える施設の建替えや改築が課題となっている自治体が多いものと推測される。「耐震性能」については、県レベルではIs値の範囲を定め評価する自治体が見受けられるが、市町村レベルではIs値を把握していない施設が数多くあることもあり、「新耐震基準又は耐震補強済」であるか、あるいは「耐震診断未実施又は耐震未補強」であるかが判断基準となっている。「老朽化度（部材設備等の現状）」については、過去の改修の有無や現在の改修の必要性の有無（部材の劣化の度合い）が判断基準となっている。

一方、利用状況等に関する評価指標の点数化基準としては、「稼働率」については、「30%以下、30%以上60%以下、60%以上」という区分の自治体が複数見受けられ、稼働率30%未満の施設を見直し候補として捉えている傾向が見て取れる。「利用者数」については、利用者人数の範囲を基準として定めている自治体は少なく、利用者数を偏差値化し「偏差値55以上、45以上55未満、45未満」を基準としたり、平均値と比較し「高い、やや高い、やや低い、低い」を判断したりするなど、相対的な点数化基準を設けている自治体が多い。

表 4-11 評価指標の集計方法

自治体規模	自治体名	各軸の各評価指標の評価方法 (建物:建物性能の軸、利用:利用状況等の軸)		主な評価指標の点数化基準 (○印は点数化基準有りを表す)	各軸の評価値の算出方法
都道府県	山形県	建物	各指標を3点評価(全施設。ただし、面積のみ分類別施設を対象とする。)	○ 耐震性能(3点:1s値0.7以上、一、1点:0.7未満) 劣化度(3点:更新改修後10年未満、2点:10年以上20年未満、1点:20年以上) 経過年数(3点:20年未満、2点:20~40年未満、1点:40年以上) 敷地・延床面積(3点:偏差値55以上、2点:45~55未満、1点:45未満)など	各指標の評定の平均点
		利用	各指標を3点評価(分類別施設)	○ 稼働率(3点:60%超、2点:30%超60%以下、1点:30%以下) 利用者数(3点:計画数の100%以上、2点:80%以上100%未満、1点:80%未満) 入居率(3点:70%超、2点:50%超70%以下、1点:50%以下) 維持管理効率(3点:偏差値45未満、2点:45~55未満、1点:55以上)など	各指標の評定の平均点
	静岡県	建物	各指標を3点評価(全施設)	○ 築年数(3点:20年未満、2点:20~40年未満、1点:40年以上) 劣化度(3点:更新修繕後10年未満、2点:10年以上20年未満、1点:20年以上) 耐震性能(3点:1s値1以上、2点:0.6以上1未満、1点:0.6未満) 面積当たりエネルギー使用量(3点:偏差値45以下、2点:45~55以下、1点:55超)など	品質は築年数及び劣化度に重み付けし加重平均
		利用	各指標を3点評価(分類別施設)	○ 稼働率(3点:60%超、2点:30~60%以下、1点:30%以下) 利用者数(3点:偏差値55超、2点:45超55以下、1点:45未満) 面積当たりコスト(3点:偏差値45未満、2点:45~55未満、1点:55以上) 1人当たりコスト(3点:偏差値45未満、2点:45~55未満、1点:55以上)など	供給・財務は各指標の平均点
	広島県	建物	法基準適合性として、構造は5点評価(全施設)、天井は3点評価(全施設)、避難は2点評価(全施設)の重み付け評価。耐久性として、建築は5点評価(全施設)、経過年数は5点評価(全施設)	○ 構造(0点:耐震未補強・未診断、5点:補強済・新耐震) 天井(0点:脱落対策無、3点:対策有) 建築(0点:早急な改修が必要、3点:必要性が高い、5点:必要性が低い) 経過年数(0点:45年以上、1点:30~45年、3点:15~30年、5点:15年未満)など	各指標の評定の和(指標により重み付け配点)
		利用	利用率・需要としては、施設面積と国土省新設基準面積の比は8点評価(分類別施設)、会議室の利用率は2点評価(分類別施設)の重み付け評価	○ 施設面積と国土省基準面積の比(8点:1.0倍未満、7点:1.0~1.1倍未満、以降0.1倍刻みで、6~1点まで配点(1.7倍以上は配点なし))、会議室利用率(0点:50%未満、0.5点:50~60%未満、1点:60~70%未満、1.5点:70~80%未満、2点:80%以上)	各指標の評定の和(指標により重み付け配点)
指定都市	静岡市	建物	各指標を偏差値化(全施設)	(偏差値評価につき点数化基準なし)	各指標の偏差値の平均
		利用	利用状況及び財務の各指標を偏差値化(分類別施設)	(偏差値評価につき点数化基準なし)	各指標の偏差値の平均
中核市	盛岡市	建物	各指標を偏差値化(全施設)	(偏差値評価につき点数化基準なし)	各指標の偏差値の平均
		利用	各指標を偏差値化(分類別施設)	(偏差値評価につき点数化基準なし)	各指標の偏差値の平均
	奈良市	建物	築年数を、築30年以上か未満かに分類(全施設)	○ 築年数(築30年以上か、未満か)	指標の絶対値
		利用	面積当たりコストをその値で評価(分類別施設)、面積当たり利用者数又は利用者数をその値で評価(分類別施設)	(値で評価につき点数化基準なし)	指標の絶対値
	高松市	建物	各指標を偏差値化(全施設)	(偏差値評価につき点数化基準なし)	各指標の偏差値の平均
		利用	供給評価と財務評価の各々において、各指標を偏差値化(分類別施設)	(偏差値評価につき点数化基準なし)	供給及び財務の各々で各指標の偏差値の平均を取った上で、双方の平均値
特別市	明石市	建物	各指標をABCD評価(全施設)	○ 老朽度(A:築年数10年未満、B:10~30年未満、C:30~50年未満、D:50年以上) 耐震性能(A:耐震面積率100%、B:80~100%未満、C:50~80%未満、D:50%未満) バリアフリー(A:6設備以上、B:4・5設備、C:2・3設備、D:0・1設備)	各指標の評点
		利用	各指標をABCDに相対評価(分類別施設)	○ 利用率(同種施設の平均値と比べ、A:高い、B:やや高い、C:やや低い、D:低い) 運営コスト(同種施設の平均値と比べA:効率的、B:やや効率的、C:やや非効率、D:非効率)など	各指標の評点
小都市	小清水町	建物	築年数を基準に該当するか・しないかに分類(全施設)	築年数(昭和56年以前又は2040年に耐用年数(木造40年、非木造50年)を超える施設)が検討基準	明確な評価基準の設定なし
		利用	人口推計とストック量(道内・全国)から、分類別ストック量の過多を試算	分類別の人口当たり延床面積を、道内市町村及び全国市町村と比較し、公営住宅等整備水準が高い分類を抽出	明確な評価基準の設定なし
	高島市	建物	各指標を3段階評価(分類別施設)	○ 安全性(3:新耐震基準・耐震改修済、2:耐震改修計画あり、1:未実施) 老朽状況(3:耐用年数1/2以内、2:1/2超過、1:超過又は残存年数10年未満) 大規模改修(3:躯体改修済又は築15年未満、2:設備改修のみ済、1:未実施) 維持管理効率性(3:上位1/3、2:中位1/3、1:下位1/3)など	建物性能は各指標の評定の和を偏差値化
		利用1	利用者数又は利用率を偏差値化(分類別施設)	(偏差値評価につき点数化基準なし)	各指標の偏差値
		利用2	面積当たりコストを偏差値化(分類別施設)	(偏差値評価につき点数化基準なし)	各指標の偏差値
		建物	義務的施設であるかを3段階評価(全施設)	○ 義務的施設であるか(義務的施設・準義務的施設・民間代替可能施設)	指標の評点
	福知山市	利用	利用率・稼働率を高・中・低評価(分類別)	○ 利用率(高:利用が多く利用者の偏りが少ない、中1:利用は低い(稼働率30%未満)が利用増加が可能、中2:利用者に偏りがあるが幅広い市民利用が可能、低:利用が少ない(稼働率30%未満)又は利用者の偏りがあり改善できない)	指標の評点
		建物	各指標をABC評価(全施設)	○ 耐震レベル(C:未補強、B:補強済み(標準)、A:同(基準以上)) 躯体、屋上防水、外被、内部の劣化(C:症状有、A:症状無、A:良い材料使用)等施設適正規模(C:過少・過大、B:普通、A:適正規模)など	各指標の評定の平均点
	大津町	利用	各指標をABC評価(分類別施設)	○ 利用者数・稼働率、利用者満足度(C:低、B:標準、A:高)	各指標の評定の平均点
		建物	老朽化、危険度(=耐用年数)の点より詳細な検討	施設の老朽化、危険度(=耐用年数)を把握し検討	明確な評価基準の設定なし
豊後大野市	利用	利用状況、サービスの内容や効果、費用対効果の点より詳細な検討	利用状況、サービスの内容や効果、費用対効果を把握し検討 施設が老朽化しているが、その「機能」の存続が必要な場合は、機能統合(=複合化施設)を検討	明確な評価基準の設定なし	

※ 広島県の施設評価は本庁舎及び地方機関庁舎が対象であり、分類別施設=全施設である。

また、「面積当たりコスト」、「利用者当たりコスト」、「利用者当たり面積」についても、偏差値化や平均値と比較する相対評価、もしくは高い・標準・低いという大まかな区分で評価する方法などに限られている。利用状況等については、建物性能と異なり、評価基準の設定が難しく、相対評価になり易いことが明らかとなった。

なお、各評価指標における評価対象施設に関して、建物性能に関する評価指標については全施設を対象として評価を行うのに対し、利用状況等に関する評価指標については用途分類毎の施設を対象として評価を行う傾向にある。これは、施設によって利用実態が異なり把握可能な指標が異なるためであり、同一又は類似した施設用途分類において比較せざるを得ないことによるものと考えられる。

また、各軸の評価値の算出に当たり、評価指標によって重み付けをしている自治体は 2 自治体に限られており、評価指標に重み付けをせずに各評価指標の評価値又は偏差値を単純平均して各軸の評価値を算出している自治体が多いことが分かる。

#### 4.4.5 評価結果の類型化の種別

次に、定量的評価における評価結果として、2 軸を用いたポートフォリオにより個別施設の検討の方向性を類型化する際の、類型化の種別を表 4-12 に示す。調査対象自治体の中で多い類型化の考え方は、建物性能と利用状況等の 2 軸を用いて、建物性能が高く利用状況等も高い場合は「継続・維持」、建物性能が低く利用状況等が高い場合は「改修・更新」、建物性能が高く利用状況等が低い場合は「転用・複合化」や「活用促進・運営等見直し」、建物性能が低く利用状況等も低い場合は「廃止・解体」を検討するという考え方であり、13 自治体中 8 自治体 (61.5%) がこの考え方を採用している。

この考え方を採用する 8 自治体については、4 象限に類型化する自治体が 6 自治体あるほか、課題のある施設をさらに絞り込むため各軸を 3 段階に区分し 9 象限に類型化する自治体や、象限に類型化する線を明確には引かずにグラフ上に当該施設の立ち位置をプロットすることにより、建替え・大規模改修・複合化・転用・廃止等のどの領域に近いかを認識させて方向性を示唆するに留まる自治体が見受けられた。

4 象限に類型化する 6 自治体における各軸の境界値の取り方については、偏差値 50 (平均値) を境界値とする方法が 4 自治体あった。このほか、利用状況等については平均値を、建物性能については築 30 年を境界値とする自治体や、各軸の各指標を 3 点評価(最適 3 点、標準 2 点、不適 1 点) し、その平均値を軸の評価値とする場合において、2 点を境界値とする方法などが見られた。

上記のほか、福知山市では建物性能を用いずに、「義務的施設であるか」と「利用状況等」を用いて 2 軸評価を行い、義務的施設、準義務的施設、民間代替可能施設の 3 区分と、有効利用、低利用、未利用の 3 区分を用いて 9 象限に類型化し、更新・統合・移譲・廃止を示唆している。また、明石市では定量的情報として、建物は「老朽度」、「耐震性能」、「バリアフリー」を、機能は「利用度」、「運営コスト」の計 5 指標を各々 4 段階評価しレーダ

表 4-12 評価結果の類型化種別

自治体規模	自治体名	類型化方法	類型化結果
都道府県	山形県	立ち位置を可視化するのみ(類型化は2次評価後)	立ち位置の可視化により、次の方向性を示唆 維持 再生(・建替) 転用・集約化等又は廃止(売却) 廃止(解体等)
	静岡県	各軸を3段階に評価し、9分類に類型化	供給・財務(高、中、低)、品質(高、中、低)によりC1からA3までの9分類 維持・継続(品質:高,供給・財務:高) 改修・移転(品質:低,供給・財務:高) 転用・集約(品質:高,供給・財務:低) 売却・廃止(品質:低,供給・財務:低) 品質又は供給・財務が中の場合は、上記の中間9分類に応じて、定性的指標による分類方法が異なる
	広島県	各軸を3分割し、各軸の評点が最も低い象限を区切る線を用いて4象限に類型化	2軸グラフ上にプロットし状況把握後、建物性能はさらに A 耐久性及び耐震性が低い B 耐久性が高い、耐震性が低い C 耐久性及び耐震性が低い に類型化し、対応策を検討
指定都市	静岡県	偏差値50を境界値とし、4象限に類型化	A 継続(ハード:○,ソフト:○) B 改善(ハード:×,ソフト:○) C 用途廃止(ハード:○,ソフト:×) D 施設廃止(ハード:×,ソフト:×)
中核市	盛岡市	偏差値50を境界値とし、4象限に類型化	継続(建物性能は高く、利用状況も高い。) 改善(建物性能は低いが、利用状況は高い。) 見直し(建物性能は高いが、利用状況は低い。) 廃止(建物性能は低く、利用状況も低い。)
	奈良市	コストと利用者数の2軸で平均値を境界値とし4象限に類型化した上で、建物性能と比較	(コスト:○,利用者数:○) (コスト:×,利用者数:○) (コスト:○,利用者数:×) (コスト:×,利用者数:×)かつ、築30年以上⇒統廃合候補
	高松市	偏差値50を境界値とし、4象限に類型化	継続 (品質:平均以上,供給・財務:平均以上) 改修・転用 (品質:平均以下,供給・財務:平均以上) 用途変更・移転(品質:平均以上,供給・財務:平均以下) 廃止・統廃合(品質:平均以下,供給・財務:平均以下)
特例市	明石市	建物は老朽度、耐震性能、バリアフリーを、機能は利用率、コストを評価しレーダーチャートに可視化	類型化せずに、機能と建物の分析、各々の取組方針の検討の上、取組手法の候補を「①廃止、②転用、③複合化、④集約化・統廃合、⑤広域化、⑥民間施設の活用、⑦公民連携の推進、⑧民営化・民間譲渡、⑨貸付、⑩継続(運営費の削減)」から選択(複数選択可)
小都市	小清水町	築年数が基準に該当し、分類別にストック量が多いものが見直し対象	道内・全国市町村とのストック量比較により、公営住宅や集会所施設など、多くの見直しが必要な分類を可視化
	高島市	偏差値50を境界値とし、4象限に類型化(建物性能と利用状況、建物性能とコストの2パターン)の2軸評価実施)	パターン1 A(建物性能が高く、利用状況が多い)⇒維持を基本 B(建物性能が低く、利用状況が多い)⇒更新の是非検討 C(建物性能が高く、利用状況が低い)⇒運営等見直し検討 D(建物性能が低く、利用状況が低い)⇒あり方を優先検討 パターン2 A(建物性能が高く、コストが低い)⇒維持を基本 B(建物性能が低く、コストが低い)⇒更新の是非検討 C(建物性能が高く、コストが高い)⇒運営等見直し検討 D(建物性能が低く、コストが高い)⇒あり方を優先検討
	福知山市	各軸を3段階に評価し、9分類に類型化	9象限に対し、①更新、②更新または統合、③統合または移譲、④統合または廃止、⑤廃止の5つの考え方を明示
	大津町	標準値(2点)を境界値とし、4象限に類型化	判定① 建物性能・活用度ともに標準以上(継続使用) 判定② 建物性能は劣るが活用度が高い(部分改修) 判定③ 建物性能は優れるが活用度が低い(活用促進) 判定④ 建物性能・活用度ともに標準以下(施設改善・活用促進)
	豊後大野市	老朽化による廃止又は老朽化でも「機能」存続が必要な場合は複合化を検討し3区分に類型化	定性的な観点を同時に検討し、施設を次の3区分に類型化 Ⅰ 直営 Ⅱ 指定管理 Ⅲ 廃止

※ 施設評価方法または施設評価結果の記載資料を基に作成している。



一チャートに示すに留まる（類型化は定性的観点の検証後に実施）。このほか、小清水町や豊後大野市のように、2軸の考え方のイメージを持ちながらも、明確な評価基準は定めずに、個別に評価結果を検討する自治体も見受けられた。

以上のことから、独自の評価方法を構築している自治体もあるが、建物性能の高低及び利用状況等の高低により4象限に類型化する方法が、調査対象自治体の中で最も多く実施されており、各軸の境界値として平均値（偏差値50）が用いられていることが分かる。

なお、類型化の種別については、明確に「継続・改善・見直し・廃止」など検討の方向性を示している自治体と、「建物性能が高く、利用状況が多い」という表現に留め、定性的観点等の検証を終えるまでは、個別施設に対し廃止等の直接的な表現を使用しない自治体も見受けられた。

## 4.5 定性的評価

### 4.5.1 定性的評価の観点

本節では定性的評価について考察する。表4-13に、定性的な要素に関する評価の観点を示す。定性的評価の観点として多いものは、「設置目的に対する有効性」、「民間移管可能性」、「機能移転（転用）可能性」、「類似施設の有無（機能重複）」、「配置バランス」などが挙げられるが、これらの観点は、大きく「施策上の必要性」、「代替可能性」、「配置状況」の3つの観点に分類することが可能である。

「施策上の必要性」については、施設の設置目的が適切に達成されているか、行政が関与する必要があるかどうか、公共サービスの需要見込や住民ニーズの変化に適合しているか、上位の政策やまちづくり計画に整合しているか、避難所として必置であるかなど、当該施設の必要性が検証される。

「代替可能性」については、当該施設を民間事業者に移管できないか、地域住民による自主的な管理ができないか、施設（ハード）設置ではなくサービス（ソフト）で対応できないか、近隣の施設に機能を移転して当該施設のサービスを継続できないかなど、当該施設の機能を継続する代替手法がないかが検証される。

「配置状況」については、近隣に類似施設があり機能重複していないか、配置バランスに偏りがないか、地区人口や隣接地区への距離などを踏まえた地域特性に応じた施設配置となっているか、広域自治体・県有・国有施設も含め施設配置が適切であるか、交通アクセスが良く利用しやすい配置であるかなど、配置状況が適切であるかが検証される。

以上のように、定性的評価の観点では、定量的評価において評価対象となった建物性能（ハード面）及び利用状況等（ソフト面）以外の観点として、施策上の必要性（そもそも施策上で当該施設の機能が現在及び将来にわたり必要であるか）、代替可能性（機能が必要であれば当該施設機能を継続する代替手法がないか）、配置状況（施設が必要な場合には配置状況が適切であるか）の大きく3つの観点が検証されていると言える。

表 4-13 定性的評価の観点

自治体規模	自治体名	施策上の必要性				代替可能性				配置状況				定性的評価の観点	
		設置目的に対する有効性	行政関与の必要性	住民ニーズ適合性	上位政策計画との整合性	避難所指定等	民間移管可能性	地域住民移管可能性	サービス(ソフト)代替可能性	機能移転(転用)可能性	類似施設の有無(機能重複)	配置バランス(地域単位設定)	地域特性(地域人口等)		広域自治体・県・国との連携
都道府県	山形県	○								○					①施設の将来性、②設置目的への合致性 ③県有施設としての妥当性、④施設の代替性
	静岡県	○								○	○			○	①設置義務、②妥当性、③施設目的適合度、④移転の可否、⑤スペース・配置の適正さ、⑥立地環境(市街化区域、交通、道路)
	広島県									○					スペースの検討(①必要面積の算出、②現地調査(現場意見)、③利用頻度の低い室の共用化、④部屋の効率的利用など)
指定都市	静岡市	○	○						○	○					①施設の設置目的及び根拠、②建替時の条件等、③提供サービスの内容、④施設の配置状況・配置方針、⑤マーケットの状況(民間類似施設の状況、公共サービスの需要見込)
中核市	盛岡市	○	○						○	○					①役割分担が可能であるか、②民間活力の導入が可能であるか、③機能の重複があるか、④施設の有効性が低下していないか、⑤代替手法で対応できないか、⑥機能移転が可能であるか、⑦将来的に施策の成果向上に資することが期待できるか
	奈良市									○	○				①施設の配置(場所性)、②設置の経緯、③施設の重要性(防災上の位置づけ)、④施設の重要性(社会的影響の大きさ)などを踏まえ、さらに詳細な情報を確認し方向性を決定
	高松市	○	○	○		○	○		○	○	○			○	①一定地域の施設役割、②施設間の機能重複、③防災面の影響、④まちづくり関連計画との整合など地理的特性や特別事情を考慮
特例市	明石市	○	○	○	○		○	○	○	○				○	①必要性(高・低)、②民間・他自治体活用可能性(高・低)、③施設活用度(高・低)、④他用途への転用可能性(高・低)
小都市	小清水町				○		○	○						○	①施設廃止時の町民生活への影響、②影響を最小限にするための対応措置、③将来のまちづくりとの整合など、総合的に検討
	高島市									○	○			○	①将来の施設ニーズ、②類似施設の状況、③施設の利用圏域や利用者像、④まちづくりにおける地域拠点としての位置付けなど
	福知山市		○		○	○	○		○	○				○	①施設配置に偏りがないか、②同じ機能を持つ施設が近隣にないか、③民間に任せられないか、④利用は多いか、規模は適正か、⑤老朽化や利便性は、⑥将来の利用需要は
	大津町								○	○	○				①建替更新時の規模縮小、②他用途の複合化等有効活用、③PPP/PFIの活用等による用途変更、④空施設利活用(用途変更、民間貸与)、⑤効果的・効率的な運用・改善策、⑥利用状況改善に向けた改革等、⑦サービスの充実・取捨選択、⑧民間施設への移転(サービス転化)、⑨類似施設への統合・複合化
	豊後大野市	○	○				○	○		○	○				①必要性・効果等、②行政責任領域(民営化等)、③市内均衡化、④受益者負担原則、⑤空きスペース利活用(複合化)の検討
計		7	5	3	3	2	10	5	3	9	9	7	3	1	4
指標採用率(%)		53.8	38.5	23.1	23.1	15.4	76.9	38.5	23.1	69.2	69.2	53.8	23.1	7.7	30.8

#### 4.5.2 定性的評価の進め方

次に、表 4-14 に定性的評価の進め方を表す。定性的評価は、定量的な情報に基づく分析を踏まえ、前述の定性的評価の観点について検証を行うものとなっている。

福知山市や盛岡市などでは、事前に定めた定性的評価の各観点への該当・非該当を施設毎にチェックしたうえで、方針決定の根拠と成り得る定性的評価の観点についてのコメントを記載し、このコメントを総合的に勘案して個別施設の方向性を決定している。

高松市では、1次評価の定量的評価による類型化結果（継続、改修・転用、用途変更・移転、廃止・統廃合）を基に、2次評価では定性的観点や課題の原因等を確認したうえで、1次評価の類型化結果に変更が必要な場合には、その理由を記載し2次評価における類型化結果を他の区分に変更する。変更の必要がない場合には、1次評価結果が妥当であるとする。この2次評価結果について、施設主管課や有識者等の意見を確認したうえで、総合評価として個別施設の方向性を決定している。

このほか、静岡県では定性的評価の各観点への該当・非該当を検証していくことにより第2段階の評価結果としての廃止・集約・継続等が定まるフローチャートを作成して施設を類型化し、総合評価につなげている。

また、明石市では定性的評価の要素を4つの観点到に集約し、各観点の高・低の組合せによる16パターンに応じて取組手法（継続・複合化・集約化・民営化・他自治体連携・転用・廃止）を導出する方法を取っている。

以上のように、定性的評価は、評価の観点については共通したものが見受けられるが、評価の進め方は自治体によって異なっており様々な方法が用いられている。しかし、いずれの方法においても、当該施設が該当する主たる定性的評価の観点が抽出され、その観点到に沿った個別施設の見直しの方向性が示される点が共通している。

最終的には、定性的評価において示された見直しの方向性が、現実的に可能かどうか議論され、個別施設の方向性として決定される。ここで示される見直しの方向性は、人口減少や共働き世帯の増加などによる環境やニーズの変化を踏まえた、新しい施設整備の考え方であり、施設評価の結果に大きな影響を与えることから、定性的評価は施設評価において重要な役割を担っていると言える。

表 4-14 定性的評価の進め方

自治体規模	自治体名	定性的評価の進め方	2次評価の位置付け
都道府県	山形県	1次評価(定量的評価)を踏まえ、2次評価で施設の必要性等の定性的評価を行い、維持・再生(・建替)、転用・集約化等又は廃止(売却)、廃止(解体等)の今後の施設利活用等の方向性を導き出す	○
	静岡県	第1段階(定量的指標による分類)に応じ、第2段階(定性的指標による分類)の観点によるフローチャートにより「施設」と「機能」に分けて、各々の方向性(「施設」:改修、維持、売却、転用、「機能」:移転、継続、改善、廃止、集約)に分類する。この分類に基づき、将来需要・将来負担の試算や部局調整等を実施し、委員会協議、外部評価を踏まえ、第3段階としての総合評価を決定する(将来需要の観点追加を検討中)	○
	広島県	建物性能と利用効率の個別施設の評価を踏まえ、建物の集約の可能性を検討する。耐久性及び耐震性が低いグループは廃止等を、耐久性が高く耐震性が低いグループは耐震化や活用方法等を、耐久性及び耐震性が高いグループは集約先として維持を検討する	
指定都市	静岡市	1次評価(定量的評価)結果を基に、2次評価では、施設群ごとに示す方向性を踏まえ、市域内の配置状況や設置経緯などの要素を加えた評価を行う。また、2次評価結果を基に、総合評価として、市民意見等を加えた評価を行い、今後のマネジメントの方向性を、①継続、②複合化、③統廃合、④民営化の4区分に分類する	○
中核市	盛岡市	1次評価で見直し・廃止に分類された施設を中心に、2次評価で、地理的特性、利用実態、サービスの重要性や代替手法の有無などの詳細な情報を確認した上で、7つの定性的観点に照らし、方向性を定める	○
	奈良市	1次評価において面積当たりコストと利用者数の2軸評価を行い、各軸の評価値が共に低い場合で、かつ、建物性能が築30年以上となる施設を、統廃合候補とする。2次評価ではこれら施設を中心に、施設の配置、設置の経緯、施設の重要性を踏まえ、さらに詳細な情報を確認した上で個別施設の方向性を定め、総合評価により「継続」「改善・見直し」「用途廃止」「施設廃止」の4区分に分類し公表する	○
	高松市	1次評価結果を踏まえ、課題分析、現地調査、データ確認・補正、他施設との比較等により課題の原因やその対応策・コスト等のデータを基に2次評価を実施し、2次評価結果に対する主管課意見を確認する。また、2次評価結果を基に、定性的観点を確認し、地理的特性や特別な事情を考慮し、総合評価として施設の方向性や目標使用年数を決定する	○
特例市	明石市	1次評価を基に、2次評価で4つの定性的観点を評価し、その結果(高・低)の組合せの16分類により、「継続・複合化・集約化・民営化・他自治体連携・転用・廃止」を導き、管理運営の効率化、再配置の考え方を考慮し、具体的な取組内容を決定する	○
小都市	小清水町	見直しが必要な用途分類について、耐用年数経過時点の対応を、配置バランスや避難所指定等を考慮しながら、個別に検討し、「維持」「廃止」「譲渡」「複合化」の4つに区分。耐用年数前でも利用が少ない場合は廃止、農協(牧場)・自治会(集会施設)への譲渡、更新の必要性がある場合は複合化を行う	
	高島市	第1次評価においては、パターン1(建物性能と利用状況の2軸評価)、パターン2(建物性能とコスト状況の2軸評価)で課題のある施設(BCD)となった施設を、今後再編を検討すべき施設(課題施設)に位置付け、第2次評価の対象施設とする。第2次評価では、第1次評価における定量的な評価項目に加えて、定性的な評価項目を含めた総合的な検討により、今後の方向性(維持・更新・見直し・優先検討)を検討し、個別施設ごとの今後のあり方を明確化する	○
	福知山市	2軸による類型化の考え方を認識した上で、6つの定性的観点を各々◎○△に指標化し、指標を総合的に勘案しながら、最も重要な評価視点とその理由を明確にし、4つの再配置方針(①譲渡、②統合・廃止、③用途変更し存続、④存続)から最適な区分を選択する	
	大津町	施設の安全性、利用率等によって施設を診断し、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4つの段階に評価。診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とし、①運営の効率化・公共施設等の賃貸、②公共施設等の合築・統合、③使用制限・使用料金徴収(受益者負担)・減築・廃止④民営化による公共施設コンパクト化の施策を検討する	
	豊後大野市	定性的な見直しの視点により機能統合、民営化又は指定管理、市内均衡化、受益者負担、複合化を検討し、①直営(現状のまま直営、機能統合後に直営)②指定管理(現状のまま指定管理、機能統合後に指定管理)、③廃止(機能統合により廃止、譲渡(有償・無償)、閉鎖・解体)を決定し、関係機関協議・合意、譲渡・貸付先決定、用途廃止(条例廃止)、普通財産化・処分を進める	

※ 各自治体における総合管理計画などの記載を抜粋し加工・整理している。

#### 4.6 施設評価の枠組み

表 4-14 に示した定性的評価の進め方において、施設総量の最適化（廃止等の再編施設の選出）を目的とした施設評価を行う 13 自治体のうち 8 自治体（61.5%）が、定性的評価の観点についての検証を 2 次評価として位置付けていることが明らかとなった。これら自治体では、2 軸を用いた定量的評価を 1 次評価として位置づけ、定量的評価の実施後に 2 次評価として定性的評価を行ったうえで、総合評価等により個別施設の方向性を定めるといった施設評価の枠組みを設けており、この方法が施設評価の一般的な方法であると言える。

当該評価方法の枠組みを図 4-3 に示す。1 次評価では、初めに建物性能、利用状況、コストの各々に定める評価指標を点数化あるいは偏差値化する。次に、各軸における各評価指標の平均値を算出し、建物性能（ハード面）と利用状況等（ソフト面）の各軸における評価値を定める。そして、各軸の評価値を他施設と比較し、4 象限に類型化する場合は、平均値あるいは偏差値 50 以上か未満かにより「継続・維持」、「改修・更新」、「転用・複合化」、「廃止・解体」などに類型化する。比較の際は、建物性能は全施設と比較するが、利用状況等については評価指標が共通する用途分類の施設と比較する。

2 次評価では、定性的評価として、施策上の必要性、代替可能性、配置状況に分類可能な各評価の観点への該当・非該当を検証し、該当する観点に沿った見直しの方向性を導き出す。そして、最後に総合評価として、導き出した見直しの方向性について庁内調整を行い、個別施設の方向性を決定する。中には 2 次評価と総合評価を一括りにし 2 次評価として実施する自治体もある。

1 次評価や 2 次評価を行う枠組みは、「2 次評価では、1 次評価で廃止・見直しが必要であると評価された施設を中心に、（中略）さらに詳細な情報を確認したうえで方向性を定める」（盛岡市）、「第 1 次評価においては、パターン 1、2 で B C D となった施設を、今後再編を検討すべき施設（課題施設）に位置付け、第 2 次評価の対象施設とする」（高島市）などのように、検討対象施設を絞り込む役割を併せ持っている。検討対象施設数が多い自治体ほど、評価の枠組みが必要となっているものと考えられる。

なお、人口 10 万人未満の小都市においては、同様に定量的指標や定性的な観点で検証している場合であっても、1 次評価・2 次評価などの明確な評価方法の枠組みを設けずに一括りにして評価を行っている自治体が散見される。前述の表 4-6 の施設評価を実施しない理由において、小都市では「施設評価のノウハウが無い」、「事務負担が大きすぎる」と回答があったように、小都市ではマンパワーに限られる中で、施設評価のノウハウを集め、制度を構築するには事務負担が大きい。しかし、小都市は、中都市以上の自治体と比較し施設数が限られているほか、行政組織がコンパクトであり関係課や関係者が限られていることことから意思決定がしやすく、1 施設毎に議論を積み上げ易い側面がある。

このため、小都市では利用者数や稼働率などの定量的情報を可視化した後は、評価の枠組みの構築や詳細な評価基準の構築に労力を傾けるよりも、個別施設の在り方の議論に注力していくことが効果的である場合があるため、1 次評価・2 次評価といった枠組みを設け

ずに個別施設の見直しの方向性を定める自治体が散見されるものと考えられる。

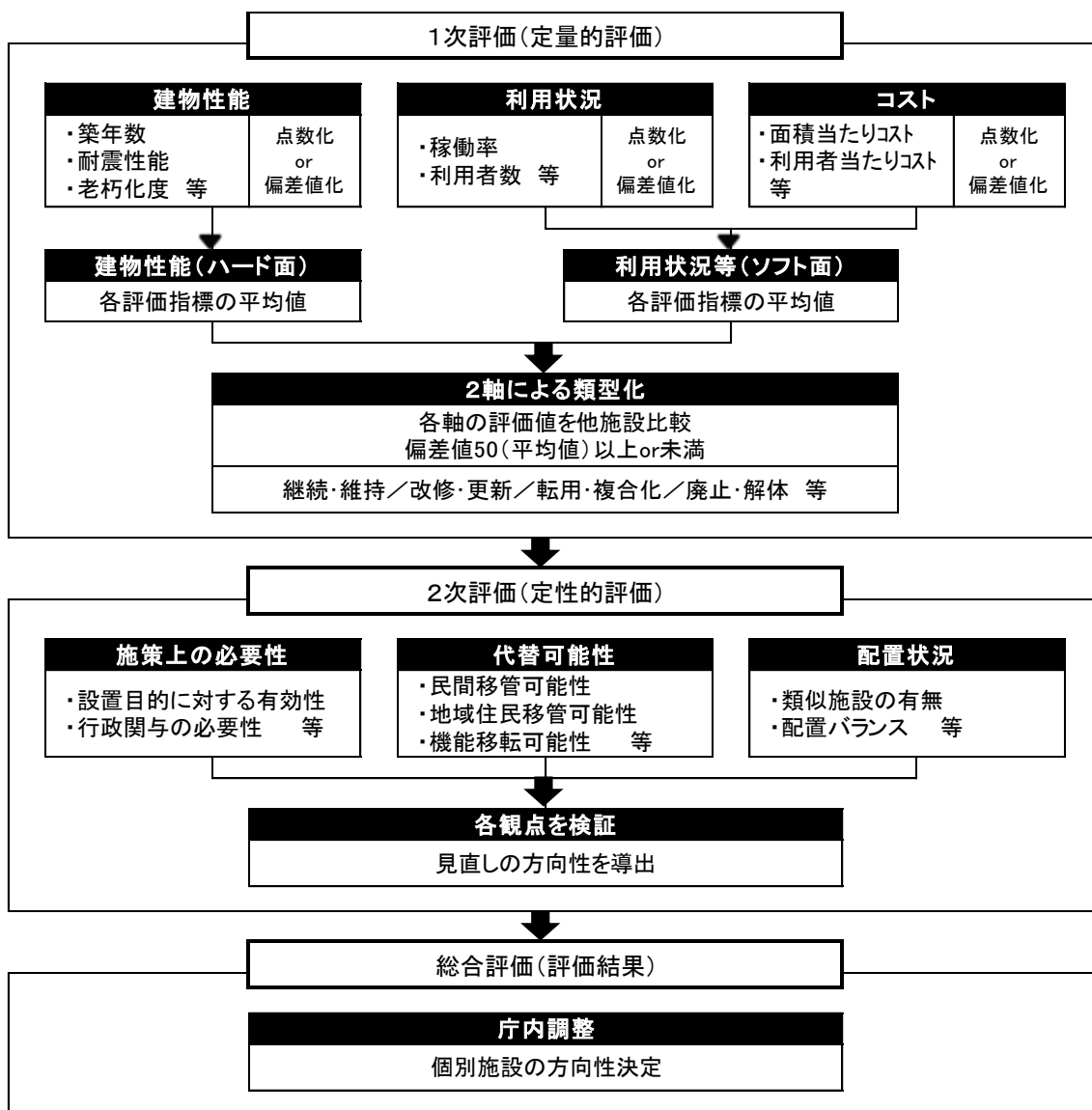


図 4-3 施設評価の枠組み

## 4.7 施設評価結果

### 4.7.1 施設評価結果

表 4-15 に施設評価結果として、評価対象施設数、保有を取りやめる施設数、評価結果の公表等を示す。施設保有を取りやめる施設数を比較すると、多くの施設の見直しを行う自治体と、少数の施設の見直しを行う自治体に分かれており、2極化している傾向が見て取れる。これは、定性的な観点の検証を踏まえ、用途分類毎に見直しの考え方を構築し、集会施設の地域譲渡や集約の方針を定め、多くの施設の見直しを行っている自治体が複数みられることによる。一方で、定量評価・定性評価を行ったとしても施設の存廃に踏込めてい

ない自治体が多くあることを示している。これらのことから、施設評価では定量的な評価指標を精緻に設定したとしても数値により見直し施設が決定していくものではなく、定量

表 4-15 施設評価結果（平成 28 年 6 月現在）

施設評価実施状況	自治体規模	自治体名	評価対象施設数	施設保有を取りやめる施設数	評価結果の公表	評価実施時期	評価結果の個別施設計画への反映
実施済	都道府県	広島県	24	5	○	27	参考
	中核市	盛岡市	367	53	×	27	結果どおり
		高松市	818	15	○	27	参考
	特例市	明石市	334	4	×	27	参考
	中都市	筑西市	102	0	○	27	参考
		上尾市	58	0	×	26	参考
		長浜市	75	非公開	×	26	反映しない
	小都市	小清水町	310	194	○	26	参考
		福知山市	734	約250～300	○	27	結果どおり
		大津町	77	3	○	26	その他
		豊後大野市	322	93	○	27	結果どおり
	実施予定	都道府県	山形県	298	未定	×	28
静岡県			650	未定	○	28	参考
山口県			1450	未定	×	32	参考
指定都市		仙台市	未定	未定	×	28	反映しない
		相模原市	未定	未定	△	未定	未定
		静岡市	783	未定	○	28	参考
中核市		奈良市	220	未定	○	28	参考
中都市		坂戸市	105	未定	×	28	参考
		新居浜市	182	未定	×	29	参考
小都市		かすみがうら市	271	未定	△	未定	その他
		渋川市	未定	未定	○	29	未定
		小川町	未定	未定	△	未定	参考
	高島市	301	未定	△	28	結果どおり	

※1 アンケート調査を実施した平成 28 年 6 月時点の数字や考え方であり、その後の協議や見直し等により状況が変わっている可能性があることに留意が必要である。

※2 評価結果の公表は、「○」は公表するを、「×」は公表しないを、「△」は未定を表す。

※3 評価結果の個別施設計画への反映は、「結果どおり」は評価結果どおりに個別施設計画を策定するを、「参考」は評価結果を参考として個別施設計画策定時に修正を加えながら計画を策定するを、「反映しない」は個別施設計画への反映を行わないを、「その他」は前述以外を各々表す。

※4 高松市は評価対象施設を順次評価しており、今後も施設保有を取りやめる施設が選定される可能性がある。

的な評価指標を参考としながらも定性的な観点の検証により、用途分類毎に一步踏込んだ見直しの考え方を構築できた場合に、個別施設の見直しが決定していくものであると言える。そしてその傾向は、小規模自治体であるほど顕著に表れている。

例えば、福知山市では、集会施設について、「地域公民館以外の公設集会施設については、地域合意のもとで、地域に施設を譲渡する」と定め、88 の集会施設を実施計画で「譲渡」に区分している。小清水町では、「居住地域のコンパクト化を進めるために、郊外部の公営住宅を廃止し、中心部への居住移転を促す」と定め、54 棟の公営住宅を廃止すべき施設に位置付けている。豊後大野市では、「各町に1つの公民館を確保する」として、そのほかの集会施設である地区館 9 館・老人憩いの家 9 館・老人軽作業所 7 館等を、廃止・譲渡あるいは転用として、全てを見直している。

以上のように、小規模自治体の施設評価では、定量評価の評価基準は明確には定めず、利用者数などの定量的な情報を参考としながらも、定性評価の観点の検証により見直し施設を決定している自治体が複数みられる。一方、特例市以上の自治体では、定量評価等の方法を明確に定めて1次評価・2次評価を実施しており、人口規模の大きい自治体では、検討対象施設の絞り込みにも定量評価が一役買っており、自治体規模によって評価の進め方がやや異なっている。

いずれの評価の進め方であっても、定性的な観点を検証し、施設所管課等による議論を重ね、施設の見直しについての自治体内の意識の向上と、施設用途分類に応じた見直しの考え方の構築ができた自治体が、数多くの見直しにつながっている。

#### 4.7.2 評価結果の個別施設計画への反映

表 4-16 は、評価結果の個別施設計画への反映の考え方を集計したものである。最も多いのは「評価結果を参考として、個別施設計画策定時に修正を加えながら計画を策定する」であり 13 自治体 (54.2%) と過半を占めている。「評価結果どおりに個別施設計画を策定する」とする自治体は 4 自治体 (16.7%) に留まる。また、「個別施設計画への反映は行わない」が 2 自治体 (8.3%) あるほか、「その他」としては、「総量縮小や長寿命化候補施設選定が主たる目的の評価である。」や「個別施設計画の方が先に制定されたため、評価結果を元に計画の方針の整合性や計画自体の実現可能性を検証する。」などがあつた。

表 4-15 と比較すると、「評価結果どおりに個別施設計画を策定」すると回答した自治体は数多くの施設の保有の取りやめを進めている一方、「評価結果を参考として、個別施設計画策定時に修正を加えながら計画を策定する」とする自治体は、一部の自治体を除きあまり見直しが進んでいないことが分かる。個別の施設に対し、様々な考え方や多様な利害関係者がある中で、施設評価による結論を個別施設計画に適用せず参考とした場合に、行政にとっての施設の見直しの決断は益々困難になってくることが現れている。

評価結果の取扱い方をどのように位置付けておくかにより、施設評価の実効性が大きく異なってくると言える。



表 4-16 評価結果の個別施設計画への反映

自治体規模	評価結果どおりに個別施設計画を策定	評価結果を参考として、個別施設計画策定時に修正を加えながら計画を策定	個別施設計画への反映は行わない	その他	未定	計
都道府県		3		1		4
指定都市		1	1		1	3
中核市	1	2				3
特例市		1				1
中都市		4	1			5
小都市	3	2		2	1	8
計	4	13	2	3	2	24
構成比	16.7%	54.2%	8.3%	12.5%	8.3%	-

#### 4.8 施設評価の課題と成果

施設評価を実施した自治体における実施の課題及び成果についての調査結果を表 4-17 に示す。施設評価の課題については、評価の実施に当たっての課題と、実施後の課題の大きく 2 つに分けることができる。

施設評価の実施に当たっての課題としては、施設評価の実施を掲げる自治体は数多くあるものの、具体的な評価指標や集計方法を公表している事例が少なく、各自治体において評価方法を確立するのに苦勞していることが挙げられる。評価を行う際には、当該自治体に合った評価方法に改善する必要があるが、評価指標や集計方法等に関する情報が不足する中で、どのような評価方法に改善すべきかを課題としている自治体が見受けられた。

表 4-17 施設評価の課題と成果

課題	成果
○評価手法の確立(評価方法について、公表されている事例が少ない)(S県)	○施設の老朽化及び利用状況を定量的データを基に把握できる点が評価の利点(T市)
○数値評価と施設の設置目的との兼ね合いに苦慮している(N市)	○ハード、ソフト両面から「定量的」に評価することで、施設の必要性が明らかになる(S市)
○現在の評価指標が果たして妥当なのかどうか、初年度である本年度の実施結果をふまえながら、評価・改善が必要になる(Y県)	○同じ地域の複数の類似施設をポートフォリオ分析として、一つの表にとりまとめることにより、施設の方向性や集約可能性の検討がわかりやすくなる(H県)
○統廃合を検討する施設に関する説明に関して、住民との情報共有・合意形成が課題(T市)	○個別施設の方向性を明文化でき、個別施設計画の検討に際し、担当者個人の主観に基づく曖昧な議論を避けられた(A市)
○今後、有効な手段としていかに活用するかが課題(Sk市)	○評価作業を通じ施設所管課と複数回にわたり議論を行うことができた。また、個別施設の方向性を明記したことにより、関係課の考えが統一された(M市)
○一部施設で評価結果の調整が行われたり、現時点で評価結果を公表していない点から、評価の実効性には課題(A市)	○地域の方から、当該施設が廃止の対象になるのではと不安の声が聞かれ、適正配置の必要性を考えるきっかけになった(T市)
○評価をしたものの、今後どのように削減を目指していくかが課題(O町)	○全体図が見え、長期に渡る予定や作業のボリューム等が確認できた(H市)

また、施設評価実施後の課題としては、統廃合を検討する施設を定めた後に、住民にどのように説明し情報共有・合意形成を図り、施設の総量縮減を目指していくかが課題となっていることが分かる。

施設評価実施の成果としては、定量的な情報を基に施設の必要性や集約可能性の検討を行うことができ、個別施設の方向性を明確化することができる点や、自治体組織内あるいは議会や住民も含めて議論が行われ、個別施設の方向性が明文化されることにより、関係者間の考え方が摺合わされてくることなどが挙げられている。

課題や成果の内容から、住民との合意形成は、公共施設マネジメントにおいて、最も難しい課題であるといえるが、これに対応するためには、再編施設の選定についての納得度の高い説明が必要となる。そのためには再編施設の選定に当たっての客観性が重要であり、定量的な情報に基づく選定根拠のほか、住民満足度の向上につながる施設機能の維持・充実等に関して、定性的な観点による検証が十分に行われていることが必要と言える。このため、定量的評価及び定性的評価の双方を行うことが、施設評価の実施では有効であると言える。

今後、施設評価に取り組む自治体においては、具体的な施設評価の方法や評価結果に関する情報を公開しながら、施設評価を通じて個別施設の方向性について議会や住民との議論を深めていくことにより、実効性のある個別施設計画の策定につながってくるものと期待される。

#### 4.9 まとめ

施設評価の実施状況及び具体的な施設評価方法を明らかにするため、平成27年4月1日現在で既に総合管理計画を策定済の75自治体に対し施設評価の実施に関する調査を行い、回答が得られた56自治体（1,788自治体のうちの3.13%）を対象に分析したところ、以下の事項が明らかとなった。

第一に、分析対象とした56自治体の半数以上が施設評価を実施することとしており、総合管理計画策定後1、2年で実施する自治体が多い。

第二に、施設評価の枠組みとして、定量的評価を1次評価に、定性的評価を2次評価に位置付け、双方を検証したうえで、個別施設の方向性を定める自治体が多いことが確認できた。ただし、人口規模の小さい自治体では、1次評価・2次評価等の評価の枠組みを設けずに、定量的指標や定性的な観点を検証して個別施設の方向性を定める自治体も散見される。

第三に、定量的評価は、建物性能、利用状況、コストの3つの視点から構成されており、利用状況とコストを1つにまとめ利用状況等（ソフト面）とし、建物性能（ハード面）との2軸を用いて評価する方法が主流である。各軸にはいくつかの評価指標を設定し、それら指標の平均値を各軸の評価値とし、当該施設が各軸において平均値（偏差値50）以上にあるか未満にあるかによって4象限に類型化することにより、定量的評価の結果として「継

続・維持」、「改修・更新」、「転用・複合化」又は「活用促進・運営等見直し」、「廃止・解体」等の検討の方向性を導いている自治体が多い。

第四に、定性的評価では、定量的評価の結果を踏まえたうえで、定性的な要素に関する評価として、大きく「施策上の必要性」、「代替可能性」、「配置状況」の3つに集約可能な評価の観点を設定し、各観点への該当・非該当や特記事項を確認するとともに、該当する観点到った見直しが実現可能かどうかを判断し、最終的な個別施設の方向性を決定している。

第五に、施設評価結果として「保有を取りやめる施設数」を自治体間で比較すると、多くの見直しを行う自治体と、少数の見直しに留まる自治体に2極化する傾向にある。多くの見直しを行っている自治体では、「評価結果どおりに個別施設計画を策定する」と施設評価を重要視しており、評価結果の取扱い方をどのように位置付けておくかにより、施設評価の実効性が大きく異なっていることが分かる。

## 注

- 1) 総務省「公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査（結果の概要）平成 29 年 3 月 31 日現在」（総務省 HP）、2017 年 5 月<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000485090.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000485090.pdf)>（アクセス日：2017 年 5 月 27 日）
- 2) 総務省「公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査（結果の概要）平成 27 年 4 月 1 日現在」（総務省 HP）、2015 年 4 月<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000354001.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000354001.pdf)>（アクセス日：2015 年 5 月 20 日）
- 3) FM 推進連絡協議会『総解説ファシリティマネジメント』日本経済新聞出版社、2003 年 1 月、146 頁。
- 4) 日本ファシリティマネジメント推進協会『公共ファシリティマネジメント戦略―施設資産の量と質を見直す―』ぎょうせい、2010 年 9 月、30 頁。
- 5) 小松 幸夫・五十嵐 健・山本 康友・李 祥準・松村 俊英・円満 隆平・堤 洋樹・有川 智・門脇 章子・板谷 敏正・山下 光博・平井 健嗣『公共施設マネジメントハンドブック』日刊建設通信新聞社、2014 年 7 月、212 頁。
- 6) 2 軸による類型化により評価する方法は、ファシリティマネジメントの先進自治体である青森県や浜松市などで実践されてきている。
- 7) 平成 13 年に制定された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」を受け、平成 17 年に総務省が示した「政策評価の実施に関するガイドライン」に掲載される事業評価方式・実績評価方式・総合評価方式を基に、各自治体が行政評価手法を構築している。

## 第5章 個別施設計画の策定における市民参加手法

- 5.1 研究の背景と目的
- 5.2 研究の方法
  - 5.2.1 調査対象
  - 5.2.2 調査の方法
  - 5.2.3 分析の方法及び研究の構成
- 5.3 市民参加手法の実施状況
  - 5.3.1 住民アンケート
  - 5.3.2 市政モニター
  - 5.3.3 シンポジウム・フォーラム
  - 5.3.4 地域別懇談会・意見交換会
  - 5.3.5 パブリック・コメント
  - 5.3.6 住民説明会
  - 5.3.7 審議会
  - 5.3.8 ワークショップ
  - 5.3.9 市民会議
  - 5.3.10 パブリック・インボルブメント (PI)
  - 5.3.11 市民討議会
  - 5.3.12 討論型世論調査 (DP)
  - 5.3.13 考察
- 5.4 住民同士の議論による合意形成
  - 5.4.1 住民同士の議論の反映状況
  - 5.4.2 考察
- 5.5 まとめ

## 第5章 個別施設計画の策定における市民参加手法

### 5.1 研究の背景と目的

総務省の策定要請を受け2016年度末迄に都道府県及び指定都市の全自治体並びに市区町村の98.1%が計画を策定し<sup>1)</sup>、今後、個別施設計画の策定が行われる。しかし、公共施設マネジメントの取組では、総論としての取組の方向性としての総量縮小については住民の合意形成が図られるものの、各論である地域の施設の縮小については、従来の施設建設などの利益配分の考え方とは異なり、新たな負担配分を求める施策であり、施設利用者や地域間の利害調整が困難に直面する。

このように、公共施設の再編は総論賛成各論反対となり易いことから、全国の自治体においてはどうのように合意形成を行うべきかを思案している自治体が数多く存在する。そこで、本研究では、総務省の策定要請から約1年を経過する時点で総合管理計画を策定済みであり、2016年度までに個別施設計画を策定予定とする自治体を対象に、個別施設計画の策定に際し実施した市民参加手法を調査し、各種手法の実施状況を把握するとともに、その特徴を比較考察することにより、今後個別施設計画を策定する自治体の合意形成手法の検討に資することを目的とする。

なお、既往研究では、先進事例を分析した研究はあるが、総合管理計画に基づく個別施設計画を策定した自治体の多くがどのように住民合意形成を行っているかを把握・分析した研究は、管見では見受けられないことから、この点に本研究の意義があるものとする。

### 5.2 研究の方法

#### 5.2.1 調査対象

本研究は、2015年4月1日現在で既に総合管理計画を策定済の先進75自治体<sup>2)</sup>を対象としたアンケート調査において<sup>3)</sup>、2016年度中に個別施設計画を策定すると回答した25自治体のうち計画等を非公開で策定する4自治体を除く21自治体を研究対象とする。その内訳は、表5-1のとおり指定都市4、中核市3、特例市2、中都市5、小都市7である。

表5-1 市民参加手法一覧

指定都市	中核市	特例市	中都市	小都市	
さいたま市	盛岡市	春日部市	上尾市	石狩市	浜田市
川崎市	海老名市	明石市	藤沢市	小清水町	豊後大野市
静岡市	奈良市		長浜市	かすみがうら市	
京都市			守口市	高島市	
			伊丹市	福知山市	

※ 中都市は人口10万人以上特例市未満、小都市は人口10万人未満の自治体を表す。

## 5.2.2 調査の方法

調査は、2015年5月に筆者が実施した「公共施設等総合管理計画に関する調査」<sup>3)</sup>において把握した各自治体における市民参加手法の実施状況を基に、その後実施された市民参加手法について、ホームページで公表されている公共施設マネジメントに関する情報を参照するとともに<sup>4~24)</sup>、各自治体に電話によるヒアリング調査を行い把握した。

## 5.2.3 分析の方法及び研究の構成

各自治体で行われている市民参加手法について実施時期や目的、内容などを可視化するとともに、各手法の効果や課題について考察を行う。特に、後段では各論反対への対応策として行われている住民同士の議論に着目し、効果的な市民参加手法について考察する。

## 5.3 市民参加手法の実施状況

調査の結果、個別施設計画の策定に際して行われている市民参加手法は、表5-2のとおり

表5-2 市民参加手法一覧

自治体規模	自治体名	住民アンケート	市政モニター	シンポジウム・フォーラム	地域別懇談会・意見交換会	パブリックコメント	住民説明会(計画案)	審議会等	地域団体等代表者参加		ワークシヨップ	市民会議	パブリックインボルブメント	市民討議会	討論型世論調査
									公募住民参加						
指定都市	さいたま市	○		○	○	○		○		○			○		
	川崎市					○		○							
	静岡市	○		○											
	京都市					○									
中核市	盛岡市			○	○	○	○	○	○					○	
	海老名市	○				○		○							
	奈良市														
特例市	春日部市	○		○		○		○	○	○	○				
	明石市	○	○		○	○		○	○	○		○			
中都市	上尾市	○				○					○				
	藤沢市				○	○	○								○
	長浜市					○	○	○	○	○					
	守口市					○									
	伊丹市	○			○	○		○	○	○					
小都市	石狩市														
	小清水町														
	かすみがうら市	○			○			○	○	○					
	高島市	○	○			○		○	○						
	福知山市			○	○	○	○	○	○	○					
	浜田市	○						○	○	○					
豊後大野市						○	○	○	○						
実施数		10	2	5	7	14	5	13	10	9	2	1	1	1	1
実施割合(%)		47.6	9.5	23.8	33.3	66.7	23.8	61.9	47.6	42.9	9.5	4.8	4.8	4.8	4.8

となった。アンケート、シンポジウム・フォーラム、地域別懇談会、パブリック・コメント、住民説明会、審議会、ワークショップなど多岐にわたる市民参加手法が実施されている。その実施状況について、以下において整理する。

### 5.3.1 住民アンケート

調査対象自治体の約半数の自治体において、住民アンケート調査を実施している。各自治体のアンケート調査の概要を表 5-3 に示す。調査対象は、18 歳前後以上の住民 2、3 千人を住民基本台帳からの無作為抽出により選定しアンケートを実施している自治体が多い。

実施目的は、公共施設の今後のあり方の検討資料とするために実施している自治体が多い。また、同時に、住民との問題意識の共有を図る目的も見受けられる。

調査内容は、各自治体が想定する公共施設マネジメントの取組方針の是非を問う設問と、公共施設の利用状況を確認する設問に分類が可能である。

取組方針に関しては、総量縮減や複合化・統合のほか、受益者負担の増加やサービス縮減等について、どのような対応方法が良いかについて意向を問う設問となっている。各自治体において総量縮減や統廃合等に舵を切ることとして良いかの住民意識の確認が行われている。

また、減らすべき施設・減らしても良い施設として、どのような用途あるいは利用状況の施設を見直していくべきかを問う設問を設けている自治体が 7 割を占める。公共施設を再編する際の、対象施設の選定につながる意向確認が行われている。

このほか、公共施設の利用状況として、個別施設計画策定後にアンケートを実施した上尾市を除く全自治体において、回答者が利用している施設を調査している。これらの自治体では、併せて利用頻度についても把握している自治体が多い。また、利用施設に対する満足度や施設への移動手段、当該施設を利用する理由、利用しない理由等についても確認している自治体も見受けられる。



表 5-3 住民アンケート調査実施状況

自治体名	アンケート名称	対象者	調査期間	回答数 (回答率)	実施目的	主な調査内容	問題認識	取組方針							利用状況							
								総量縮減	複合化・統合	民間活用	地域管理	受益者負担	サービス縮減	長寿命化	減らすべき施設	利用施設	利用頻度	満足度	移動手段	利用理由	利用しない理由	
さいたま市	さいたま市公共施設マネジメント市民意識調査	20歳以上 1,000人 性別層化抽出	平成25年 11月20日 ～12月13日	454通 (45.4%)	市民の皆様と問題意識を共有しながら進めることが大切であるため	・取組方針(新設廃止、15%縮減、複合化原則、地域施設、学校の複合化、ワークショップ参加意向等) ・公共施設の利用状況(施設用途別利用率)	○	○								○	○					
静岡市	静岡市アセットマネジメントに関する市民意識調査アンケート	18歳以上 3,000人 無作為抽出	平成26年 10月24日 ～11月10日	1,401人 (46.7%)	時代に合った新しい公共サービスの提供のあり方について探るため	・平日の主な活動と公共施設の関わり ・土日・祝日の主な活動と公共施設の関わり ・今後の公共施設のあり方(解決方法、廃止統合の是非、減らす施設、施設配置、受益者負担)	○	○											○			
海老名市	市民アンケート調査	18歳以上 3,000人 無作為抽出	平成28年 1月8日 ～1月22日	1,109票 (37.0%)	公共施設の利用実態や公共施設の今後のあり方に関する市民の意見を把握するため	・日常的な活動状況(利用時間、活動範囲、移動手段) ・施設利用状況(利用頻度、施設選択理由、利用しない理由) ・公共施設のあり方について(今後の方向性、コスト削減方法、更新の優先度、コスト負担のあり方)	○	○											○	○	○	
春日部市	市民アンケート	18歳以上 3,000人 無作為抽出	平成27年 7月10日 ～8月12日	1,159件 (38.6%)	公共施設の今後のあり方についてのご意見を計画策定の参考資料とするため	・公共施設の利用頻度・満足度 ・公共施設マネジメント(課題認識、マネジメントの賛否) ・今後の公共施設のあり方(総量縮減、複合化、住民管理、料金値上げ、サービス削減、長寿命化、減らすのはどのような施設か)	○	○														
	利用者アンケート	公共施設の窓口設置 (設置39カ所)	平成27年 7月15日 ～8月26日	3,821件 (一)	公共施設の今後のあり方についてのご意見を計画策定の参考資料とするため	・利用頻度・満足度 ・当該施設利用理由 ・施設のあり方(複合化、管理運営方針(指定管理)、料金値上)		○												○	○	○
明石市	明石市公共施設に関する市民アンケート	18歳以上 3,000人 無作為抽出	平成27年 10月 ～11月6日	1,443票 (48.1%)	公共施設の配置適正化の取り組みを進める上での基礎資料とするため	・公共施設利用状況(利用頻度、利便度合) ・公共施設の立地(アクセス等)及び施設状況(設備等)への意見 ・公共施設の今後のあり方(施設総量、利便性低下、コスト削減方法、取組方針、減らす施設、削減手法、保有すべき施設) ・公共施設の取組に関する自由意見	○	○														
上尾市	公共施設(教育施設)の老朽化について考えるアンケート調査	18歳以上 3,000人 無作為抽出	平成28年 9月1日 ～9月26日	696件 (23.2%)	課題を解決するためには、市民の意見を伺いながら進めていきたいため	市の公共施設の老朽化の取組について(更新費用推計認識状況、課題認識状況、ワークショップ実施の可否) 教育施設について(学校の多様な役割の認識、学校の統合・減築等の必要性、小中一貫校、他施設との複合化の是非等)	○	○													○	
伊丹市	公共施設のあり方に関する市民アンケート調査	18歳以上 約3,000人 無作為抽出	平成24年 1月	1,260票 (41.9%)	公共施設の今後のあり方について検討するため	・公共施設およびインフラの整備や今後のあり方(施設削減、新設抑制、受益者負担、サービス改廃等) ・今後の公共施設のあり方(重複施設、市内外利用、集会所) ・公共施設に対する評価(削減すべき施設) ・公共施設の利用状況	○	○														
かずみがうら市	公共施設等のあり方に関する市民アンケート	18歳以上 2,000人 無作為抽出	平成26年 10月14日 ～10月31日	741件 (37.3%)	市民の皆さまと問題意識を共有しながら、この問題を考えたいため	・施設の利用状況と利用しない理由 ・施設等の課題に関する関心度合い等 ・公共施設等の今後のあり方、取組方針(複合化、広域化、民間連携、地域管理、長寿命化、売却・賃貸、サービス引下げ、料金引上げ、特別税)	○	○														○
高島市	公共施設の再編のあり方に関する市民アンケート調査	18歳以上 3,000人 地区別人口構成比で層化抽出	平成27年 8月21日 ～9月4日	1,330票 (43.3%)	公共施設の再編のあり方を検討する上での基礎資料とするため	・利用状況(利用施設、利用頻度、移動手段、満足度) ・再編のあり方(集約、削減・維持施設、統合留意事項) ・再編の方法(評価方法、再編方法) ・再編に係る市民理解・協力(施設削減、アクセス、利用時間・機会減少、料金値上、職員・サービス減少、運営方法変更)	○	○														
浜田市	浜田市の公共施設に関する意識調査	16歳以上 2,000人 無作為抽出	平成26年 10月15日 ～11月4日	805通 (40.4%)	施設白書及び公共施設再配置計画(素案)を作成するため	・利用状況(利用頻度、移動方法、利用しない理由) ・施設量・配置 ・今後の方針(総量削減、減らしてよい・残す施設、利用者負担、使用料基準、機能重複施設、複合化・民間活用、資産有効活用等)	○	○														○
該当数							3	9	11	3	4	9	8	5	7	10	8	4	5	3	3	

### 5.3.2 市政モニター

市政モニターを活用した住民意識調査を行っている自治体は2自治体(9.5%)に限られ、明石市及び高島市において行われている。いずれの自治体もアンケート調査と合わせた形で市政モニターの活用を行っており、明石市では、市民アンケートの回答者のうち同意する方を施設モニターとして登録し、個別施設に対する有識者会議からの提言内容に関する賛否や、公共施設配置適正化実行計画(案)に関する賛否・意見などを調査し、公共施設配置適正化に関する住民意見の継続的聴取に活用している。また、高島市では、市民アンケートと同様の内容の調査を市政モニターに対し行い、幅広く住民意識を聴取することに活用している。

### 5.3.3 シンポジウム・フォーラム

調査対象自治体の23.8%に該当する5自治体において、シンポジウムやフォーラムを開催しており、その概要を表5-4に示す。実施目的は、公共施設マネジメントの必要性について、住民と問題意識を共有することが主な目的となっている。講演やパネルディスカッションを通じて、公共施設を取巻く諸問題を確認し、自治体が行う公共施設マネジメントへの住民理解を深める狙いがある。

シンポジウムやフォーラムの内容としては、公共施設マネジメントの必要性を説く基調講演を学識経験者が行うほか、各自治体の取組状況を自治体職員が行ったうえで、最後にパネルディスカッションを行う流れが多い。

パネルディスカッションでは、具体的に個別施設計画をどのように策定するべきかが議論されている。特に、住民合意形成の難しさに対し、どのようにアプローチしていくかがテーマとして設定される傾向にある。パネリストには、他自治体等でマネジメントに取り組んでいる方や、住民合意形成を実践している方などが選出されており、公共施設マネジメントの考え方や留意事項について意見交換がなされている。

表 5-4 シンポジウム・フォーラム開催状況

自治体名	名称	開催日時	参加者数	目的	内容（挨拶・質疑・敬称等省略）
さいたま市	さいたま市公共施設マネジメントシンポジウム 「市民とともに考えるこれからの公共施設」	平成24年 8月25日 (土) 14:00～ 16:00	約 200人	さいたま市が推進している「公共施設マネジメント」の取組について、市民の皆様と問題意識を共有するため	1. 基調講演「朽ちるインフラと三階層マネジメント」 東洋大学教授 根本祐二 2. 本市における取組説明「さいたま市の公共施設マネジメントの取り組み」市行財政改革推進本部副理事 西尾真治 3. パネルディスカッション「どうなる？どうする？さいたま市の公共施設」コーディネーター 根本教授、パネリスト 市長、さいたま市公共施設マネジメント会議委員 ①市の公共施設の現状を知った時にどのような感想を持ったか ②対立ではなく同じ目線で物事を進めるにはどうしたら良いか
	さいたま市公共施設マネジメントシンポジウム 「一緒に考えてみませんか？さいたま市の公共施設」	平成26年 1月13日 (祝・月) 14:00～ 16:15	約 250人	市民と行政とが問題意識を共有し、市民参加による公共施設検討の機運を高めていくため	1. パネルディスカッション (1)「公共施設マネジメント計画・アクションプランの策定に向けて」 コーディネーター 根本祐二 パネリスト 南学・倉斗綾子・市民委員 ①公共施設マネジメント会議に参加して ②市民の合意形成に向けて (2)「与野本町小学校を核とした公共施設の複合化検討ワークショップ」に参加して コーディネーター 志村秀明 パネリスト ワークショップ参加者 ①ワークショップの「わくわく」と「とまどい」について ②公共施設について市民が考える取組について 2. 座談会「これからの公共施設再編と市民合意を考える」 根本祐二・志村秀明・藤村龍至・清水勇人 ①②パネルディスカッション、2のおさらい ③大宮東ロプロジェクトの紹介 ④ディスカッション（合意形成・実践について）
静岡市	「これからの公共施設のあり方を考えるシンポジウム」	平成26年 8月23日 (土) 13:30～ 16:30	295人	公共施設のあり方について市民の皆さまと一緒に考える機会として開催	1. 基調講演「公共施設マネジメントはなぜ必要か」 東洋大学教授 根本祐二 2. 「静岡市のアセットマネジメントの取組について」 市公共資産経営課長 中島一彦 3. パネルディスカッション「静岡市の公共施設を考える～次世代に大きな負担を残さないために～」 コーディネーター 根本祐二 パネリスト 恒川和久（名古屋大学工学部准教授）、齊藤由里恵（徳山大学経済学部准教授）、田辺信宏（静岡市長） ①静岡市への提言（進め方、どういうものを、どうつくるか） ②静岡市への提言（数値目標、地方債、施設と機能の分離） ③市長（問題意識の共有、市民主体の優先順位づけ） ④市長コメントを受けて（データの把握、議論の必要性）
	これからの公共施設のあり方を考える「公民連携が生み出す地方創生」	平成27年 7月11日 (土)13:30～ 15:30	214人	これまでの施設整備とは違う視点で新しい公民連携のあり方を考える	1. 講演「オガールから学ぶ新しい公民連携」 オガールプラザ・オガールベース代表取締役 岡崎正信
	これからの公共施設のあり方を考える講演会～未来志向の都市経営～	平成28年 10月17日 (月)18:30～ 20:00	188人	基本方針の取組を推進し、市民の皆さまにより理解をしていただくために講演会を開催	1. 静岡市の取り組み 2. 講演「公共施設マネジメント「拡充」から「縮充」への発想転換」 東洋大学 客員教授 南学
盛岡市	これからの公共施設の在り方を考える市民フォーラム 「考えよう！未来の盛岡」	平成27年 5月22日 (金) 13:30～ 16:00	210人	市民の皆さまと共に、盛岡市今後施設在り方を考えることを目的	第1部 講演「公共施設の現状と課題」 1. 「公共施設の老朽化問題とは？」 首都大学東京客員教授 山本康友 2. 先進事例 秦野市公共施設再配置推進課長 志村高史 3. 「盛岡市のこれまでの取り組み」 市資産管理活用事務局長 斎藤俊一 第2部 パネルディスカッション 「これからの公共施設の在り方とは？」 コーディネーター 山本康友 パネリスト 柴田但馬（岩手県立大学総合政策学部准教授）、八木橋美紀（マネジメント推進会議委員）、井上昂也（盛岡市まちづくり市民協議会参加者）、志村高史 ①公共施設について、皆さんの経験や感じていること ②盛岡市の公共施設を今後どのようにしていくべきか
春日部市	春日部市公共施設マネジメント公開講演会 「一緒に考えてみませんか？春日部市のこれからの公共施設」	平成28年 3月19日 (土) 10:00～ 12:00	76人	市民の皆様と市の取り組みを共有するため、公開講演会を開催し、春日部市の今後の公共施設マネジメントのあり方を議論	1. 取組説明「春日部市における公共施設マネジメントの取組」 市行政改革推進課 2. 講演「前向きな公共施設マネジメントに向けて 学校における取組を中心に」 千葉工業大学准教授 倉斗綾子 3. パネルディスカッション「他市の取組をもとに考えてみよう」 パネリスト 倉斗綾子、さいたま市民、吉川市職員、市職員など ①学校を核とした取組について ②先進自治体から春日部市に対するメッセージ
福知山市	福知山市公共施設マネジメント・シンポジウム 「公共施設と暮らしの未来を考えよう」	平成26年 11月30日 (日) 14:00～ 16:00	約 100人	公共施設の更新問題と公共施設マネジメントの重要性を市民に分かりやすく周知し、市民が問題に関する認識と理解を深め、市民と行政が取り組むべき課題を共有していくため	1. 基調講演「これからの公共施設マネジメントと自治体経営」 新川達郎（同志社大学大学院総合政策科学研究科教授） 2. パネルディスカッション「市の施設と暮らしの未来を考えよう」 コーディネーター 新川達郎 パネリスト 堀政彦（京都府自治振興課副課長）、田中昭（市管財契約課長）、奥田省三（市行政改革推進委員会）、伊東尚規（副市長）

#### 5.3.4 地域別懇談会・意見交換会

個別施設計画等の策定や実施に当たり、どのように進めるべきかについて、計画案等を固める前の白紙の段階で、住民と意見交換を行っている自治体が7自治体(33.3%)ある。これら自治体における住民との意見交換の概要を表5-5に示す。

開催単位は、地区単位・施設単位・全市域単位と異なっている。開催単位に応じて参考とする意見の細かさ(当該地区の施設配置、当該施設の対応方法、あるいは全市的な計画の考え方など)が異なるものと考えられる。

意見交換は、冒頭で公共施設の現状、それに対する市の取組状況や総合管理計画の考え方等について自治体から説明がなされた後に、「公共施設の配置やあり方が将来どうあれば良いか」、「今後の施設整備はどのように行うべきか」、「今後も市が保有すべき施設はどのような施設か」等、個別施設のあり方に関連する具体的な質問を自治体が住民に投げかけ、意見交換が行われている。

これに応じて出される意見は、個別施設計画策定に当たっての参考として取り扱われている。参考という表現であり、意見が計画にどの程度反映されるかは行政の裁量となるが、計画案が固まる以前に開催されている意見交換であり、計画案に影響を及ぼす意見となることから、個別施設計画が住民視点で策定されるために重要な取組であると言える。

また、1自治体では、個別施設計画を定めた後に、具体的に施設の地域譲渡をどのように行うか、譲渡方法の合意形成(課題解決)を行うために実施している。今後は、このような個別施設に応じた住民との意見交換が増えてくるものと予想される。

このほか、さいたま市では地域の懇談会に飛び入りで説明を行っているほか、藤沢市では地区の全体会議において説明を行っている。伊丹市では出前講座として住民からの要請に応じて各種説明会を開催しており、随時、住民と意見交換を行っている自治体もある。

表 5-5 地域別懇談会・意見交換会開催状況

自治体名	会名称	開催日	参加者数	対象範囲 及び 参加対象者	目的	開催内容	意見の取扱い
盛岡市	これからの公共施設の在り方を考える市民意見交換会	平成27年5月下旬～7月下旬(全10回) 18:30～20:00	385人	市内30地区(中学校区に近似) 各コミュニティ推進地区住民(最終回は全域を対象)	市内30地区ごとに、公共施設保有最適化・長寿化長期計画の説明と、同中期・実施計画に反映させる地元意見を把握するため	1. 公共施設保有最適化・長寿化長期計画の説明 2. 対象地区ごとに分かれての意見交換 意見交換では、全市及び地区別の計画対象施設や人口推計の資料を用いて現状を説明。 皆様から意見をいただくため、意見交換用紙に次の設問への回答を記載した上で、市の担当者との意見交換を実施。 Q1 地区の公共施設の良いところや不便なところ Q2 公共施設の配置や在り方が将来どうあれば良いか Q3 その他意見・感想等	意見は、意見交換報告書に取りまとめ、「公共施設保有最適化・長寿化中期・実施計画」の考え方の構築の参考となる。
明石市	公共施設配置適正化に関する意見交換会	平成27年11月23日(祝)、12月7日(月)、12月17日(木) 14:00又は13:30～	計約80人(第1回:15人、第2回:30～40人、第3回:30人)	全市域 第1回:一般市民 第2回:高齢者クラブ連合会 第3回:連合自治協議会	日常の暮らしに深くかかわる「公共施設配置の適正化」を、市民のみなさんと一緒に考えながら進めるため	1. 公共施設の現状、取組の目標や基本方針等を説明 2. 今後の公共施設のあり方や取組の進め方について意見交換 Q1 今後、公共施設の整備はどのように進めるべきか Q2 今ある施設すべてを維持できないとすればどのように取り組むべきか Q3 今後も市が保有すべき施設はどのような施設か	いただいたご意見は今後の取り組みの参考にします。
かすみがうら市	公共施設等のあり方に関する懇談会	平成27年2月9日(月) 19:00～20:00	36人	全市域 公共施設等の運営や利用に関係する団体等	課題解決のための将来的な方向性について問題意識を共有するとともに、既存の取組の推進とあわせて、今後の具体的な取組を展開するための契機とするため	1. 公共施設等の現状について(説明) 2. 市民アンケート調査の結果について(説明) 3. 公共施設等マネジメント基本方針(素案)について(説明) 4. 意見交換(懇談) ①計画の進め方 ②少子高齢化、人口減少との関連 ③まちづくりとの関連 ④公共施設の利用環境等について意見が出された。	意見等は、平成27年度に策定を予定する実行計画の策定にあたっての検討課題の1つとして整理し、今後の計画の策定推進に活用する。
福知山市	福知山市公共施設マネジメントガイドラインに沿った施設利用者(地域)の合意形成	随時開催	適宜	当該施設の利用地区 当該施設利用者	公共施設の地域譲渡については、施設利用者(地域)の意見を十分に反映することが重要であり、移譲後の施設の安定的・持続的な運営を実現するための課題解決手法の提案を行い、これに対する地元意見を聴取する。	福知山市公共施設マネジメントガイドライン(平成27年10月策定)に基づいて、次の手順により福知山市の取組の趣旨説明や施設移譲の考え方を説明し、施設利用者(地域)からの課題提起(条件設定等)を受け、意見交換を行いながら、譲渡方法に関する合意形成(課題解決)を行う。 手順①～④を説明後、意見交換を行う。 ①マネジメントの趣旨 ②マネジメントの意義・効果 ③マネジメント実施計画の目的(当該施設の再配置計画) ④再配置に対する課題解決手法の提案(認可地域団体の組織など)市が提案できる課題解決手法について意見を聴取する。	意見等は、当該施設の地域譲渡の方法に十分に反映する。
さいたま市	利用者懇談会	随時 年10回程度	—	市内10地区の施設利用者	公共施設マネジメントの総論の理解を得るとともに、当該地区施設の予定を説明する	各地区の公民館等が開催する利用調整会議等の会議において、15分程度の時間を都合し、公共施設マネジメントの考え方を説明	今後の取り組みの参考にします。
藤沢市	郷土づくり推進会議(旧地域経営会議)	随時	—	市内13中学校区毎の地区住民	地域の会議に合わせ、公共施設の再整備の考え方及び当該地区の再整備計画を説明する	平成25年4月から地域経営会議を見直し、新たに郷土づくり推進会議となり、従前の意思決定機関から予算要望機関・諮問機関になり、予算要望等市に意見する形に。 (旧地域経営会議では、地域住民が当該地域の公共施設の維持管理及び建て替え等の判断を行っていた。)	諮問機関に位置付け(旧地域経営会議では、建替えを決定)
伊丹市	出前講座(公共施設マネジメント講座)	平成24年7月14日～平成29年1月28日(全40回)	計951人	概ね10人以上が参加予定の団体やグループ	公共施設の現状と課題について、市民のみなさまと問題意識を共有し、今後の公共施設のあり方についてともに考えるため	市の公共施設マネジメントの取り組みについて説明(時期に応じて、以下のようなテーマを設定し説明) 公共施設マネジメントの取り組みについて(全般) 公共施設マネジメント基本方針(案)について 公共施設等総合管理計画(案)について 公共施設マネジメント基本条例骨子案について など	テーマに応じて参考にする。

### 5.3.5 パブリック・コメント

表 5-6 は、個別施設計画（案）に関するパブリック・コメントの実施状況を表している。この表から、調査対象自治体の 66.7%に該当する 14 自治体でパブリック・コメントを実施していることが分かる。パブリック・コメントは、個別施設計画の策定において、最も多くの自治体で採用されている市民参加手法である。意見募集期間としては、概ね 1 ヶ月程度の期間が設定されている。意見数については、100 件を超える意見が出されている自治体がある一方で、全く意見が出ていない自治体もあり、自治体によって状況が大きく異なる。

意見に対する計画案の修正等の対応に着目すると、春日部市、藤沢市、海老名市など多くの意見が提出されていても修正箇所が 0 件となるなど、計画内容の変更に至るケースは非常に少ない。これは、意見の内容が、個別施設に関する利便性向上の要望であったり、公共施設マネジメントの総量縮減等の考え方に反対する意見などであり、計画自体の内容修正につながり難い意見が散見されることに要因がある。意見に対し修正がなされている場合でも、その多くは文言修正等の表現上の修正に留まるものが非常に多い。内容が変更された意見としては、盛岡市において地区の地域拠点施設の指定を他施設に変更した事例があるが、変更は限られている。

パブリック・コメントは、多くの自治体で採用されている市民参加手法であるが、意見の提出人数にばらつきがあるほか、意見に対する計画変更は限られており、十分な住民合意形成が行われているとは言い難い。

表 5-6 パブリック・コメント実施状況

自治体名	個別施設計画(案)名称	意見募集期間	提出人数	意見数	修正対応	修正内容
さいたま市	公共施設マネジメント計画第1次アクションプラン	平成25年12月24日 ～平成26年1月31日	35人	104件	14件	文言5件、工程表5件、表3件、用語説明1件、白書追記1件、試算根拠1件、記載位置1件
川崎市	かわさき資産マネジメントカルテ(資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針)	平成25年12月20日 ～平成26年1月20日	8人	26件	4件	全般2件、長寿命化関連1件、資料編1件
京都市	庁舎施設マネジメント計画	平成29年2月1日 ～3月5日	70人	88件	6件	対象範囲1件、考え方追記2件、目次・図表・資料追加各1件
盛岡市	公共施設保有最適化・長寿命化長期計画	平成25年4月1日 ～4月22日	1人	2件	0件	
	公共施設保有最適化・長寿命化中期計画	平成27年12月7日 ～12月28日	7人	18件	1件	地域拠点施設の変更1件
春日部市	春日部市公共施設マネジメント基本計画	平成28年12月22日 ～平成29年1月26日	24人	63件	0件	
上尾市	上尾市個別施設管理基本計画	平成28年2月8日 ～2月29日	3人	3件	0件	
藤沢市	第2次藤沢市公共施設再整備プラン(短期プラン、長期プラン)	平成28年11月4日 ～12月5日	35人	44件	0件	
海老名市	海老名市公共施設再編(適正化)計画	平成29年1月26日 ～2月8日	9人	32件	0件	
長浜市	長浜市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画	平成29年1月23日 ～2月23日	18人	62件	6件	文言修正2件、削除4件
高島市	高島市公共施設再編計画	平成29年5月2日 ～6月1日	-	56件	0件	
福知山市	福知山市公共施設マネジメント基本計画	平成27年3月2日 ～3月13日	0人	0件	0件	
守口市	守口市公共施設等総合管理計画 ー施設別方針編ー	平成28年3月1日 ～3月30日	-	4件	0件	
	守口市公共施設等総合管理計画 ー計画推進編ー	平成29年3月1日 ～3月30日	-	2件	0件	
明石市	明石市公共施設配置適正化実行計画	平成29年1月24日 ～2月15日	9人	12件	0件	
伊丹市	伊丹市公共施設再配置基本計画	平成28年1月1日 ～2月1日	16人	18件	0件	

### 5.3.6 住民説明会

個別施設計画の策定に当たり、素案を取りまとめた段階で住民説明会を開催し、計画策定過程を市民等と共有しながら計画決定している自治体が 5 自治体 (23.8%) ある。その概要を表 5-7 に示す。

開催時期については、計画案を作成したうえで住民から意見を聞くことから、パブリック・コメントと時期が共通しており、パブリック・コメントの意見募集期間内、あるいはその直前に開催されている。

説明会は、対象地区を変えながら、複数回開催されている。日程を選択可能にするとともに、居住地区に近い会場を設定することで、参加しやすい状況を整えている。

説明会では、初めに個別施設計画案について説明が行われ、その後質疑や意見交換に入る。多くの住民が参加している中で、計画案の記載内容について質問や応答が行われるこ

とを通して、計画に対する理解が深まる。このことは、今後、個別施設計画の実行段階で必要となる地域の合意形成につながる取組であると考えられる。

出された意見については、同時期又はその後に行われるパブリック・コメントの意見と合わせて、再度庁内検討組織等において検討され、個別施設計画が取りまとめられる。盛岡市のように説明会において出された意見に対応して計画変更を行っている自治体もある。

なお、パブリック・コメントを実施中に説明会を開催した藤沢市では、パブリック・コメントへの意見提出人数が 35 人 44 件と他自治体と比べて多くなっている。パブリック・コメントと合わせて個別施設計画（案）に関する説明会を開催したことにより、パブリック・コメントへの意見提出が多くなるという効果もある。

表 5-7 住民説明会実施状況

自治体名	名称	開催日	時間	延参加者数	対象者	目的	内容
盛岡市	盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画案に係る市民説明会	平成27年 11月4日～ 11月28日 (全10回)	18時30分 から2時間 程度	365人	市内30地区を10回に分け、各地区住民を対象に開催	中期計画(案)について政策形成の過程を市民等と共有しながら意思決定を行うため	公共施設保有最適化・長寿命中期計画(案)の説明質疑
藤沢市	藤沢市公共施設再整備プラン(素案)市民説明会	平成26年 9月13日(土) 9月20日(土) 9月21日(日) 市内3か所 ※このほか、13地区の会議でも説明	14:00～ 16:00、又は 10:00～ 12:00	139人	北部、南部、中央の3回に分け、全市民を対象に開催	「再整備基本方針」を具現化するために、実施時期なども踏まえ短期プラン及び長期プランの2つのプランを策定するため	藤沢市公共施設再整備プラン(素案)を構成する次の2つのプランを説明 ・短期プラン:「市政運営の総合指針2016」との整合を図り「再整備基本方針」に沿って、2014～16年度の3年間に再整備や検討を具体的に実施する34事業を明示 ・長期プラン:これまでの施設運営や今後の人口推移、行政ニーズなどを踏まえ、今後20年間の「施設分類ごとの再整備に向けた基本方針」と「施設種類ごとの詳細な再整備の考え方」を明示
	第2次藤沢市公共施設再整備プラン(素案)市民説明会	平成28年 11月6日(日) 11月12日(土) 11月19日(土) 市内3か所 ※このほか、13地区の会議でも説明	14:00～ 16:00	2人	北部、南部、中央の3回に分け、全市民を対象に開催	平成29年度から平成32年度までの4年間を計画期間とした短期プランを策定するため	第2次藤沢市公共施設再整備プラン(素案)として、平成29年度から平成32年度までの4年間を計画期間とした短期プランを策定するとともに、長期プランについては、平成26年度と素案作成時点修正を加えたものを説明 ※短期プランにおける個別施設の計画については、13地区の郷土づくり推進会議において当該地区に関するものを説明。
長浜市	長浜市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画(案)説明会	平成29年 1月23日(月) 1月26日(木)	19:30～ 21:00	66人	地区連合自治会及び地域づくり協議会向けの説明会	公共施設の問題意識の周知及び個別施設計画(案)の内容説明を通じて、パブリックコメントの実施を周知するため	公共施設の現状説明 個別施設計画(案)の内容説明 質疑
福知山市	自治会長会で説明、又は公共施設マネジメント基本方針について説明	平成26年9月に10回開催	地区等により異なる	—	自治会	公共施設マネジメント基本方針を策定するため	公共施設マネジメント基本方針の策定(平成26年9月)に先立って市内自治会長への説明会(旧市内の小中学校区及び旧3町エリアの計10回)を開催 ※同基本計画(平成27年3月)及び同実施計画(平成27年10月)は各施設所管課で地区説明
豊後大野市	まちづくり懇談会	平成28年2月～29年3月(全32箇所)	地区等により異なる	777人	自治会	計画等について市民の皆様にご説明申し上げ、皆様のお知恵とご協力をいただくことを目的	1. 次の3つの計画等について説明 「第3期集中改革プラン」 「第二次豊後大野市総合計画」 「豊後大野市総合戦略」 2. 意見等



### 5.3.7 審議会

個別施設計画を策定している 21 自治体のうち、13 自治体（61.9%）が公共施設マネジメントに関する審議会等を設置している。その概要を表 5-8 に示す。

審議会等の会議体の名称には、「会議」、「委員会」又は「審議会」などが付されている。公共施設マネジメントのために新たに設置した自治体と、行財政改革の際に設置した委員会等において審議を行っている自治体がある。

委員構成は、有識者をはじめとし、関係団体を代表する者や公募市民により構成されており、委員数は 10 名前後の自治体が多い。有識者は全 13 自治体において委員に含まれているが、関係団体代表は 9 自治体（69.2%）、公募市民は 8 自治体（61.5%）となっている。関係団体代表又は公募市民の住民が審議会に参加している自治体は 10 自治体あり、対象自治体の 47.6%が住民が入る審議会等を設置している。

委員数については、関係団体代表は 3 名とする自治体から 12 名とする自治体までありやや多めであるが、公募市民は 1 名から 4 名と少人数に留まる。審議会等を設置する自治体の約 7 割において、公共施設のあり方を議論する場に公募市民が入ることで、議論が住民目線で行われることが期待されるが、一方で少人数の参加でありどこまで住民を代表する意見が出されるか、また、その意見が審議会の中でどの程度尊重されるかには課題が残る。

主な検討内容としては、個別施設計画の策定に関する審議を行っている自治体が多い。公共施設のあり方について、配置の適正化や再編の考え方が審議されている。このほか、長寿命化に関することや施設の有効活用に関すること、施設評価基準や使用料の見直しに関する事項が検討されている自治体も見受けられる。

表 5-8 審議会開催状況

自治体名	審議会等名称	設置日～終了日	開催回数	主な検討内容	所掌事務	委員構成	有識者	関係団体代表	公募市民	委員数
さいたま市	さいたま市公共施設マネジメント会議	平成22年6月17日～平成26年3月28日	14回	公共施設マネジメント計画・第1次アクションプラン等について審議	(1) 公共施設の有効活用に関する基本方針の策定に関すること (2) 公共施設の有効活用に関する評価手法の構築に関すること (3) 公共施設マネジメント計画の策定に関すること (4) 前3号のほか、公共施設の有効活用に関する取組に関すること	公募市民、有識者	3名		3名	6名
川崎市	川崎市資産改革検討委員会 (前身:川崎市資産改革検討委員会)	平成27年8月12日～(平成24年8月27日～)	1回(8回)	「資産マネジメントの取組」について 戦略1 施設の長寿命化 戦略2 資産保有の最適化 戦略3 財産の有効活用	(1) 本市の資産改革に係る取組の現状分析及び課題の整理 (2) 課題解決に向けた方向性の研究 (3) その他必要な事項	経済、財政及び不動産鑑定等の資産改革に密接な関連を有する分野に関して専門的見地を有する者5名以内	5名			5名
盛岡市	盛岡市公共施設等マネジメント推進会議	平成26年6月30日～平成28年1月26日	8回	盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画(案)について	(1) 公共施設等総合管理計画に関すること (2) 公共施設保有の最適化の計画及び長寿命化の計画に関すること (3) 前各号に付帯する事項に関すること	公共施設に関する政策又は研究分野における実績のある学識経験者及び有識者並びに本市のまちづくりに関し知識経験を有する者等	3名	4名		7名
海老名市	海老名市公共施設再編計画策定委員会	平成26年12月18日～(平成27年4月30日～条例設置)	10回	公共施設再編計画について	委員会は、市長の諮問に応じ、海老名市公共施設再編計画の策定に際し、必要な調査及び検討を行う。	(1) 大学教授若しくは准教授又はこれに類する職にある者 (2) 前号に掲げる者以外の者で、学識経験を有するもの	8名			8名
春日部市	春日部市公共施設マネジメント基本計画策定審議会	平成27年4月1日～	6回	市の公共施設マネジメント基本計画の策定に関する事項を調査審議	第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の公共施設マネジメント基本計画の策定に関する事項を調査審議する。	(1) 学識経験者 (2) 市内各種団体を代表する者 (3) 公募に応じた市民	4名	6名	2名	12名
明石市	明石市公共施設配置適正化に関する有識者会議	平成27年7月31日～	5回	・公共施設配置適正化実行計画の策定 ・施設評価の基準について	(1) 公共施設の配置の適正化に関すること (2) 個別施設の有効活用、長寿命化及び管理運営の効率化の取組に関すること (3) 公共施設配置適正化実行計画の策定に関すること (4) 前3号に掲げるもののほか、公共施設のあり方に関すること	学識経験を有する者	4名			4名
長浜市	長浜市公共施設マネジメント推進委員会	平成26年9月3日～	10回	・長浜市公共施設等総合管理計画の策定 ・公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定	(1) 公共施設に関する基本方針及び計画の策定に関し、調査し、及び審議すること (2) 公共施設の管理の最適化に関し、調査し、及び審議すること (3) その他公共施設マネジメントの推進に関し市長が必要と認めること	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体等から推薦を受けた者 (3) 公募市民 (4) その他市長が必要と認める者	2名	10名	1名	13名
伊丹市	伊丹市行財政審議会公共施設マネジメント専門部会	平成26年12月1日～平成27年5月26日	4回	・公共施設の有効活用に係る基本的考え方 ・施設分類別の再配置方針	市から、「伊丹市行財政審議会」に諮問されたテーマの一つである「公共施設の有効活用等について」に係る答申を、専門部会でとりまとめる。	行財政審議会委員4名と専門委員4名の計8名で構成	3名	3名	2名	8名
かずみがうら市	かずみがうら市公共施設等マネジメント推進委員会	平成28年3月31日～	3回	再配置の検討 使用料見直し 廃校活用	(1) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進に関する事項 (2) 前号に掲げるもののほか、公共施設等の最適化に関し、市長が必要と認める事項	大学教授など建築・財務の専門家、関係団体などを含め10人以内で構成	5名	3名	2名	10名
高島市	高島市行財政改革委員会	平成28年3月15日～	4回	高島市公共施設再編計画の策定	行財政改革の推進及び公共施設の見直しに関し必要な事項を調査審議すること。	大学教授、市民等	3名	7名		10名
福知山市	福知山市行政改革推進委員会	平成28年10月7日～	5回	「第6次福知山市行政改革大綱(案)」について諮問(公共施設マネジメントの推進等困難な課題へも果敢に挑戦していく強い意思を明記)	福知山市行政改革推進委員会において、行政改革の一環として公共施設マネジメントに関する市民的検討を行います。	市政に関して優れた識見を有する者	2名	6名	2名	10名
浜田市	行財政改革推進委員会	平成17年11月21日～	39回	公共施設のあり方見直し(民営化、統廃合等)	浜田市行財政改革大綱及びその実施計画に関する重要な事項について審議し、市長に意見を述べること。浜田市が行う行財政改革の推進状況について審議し、市長に助言をすること。	識見者4人以内 各種団体から推薦された者7人以内 その他市長が特に必要と認める者8人以内	2名	12名	3名	17名
豊後大野市	豊後大野市行政改革審議会	平成17年7月19日～	7回	公共施設の見直し指針について	第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ効率的な市政を実現するための行財政改革の推進に関する重要事項について、調査審議する。	(1) 識見を有する者 (2) その他市長が適当と認める者	1名	8名	3名	12名

※ 開催回数は、調査時点(平成29年3月31日現在)において、公表されている又はヒアリング調査により把握した回数を表す。

### 5.3.8 ワークショップ

従来型の説明会等ではなく、表 5-9 に示すように、目標や課題を設定し、学習しながら取り組む参加体験型プログラムであるワークショップにより、市民意見の把握を行っている自治体がいくつか見受けられる。

これらの自治体では、総合管理計画策定後に個別施設計画案を取りまとめるに当たって、計画に反映する市民意見の把握や地域の公共施設の再編をイメージすることを目的としてワークショップが開催されている。

春日部市では、市内 7 地区を対象に各地区 2 回のワークショップを行っている。1 回目は公共施設マネジメントの現状を情報提供するとともに、地域の公共施設の今後のあり方を考えるワークショップにより、住民が主体的に公共施設問題を考える会としている。また、2 回目には、先進事例として学校の複合化事例を紹介した上で、仮想の地域における再編シミュレーションを経て、当該地域に係る再編を考え、そのメリット・デメリット・実現可能性を検討し、個別施設計画につながる地区の将来イメージを議論している。

上尾市では、全市を対象としたアンケートにおいてワークショップへの参加意向を示した市民により、公共施設マネジメントの方法について、全 3 回のワークショップを開催している。初回は、公共施設マネジメントへの取組方法における住民の不安をテーマに取り上げ、住民の視点から不安を少なくするための取組を検討している。第 2 回は市の部長の視点から平成 42 年までの計画期間に行う具体的な改修等の内容をシミュレーションしてコスト意識を持つとともに具体的な取組に当たっての考え方や留意点を議論している。第 3 回では第 1 回、第 2 回の議論を踏まえ、行政サービスを維持しながらコストを減らす方法を検討している。

いずれの自治体においても、ワークショップを複数回開催し、初回あるいは 2 回目までに公共施設マネジメントの問題意識を深めたうえで、最終回に住民が主体的にその問題解決策を提示するワークショップとしている。

住民が主体的に公共施設マネジメントを検討し、計画に反映させるべき考え方を取りまとめているため、この考えを基にして策定される個別施設計画は住民にとって理解を得られやすいものとなることから、合意形成につながる取組であると言える。

表 5-9 ワークショップ開催状況

自治体名	名称等	目的	開催日時	テーマ等	内容
春日部市	公共施設について考える市民ワークショップ第1回 (7地区で開催) 参加者85名 (各地区9～19人)	・公共施設マネジメントをより身近な問題として捉える ・春日部市における公共施設マネジメントの現状に関する情報共有を促進し、当該分野について全般的な理解を深める ・地域の施設状況を踏まえ地域の公共施設の今後のあり方や課題について意見交換を行う	平成28年 2月13日～ 2月21日 (7地区で開催) 10:00～ 12:00	テーマ「春日部市の状況を踏まえ、地域の公共施設について考える」 ①アイスブレイク1「公共施設について楽しかった思い出の共有」 ②ワークショップ1「情報提供：公共施設マネジメントの現状について」 ③ワークショップ2「公共施設と地区の将来を考える」	①参加者に「公共施設について楽しかった思い出」を1枚の絵に書き、ペアをつくり相互に発表・共有。計2回実施し、グループにおける関係性の構築(チーム・ビルディング) ②公共施設マネジメントの概要および全国的な傾向について情報提供を行った後、春日部市の公共施設の現状やマネジメントの取組状況について説明を行い、「感じたこと」「疑問に思ったこと」をまとめ、自由討議した。 ③ワークショップ1を踏まえ、地区のこれからの公共施設を考える上で、「大事にしたいこと」を付箋に書き出し、グループごとに1人ずつ発表し、グループ全体で自由討議を実施。次に、各グループ全体の意見として、「大事にしたいこと」(3つ)、「残したい意見」(2つ)をまとめた。その上で、各グループの代表者が全体に対して発表し、参加者全員が投票を行った。
	公共施設について考える市民ワークショップ第2回 (7地区で開催) 参加者61人 (各地区6～12人)	・先進取組事例紹介や公共施設再編ワークを行うことで、特に施設の複合化に対する理解を深化させる ・当該地区の公共施設の現状が記載された地図を見ながら将来の地域の公共施設のイメージを磨き上げる ・上記を通じ今後の「地域別再編イメージ」のまとめやモデルケースの検討などに活用する	平成28年 4月9日～ 4月17日 (7地区で開催) 10:00～ 12:00	テーマ「地域の公共施設のイメージを磨きあげる」 ①第1回ワークショップ・公開講演会の振り返り ②公共施設マネジメントの先進事例紹介 ③ワークショップ1「公共施設再編ワーク」 ④ワークショップ2「地域の公共施設のイメージを磨き上げる」	①第1回ワークショップの議論を再確認。また、別途実施の公開講演会の議論内容を紹介。これまでの議論内容を共有。 ②学校施設を中心にした複合化の先進事例を紹介し、その効果や影響についてイメージを共有。 ③仮想地域における老朽化施設の再編シミュレーションを実施。その結果について、「再編の考え方(大事にしたいポイント)」「ワクワクすること」、「心配なこと」の3つの観点から意見交換。 ④グループ毎に、地域内にある学校施設と周辺施設との再編案(複合化、統合)を考え、そのメリット・デメリットと実現可能性について議論。当該学校施設の建替・複合化を考える上で「大事にしたいこと」をまとめた。まとめた内容は発表し、参加者全員で共有した。
上尾市	上尾市公共施設マネジメント計画策定ワークショップ 参加者延32人 (市民アンケートでワークショップへの参加を希望した方に参加の意向を伺った)	目的：計画策定にあたり①市民と議論を深めること、②多くの市民意見を計画に反映することを目的に実施	平成27年 7月25日 (土)	施設がなくなってしまうのでは？という不安を少なくするための必要な取り組みを考える	意見を付箋に書き、意見を述べながら模造紙に意見を張り出したうえで、全体の意見をまとめた。 ○主な意見「将来像を示すこと」、「市民の意見を集約すること」、「周知徹底を図ること」
			平成27年 8月29日 (土)	現行の行政サービスを維持することを前提に老朽化した全ての施設の更新・維持管理を考える	2グループにわかれ、テーマについて市役所の部長になった想定でのロールプレイ形式で話し合った。平成42年までの期間を①第一期、②第二期、③第三期に分け、各年に行う内容を模造紙を用いてシミュレーション。 ○主な意見「コスト削減だけではなく、若者を呼び込む工夫やサービス向上等ブラスの視点で考えるべき」「全体的な事業の見直しが必要である」「小中学校等の施設の統廃合・複合化を検討すべき」「民間活力の導入」など
			平成27年 9月26日 (土)	子供や孫のために「できるだけ行政サービスを維持しながら、できるだけコストを減らす」方法を考える	必要なサービス、複合施設のイメージ、情報発信について、模造紙を用いて具体的にイメージし議論。 ○主な意見「建替えは必ず複合施設」「情報が伝わってこない」「サービスを起点として施設を考える」「シルバーの活用(有償)」

### 5.3.9 市民会議

市民会議は、「市民・行政等の多様なアクターの参加による協働型の政策形成の場」と定義され<sup>25)</sup>、特徴として実質的な主導権が市民側にあり、多様な参加者が継続的に調査研究等を行い、成果を行政に提案するものである。

明石市では、施設配置の適正化を含む財政健全化の取組について市民参画のもとに検討するため、平成26年6月に学識経験者2名、関係団体代表4名及び公募市民4名からなる財政健全化推進市民会議を設置した。設置年度に約半年をかけて公共施設配置適正化基本計画について報告書を市に提出し、その後約1年半をかけて個別施設計画に相当する公共施設配置適正化実行計画について議論を行い報告書を市に提出している。同会議では、表5-10のとおり市民との意見交換会やパブリック・コメントの結果などを踏まえ基本計画の素案について協議しているほか、施設評価の基準や使用料等の考え方、個別施設のあり方、有識者会議の提言や市民アンケート結果などを踏まえ、実行計画の素案について協議している。協議にあたっては、公募市民のほかPTAや高年クラブなどの関係団体等からなる検討部会を設置し、詳細な検討を加えている。

実行計画の素案については、公共施設配置適正化基本計画に定める基本方針・数値目標・施設種別ごとの方向性等に基づき、公共施設配置適正化に関する有識者会議からの提言等を受けながら、平成28年8月に市が作成している。

市民会議が計画策定を行う場合は、市民会議が白紙の段階から検討・議論を行い骨子等を主体的に構築するケースもあるが、明石市の場合は、別途設置の有識者会議の提言や、市で作成した案について、市民会議の意見を募るものとなっている。公共施設の個別施設計画の策定は、財政制約を踏まえ、全庁的な施策をコントロールし、多くの種類の施設の方向性を決定するという性格上、市民会議が主体的に計画を策定することに難しさがあり、市民会議を設置している自治体は限られている。しかし、明石市のように評価基準を定める初期の段階から、継続的に市民意見を取り入れていく方法としては効果的である。

表 5-10 市民会議開催状況（公共施設配置適正化関連分抜粋）

開催日時	会議名称	会議内容	市の説明内容
平成26年 8月21日(木) 15:25～17:25	平成26年度 第3回市民会議	施設配置適正化基本計画 構成(案)について	施設配置適正化基本計画の構成案の骨子イメージ
平成26年 10月24日(金) 10:00～11:50	平成26年度 第4回市民会議	公共施設配置適正化基本計画について	明石市公共施設配置適正化基本計画(素案)
平成26年 10月31日(金) 15:55～18:20	平成26年度 第3回検討部会	公共施設配置適正化基本計画について	明石市公共施設配置適正化基本計画(素案) 明石市公共施設配置適正化基本計画(案)【概要】 財政健全化に関する市民との意見交換会の開催について
平成26年 12月3日(水) 15:30～16:55	平成26年度 第5回市民会議	公共施設配置適正化基本計画について	財政健全化に関する市民との意見交換会の報告について 明石市公共施設配置適正化基本計画(素案修正版) 公共施設配置適正化基本計画素案の主な修正点
平成27年1月	「財政健全化推進計画及び公共施設配置適正化基本計画に関する報告」を市へ提出		
平成27年 3月24日(火) 10:00～11:35	平成26年度 第6回市民会議	公共施設配置適正化基本計画について 公共施設配置適正化実行計画策定の進め方について	財政健全化推進計画及び公共施設配置適正化基本計画について ① パブリックコメントの結果報告について ② 財政健全化推進計画について ③ 公共施設配置適正化基本計画について 公共施設配置適正化実行計画策定の進め方について
平成27年 8月5日(水) 15:25～17:00	平成27年度 第1回市民会議	施設評価の基準、使用料等に関する考え方について	明石市公共施設配置適正化基本計画の概要 明石市公共施設配置適正化実行計画の策定について 各施設の適正化に向けた取り組み状況について 施設評価基準案、施設使用料等に関する考え方について
平成27年 11月13日(金) 15:30～17:25	平成27年度 第1回検討部会	個別施設のあり方について (1) 学校施設、コミュニティ施設 (2) 市営住宅 (3) 市民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設	明石市公共施設配置適正化基本計画の概要 明石市公共施設配置適正化実行計画の策定について 公共施設に関する市民アンケート(説明と調査票) 各施設の適正化に向けた取り組み状況について 公共施設配置適正化に関する有識者会議の意見概要 小中学校、コミュニティ施設、市営住宅、その他施設説明資料
平成28年 5月18日(水) 15:55～17:30	平成28年度 第1回市民会議	有識者会議からの提言及び市民アンケート結果について	公共施設配置適正化実行計画の策定に向けた取り組みについて 明石市公共施設配置適正化の取り組みへの提言 公共施設に関する市民アンケート結果(概要)
平成28年 8月31日(水) 15:30～17:40	平成28年度 第2回市民会議	明石市公共施設配置適正化実行計画(素案)について	明石市公共施設配置適正化基本計画(概要) 公共施設配置適正化実行計画の策定に向けた取り組みについて 明石市公共施設配置適正化実行計画(素案)
平成28年 10月4日(火) 15:30～17:40	平成28年度 第1回検討部会	明石市公共施設配置適正化実行計画(素案)について	同上
平成28年 10月28日(金) 10:00～11:30	平成28年度 第3回市民会議	明石市公共施設配置適正化実行計画(素案)について	同上 及び 第2回 財政健全化推進市民会議意見概要 財政健全化推進市民会議検討部会意見概要
平成28年12月	「明石市公共施設配置適正化実行計画(素案)に関する報告」を市へ提出		

### 5.3.10 パブリック・インボルブメント (PI)

パブリック・インボルブメントは、公募市民を中心とした市民会議が、条例や計画等の策定段階から参加すると同時に、メンバーみずから条例や計画等の内容や策定経緯を一般市民に説明し、市民の意見を聞き、市民との対話を重ねながら最終的に市民の総意として策定する手法とされる<sup>25)</sup>。

さいたま市では、平成24年6月に「公共施設マネジメント計画」を策定し、同年9月から表5-11のとおり公募市民、地区の市民等、公共施設マネジメント会議市民委員ら20名程度により、ワークショップを重ねながら一般市民と対話を行い施設計画案の策定までを

行っている。

平成 24 年度は、「施設の複合化」に関するメリット・デメリットを検証するとともに、当該地区にふさわしい複合施設のあり方や合意形成の図り方を検討している。この取組を基に「公共施設再編検討の進め方手引き」を策定している。

平成 25 年度からの 3 年間は、建替えが予定される与野本町小学校を核とした複合施設を考えるワークショップを開催し、既に複合化している「与野本町コミュニティセンター」、「放課後児童クラブ」のほか、「老人福祉センターいこい荘」、「子育て支援センター与野」、「与野文化財資料室」を加えた複合化を検討し、公募市民等が複合施設の計画案を取りまとめている。

平成 25 年度には、22 人の参加者が 2 チームに分かれ 5 回のワークショップ、1 回のパブリックミーティングを開催している。複合化している小学校の視察や、対象施設のフィールドワークを経て、管理者や利用者の立場になるロールプレイにより利活用や管理運営などのソフト面の意見を、デザインゲームにより機能配置のハード面の意見を集約し、さらに小学生ワークショップによる小学生の意見や、パブリックミーティングによる一般住民の意見も踏まえ、最終的に 2 案を提示している。

平成 26 年度には、25 人の参加者により 5 回のワークショップを開催し、前年度の検討を基に、複合化する施設を絞り込み平面図と模型を用いて配置を検討した上で、意見交換会・模型展示会により新たな市民意見の集約とともに、取組を周知し市民の関心を高め、最終的に 3 つの案をまとめている。

平成 27 年度は、前年の成果を基に市が作成した 2 つの計画案について意見交換を実施し、最終的に 1 案に絞り込んでいる。また、これを受け平成 28 年度から基本設計に入っている。

特筆すべきは、公募市民を募りワークショップを重ねるとともに、その間に小学生とのワークショップや一般住民とのパブリックミーティングあるいは模型展示会や意見交換会、さらには計画案について、公募市民等が一般住民に働きかけ「市民同士の対話」を複数回行いながら最終的に施設計画案をまとめている点にあり、市民主導型のパブリック・インボルブメントであると言える。

公募市民等は、周辺施設の複合化に関する与条件の下で、複合化する施設を絞り込んでいるが、これには利害調整が発生するため複合化に至る判断基準の説明が求められる。こうした説明を重ねながら、市民の総意に近づける努力をしてまとめられた計画案であり、ワークショップ参加者だけで考える案とは重みが異なる。一般市民の合意形成を図りながら取りまとめた計画案であり、公共施設マネジメントが直面する総論賛成各論反対が生じないように合意形成を図る有効な手法であると言える。

表 5-11 パブリック・インボルブメント (PI) 実施状況

名称等	目的	開催日時	テーマ等	内容
【24年度】 どうなる？ どうする？ さいたま市の公共施設を 考える ワークショッ プ (全4回) 参加者20人	当該地区に ふさわしい 複合施設の あり方や合 意形成の図 り方を検討 する。	9月28日 (金) 18:30～ 20:30	①ワークショップの目的・レクチャー ②ミニワークショップ～こどもの頃の公共施設での楽しかった思い出～ ③さいたま市の公共施設マネジメントの取組み	①先行事例を参考に、複合化のソフト・ハード両面に関するメリット・デメリット、効率的な管理運営や交流促進方法、合意形成の図り方を検討。 ②「こどもの頃の公共施設での楽しかった思い出」を絵を描き、発表。 ③さいたま市の公共施設の状況、公共施設マネジメント計画(複合化の推進、長寿命化の推進)、市民との協働について説明。
		10月26日 (金) 9:00～ 15:30	視察①志木小学校・いろは遊学館・いろは遊学図書館の複合施設 視察②馬宮コミュニティーセンター・馬宮児童センター・馬宮放課後児童クラブ・馬宮図書館・老人福祉センター馬宮荘の複合施設	2グループに分かれ、各施設の良かった所、改善が必要な所を検討。 ①志木小学校など複合施設の魅力 ②馬宮コミュニティーセンターなど複合施設の魅力を検討。
		11月12日 (月)9:00～ 12:30	オブション視察 視察①泰平小学校などの複合施設 視察②与野本町小学校などの複合施設	①ハード面、ソフト面に関して、良かった点・悪かった点を議論。
		12月1日 (土) 13:30～ 16:30	①三橋小学校とその周辺のフィールドワーク ②第3校舎建替えのタイミングで、新しい校舎をデザインしよう!!	①三橋小学校・三橋公民館及び周辺の公共施設を見学。 ②公共施設の各部屋の機能カードを使用しながら、小学校第3校舎の建替えと第4校舎・公民館の改修を想定し、複合化の組合せや配置を検討。
		1月29日 (火) 18:30～ 20:30	①第3回ワークショップでチームごとに話し合われた内容のまとめ方の説明・意見交換 ②「公共施設の複合化に関するワークショップ・マニュアル(案)」の説明・意見交換 ③ワークショップ全体を振り返って	①三橋小学校を核とした「施設の複合化」のデザインゲームにおいて、2チームが3つの視点(交流・管理運営安全面・延床面積縮減)を含む施設計画を作成。 ②学校を核とした複合施設の検討の際に、市民意見を広く伺いながら、合意形成を図るための「公共施設再編検討の進め方手引き」の作成の意見交換。 ③ワークショップへ参加した感想を発表。
【平成25年度】 与野本町小 学校を核と した複合施設 を核とした 複合施設を 考える ワークショッ プ (全5回) 参加者22人	問題意識や 情報を共有 しながら、 与野本町小 学校を核と した複合施設 を参加者の 手によって イメージす る。 検討結果 は、当該地 区の公共施設 を建替える 場合の施設 複合化を 検討する際 に活用す る。	9月27日 (金) 19:00～ 21:00	①ミニワークショップ こどもの頃の小学校での楽しかった思い出 ②市の取組説明 市の公共施設って、どうなってるの?これから何をやるの?	①小学校という施設での楽しかった思い出を絵に描き、一人ずつ発表。 ②さいたま市の公共施設の状況、公共施設マネジメント計画(複合化の推進、長寿命化の推進)、市民との協働について説明。
		10月11日 (金) 9:30～ 17:00	①視察1 市内(泰平小学校・大砂土デイサービスセンターの複合施設) ②視察2 市外(吉川市立美南小学校・学童保育室・子育て支援センター・高齢者ふれあい広場・公民館等の複合施設) ②視察のまとめ	①泰平小学校は、余裕教室を活用するため、2教室を改修して高齢者デイサービスセンターを開設。扉を開放し児童が来れるよう交流の場をつくっている。 ②美南小学校など複合施設は、2階以上が小学校専用エリア、1階には小学校の特別教室と学童保育室、公民館、高齢者ふれあい広場、子育て支援センターが配置。小学校で特別教室を使用しない時間帯は市民に開放。 ③2チームに分かれ、視察の良かった点、改善が必要な点などを意見交換。
		11月16日 (土) 13:00～ 17:00	①与野本町小学校及び複合化対象候補施設のフィールドワーク ②与野本町小学校及び複合化対象候補施設を見学して感じたことを出し合う	①この地域がどのような地域であるかを確認(各施設とその周辺の見学と意見交換)し、与野本町小学校との複合化施設を検討。 ②どの施設も老朽化が進行してきていることを認識するとともに、何が出来るか、もっと出来ないかとアイデア出し。
		12月2日 (月) 19:00～ 21:00	複合施設の施設計画案の検討 ①ロールプレイ(役割演劇)でそれぞれの立場で考えてみよう!! ②与野本町小学校を核とした新しい複合施設をデザインしよう!!	①くじで決めた施設の管理者又は利用者になりきり、それぞれの立場から複合化に向けた工夫、要望、留意点等の意見を述べあう。 ②平面図をもとに施設配置と機能配置を検討。最後に、安全確保、交流促進、施設総量(延床面積)縮減の3つの視点を確認。
		12月26日 (木) 14:30～ 16:30	【パブリックミーティング】 ①小学生ワークショップ わくわくする小学校を考えよう! ②オープンワークショップ与野本町小学校を核とした複合施設の機能配置案を考えよう!	検討した複合施設のデザイン(機能配置案)を、来場者に説明し意見交換。 ①児童3名と市職員、来場者等が座り、好きな場所、不便・改善して欲しいことなどを意見交換 ②デザイン案の機能を配置した理由やメリットなどをワークショップ代表者から説明後、来場者と意見交換。
		1月28日 (火) 18:30～ 20:45	①グループワーク 与野本町小学校を核とした複合施設の機能配置案を確認しよう! ②全体意見交換 2チームからの発表、施設関係職員からのコメントと意見交換!!	①パブリックミーティングでどのような意見・提案があったかを確認した後、2つのチームに分かれて機能配置案の改善に向けた最終確認。 ②各チームからの機能配置案の最終発表を受けて、施設関係職員からコメントをもらい意見交換。施設計画案をブラッシュアップ。



名称等	目的	開催日時	テーマ等	内容
【26年度】 与野本町小学校を核とした複合施設を考えるワークショップ (全5回) 参加者25人 (昨年度から15人継続)	昨年の機能配置案を基に、与野本町小学校と周辺公共施設のさらなる複合化を検討する。なお、検討に当たり多くの市民と意見交換を行い当該地域にふさわしい複合施設をイメージし、合意を形成する。	9月25日 (木) 18:30～ 20:30	①現状の施設配置確認と昨年度検討したことへの振り返り	①昨年度のワークショップの成果を見ながら意見交換を実施。昨年度からの参加者は、多世代交流、安全面の確保、動線などの検討過程説明。本年度からの参加者は説明に対する疑問・質問を行い情報共有。 最後に市職員から検討に向けての前提条件や今後の進め方を説明。
		10月23日 (木) 18:30～ 20:30	①与野本町小学校と複合化する公共施設を絞り込もう ②複合化する公共施設の配置構成を考えよう	①2つのチームで、老人福祉センターいこい荘は複合化対象外とし、与野文化財資料室、子育て支援センター与野を対象とすることとした。 ②平面図と施設カードを使用し、どの場所への施設を配置するかを模型に当てはめて立体的に検討。
		11月30日 (日) 10:00～ 12:00	【意見交換会】 ①複合化対象施設と施設配置を語り合う ②模型展示会	①ワークショップ参加者から複合化対象施設と施設配置の考え方を説明後、複合施設の配置模型を囲み、参加者、来場者と運営スタッフで意見交換。 ②2つの模型とパネルを展示して、来場者への説明と意見交換を行った。
		1月22日 (木) 18:30～ 20:30	①施設配置案を再確認しよう ②複合施設の利用と運営を考えよう ③複合施設の再編と運営をまとめよう	①意見交換会等の意見を踏まえ、管理者又は利用者の立場から、「交流の促進」と「安全の確保」の2つの視点から意見を出し、施設配置案を再確認。 ②③利用／運営の視点も加え意見を出し、複合施設の配置と運営をまとめた。
		3月14日 (土) 13:30～ 17:00	施設の再編と運営を語り合おう(PM) ①複合施設の再編と運営をまとめよう 全体まとめ	①3グループに分かれて施設配置案を「安全、交流、利用／運営など」の観点から確認。各パターンについての発表と全体まとめ、最後に各参加者が全体を通しての感想を発表。
【27年度】 与野本町小学校を核とした複合施設を考えるワークショップ (全2回) 参加者31人	前年成果を踏まえ市が検討する複合施設計画案の意見交換を行い、与野本町小学校北校舎建替えに伴う複合施設の整備基本計画を策定する。	9月26日 (土) 12:00～ 18:00	2つの計画案に対する意見・感想を把握 ①複合施設の配置を語り合おう! ②複合施設の運営を語り合おう!!	①昨年のワークショップの成果を踏まえ市が作成した複合施設の計画案2パターンについて、模型を見ながら、ワークショップ参加者と来場者を交えて意見交換。 ②後半の部では主に施設の運営面について良い点や改善点を意見交換。
		12月12日 (土) 12:00～ 16:00	前回の意見をもとに、施設計画案を1案にし意見・感想を把握する ①複合施設の計画を語り合おう! ②複合施設の利用・運営を語り合おう!!	①前回の意見をもとに「安心・安全」、「多様な交流」、「効果的な利用・運営」の観点から1案に整理した施設計画案の模型を見ながら、ワークショップ参加者と来場者を交え、意見交換を実施。前半は、主に施設配置や動線などについての意見交換。 ②後半は、実際に複合施設を利用していく中で、どのような交流が生まれるかなど、ワークショップ参加者自らが各施設の利用者になりきり、これまでの議論が反映された施設計画案となっているかを確認。

### 5.3.11 市民討議会

市民討議会は、ドイツで開発された係争案件や意見対立が厳しいテーマに用いられる市民参加手法であるプラーヌクスツェレが基本となり、その討議手法が日本に持ち込まれたものである。プラーヌクスツェレは、「無作為抽出で選ばれ、限られた期間、有償で、日々の労働から解放され、進行役のアシストを受けつつ、事前に与えられた解決可能な計画に関する課題に取り組む市民グループである」と定義される<sup>26)</sup>。標準のものは、4日間で構成され、1日に約90分のコマを4つ、計16コマが設定される。コマごとに課題に関連するテーマを設定し、専門家・利害関係者から情報提供を受け、それに対する質疑応答を行った後に、小グループに分かれて参加者の討議を行い、グループ討議の結果を発表するとともに、その討議結果に対し参加者全員で投票することにより全体の意見の傾向を把握していく。最初の3日間の前半は基本情報の提供、後半は異なった社会的視点に立つ多面的情報の提供が行われ、4日目は市民提案作成のためのグループ討議が行われる。まとめられた市民提案は「市民鑑定」という形で報告書にまとめられる。この討議手法が日本に入り、日数が短くなるなど形を変えながら「市民討議会」として、全国に普及している。

市民討議会には、五原則として、①対象者を無作為で抽出し参加要請、②討議前に参加者に公正な情報を提供、③少人数(5~6人)によるグループ討議、④報告書の作成と公表、⑤参加者へ謝金を払うがある。無作為抽出した市民に招待状を出し、その中から参加の意思表示をした方々が、テーマについて公正な情報提供を受けた上で、小グループに分かれて討議するものである。グループ毎に意見をいくつか取りまとめ発表し、それらの意見に対して全員で投票し、全体としての意見を形成するものである。

その一番の特徴は参加者の選出方法であり、住民基本台帳等からの無作為抽出により参加者を選出し討議を行っている点にある。この方法により、これまで市民参加に加わる機会が多かった関係団体の代表者や利害関係者及び公募に積極的な市民などではなく、いわゆる一般の市民により議論を行うところにある。なお、謝金は、無償の善意参加であれば各々の立場で自由な発言をすることも想定されるが、税金等による謝礼を受けることで、市民から課題解決者としての役割を付託され、より中立的な立場で課題解決を志向することにつながるものとされる<sup>26・27)</sup>。

盛岡市では、この市民参加手法を活用することとし、公共施設の老朽化問題の解決方法を討議し、「公共施設保有の最適化と長寿命化の計画」策定につながる市民提案をまとめることを目的として、盛岡青年会議所との協働により市民討議会を開催している<sup>28)</sup>。

同市では、参加者の選出にあたり、市が住民基本台帳を基に18歳以上の市民の中から3,000人を無作為抽出し、参加案内を送付している。また、参加者には1日当たり3,000円、2日で6,000円の謝金を支払うものとしている。募集人数40人のところに参加申込みが134人あり、この中から参加者の世代が偏らないよう10代、20代、30代、40代、50代、60代、70代、80代以上の各年代7人(10代、80代は申込み少数につき1人)を抽選により選出

し、男性 23 名、女性 21 名の計 44 名を選出している。仕事等によるキャンセルもあり、最終的に 1 日目は 36 名、2 日目は 32 名の参加となっている。

開催内容は表 5-12 のとおり 2 日間で開催され、1 日目は問題意識の形成に重点を置き、午前中にバスで移動し小学校・集会施設・市営住宅等の現地視察を行った後、午後にテーマ 1（練習討議）「公共施設の視察を行い感じたこと。」を、その後、情報提供を行った上でテーマ 2「公共施設の老朽化問題に、今後どのように取り組んでいくべきか。」のグループ討議が行われた。2 日目は具体的な問題解決策を検討するため、1 日目にまとめた方向性をどのように実現していくべきかを検討することとして、公共施設の老朽化問題の第一人者である専門家を招き情報提供を行った上で、テーマ 3「地域で利用している施設を、どのように見直していくべきか。」及びテーマ 4「全市的に利用している施設を、どのように見直していくべきか。」のグループ討議が行われた。

グループ討議は、1 グループが概ね 5 人となるように、7 つのグループに分かれて討議を行う。また、特定の者が発言し続けられないよう、グループのメンバーは固定ではなくテーマごとに入れ替わる。1 コマは基本的に 120 分で設計され、自己紹介（6 分）から始まり進行役・発表役の選定（2 分）をした後、司会からテーマの説明（2 分）が行われ、社会的課題やその対応策として検討されている事項等について専門家等により情報提供（情報提供① 10 分、質疑応答 5 分、情報提供② 15 分、質疑応答 5 分、計 35 分）が行われる。その後、討議に入るが、討議では初めに各自が付箋に課題解決アイデアを記入（10 分）し、その付箋を用いながら意見交換（20 分）を行う。また、意見交換内容をまとめるため、出されたアイデアをグルーピング（10 分）し、発表用紙に結論を記入（20 分）する。討議終了後は、各グループの意見発表（15 分）を行い、その後各グループから発表された複数の意見に対し、参加者全員で各人が賛同する意見に投票を行う。投票の結果、多くの票を集めた意見が、市民討議会を代表する意見となる。

テーマ 1 は、練習討議に位置付けられ、「公共施設の視察を行い感じたこと」という討議し易いテーマ設定とし、討議の進め方や投票の仕方などを学ぶ場とされている。

テーマ 2 では、1 日目のメインテーマである「公共施設の老朽化問題に、今後どのように取り組んでいくべきか。」が討議された。討議に当たっては、情報提供を十分に行うことに注力され、実際の施設をバスで視察する行程が組み入れられ、学校施設や市営住宅のほか、地域住民が使用する児童・老人・地区活動センターを視察し、市からの当該施設の概要並びに現状と課題の説明が行われるとともに、施設管理者から利用者側の考えとして施設の利用実態について説明がなされている。加えて、視察後の情報提供では、実行委員（青年会議所理事）から盛岡市の状況について、①公共施設の老朽化の状況、②更新費用推計、③財政状況、④少子高齢・人口減少の状況、⑤新たなニーズの状況の 5 つの観点の説明がなされた後、全国の状況として VTR による情報提供が行われ、公共施設の老朽化問題に専門家が警鐘を鳴らす様子や、先進自治体の取組が紹介されている。その後、グループに分かれ討議を行った結果、「複合化・多目的利用を行う」、「市民の問題意識の向上が必要」、「統

表 5-12 市民討議会の開催内容

初日（10月12日(土)） 場所: プラザおでって大会議室

9:30～	開会式・説明
9:45～	<p>現地視察①（盛岡市立大新小学校(10:10～)）                  【説明】盛岡市立大新小学校校長 佐々木 健 様                  現地視察②厨川児童・老人福祉・地区活動センター(10:50～)                  【説明】同センター所長補佐兼館長補佐 石川 孝 様                  現地視察③青山二丁目アパート青山三丁目アパート(11:20～)                  【車内説明】</p>
12:00～	昼食
12:45～ 13:50	「テーマ1（練習討議）公共施設の視察を行い感じたこと。」 話し合い・発表・投票
14:05～	<p>「テーマ2 公共施設の老朽化問題に、今後どのように取り組んでいくべきか。」                  【情報提供】盛岡市まちづくり市民討議会実行委員会委員 盛岡青年会議所 理事 吉田 光晴</p>
14:30～	テーマ2 話し合い・発表・投票
16:05～ 16:15	閉会式・事務連絡

二日目（10月27日(日)） 場所: アイスアリーナ第1・2会議室

9:30～	開会式・説明
9:57～	<p>前回の振り返り                  【情報提供】盛岡市まちづくり市民討議会実行委員会委員 盛岡青年会議所 理事 吉田 光晴</p>
10:12～	<p>「テーマ3 地域で利用している施設を、どのように見直していくべきか。」                  【情報提供】地域利用施設の再整備の観点について 日本大学経済学部教授・東京大学公共政策大学院客員教授（国土交通省 公的不動産の合理的な所有・利用に関する研究会座長） 中川 雅之 様</p>
11:02～	テーマ3 話し合い・発表
12:30～	投票・昼食
13:15～ 13:56	<p>「テーマ4 全市的に利用している施設を、どのように見直していくべきか。」                  【情報提供】全市利用施設の再整備の観点について テーマ3と同者</p>
13:57～	テーマ4 話し合い・発表・投票
15:40～ 15:48	閉会式・事務連絡

出典 盛岡市まちづくり市民討議会実行委員会『盛岡市まちづくり市民討議会市民提言書・実施報告書』（2013）より作成

廃合が必要」などの意見に票が集まっている。

テーマ3は、目を改めて「地域で利用している施設を、どのように見直していくべきか。」が討議された。このテーマは、2コマ目で議論された老朽化問題への対応策として挙げられた複合化や統廃合などを、具体的に地域で利用している施設にどのように展開するかが討議されている。情報提供では、1日目を振り返り問題意識を再確認した後、実行委員会から「地域で利用している施設」の検討対象施設の説明が行われ、対象施設を学校、市営住宅、公民館・集会施設、老人福祉センター・老人憩いの家、児童センター・児童館とした上で、市が施設カルテとして取りまとめた公共施設実態調査結果を用いて、個別施設の開館日数、利用者数、1日当たり利用者数、市の負担額、部屋等の稼働率などを表にしたものが配布されている。続いて、専門家からの情報提供として、地域利用施設の再整備の観点として、①ハコ（建物）の保有には見えないコストが掛かっていること、②人口減少を見据えた施設保有量の調整、③少子高齢社会に合致する施設保有への転換、④施設のハコ（建物）と機能（住民サービス）を分けて考える、⑤他都市の取組事例の5点について説明がなされた後、討議がなされている。討議の結果、「統廃合」、「複合化」、「民間との協力」等に票が集まり、「児童館・老人福祉センター・地区活動センターの統合」、「地域で利用できる施設を1つに集約する」、「学校の図書館プール体育館をみんなで使う」、「児童センターをなくし小中学校の中に入れる」などの具体的な意見が挙げられている。

テーマ4は、「全市的に利用している施設を、どのように見直していくべきか。」が討議された。情報提供では、3テーマ目と同様に実行委員会から「全市的に利用している施設」の検討対象施設について説明が行われ、専門家から、全市的利用施設の再整備の観点として、機能（住民サービス）の重複の見直しを掲げ、①県有施設や国有施設との機能の重複、②民間施設との機能の重複、③市有施設との機能の重複の3点について説明が行われ討議に入っている。「施設の対外PR・広報」、「IT活用」など「施設運営の充実化」と併せて、ホール、図書館、記念館・博物館などの「重複施設を減らす」意見に票が集まっている。

討議結果は、実行委員会により市民提言書としてまとめられ、市長や市議会議員に提出・配布されたほか、その概要は庁議資料として各課配布され、開催目的のとおり個別施設計画の策定につながる市民提案として活用され、計画内容に反映されている。

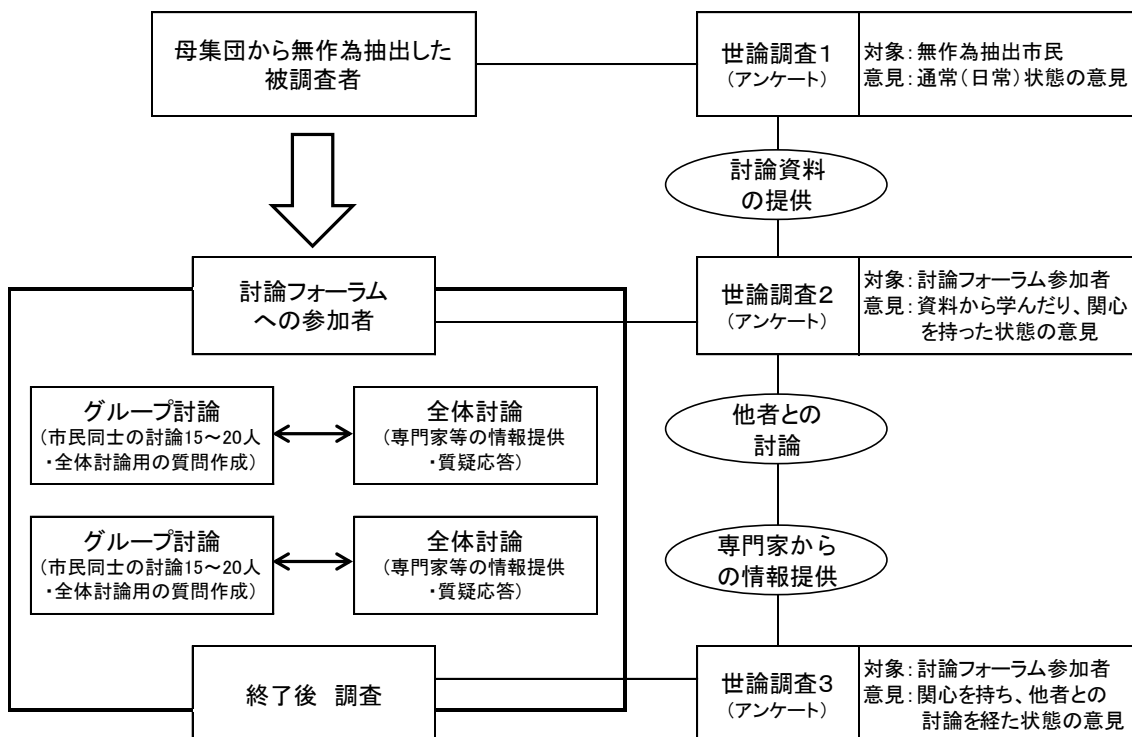
以上のように、無作為抽出による参加者の選定及び謝金の支払いにより討議会への参加にインセンティブを持たせることで、ほとんどの参加者が計画策定やまちづくりに初めて参加する者であり、この結果、利用者の視点のみならず納税者としての視点が入ったことにより、これまでのような利害関係者による施設への要望ではなく、一般の市民による施設の維持の負担を軽減する議論がなされ、全体最適を考えた市民提案がなされている。

### 5.3.12 討論型世論調査 (DP)

藤沢市では、平成 20 年 11 月に全国初の「公共施設マネジメント白書」を作成した後、その翌年度及び翌々年度に討論型世論調査 (Deliberative Polling : 以下 DP) を実施し、公共施設老朽化への対応方法を検討している。

図 5-1 に DP の全体像を示す。DP は、初めに無作為抽出により世論調査 (アンケート調査) を行い、回答した市民に対し、討議イベントへの参加を呼びかける。参加希望者に対し、行政が事前に情報を提供したうえで討議イベントを実施する。討議イベントでは市民同士の十分な討議、専門家への質問等を行い、その結果として熟慮された世論調査結果を得るとともに、参加者の意見の変容を見る方法である。討議イベントは、グループ討論と全体討論から成り、グループ討論では、15~20 人のグループに分かれ、討論を行い参加者にそれぞれの意見や経験を分かち合い全体討論用の質問をまとめる。全体討論では、参加者がグループ討論で生まれた疑問点などを専門家や政策立案者に質問し意見を聞いたり、情報提供を受け、討議内容についての理解を深める<sup>29)</sup>。

同市では、この手法を用いて、「公共施設の老朽化への対応方法について、行政が中心となって対応案をつくるべきか、市民が中心となるべきか」を調査するとともに討論により理解を深めた結果、「市民が中心となって対応案をつくるべき」という考え方が主流となる



出典 慶應義塾大学 DP 研究会『「藤沢の選択、1日討論」調査報告書』(2010) より筆者作成

図 5-1 討論型世論調査の全体像

調査結果が示された。これを受け、同市は、討論型世論調査を行いながら、地域住民による地域自治の意思決定機関となる「地域経営会議」の設置を進め、本庁から市民センターや公民館に予算権限を移譲する地域内分権を推進した。これにより、地域住民が当該地域の公共施設の維持管理や、建て替え等の判断を行うようになり、その結果が同市の個別施設計画の取りまとめにつながってきている。

ただし、現在では、地域内分権に伴う住民負担の増大や予算権限等の課題に対応し、地域経営会議は「郷土づくり推進会議」に改められ、住民の負担軽減が図られるとともに、意思決定機関から予算要望機関に変更となっているが、依然として住民が主体的に施設管理や予算要望を行っており、住民主体の公共施設マネジメントが展開されている。

### 5.3.13 考察

調査の結果、調査対象自治体の85.7%に及ぶ18自治体で、個別施設計画の策定に当たりアンケート、シンポジウム・フォーラム、地域別懇談会、パブリック・コメント、住民説明会、審議会、ワークショップなどの市民参加手法の1つ以上が実施されていることが分かった。

最も実施が多い手法は、パブリック・コメントであり全体の3分の2の自治体を実施している。次いで、審議会等による議論が多く約6割の自治体で実施されており、そこには地域団体の代表者や公募住民が参加することが多い。次いで多いものとして住民アンケートがあり約半数の自治体で行われている。アンケートに付随し市民モニターを活用している自治体もみられた。さらに、地域別懇談会・意見交換会、シンポジウム・フォーラム、住民説明会はいくつかの自治体で行われているほか、少数であるが、ワークショップ、市民会議、パブリック・インボルブメント、市民討議会及び討論型世論調査など、公共施設マネジメントにおいて、様々な市民参加手法が用いられている実情が明らかとなった。

なお、これらの市民参加手法は、その性質から大きく次の3つに分類することが可能である。

第一に、「問題意識の周知とともに、総論としての取組の方向性について住民の意向を確認するもの」であり、住民アンケート、シンポジウム・フォーラム、地域別懇談会・意見交換会が該当する。これら手法は、いずれも問題意識の周知と併せて取組の方向性の確認がなされており、公共施設マネジメントの初期に取組の方向性を決める際の住民合意形成に用いられている。一方で、紙面や時間が限られていることから、施設固有の状況や地域事情等について掘り下げて議論することが難しく、各論となる個別施設のあり方を定めることにはあまり活用されていない。

第二に、「行政が主導して取りまとめた個別施設計画案を住民等に問うもの」であり、パブリック・コメント、審議会、住民説明会が該当する。これら手法は、計画策定における従来からの手法であり、有識者等の意見や住民の意向を参考としながら、行政が取りまとめた計画案を住民に問う。行政が主導することから、公共施設を抜本的に見直す計画案を

取りまとめ易い特徴がある。一方で、行政が作成した計画案を、住民が説明会等で初めて聞いただけでは合意形成に至りにくく、総論賛成各論反対に陥りやすい。

第三に、「住民同士の議論により個別施設の方向性を導くもの」であり、ワークショップ、市民会議、パブリック・インボルブメント、市民討議会、討議型世論調査等が該当する。これら手法は、行政対住民といった対立構造を生じさせずに、住民が主体的に総論と各論を結びつける手法である。普段は施設を利用する側の一般の住民が、公共施設の問題及びその解決方法についての認識を深めながら主体的に個別施設の見直しを考えていること、また、その過程で施設情報や課題等について行政から数多くの説明が行われることから、他の住民の納得が得られやすく、個別施設の見直しに関する合意形成手法として有効な取組であると期待される。一方で、住民同士の議論により、財政制約や地域間の公平性、各種施策との整合性などを考慮して、的確に個別施設の見直し等の方向性を定めるためには、十分な問題意識の形成を行い、個別施設の現状と課題、施策の展開などの状況を理解した上で議論を行っていく必要がある。このため、プログラム作成が難しく、情報提供の仕方など市民参加の専門的知識が求められるほか、準備に膨大な時間・労力等が必要になるため、実施に当たっての負担が大きい。

以上のようにその性質により分類すると、第二に分類されるパブリック・コメントや審議会等の計画策定に用いられる従来からの手法は多くの自治体で行われており、これに加えて、第一に分類される住民アンケートや地域別懇談会・意見交換会、シンポジウム・フォーラムにより、問題意識の周知や総論についての住民の意向確認が進んできている状況が見て取れる。しかし、第三に分類される住民同士の議論により個別施設の方向性を検討する方法については、いくつかの自治体の事例に限られており、総論賛成各論反対への対応策として、有効な市民参加手法が確立され、多数の自治体に展開されているという状況にはないことが明らかとなった。第三に分類される手法は、まだ緒に就いたばかりであり、その有効性の検証が必要である。

#### 5.4 住民同士の議論による合意形成

前節のとおり、住民同士の議論は個別施設の見直しに関する合意形成手法として期待されるところであるが、調査対象自治体において行われた第3に分類される市民参加手法が実際にどのように個別施設計画の策定につながっているか、本節において議論の成果を整理し考察を行う。

##### 5.4.1 住民同士の議論の反映状況

###### (1) ワークショップ

春日部市では、5.3.8項のとおり市内7つの地区ごとに2回のワークショップを行っている。第1回では、アイスブレイクを行い、公共施設マネジメントの現状についての情報提供を経て、地区のこれからの公共施設を考える上で「大事にしたいこと」をまとめている。



地区によって「東口の活性化」、「憩いの場整備」、「子供と高齢者にやさしい環境」「工場誘致」など特徴のある観点並びに「複合化」や「有効活用」など共通する観点が挙げられている。第2回では、第1回にまとめた観点の確認や学校施設を中心にした複合化に関する先進事例紹介、さらには仮想地域における公共施設再編ワークを行った上で、地域内にある学校施設について周辺施設との再編を考えている。ここでは建替え・複合化を考える上で「大事にしたいこと」として、「世代間の交流」、「安全の確保」、「図書館、児童センターの統合」、「保育園併設」などの意見がまとめられている。その後策定した春日部市公共施設マネジメント基本計画では、築後40年を大規模改修期、80年を建替え期とし、大規模改修や建替えを検討する時期の目安を整理しており、そこでは大規模改修と併せて複合的な利用を検討することとしている施設が多い。特に学校施設は大規模改修期を迎える施設が多く議論の中心となる。ワークショップの結果は、当該基本計画における地区別の大規模改修等の検討時期を迎える施設の一覧に併記されており、今後、具体的な複合化を検討する際に大事にする観点となっている。

上尾市では、全地区を対象として3回のワークショップを開催している。その内容は、公共施設のマネジメントの方法を考えるものとなっている。ワークショップでは、住民が不安にならない方法として、将来像を示すことや市民意見の集約・周知徹底を図ることの必要性を論じるとともに、老朽施設の更新・維持管理費用のシミュレーションを通じてコストの問題意識を住民目線で発信している。このほか、コスト削減策としては建替えの際に複合施設とする、サービスの吟味を行うなど、計画を取りまとめる際の複合化等の妥当性も発信されており、総論としての全体計画を取りまとめるのに有効な意見がまとめられている。このような意見を踏まえ、上尾市では今後の個別施設の検討時期を住民が把握できる計画を取りまとめ、40年間のどの年からどの施設の検討を行うかが分かる検討のスケジュールを可視化するとともに、個別施設の検討には原則10年間を設けることとし、検討・判断に5年間、実施に5年間を見込み、整備運営手法の検討、市場調査、関係者協議、住民説明会やワークショップ等の開催等によって、事業構想から事業計画案までをまとめることとしている。また、更新、大規模改修、老朽化対策などの維持保全の取組を着実に進める計画となっているほか、施設によってその対応策の使い分けがなされており、複合化により建替える施設、大規模改修によるリニューアルにより長寿命化を図る施設、用途転用により機能移転する施設などがあり、実態に即した納得度の高いマネジメントの仕方が構築されている。個別施設の複合化等の検討は、今後の議論となるが、議論に十分な時間を設けていることから、別途丁寧な住民合意形成が行われていくことが想定される。

## (2) 市民会議

明石市は、5.3.9項のとおり財政健全化市民会議を設置し、計画案の作成を進めてきている。市民会議は、学識経験者、関係団体代表、公募市民からなり施設配置の適正化を含む財政健全化の取組を検討する場である。明石市では当該市民会議のほかに、市議会との協議の場として明石市財政健全化推進協議会を、庁内検討組織として施設配置適正化検討

会議を、このほか学識経験者及び専門機関職員の計4名による公共施設配置適正化に関する有識者会議を設置している。市民会議では、検討会議の検討内容や有識者会議からの提言のほか、市民アンケートや市民意見交換会の結果などを踏まえた議論を行っている。この結果、市民会議から提出された実行計画（素案）に対する報告書では、計画全体については「施設総量縮減は多くの市民意見と合致している」、「子育て世代と高齢者、障害者などが交流できる場をつくり、助け合いができるような施設の統廃合であればよい」などの意見が、個別施設については「高齢者の地域での居場所は自治会単位が望ましい」、「小規模校対策は地域や保護者等からの要望を待つのではなく、早期に対策を検討すべき」などの意見が挙げられている。行政が作成した計画素案に対して、市民意見や関係団体、有識者等のバランスの取れた考え方が報告書にまとめられており、市民等の多様なアクターの参加による政策形成の場となっており、合意形成に貢献していることが分かる。

#### (3) パブリック・インボルブメント (PI)

さいたま市は、5.3.10項のとおりパブリック・インボルブメントにより住民による計画案作成を行い、最終的に1案に絞り込んだ計画案を用いて「与野本町小学校複合施設整備基本計画」（平成28年3月）を定め、平成28年度から基本設計に入っている。基本計画には、過年度（平成25、26年度）のワークショップの結果や、平成27年度のワークショップ内容が記載されており、各々ワークショップで出された意見を詳細に記載しているほか、ワークショップの際に行ったアンケート結果まで記載しており、住民の意見により作られた基本計画となっている。計画は、決して過大な規模や内容のものではなく、財政制約を踏まえ議論されてきたものであり、築57年を経過する北校舎はワークショップ結果を受け建替えを行うものの、築44、45年となる南校舎、東校舎や、築30年を超える体育館プールなど同一敷地内にあるコミュニティセンターについては改修で対応するものとなっている。建替える北校舎については、給食室、トイレは現行水準に合わせた面積に、また複合化する文化財資料室を設けるため、他の共用部分を縮減し面積を捻出することにより89㎡の増加に留めており、複合化により現文化財資料室と子育て支援センターが利用している旧与野公民館が未利用物件となることで、総量縮減への道筋もつけられている。加えて、同基本計画では、施設整備後の利活用等についても地域住民が継続的に関わることができるよう検討を続けることを定めており、住民が計画案を作成したことにより、効率的・効果的なハード整備の合意形成がなされているのみならず、施設整備後のソフト面（利活用や運営）にも住民が貢献することにもつながっており、効果の高い市民参加手法であると言える。

#### (4) 市民討議会

盛岡市は、5.3.11項のとおり市民討議会による市民提言書を受け、提言書に記載された「児童館・老人福祉センター・地区活動センターの統合」、「地域で利用できる施設を1つに集約する」、「児童センターをなくし小中学校の中に入れる」などの具体的な市民意見を活用して、施設用途毎の取組の方向性を定めた「公共施設保有最適化・長寿命化長期計画」を策

定しており、ここでは「現在各コミュニティ地区に分散している集会機能や健康増進機能などを、拠点となる施設に集約します。」や、「小学校は（中略）児童センター機能との複合化を図ります。」などが定められている。また、施設ごとに具体的な見直しの方向性や長寿命化に向けた工事の実施時期などを定める「公共施設保有最適化・長寿命化中期計画」の策定に当たり市民意見交換会を開催しており、そこでは、市民討議会による市民提言書の内容紹介及び長期計画に定める用途毎の取組の方向性の説明がなされた上で、地区ごとに「公共施設の配置や在り方が将来どうあれば良いか」について議論が行われ、その結果として市民意見交換会報告書がとりまとめられ、地区住民の施設の見直しに対する考え方が整理されている。個別施設のあり方を見直しを決定する際にも、市民討議会の市民提言書の考え方が活用されており、討議結果が個別施設計画の策定に有効に活用されている。

#### (5) 討論型世論調査 (DP)

藤沢市は、5.3.12 項のとおり平成 22 年 8 月に討論型世論調査を実施し、公共施設の老朽化への対応方法について「市民が中心となって対応案をつくるべき」等の結果となった。その後、平成 23 年 3 月に「藤沢市地域分権及び地域経営の推進に関する条例」を制定し、同年 4 月から市内 13 中学校区毎に設置されていた地域住民により構成される地域経営会議を意思決定機関として位置付けた。この流れを受け、公共施設マネジメントでは、コミュニティ施設については地域経営会議等により地区ごとに地域住民の責任で利用を考えるものとしている。これにより各地区の地域経営会議は、各々の地区の施設について考えるようになり、同年 12 月には村岡地区地域経営会議から「村岡公民館建て替え提言書」、善行地域経営会議から「善行市民センター・公民館建て替え事業基本構想案提言書」及び六会地区地域経営会議から「六会市民センター多機能化についての提言書」が市に対して提出されたほか、翌 24 年 5 月には辻堂地域経営会議から「辻堂市民センター・公民館の建て替えに関する提言書」が、同年 8 月には藤沢地区地域経営会議から「生涯学習の地域拠点としての“藤沢公民館のあり方”に関する提言書」が提出され、建て替えによる再整備の意思決定が次々となされていった。しかし、平成 24 年 2 月の市長選挙により市長が変わったことに伴い地域経営会議の見直しが行われ、平成 25 年 4 月から郷土づくり推進会議に変更となり意思決定機関から予算要望機関に改められて現在に至る。平成 26 年 11 月に策定された「藤沢市公共施設再整備プラン」では、「六会市民センター再整備」、「藤沢公民館・労働会館等再整備」、「善行市民センター再整備」、「辻堂市民センター再整備」、「村岡公民館再整備」が短期プランに位置付けられ建替え等が検討されている。住民同士の議論により住民自治は深化していくが、一方でどのように財政制約、地域間の公平性、各種施策との整合などを踏まえた議論を行っていくか、議論の進め方に難しさが残る。

#### 5.4.2 考察

本調査の対象自治体を実施した住民同士の議論による合意形成手法について考察した結果、以下の特徴が見受けられた。

ワークショップは、2市の実施であったが、学校を中心として周辺施設の複合化を行うイメージを議論したり、コストの問題意識を啓発するとともに複合化の必要性が論じられたりすることにより、複合化により施設の効率化を図っていくマネジメントの方向性は妥当なものであることを示している。しかし、両自治体の個別施設計画はともに、施設の更新時に複合化等を検討するものとなっており、個別施設の存廃等に係る合意形成は今後別途取り組むものとして整理されている。ワークショップは会の位置づけが簡易であり、また、1回2時間程度の時間で意見出しをするものであり、限られた時間の中で、総論としてのマネジメントの方向性を議論するには適するが、各論となる個別施設の存廃等の考え方をまとめるには、別途十分な時間が必要となっている。

市民会議については、実施自治体では市民会議を条例設置しており、所掌事務に施設配置の適正化に関することが掲げられ、市長の諮問機関として位置付けられている。会長・副会長には学識経験者を置き、関係団体代表、公募市民、その他により委員が構成されている。会議の位置づけが明確であり、十分な期間を設け継続した議論を行うことが可能である。議論の経過が公表されることから議論の質が保たれており、議論の結果、統合すべき施設や早期に対策を検討すべき施設など、市民意見や関係団体、有識者等のバランスの取れた考え方が報告書にまとめられている。市民等の多様な参加者による政策形成がなされており、既存施設の見直しの合意形成に有効な手法であると言える。しかし、市民会議の本来の形である、市民会議が主体的に見直し施設を選定していく場合には、十分な期間を設け継続した議論を続けることとなるため、委員の負担が大きくなるほか、見直し施設の見直しに当たっては委員の発言の影響が大きく、委員個人にかかる責任が大きくなることから、一般の市民である委員が適切な発言をし続けることができるか難しさがある。

パブリック・インボルブメントについては、実施自治体では実際の個別施設の複合化の事案を対象として、約3年間の十分な時間をかけ、公募の市民が計画策定の初期の段階から参加し、一般市民との対話を重ねながら市民の総意として最良な計画案を取りまとめていくことから、効率的・効果的な施設整備の合意形成が図られているほか、整備後の利活用等の担い手育成にもつながっており効果的な手法である。一方で、合意形成に非常に多くの時間や人員を要することから、市域全域の施設に対して行うものではなくモデル事業の検討に適しており、特に、建替え等を行う建設的な議論の中で施設の集約を進めていく際の合意形成として有効な市民参加手法であると言える。

市民討議会については、実施自治体では、開催する丸2日間の中に、施設の視察を行うほか、財政状況や施設の保有の状況、利用者の考え方、専門家による対処方法の考え方、先進自治体の取組状況等の情報提供がなされ、公共施設の問題認識を深めた上で、地域施設のあり方、全市的施設のあり方等が討議され、既存施設の見直しの観点がまとめられている。また、住民基本台帳から無作為抽出した一般市民により討議し対応策を検討するため、当該地区の住民や施設利用者などの利害関係者に相当する住民の意見とは異なり、日ごろ意見を述べる機会の少ない多数の市民（サイレントマジョリティ）の意見として納税

者の視点も含めて既存施設の見直しの考え方が出されている。これらの考えは市民提言書に取りまとめられ市長に提出されるため、市では、施設利用者の意見に加えて、サイレントマジョリティの意見も含めた住民意見を反映して計画案を策定し、議会で検討を行うことから、全体最適を図る考え方が反映された個別施設計画となり、総論と各論がつながった既存施設の見直しの計画となっており、合意形成につながる取組であると言える。一方で、市民討議会の開催には討議の質を担保するための各種取組が求められる。参加市民の負担に配慮し開催時間が限られる中で、問題の本質を理解する情報提供が必要であり、行政、利用者、専門家等異なる立場から簡潔に情報提供が行われる必要がある。このほか中立的な実施機関の確保や、専門的な知見からの公正なプログラム設計、無作為抽出や謝金支払などが求められ、こうした取組を欠いた場合偏った市民意見となりやすく合意形成につながらなくなることから、運営の難しさが実施へのハードルが高い。

討論型世論調査（DP）については、実施自治体では「公共施設の老朽化への対応方法について、行政が中心となって対応案をつくるべきか、市民が中心となるべきか」という問いに対し、グループ討論や専門家等への質問を経て理解を深め、「市民が中心となって対応案をつくるべき」と判断した。当該手法は、異なる価値観に触れ、専門家等の見解も理解し問題認識を深めた上で判断を行うものであり、アンケート等でも把握が難しい本質的な部分を理解した際の住民意識の調査結果が出されている。出された判断では、住民が主体的に老朽化問題を考える結果が導かれ、住民自治を高める合意形成がなされており、住民意識調査として有効な手法であると考えられる。ただし、当該自治体では、建替え等の判断については地域経営会議が行うようにしていったが、その費用負担は住民に移管されておらず、短期間に複数の地区から市に対し建替えの提言がなされていった。住民同士の議論により公共施設を考える際に、どのように財政制約、地域間の公平性、各種施策との整合などを図っていくのか、議論の進め方に難しさが残る。

以上のように、住民同士の議論による合意形成と一言でいっても、様々な市民参加手法が存在しており、その手法によって合意形成に有効に作用するメリット部分がある一方で、万能な手法とはなっておらず、課題として残されるデメリット部分もあり、各手法に一長一短が見受けられる。このため、住民同士の議論による手法を用いている自治体では、住民アンケートや地区別懇談会などの市民参加手法と組み合わせて実施することにより、市民参加のメリット部分をマネジメントの全体に行き渡らせるとともに、デメリット部分を補いながら取組が進められている状況にある。

しかし、それでもなお市民参加では解決が難しい領域として、モデル事業に関する市民参加以外では、個別に廃止施設を特定するまでの議論とはなっていないことが挙げられる。このため、市民参加手法のみならず、施設評価の実施や、行政内部の会議、あるいは有識者会議等を通じて、合意形成の全体像が形作られている。市民参加は、合意形成の一部分を担っているものであるため、どのような目的で実施するか位置づけを明確に定めて実施するとともに、総論としての見直しの方向性をしっかり確認した上で、個別施設の見直し

の考え方についての意見出しを行い、これを報告書等にとりまとめるなどし、次の議論にしっかりつなげていくことが肝要である。

前述のとおり第三の分類される各種市民参加手法には、各々メリット・デメリットがあり、建替を基本とするのか譲渡や廃止を基本とするのか、全域を考えるのかモデル地区を考えるのかなど、自治体が置かれている状況や取組の方向性によっても手法の選択の仕方は異なってくる。

今後、個別施設計画を策定する自治体においては、自治体の課題や特徴に応じて公共施設マネジメントをどのように展開していくかを検討し、それに応じた市民参加手法を選択・構築していくことが求められる。

## 5.5 まとめ

調査の結果、調査対象自治体の多くで、個別施設計画の策定に当たり多様な市民参加手法が実施されていることが明らかとなった。

また、これら手法は大きく3つに分類することができ、第一に「問題意識の周知とともに、総論としての取組の方向性について住民の意向を確認するもの」、第二に「行政が主導して取りまとめた個別施設計画案を住民等に問うもの」、第三に「住民同士の議論により個別施設の方向性を導くもの」に分けることができる。

通常、第二に分類される手法を活用して計画策定を行うことが多いが、公共施設は住民の生活に直接影響が及ぶものであることから、第一に分類される手法を用いて住民の意向確認を行いながら計画策定を行う自治体が数多くある。しかし、それでもなお総論賛成各論反対が予想されることから、第三に分類される手法により計画案が白紙の段階から住民同士が主体的に議論し計画策定に関わる手法が取り入れられ始めている。しかし、住民同士の議論による各種手法には一長一短があるため、他の市民参加手法と組み合わせながら効果を高めて実施されている状況にある。また、第三に分類される手法の実状をみると、個別に廃止施設を特定するまでの議論とはなっておらず、どのような考え方で施設を見直すべきかについて市民感覚や市民意見を抽出するものとなっており、市民参加以外の取組と合わせて合意形成に取り組むものであると言える。

市民参加によって各地区の見直し施設を選出するための考え方についての市民意見を抽出したうえで、行政がその考え方を咀嚼し各地区の公平性や施策との整合性などを考慮して施設の見直しの考え方を構築し、その考え方に基づいて各地区の個別の見直し施設を選定していく。その上で、考え方及び見直し案を議会に説明するとともに、各地区への説明会を行い、公共施設マネジメントの目指す姿について各地区の住民に理解を求める。もちろん、反対意見も多数出るものであるが、他地区とのバランスを取った当該地区の在り方を議論し、必要であれば見直し案を調整し、最終的な施設の在り方を定めていく。

市民参加により住民による見直しの考え方を把握し、行政が考え方をつくり見直し施設を選定するとともに、議会がそれをチェックし、さらには見直し案について地区住民が確

認していく一連の流れを通じて、公共施設マネジメントの合意形成が進んでいくものであると言える。

前述のとおり、各種市民参加手法には一長一短がありその特徴が異なっていることから、自治体がどのような合意形成を求め、どのような住民意見を把握していくかによって、求められる市民参加手法が異なる。個別施設計画をどのような内容とし、今後の公共施設マネジメントをどのように進めていくかを検討していく中で、当該自治体に合った市民参加手法を定めていく必要がある。

## 注

- 1) 総務省「公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査（結果の概要）平成 29 年 3 月 31 日現在」（総務省 HP）、2017 年 5 月 <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000485090.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000485090.pdf)>（アクセス日：2017 年 5 月 27 日）
- 2) 総務省「公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査（結果の概要）平成 27 年 4 月 1 日現在」（総務省 HP）、2015 年 4 月 <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000354001.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000354001.pdf)>（アクセス日：2015 年 5 月 20 日）
- 3) 調査の詳細は、第 2 章に示すとおりである。
- 4) さいたま市「公共施設マネジメント」（さいたま市 HP） <<http://www.city.saitama.jp/006/007/014/014/index.html>>（アクセス日：2017 年 9 月 16 日）
- 5) 川崎市「資産マネジメントの取組」（川崎市 HP） <<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-4-3-1-0-0-0-0-0.html>>（アクセス日：2017 年 9 月 16 日）
- 6) 静岡市「アセットマネジメント」（静岡市 HP） <[http://www.city.shizuoka.jp/601\\_000094.html](http://www.city.shizuoka.jp/601_000094.html)>（アクセス日：2017 年 9 月 16 日）
- 7) 京都市「公共施設マネジメント」（京都市 HP） <<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/69-29-0-0-0-0-0-0-0.html>>（アクセス日：2017 年 9 月 16 日）
- 8) 盛岡市「公共施設保有の最適化と長寿命化」（盛岡市 HP） <<http://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/machizukuri/shitsuhoju/index.html>>（アクセス日：2017 年 9 月 16 日）
- 9) 海老名市「海老名市公共施設再編（適正化）計画」（海老名市 HP） <<http://www.city.ebina.kanagawa.jp/www/contents/1487738839736/index.html>>（アクセス日：2017 年 9 月 16 日）
- 10) 奈良市「奈良市公共施設等総合管理計画」（奈良市 HP） <<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1424840855031/index.html>>（アクセス日：2017 年 9 月 16 日）
- 11) 春日部市「春日部市公共施設マネジメント」（春日部市 HP） <<http://www.city.kasukabe.lg.jp/shisei/shisaku/kaikaku/management/index.html>>（アクセス日：2017 年 9 月 16 日）
- 12) 明石市「公共施設配置適正化の取り組み」（明石市 HP） <[https://www.city.akashi.lg.jp/zaimu/kenzenka\\_shitsu/shise/kaikaku/shisetsu/index.html](https://www.city.akashi.lg.jp/zaimu/kenzenka_shitsu/shise/kaikaku/shisetsu/index.html)>（アクセス日：2017 年 9 月 16 日）
- 13) 上尾市「施設課」（上尾市 HP） <<https://www.city.ageo.lg.jp/soshiki/s58000/>>（アクセス日：2017 年 9 月 16 日）
- 14) 藤沢市「公共施設再整備について」（藤沢市 HP） <<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kikaku/shise/kekaku/kakushu/plan/index.html>>（アクセス日：2017 年 9 月 16 日）
- 15) 長浜市「公共施設マネジメント」（長浜市 HP） <<http://www.city.nagahama.lg.jp/category/5-10-8-3-0.html.html>>（アクセス日：2017 年 9 月 16 日）



- 16) 守口市「パブリック・コメント」(守口市HP) <<http://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/kikakuzaiseibu/zaisankatsuyoka/pabcome/index.html>> (アクセス日:2017年9月16日)
- 17) 伊丹市「施設マネジメント課」(伊丹市HP) <[http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SOGOSEISAKU/SISETU\\_MANA/index.html](http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SOGOSEISAKU/SISETU_MANA/index.html)> (アクセス日:2017年9月16日)
- 18) 石狩市「石狩市公共施設等総合管理計画」(石狩市HP) <<http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/zaisei/>> (アクセス日:2017年9月16日)
- 19) 小清水町「小清水町まちづくり基本構想(小清水町公共施設等総合管理計画)」(小清水町HP) <<http://www.town.koshimizu.hokkaido.jp/hotnews/detail/00002455.html>> (アクセス日:2017年9月16日)
- 20) かすみがうら市「公共施設の更新問題」(かすみがうら市HP) <<http://www.city.kasumigaura.ibaraki.jp/page/dir002806.html>> (アクセス日:2017年9月16日)
- 21) 高島市「高島市公共施設再編の取り組み」(高島市HP) <<http://www.city.takashima.lg.jp/www/contents/1425534388063/index.html>> (アクセス日:2017年9月16日)
- 22) 福知山市「公共施設マネジメント」(福知山市HP) <<http://www.city.fukuchiyama.kyoto.jp/shisei/government/cat154/cat460/>> (アクセス日:2017年9月16日)
- 23) 浜田市「公共施設に関する計画」(浜田市HP) <<http://www.city.hamada.shimane.jp/www/genre/0000000000000/1456356067840/index.html>> (アクセス日:2017年9月16日)
- 24) 豊後大野市「豊後大野市公共施設等総合管理計画について」(豊後大野市HP) <<http://www.bungo-ohno.jp/docs/2015060100025/>> (アクセス日:2017年9月16日)
- 25) 高橋 秀行・佐藤 徹『新説市民参加〔改訂版〕』公人社、2013年3月、67-93頁。
- 26) 篠藤 明德「市民討議会ー日本の政治文化を拓くー」篠原一『討議デモクラシーの挑戦』岩波書店、2012年、99-115頁。
- 27) 小針 憲一「市民討議会の課題と可能性」『地域開発』574号、2012年7月、34-39頁。
- 28) 盛岡市まちづくり市民討議会実行委員会『盛岡市まちづくり市民討議会実施報告書・市民提言書』盛岡市まちづくり市民討議会実行委員会、2013年、1-38頁。
- 29) 慶應義塾大学 DP 研究会「「藤沢の選択、1日討論」調査報告書」(慶應義塾大学 DP 研究センターHP)、2010年8月<<http://keiodp.sfc.keio.ac.jp/wp-content/uploads/fujisawa2/5-report.pdf>> (アクセス日:2017年9月16日)

## 第6章 個別施設計画の内容及び公共施設マネジメントの特徴

- 6.1 研究の背景と目的
- 6.2 研究の方法
  - 6.2.1 調査対象
  - 6.2.2 調査の方法
  - 6.2.3 分析の方法及び研究の構成
- 6.3 個別施設計画の策定状況
- 6.4 個別施設計画における再編
  - 6.4.1 全体方針
  - 6.4.2 施設分類別（用途別）取組方針
  - 6.4.3 個別施設の取組方針
  - 6.4.4 数値目標の進行管理
  - 6.4.5 考察
- 6.5 個別施設計画における長寿命化
  - 6.5.1 目標使用年数を定め大規模改修等の時期を設定する方法
  - 6.5.2 中長期保全計画を策定する方法
  - 6.5.3 劣化状況に応じて適宜保全計画を策定する方法
  - 6.5.4 考察
- 6.6 個別施設計画における財源確保
  - 6.6.1 施設使用料の見直し
  - 6.6.2 資産の有効活用
  - 6.6.3 維持管理業務の見直し
  - 6.6.4 PPP/PFI の推進
  - 6.6.5 基金の活用
  - 6.6.6 考察
- 6.7 各自治体の公共施設マネジメントの特徴
  - 6.7.1 分析方法
  - 6.7.2 分析結果
  - 6.7.3 公共施設マネジメント手法の類型化
  - 6.7.4 自治体の特徴に応じた公共施設マネジメント手法
- 6.8 まとめ

## 第6章 個別施設計画の内容及び公共施設マネジメントの特徴

### 6.1 研究の背景と目的

総務省が2014年4月に全国の自治体に対して行った総合管理計画の策定要請を受け、2016年度末迄に都道府県及び指定都市の全自治体並びに市区町村の98.1%が計画を策定し終え、今後、個別施設計画の策定が進められる。しかし、更新費用推計や総論となる考え方、数値目標等により策定した総合管理計画と異なり、施設毎の再編や長寿命化の方法などの具体的な記述が必要である個別施設計画は、検討対象範囲が広いほか、合意形成などの難しさがあり、どのように策定すべきかを思案している自治体が多い。

そこで、本研究は、総務省の策定要請から約1年を経過する時点で総合管理計画を策定済であり、2016年度までに個別施設計画を策定するとした自治体を対象に、個別施設計画を把握しその内容を比較考察するとともに、自治体の特徴に応じた公共施設マネジメント手法について考察を行い、今後個別施設計画を策定する自治体の計画策定に資することを目的とする。

なお、既往研究では、第1章に示すとおり、先進的に公共施設マネジメントに取り組む自治体の事例を分析した研究はあるが、総合管理計画に基づく個別施設計画を策定した自治体が、どのように個別施設計画を策定しているかを分析した研究は、管見では見受けられないことから、本研究は既往研究と差異化される。

### 6.2 研究の方法

#### 6.2.1 調査対象

本研究は、2015年4月1日現在で既に総合管理計画を策定済の先進75自治体を対象としたアンケート調査において<sup>1)</sup>、2016年度中に個別施設計画を策定すると回答した25自治体のうち、計画策定を非公開で進めている4自治体及び計画策定に至らなかった2自治体を除く19自治体を研究対象とする。内訳は、指定都市4、中核市2、特例市2、中都市5、小都市6である。

表6-1 対象自治体一覧

指定都市	中核市	特例市	中都市	小都市
さいたま市 川崎市 静岡市 京都市	盛岡市 海老名市	春日部市 明石市	上尾市 藤沢市 長浜市 守口市 伊丹市	石狩市 小清水町 高島市 福知山市 浜田市 豊後大野市

※ 中都市は人口10万人以上特例市未満、小都市は人口10万人未満の自治体を表す。

### 6.2.2 調査の方法

アンケート調査において、公共建築物に係る個別施設計画の策定期を把握するとともに、当該自治体における個別施設計画あるいは個別施設計画（案）を、ホームページや視察等により収集した。

### 6.2.3 分析の方法及び研究の構成

各自治体が作成した個別施設計画（個別施設計画（案）を含む）の内容を分析するに当たっては、施設マネジメントにおいて提唱される供給、品質、財務の3つの管理項目<sup>2)</sup>に対応し、「再編」、「長寿命化」、「財源確保」の3つの視点から取組を可視化し、その特徴について比較考察を行う。

また、後段では、これら3つの個別施設計画の取組に加えて、個別施設計画を策定するに当たっての特徴的な取組である数値目標の設定、施設評価の実施、市民参加の3つの取組を踏まえ、レーダーチャートを用いて多項目分析を行い、各自治体の公共施設マネジメントの特徴について考察する。

## 6.3 個別施設計画の策定状況

アンケート調査等により把握した個別施設計画は、表 6-2 のとおりである。計画名称には、公共施設マネジメントや再編、再配置という表現が用いられているほか、語尾には基本計画、実施計画という表現が用いられている。自治体によっては、個別施設計画として基本計画と実施計画の双方を定める場合があり、基本計画は数十年の長期の場合が多く、実施計画は10年以下の場合が多い。今後さらに追加の個別施設計画を想定している自治体が存在する可能性があるが、現時点で示される本表に示す個別施設計画により比較考察を行う。

表 6-2 個別施設計画一覧<sup>3~26)</sup>

自治体名	個別施設計画名称	策定時期		計画期間			
		策定年	策定月	計画開始年	計画終了年	計画期間(年)	総期間と理の比較
さいたま市	さいたま市公共施設マネジメント計画第1次アクションプラン	26	3	26	32	7	4期中の第1期
川崎市	かわさき資産マネジメントカルテ(資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針)	26	3	26	32	7	同一
静岡市	静岡市アセットマネジメントアクションプラン(第1次AMAP)	29	3	29	34	6	4期中の第1期
京都市	京都市庁舎施設マネジメント計画	29	3	29	38	10	同一
盛岡市	盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化長期計画 盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画 盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化実施計画	26 28 28	12 3 3	28 28 28	47 37 30	20 10 3	概ね同一
海老名市	海老名市公共施設再編(適正化)計画	29	3	29	68	40	65年間中 40年間
春日部市	春日部市公共施設マネジメント基本計画	29	3	29	59	31	3期中の第1期
明石市	明石市公共施設配置適正化実行計画	29	1	27	36	10	4期中の第1期 (目標比)
上尾市	上尾市個別施設管理基本計画 上尾市公共建築物管理実施計画	28 28	3 3	28 28	67 32	40 5	8期中の第1期
藤沢市	藤沢市公共施設再整備プラン(短期プラン) 藤沢市公共施設再整備プラン(長期プラン)	28	3	26 26	28 45	3 20	20年間中 の4年間
長浜市	長浜市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画	29	3	29	36	8	概ね同一
守口市	守口市公共施設等総合管理計画-施設別方針編 守口市公共施設等総合管理計画-計画推進編	28 29	3 3	26 26	35 35	10 10	3期中の第1期
伊丹市	伊丹市公共施設再配置基本計画	28	2	28	42	15	概ね同一
石狩市	石狩市公共施設等総合管理計画実施計画	28	3	27	30	4	20年間中 の4年間
小清水町	小清水町公共施設等総合管理計画~小清水町まちづくり基本構想~	27	3	27	52	26	同一
高島市	高島市公共施設再編計画	29	9	27	36	10	3期中の第1期
福知山市	福知山市公共施設マネジメント実施計画	27	10	27	31	5	10年間中 の5年間
浜田市	浜田市公共施設再配置方針 浜田市第1期公共施設再配置実施計画	28 28	3 3	28 28	67 33	40 6	40年間中 の6年間
豊後大野市	豊後大野市公共施設の見直しに関する指針(第3次 [一部改定])	23 [27]	5 [4]	21	26	6	30年間中 の6年間

※1 京都市は、市有施設を庁舎施設、学校施設、市営住宅に分類している。

※2 高島市は、平成 28 年度に計画案の策定を進めており、計画決定は平成 29 年 9 月となったが、事前に計画案の公表等がなされていたことから調査対象としている。

## 6.4 個別施設計画における再編

本節では、個別施設計画における再編に関する取組状況について考察を行う。表 6-3 は、各自治体における個別施設計画及び総合管理計画等に記載される再編に関する取組方針を整理した表である。再編に関する記述は、大きく全体方針、施設分類別（用途別）取組方針、個別施設の取組方針の 3 つに分類することが可能である。以下、この分類に応じて、各自治体の取組状況について考察する。

### 6.4.1 全体方針

調査対象自治体の全 19 自治体が、施設保有の最適化に関する方針を掲げており、施設の再編等に取り組むこととしている。このうち、今後も当面は人口増加が予想される川崎市を除く 18 自治体（94.7%）において、総量を縮減する旨の全体方針を定めている。

総量を縮減する自治体においては、新規整備の抑制を掲げる自治体が散見される。「新規整備は原則として行わない」という内容を定めている自治体は 6 自治体（31.6%）見受けられた。また、新規施設を整備する際は、それと同等以上の施設を削減することとし、総量規制の範囲の中で行うというルールを定めている自治体や、施設の建替えを行う際は複合施設とする旨の方針を定めている自治体も見受けられた。

既存施設の見直しについては、施設の統廃合を掲げ、重複する機能を有する施設の統合・集約化を行う旨の方針を定めている自治体が散見される。施設評価を実施して、廃止等の施設を定める自治体が 10 自治体（52.6%）見受けられ、過半の自治体が施設評価を実施し廃止等の施設を定めていることが分かる。

なお、施設白書を策定済みの自治体は 16 自治体（84.2%）あり、個別施設計画の策定に当たり、施設情報を開示し取組を進めている自治体が多いことが分かる。

表 6-3 再編に関する取組方針

個別施設計画名称	策定年	策定月	計画開始年	計画終了年	計画期間(年)	総期間と管理の計画	全体方針	施設分類別(用途別)取組方針	個別施設の取組方針	個別施設の再編の実施・検討時期	施設評価	総量縮減方法	施設の白力作成等	市民参加手法
さいたま市公共施設マネジメント計画第1次アクションプラン	26	3	26	32	7	4期中の第1期	◎ 【ハコモノ3原則】 ■新規整備は原則として行わない(総量規制の範囲内で行う) ■施設の更新(建替)は複合施設とする ■施設総量(延床面積)を縮減する(60年間で15%程度の縮減が必要) ■分野別に更新時の縮減目標を明示	◎ ■分野別アクションプランを定める ・個別方針として、更新時の方向性(規模要件(規模を15%縮減等)、複合化の考え方)、配置の考え方(配置レベル(市域・小学校区など)、統合・整理を検討する条件)、主な機能(諸室)の考え方、特記事項を整理 ■目標面積及び目標縮減率を示す ■修繕・改修・更新コスト推計を示す	○ ■工程表 ・「更新等のあり方を検討する施設」の時期(およそ10年毎、37年先送、4期に分類)かつ(第1期は、年度毎に7年先送)を明示。 ・また、第1期(H26～32)に中規模修繕・大規模改修を行う施設を明示。	◎ 第1期(年度指定)	実施しない	A:更新時	作成済	分類1, 2, 3
かわさき資産マネジメントカルテ(資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針)	26	3	26	32	7	同一	△ ■【戦略2】資産保有の最適化 2030年を人口のピークとし、その後想定される人口減少期に向け、資産保有の最適化の考え方等を整理するとともに、着手可能なところから順次取組を進める ■基本的な考え方 ・施設単体の使用価値・市場価値の観点から最適化 ・広域的観点からの最適化	△ ■主な取組(人口減に備え着手可能な所から取組開始) ・公設保育所の民設民営手法等の導入の推進 ・市営住宅の更新時に福祉施設等の整備の推進 ・市区役所新庁舎整備の効率的・効果的な執務室の検討 ・児童生徒数(増加)に対応した教育環境整備の推進 ・施設余剰地の掘り起こしによる有効活用方策検討	× 未定	未定	未定	C:段階的・部分的	作成済	分類2
静岡市アセットマネジメントアクションプラン(第1次AMAP)	29	3	29	34	6	4期中の第1期	◎ ■基本方針(総資産量の適正化(総延床面積を30年間で20%削減、平成34年度の6年で43,660㎡削減) ■「公共建築物施設群別マネジメント方針」を策定し、個別施設の評価及び計画書作成をし、計画のいかつ創意工夫のあるアセットマネジメントに取組む	○ ■公共建築物施設群別マネジメント方針(設置目的及び根拠、建替時の条件等、サービス内容、配置状況・配置方針、マーケット状況を確認し、今後の施設群の方向性(「継続」「複合化」「統合」「民営化」)の明示) ■こども園の配置適正化方針、小・中学校の適正規模・適正配置方針、市営住宅の配置適正化方針等	◎ ■静岡市アセットマネジメントアクションプラン(第1次AMAP)において、廃止する施設を示している	◎ 第1次(年度指定)	実施	B:廃止等定める	作成済	分類1
京都市庁舎施設マネジメント計画	29	3	29	38	10	同一	○ ■現在の保有量を最大値とし、複合化や多機能化、新規整備抑制等により量の最適化を図る。新設から廃止に至るまでのコストの縮減と平準化を進める ■推進方針(「集約化」、「複合化」等)による再編・再整備の実施、施設のあり方検討、市民・民間事業者等との連携、地元との合意形成)	○ ■京都市公共施設マネジメント基本計画(資料編) ・施設用途別に「目的」「整備の経過」「利用・運営状況」「今後の取組」を明示	× 未定	未定	未定	未定	作成済	分類2
盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化長期計画 中期計画 同実施計画	26	12	28	47	20	概ね同一	◎ ■基本方針(量の最適化(新規整備の抑制(新規の施設の設置及び取得は原則行わない)、既存施設の見直し)、サービス、コスト、建物性能の最適化) ■中期計画10年で5.38%、実施計画当初3年で1.19%の面積縮減を予定	○ 【長期計画(20年間)】 ■施設用途別に「現状と課題」及び「取組の方向性」を明示	◎ 【中期計画(10年間)】 ■「廃止」「解体」「民営化」「大規模改修」「修繕」等及び取組時期(3年間毎、10年先送)を明示 【実施計画(3年間)】 ■時期(年度毎、3年先送)事業費(用途分類毎)を明示	○ (3年間毎の期間指定)	実施	B:廃止等定める	作成済	分類1, 2, 3
海老名市公共施設再編(適正化)計画	29	3	29	68	40	65年間で40年間	◎ ■既存施設の統廃合、複合化などにより施設面積の削減に取り組み、長期的にみた施設の保有総量を現状より20%程度抑制します	◎ ■施設分類別に施設と建物の概況を整理するとともに、施設の今後の再編(適正化)に向けた方向性と実行計画を示す	○ ■大規模改修・更新の目安年度(30、65年)を明示。 ■今後の方向性(「基本的な方向性」に実施する内容を示す。「実行計画」として、短期(10年以内)、中長期(20年以内)、超長期(40年前後)に実施する内容を示す	○ (短期10年以内、中長期20年以内、超長期40年程期間指定)	実施しない	C:段階的・部分的	作成済	分類1, 2
春日都市公共施設マネジメント基本計画	29	3	29	39	11	3期中の第1期	◎ ■取組方針(供給に関する方針) ・施設総量の適正化、新規整備の抑制(原則として新たな建築物系施設は建設しない)、機能の複合化等による効率的・効果的な施設配置、施設機能の見直し、民間サービスと重複する施設への対応 ■全体目標(31年間)(コストを年当たり34.1億円縮減する、施設総量を約20%縮減する)	◎ ■施設分類別編 ・個別方針として、配置の考え方(配置レベル(市域・地区など)、建替え時等の方向性(規模要件(規模を20%縮減等)、管理運営の方向性、特記事項、関連する個別計画を整理	○ ■工程表 ・大規模改修や建替え等を検討する時期の目安(およそ10年毎、31年先送)を明示。検討する時期の目安を迎える施設を明示 ■延床面積の推移・縮減率を明記 ■将来コスト縮減額を推計	○ 第1期(10年)のうち前期、中期、後期の期間指定	実施しない	A:更新時	作成済	分類1, 2, 3
明石市公共施設配置適正化実行計画	29	1	27	36	10	4期中の第1期	◎ ■基本方針(施設の新規整備を抑えながら、施設配置を見直し、廃止、複合化、集約化等に取り組む) ■数値目標(施設総量を40年間で30%、20年間で15%、10年間で概ね3%縮減)	○ ■施設の用途別に「取り組み方策」を定め、スケジュール(年度毎:8年先送)を示す	○ ■各施設について維持・廃止・あり方検討・民営化などの「具体的な取り組み内容」及びスケジュール(年度毎:8年先送)を示す	◎ (年度指定)	実施	B:廃止等定める	作成済	分類1, 2, 3
上尾市個別施設管理基本計画 上尾市公共建築物管理実施計画	28	3	28	67	40	8期中の第1期	◎ ■目標設定 ・40年間で経費の35%を削減する ■公共建築物のマネジメント原則 ・施設の複合化や多機能化及び更新の際に必要とされる機能の峻別と補充により総量を縮減し、新規整備は抑制する	○ ■施設類型・用途毎の「個別基本方針」(最適化の図り方についての考え方)を定め、当該方針に沿ったマネジメントの方向性を定める ■各用途毎の行程概要(5年毎、40年先送)を明示	◎ 【基本計画(40年間)】■「検討～判断」「実施」の2段階で原則10年で実施する工程を明示 ■時期(5年毎及び年度毎、40年先送)を明示(目標耐用年数及び構造的耐用年数到来年度を明示) 【実施計画(5年間)】■「更新」「大規模改修」「機能移転」「用途転用」「廃止」等の取組概要を指定 ■時期(年度毎、5年先送)、実施過程(「検討」「企画・調査」「判断」「実施」)を明示	◎ (年度指定)	実施	B:廃止等定める	作成済	分類1, 2, 3

個別施設計画名称	策定年	策定月	計画開始年	計画終了年	計画期間(年)	総期間との比較	全体方針	施設分類別(用途別)取組方針	個別施設取組方針	個別施設再編の実施・検討時期	施設評価	総量削減方法	施設白力作成・手等	市民参加手法
藤沢市公共施設再整備プラン(短期プラン)同(長期プラン)	28	3	26	28	3	20年間中の4年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>再整備の基本的な考え方「公共施設の機能集約・複合化による施設数の削減」を掲げ、施設更新の際は、単一機能での施設の建替えではなく、機能集約・複合化を基本とする</li> <li>機能の必要性について、行政としての役割を終えていないか、民間等の施設で代替できないかなどの検討を行い、機能が不要と判断されたものは、他の機能での有効活用や取り壊しを行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【長期プラン(20年間)】今後20年間の「施設分類毎の再整備に向けた基本方針」を示す</li> <li>また、「施設種類毎の詳細な再整備の考え方」を示し、短期プラン期及び長期プラン期(今後20年間:時期指定なし)に検討が必要な施設を示す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【短期プラン(3年間)】再整備を実施する「実施事業(施設整備を伴うもの)」「実施事業(計画等策定を行うもの)」「検討を行うもの」を定める</li> <li>設計・工事等のスケジュール(年度毎:3年先迄)・事業費を明示</li> <li>事業費(短期プラン)特定財源及び一般財源を示す</li> </ul>	◎ 検討施設選出	実施しない	A:更新時	作成済	分類1, 2, 3
長浜市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画	29	3	29	36	8	概ね同一	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民ニーズに的確に対応した公共サービスを提供するために、将来の人口規模、財政状況に合った公共施設等の再編を進める</li> <li>延床面積を40年間で34%、平成36年度までに6%削減する</li> <li>施設の適正配置の観点から、施設の更新(建替)又は大規模改修(長寿命化)を行う場合はゼロベースで検討し、施設を新設する場合は他の施設の統合を前提として建設する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設類型毎の管理に関する基本方針を定める</li> <li>施設類型毎の延床面積の数値目標及び削減率を設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能と建物の各々の方針を示すとともに、「譲渡」、「見直し」、「解体」、「建替」等の時期(年度毎:8年先迄)を明示</li> </ul>	◎ (年度指定)	実施	B:廃止等定める	作成しない	分類2
守口市公共施設等総合管理計画-施設別方針編同-計画推進編	28	3	26	35	10	3期中の第1期	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等の最適化(総合的な評価のもと、サービス水準を維持しながら、施設保有量の適正化を図る)</li> <li>統合や廃止の推進方針(老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設は、統合や廃止を検討)</li> <li>もりぐち改革ビジョン(平成23年度)に示される見直し・集約化・複合化に沿った32年度予想延床面積と人口ビジョン人口から2.42/㎡を目標値とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設別方針編・類型別施設概要として施設一覧及び配置図を示し、施設別の「現状」と「今後の方針」を明示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画推進編では、「幼稚園・保育所」「小中学校」「地域コミュニティ施設」「老人福祉センター」について、平成32年度頃迄(年度毎:6年頃先迄)を行う予定を示す</li> </ul>	△ (一部年度指定)	未定	C:段階的・部分的	作成しない	分類2
伊丹市公共施設再配置基本計画	28	2	28	42	15	概ね同一	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な考え方「耐震性がない施設については機能移転による事業継続を基本に検討」「大規模修繕や建替えを検討する際には、相乗効果が発現できる機能移転・複合化を基本に検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設分類別の再配置方針「現状・課題・社会動向を踏まえ「取組内容」を定め、実施時期として短期(5年間)・中期(その後10年間)・長期(15年後以降)の各時期への該当を示す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設毎の方針として、「建替え」「機能移転」「計画保全・長寿命化」「あり方検討・有効活用」「民間活力活用」への該当を示す</li> <li>実施時期(短期5年以内、中期15年以内、長期16年以上の3区分への該当)を示す</li> </ul>	○ (短期5年以内、中期15年以内、長期16年以上の期間設定)	実施しない	C:段階的・部分的	作成済	分類1, 2
石狩市公共施設等総合管理計画実施計画	28	3	27	30	4	20年間中の4年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針(20年間で延床面積を20%削減)</li> <li>平成30年度迄に延床面積を13,130㎡(5%)削減</li> <li>最適配置を検討する施設「広域化、統廃合、売却、取壊しを進める施設を明記</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>除却・売却等の時期(年度毎:4年先迄)及び面積を明示</li> </ul>	◎ (年度指定)	実施しない	B:廃止等定める	作成済	なし
小清水町公共施設等総合管理計画～小清水町まちづくり基本構想～	27	3	27	52	26	同一	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の総量抑制(40%を削減目標として設定)</li> <li>総量削減と維持管理コストの削減に向け、「施設新設の抑制(原則として施設の新設を行わない)」「更新時の規模縮小や複合化」「施設の統廃合」に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設分類別の統廃合方針「考え方を示し「廃止すべき施設」「民間等へ譲渡する施設」「維持すべき施設」等に分類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「廃止すべき施設」「民間等へ譲渡する施設」「維持すべき施設」等に分類</li> <li>廃止等については、時期(5年間毎:25年先迄)を明示</li> </ul>	◎ (5年間毎の期間指定)	実施	B:廃止等定める	作成済	なし
高島市公共施設再編計画	29	9	27	36	10	3期中の第1期	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針(①新規整備は原則として行わない、②施設の更新(建替え)は複合施設とする、③施設総量(延床面積)を削減する</li> <li>数値目標(30年間で、施設保有量を50%削減する)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設分類別再編計画を定める</li> <li>施設概要(施設の目的、施設数、延床面積)、再編方針(現状分析、再編方針)を示す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の評価と再編の方向性を示す</li> </ul>	○ (8年間の期間設定)	実施	B:廃止等定める	作成済	分類1, 2
福知山市公共施設マネジメント実施計画	27	10	27	31	5	10年間中の5年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な考え方(ムダの解消、施設重視から機能重視への転換、市民協働による再配置)</li> <li>将来目標(削減目標)</li> <li>実施計画期間(短期5年):約5万㎡削減</li> <li>基本計画期間(中期10年):約10万㎡削減</li> <li>基本方針期間(長期30年):約20万㎡削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能別再配置実施計画(施設の概要、再配置方針)に加え、施設評価状況(評価の観点・評価結果)を示し、実施計画の内容を明示</li> <li>施設機能別に延床面積の削減率(短期5年及び中期10年)を設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画期間(短期5年:平成27～31年度)について、当該施設の「再配置の区分(譲渡、統合、廃止、用途変更等)」を定め、「短期の取組」として実施時期(年度毎:5年先迄)のロードマップを設定するとともに、基本計画期間(中期10年:平成27～36年度)についても、「中期の取組」として基本的な取組方向を示す</li> </ul>	◎ (年度指定)	実施	B:廃止等定める	作成しない	分類1, 2
浜田市公共施設再配置方針 浜田市第1期公共施設再配置実施計画	28 28	3 3	28 28	27 33	6 6	40年間中の6年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設再配置方針</li> <li>施設の建替えは統廃合及び複合化を基本とする</li> <li>新規施設整備は政策判断で必要なものに限る(政策判断で新規施設整備を行う場合は、長期的に新規施設と同等の既存施設を削減し、公共施設総量の増加を抑制する)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設別方針の設定</li> <li>施設の種類別に、施設の必要性を6つの評価軸で判断し、施設別方針(個別)「廃止」「民間移管」「広域化」「複合化」「統廃合」「建替え」等を設定(注:委託業者が作成の公共施設再配置計画(素案)では、施設分類毎の削減面積を明示している)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設再配置実施計画</li> <li>個別施設ごとに耐用年数及び大規模改修年を表示するとともに、「今後の具体的な計画」として、当該施設の取組内容及び目標時期(年度毎:6年先迄)を明示</li> </ul>	◎ (年度指定)	実施	B:廃止等定める	作成済	分類1, 2
豊後大野市公共施設の見直しに関する指針(第3次[一部改定])	23 [27]	5 [4]	21	26	6	30年間中の6年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体目標(新規整備は原則として行わない、施設を更新(建替)する場合は複合施設を検討する。施設総量を削減する(重複機能は、統合・整理を検討)、施設コストの維持管理・運営コストを削減する、ゾーニング手法による見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の見直しに関する指針【個別リスト】において、小分類毎の課題解決に向けた対処方法を明示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の見直しに関する指針【個別リスト】では、個別施設の方針として「機能」と「建物」の方針を示し、実行スケジュール(年度毎:6年先迄)を示すとともに、管理費の削減額を試算</li> </ul>	◎ (年度指定)	実施	B:廃止等定める	作成済	分類2

※ 市民参加手法は、5.3.13項に示すとおり、分類1は「問題意識の周知とともに、総論としての取組の方向性について住民の意向を確認するもの」を、分類2は「行政が主導して取りまとめた個別施設計画案を住民等に問うもの」を、分類3は「住民同士の議論により個別施設の方針を導くもの」を各々示す。



#### 6.4.2 施設分類別（用途別）取組方針

個別施設計画の策定に当たって、施設分類別（用途別）の取組方針を定めている自治体（一部の施設分類（用途）についてのみ取組方針を定める自治体を除く）は、19自治体中17自治体（89.5%）あり、多くの自治体で施設用途別を取組方針を定めていることが分かる。

施設用途別の延床面積の縮減目標を定めている自治体は6自治体（31.6%）あり、これら自治体では、総量縮減に関し実効性の高いマネジメントを行っている。また、施設用途別の取組スケジュールを示している自治体が散見されるほか、少数の自治体では施設用途別の更新コスト推計を示している自治体もある。

次に、多くの自治体が定める施設分類別（用途別）取組方針を比較し、どのように施設の再編を進めているかを考察する。

考察に当たっては、表6-4に示すとおり、施設分類別（用途別）の取組方針を定める18自治体（一部の施設分類（用途）について取組方針を定める自治体を含む）を対象とし、各自治体が保有する施設を16用途に分け、各用途別を取組を整理し比較する。

考察の結果、施設分類別（用途別）の取組方針として、以下の特徴が明らかとなった。

##### (1) 庁舎・支所

- ・庁舎は、庁舎機能を集約化する方向性を掲げる自治体が散見される。
- ・支所等については、庁舎機能の集約化に伴い、廃止や再編の方向性が打ち出される傾向にある。
- ・このほか、庁舎・支所は、施設規模があることから、他施設の機能受入先として活用する自治体も見受けられる。
- ・特徴的な取組として、本庁舎を民間施設に移転する予定を掲げている自治体もある。

##### (2) 小・中学校

- ・小・中学校は、児童生徒数の減少傾向を踏まえた適正規模による配置を掲げ、統廃合等の検討が進められている。
- ・複式学級となる学校の統合の方向性を掲げる自治体が散見されるほか、全学年が単学級となる学校を検討対象とする自治体や、全学年の半数で単学級となる学校を検討対象とする自治体も見受けられる。
- ・また、存続する学校については、余裕教室を活用して周辺施設の機能を複合化し、地域コミュニティの拠点施設としての活用を掲げる自治体が複数見受けられる。
- ・このほか、小中一貫教育の推進と併せて、学校施設の集約を検討している自治体も散見される。

表 6-4 施設分類別（用途別）取組方針

自治体名	庁舎・支	小学校・中学	公営住宅	集公民館施設	競技者施設	文化会館	資料館	図書館	幼稚園	保育所	児童館等	福祉施設者	施設農業者	セクターリソーシング	駐駐車場
さいたま市	核となる施設(又は集約施設)として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。 ・年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合に統合・整理を検討する。	核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。 ・今年、学校規模の状況、児童数減少の動向、適正な通学区の設定、地域への影響等、諸条件を総合的に判断し、近隣の学校との統合・整理を検討する。	老朽化した市営住宅について、計画的な修繕を実施し、長寿命化を図る。また、建替えが必要な住宅については、集約化等を含め敷地の有効活用を検討する。	集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。 ・年間の稼働率が30%を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合に統合・整理を検討する。	核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。 ・年間の稼働率が30%を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合に統合・整理を検討する。	核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。 ・年間の稼働率が30%を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合に統合・整理を検討する。	核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。 ・年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合に統合・整理を検討する。	核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。 ・年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合に統合・整理を検討する。	核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。 ・市レベルの施設として配置し、現状の延床面積とする。 ・一部幼稚園は廃止を予定する。	集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。 ・年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合に統合・整理を検討する。	集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。 ・年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合に統合・整理を検討する。	集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。 ・年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合に統合・整理を検討する。	集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。 ・年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合に統合・整理を検討する。	集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。 ・年間の利用者数が30%を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合に統合・整理を検討する。	民間自転車等駐車を積極的に活用することにより、民間施設の参入を促進させる。
川崎市	・幸区役所新庁舎整備における効率的・効果的な執務室の検討。	・住宅開発等による将来の人口動態を的確に捉え、分離新設や増改築等の計画的な学校整備を推進。	・建替えを行う際に、土地の高度利用や余裕敷地を活用して、福祉施設等の整備を推進。	—	—	—	—	—	・建替えを契機とした民営民営手法の導入。 ・建物の民間譲渡手法による民間活用の導入。	—	—	—	—	—	—
静岡県	・更新時期を迎えた場合、近隣施設の利用・複合化を検討し、資産量の縮減を図る。	・減築により施設総量の縮減に取り組む。 ・原則として地域で利用される他の公共施設の併設を検討するなどして、地域コミュニティの拠点としての再整備を図る。	・総量縮減と資産活用に取り組む。 ・民間物件の活用などサービスの転化を検討する。 ・公平性・利便性を踏まえ市民全体のバランスを考慮し、周辺の他施設との複合化、統合を図る。	・規模の見直しや周辺の他施設(小学校等)との複合化を図る。 ・近接施設との複合化及び規模縮小により総量縮減を図るとともに、民間活用の導入をすすめる。 ・既に民間事業者が提供しているサービスと重複する事業がある場合は、民間への移行を検討する。	・民間等を含めた市内類似施設の配置状況等を勘案し、市全体として、民間活用の導入をすすめる。 ・広域的観点からの役割分担を推進する。	・サービスクラスの必要性を検討し、統廃合を図る。 ・利用が極端に少ない施設は、統廃合の検討もしくはインバウンド拡大を推進する。 ・民営化可能な業務は、積極的に民営化を図る。	・コストがかかっていた施設については、施設運営の改善を図る。 ・近隣施設との複合化を検討する。	・平成27年4月に原則全ての幼稚園、保育所を認定こども園に移行済みであり、地域の教育、保育の需給状況、民間施設の整備状況、市立園の更新の必要性を踏まえ、市立こども園の配置適正化を図る。	・利用者が著しく減少している施設については、統廃合、または近隣の他の施設との複合化を図りながら総量縮減を図る。	・老人福祉センター、世代間交流センター及び老人憩いの家の13施設は同様の機能を有しているため、これらを一つの施設群と捉え、配置状況や利用実態を踏まえた上、統廃合、複合化を図る。	・施設設置目的や利用実態を踏まえた上、原則民営化への移行等を図る。	・市内民間施設や類似施設との役割分担を明らかにし、統廃合を図る。 ・既に民間で実施しているサービスについては、民間事業者と連携した施設配置を行う。	—	・サービスクラスの必要性を検討し、統廃合及び縮小による総量縮減を図る。 ・官民の役割分担を明らかにし、民間事業者と連携した施設配置を行う。	
京都市	・本庁舎の再整備を推進する。 ・一部出張所は廃止し、証明書発行コーナーとして開所する。	・長寿命化や防災機能の向上、児童生徒数に即した適切な増改築等の整備を計画的に推進する。	・建替えは最小限に抑えつつ、既存住棟の適切な維持管理と改善を進める。 ・老朽化した住棟の改善及び用途変更等を含めた団地再生事業を推進する。	—	・計画的な改修や運動公園の再整備・防災機能強化を推進する。	・再整備を推進する。	・美術館の再整備を推進する。 ・動物園の段階的な再整備・財源確保の取組を推進する。	・複合化された図書館が多いため、入居建物の維持修繕等に数に即した整備を計画的に推進する。	・長寿命化や防災機能の向上、児童生徒数に即した適切な増改築等の整備を計画的に推進する。	・一部の保育所について、モデル的に幼児連携型認定こども園への移行を進める。	・児童館・学童保育所は、小学校の余裕教室の活用等による新たな学童クラブの実施場所の確保を図る。	・今後の高齢者の生きがいづくりや介護予防等に資する施設のあり方等を検討する。	・適切な維持管理・修繕を実施する。	・建替整備の推進、延命策のあり方を検討する。	—
盛岡市	・長寿命化を図る大規模改修が必要な経費を要する前に、庁舎を段階的に集約します。 ・支所・出張所と公共施設等の再編や民間施設の活用等も視野に入れながら検討します。	・小学校は児童センター機能との複合化を図ります。 ・中学校は、地域コミュニティなどの施設や小学校との複合化・多目的化を検討します。 ・複式学級や適正学級規模未達である学校について、適正配置を検討します。	・民間住宅との役割分担も含めて市営住宅の必要戸数を検討し、市営住宅の保有量の最適化を図ります。	・各コミュニティ地区内にある施設状況も考慮し、配置のバランスを検討します。 ・民営化や統合を進め、特定の団体等が使用する施設は、団体等への譲渡又は廃止を検討します。	・県、民間の施設設置状況も考慮し、配置のバランスを活かし、市民ニーズに応じたサービスの提供や広域連携を図ります。	・保有数が多く、重複した機能も有している施設もあることから、集約を図ります。	・県や周辺自治体と連携した適正な配置を検討します。	・民間幼稚園の活用等により幼稚園の適正配置について検討を進めます。	・民間活用(拡大)による需給調整 ・学校や民間も含む地域における拠点施設への集約・複合化を図ることを検討する。	・現状のサービスは民間施設により代替することで廃止する。	・必要とされるサービスの提供を継続する。	・整備・運営について、受益者の関与を拡大する方策を検討する。	・リサイクル事業の民間活用による継続とそとのための施設を検討する。リサイクルプラザは廃止し、建物施設は機能拡充に活用する。	・民間ノハウを活用し、低コストな運営かつ利用増進を図る経営改善を検討していきます。	
海老名市	現状サービスは提供方法を検討し維持することで廃止する。	・長期的な観点で統廃合や多機能化を推進し、40年後には小学校8校(現12校)、中学校4校(現6校)の12校規模とすることを検討し、適正規模で配置する。	・家賃補助等の関連する施設も考慮し、住宅供給計画の見直しを行う。 ・借上型住宅の取扱については、それぞれの住宅の契約満了までに継続・廃止について検討し、検討結果を踏まえて適宜対応する。	・他の公共施設との多機能化や集約化について廃止も含めて施設面積の20%程度の削減を検討し、適正規模で配置する。	・体育館等は類似施設との機能再編を検討し、運動公園屋内プールは民間施設の状況も考慮し、更新しない方向で検討する。	・周辺の自治体との連携による広域化も含め、施設のあり方を検討する。 ・民間活用(拡大)の取組について検討する。	・転用や賃貸による管理・収蔵機能を維持し、文化財収蔵庫は廃止する。 ・収蔵品の展示は、文化会館や民間商業施設等の集客しやすい場所で行うことを検討する。	・多機能化について検討し、有馬図書館のサービス充実を図る。	—	・民間活用(拡大)による需給調整 ・学校や民間も含む地域における拠点施設への集約・複合化を図ることを検討する。	・現状のサービスは民間施設により代替することで廃止する。	・必要とされるサービスの提供を継続する。	・整備・運営について、受益者の関与を拡大する方策を検討する。	・リサイクル事業の民間活用による継続とそとのための施設を検討する。リサイクルプラザは廃止し、建物施設は機能拡充に活用する。	・さがみ野駅前交番が設置された場合には、安全安心ステーションを海老名駅西口プラザに移転する方向で検討する。
春日部市	・分散している庁舎機能を集約した上で、コンパクト化を図る。 ・新庁舎は、災害時の拠点として整備する。 ・事業手法や工法の選定により、コスト削減を図る。 ・全体方針のとおり、面積20%縮減を図り、複合化を検討する。	・児童生徒数の動向等を踏まえ、必要面積を精査する。 ・小規模校や近い将来小規模校が見込まれる学校は、統合や施設一体型の中小一貫教育の可能性を検討する。 ・「地域コミュニティの拠点」として複合化等を検討する。	・「市営住宅長寿命化計画」に基づき、長寿命化対象の5団地は、全体方針のとおり、面積20%縮減を図るとともに、管理代行制度の導入を検討する。 ・その他の団地は、借上型市営住宅制度に移行することと順次廃止する。	・統合を検討する。 ・複合化などにより、施設の効果的な活用を検討する。 ・PFIや指定管理者制度等の公民連携手法の活用を検討する。 ・地域への施設譲渡や、地元による管理運営への移行を検討する。	・今後の利用状況や運営状況などを踏まえ、統合や集約化を検討する。 ・複合化を検討する。 ・PFIや指定管理者制度等の公民連携手法の活用を検討する。 ・無料施設は、受益者負担の観点から有料化を検討する。	・全体方針のとおり、面積20%縮減を図り、複合化を検討する。 ・PFIや指定管理者制度等の公民連携手法の活用を検討する。	・全体方針のとおり、面積20%縮減を図り、複合化を検討する。 ・今後必要となる収蔵スペース等については、廃止施設の有効活用等により確保する。	・全体方針のとおり、面積20%縮減を図り、複合化を検討する。 ・PFI等の公民連携手法の活用を検討する。	・全体方針のとおり、面積20%縮減を図り、複合化を検討する。 ・公立保育所から私立保育所・私立認定こども園への移行を進める。 ・公立保育所として継続する場合には、複合化を検討する。	・全体方針のとおり、面積20%縮減を図り、複合化を検討する。 ・浴場の廃止を検討する。	・全体方針のとおり、面積20%縮減を図り、複合化を検討する。 ・道の駅は、譲渡を検討し、建替えの場合は面積20%縮減を図り、複合化を検討する。 ・PFIや指定管理者制度等の公民連携手法の活用を検討する。	・道の駅は、譲渡を検討し、建替えの場合は面積20%縮減を図り、複合化を検討する。 ・商工振興センターの建物は廃止し、機能はあり方を検討する。 ・勤労者会館は統合を検討する。	・全体方針のとおり、面積縮減20%を図る。 ・利用台数に応じて縮小・廃止を検討するとともに、集約化を検討する。		

自治体名	所庁舎・支	校小・中学	公営住宅	集公民施設	体育館	文化会館	資料館	図書館	幼稚園	保育所	児童館	社高施設者	福祉施設	施設業者	セクター	リサイク	リサイク	駐駐車場	
明石市	・本庁舎は、施設の老朽化、防災の観点からの課題等を踏まえ、建替えについて検討を進める。 ・市民センターが担う役割について、改めて検討する。 ・サービスコーナーは、利用状況を見極めながら、廃止を含め施設のあり方を検討する。	・小学校は「小規模校(11学級以下)」は、9学級以下の場合及び10～11学級で地域住民、保護者等の要望がある場合、学校規模の適正化に向けた対策を講じる。 ・現時点で全学年の半数で単学年の小学校は、早期に検討を進める。 ・小中一貫教育の推進のなかで、施設のあり方を検討する。	・人口推移や県営・民間賃貸住宅の状況、各施設の下老朽化や耐震性、バリアフリーの状況等を考慮して、概ね昭和57年以前に建設された住宅は、中長期的に集約化を進める一方、継続利用する住宅については計画的な修繕等により長寿命化を図る。	・小学校が統合される場合は、コミセンは統合することを中心とするが、協働のまちづくりの活動の場合は、近隣概ね昭和57年以前に建設された住宅は、中長期的に集約化を進める一方、継続利用する住宅については計画的な修繕等により長寿命化を図る。	—	・今後の芸術・文化活動の場としての役割を整理し、建築時期や設置場所、施設規模を検討する。	・館外(学校やコミセン等)での取藏品等の展示、イベントの実施等の活動(アウトリーチ)を進める。	・ホールと図書館の複合施設であることの強みを活かした新たなイベントや小中学校の利用促進等を行う。	・幼稚園は、保護者の就労状況に合わせた新たなイベントや小中学校の利用促進等を行う。	・保育所は、公と民間との役割分担の観点から、一部の保育所について民間化する。	—	・高齢者の介護予防や健康増進を全体的に推進するためコミセン等で事業を実施し、実施にあわせて、現施設は、他目的へ転用等を進める。	—	・引き続き、様々な目的での活用を推進するが、利用状況を見ながら、転用についても検討する。	—	—	—	・民間化を検討する。	
上尾市	・長寿命化を図りつつ、施設の有効活用や他の施設を含めた配置などにより集約化を図り、規模の縮小を図ります。 ・支所・出張所は、複合化や多機能化または民間施設の利用などにより適正な配置や維持管理を図ります。	・学校は、余裕教室や転用可能教室を他の用途へ転用するなど、学校用途に限らない広い視点での有効活用を図ります。 ・児童・生徒数が減少している学校については、通学区域の見直しや財産処分を経て、他の用途への転用、譲渡や統合も含めて規模の最適化を進めます。	・再開発住宅及びコミュニティ住宅は、設置目的を考慮し、機能維持を目的とした修繕を実施し、更新は行わないものとする。	・集会場は、複合化や多機能化、統合なども考慮して配置の最適化を図ります。 ・公民館・集会所は、地域性や高齢化などによる需要の変化を見極めながら、規模や配置の最適化を図ります。	・利用状況など需要の変化を考慮し、施設ごとに設置目的、必要性を見極め、施設の総量を調整します。	・文化センターはリニューアル及び延命化による。更新は複合化を行う(PPFを前提)。	・文化財収蔵庫は、施設の有効活用により移転統合を進めます。	・図書館の更新に当たっては、図書館分館及び公民館図書室を含め、今後の利用動向や電子図書館サービスへの対応なども考慮して、規模の最適化を図ります。	・幼稚園は、需要を見極めながら、機能の維持に必要な修繕を実施します。	・今後子ども・子育て支援新制度の事業推進や少子化などの社会動向により必要の減少が予測されるため、公・私立認可保育所の計画的な定員管理を図りつつ、必要な施設の更新や統合を図ります。	・公設の児童館は、一つの小学校区につき1施設を原則とします。設置する場合は、既存施設の活用を優先的に検討します。	・更新に当たっては、機能の必要性を見極め、民間を含めた他の施設との統合や多機能化など維持管理手法を見直します。 ・運営方法の精査により効率的な維持管理を図ります。	・運営方法の精査により効率的な維持管理を図ります。	—	—	—	—	計画的な修繕・改修による長寿命化やPPF手法を検討し、経費削減と効率性に最も効果のある更新計画を策定、実施します。	更新に当たっては、民間活用などにより、更新や維持管理に係る経費の削減を図ります。
藤沢市	・それぞれの庁舎機能の特性を踏まえた上で、他の施設との複合化等の再整備を検討していきます。	・児童生徒数の推移等や学校施設の状況等を総合的に判断した上で、学校の統合やこれに伴う通学区域の変更について検討します。 ・児童の居場所づくりとなる施設や学校教育との関連性の高い公共施設との複合化を検討します。	・現在の管理戸数を維持するとともに、耐用年数を経過し、老朽化が著しく用途廃止を検討する直接建設型市営住宅については、これに代わる住宅として複合型市営住宅を整備することを基本とします。	・現有機能の統合や、拠点施設への集約等については、市民サービス提供が行われる様な環境の変化を捉えながら検討を進めます。	・再整備に伴う施設跡地など公有地等での有効活用並びに既存施設のあり方についても検討します。	・社会状況に応じた機能の維持、修繕・改修等による長寿命化を図っていく。	—	・原則として、図書館単独での建て替えは行わないため、他の公共施設との機能集約・複合化を検討します。	—	・原則として、他の子育て関連施設との複合化により再整備を行うことと検討するとともに、長期的な視点で運営形態の見直しを含めた検討を行う。	・他の公共施設との複合化によって、異世代間の交流も可能となるため、原則、単独の建て替えは行わず、他の公共施設との複合化を基本とします。	・時代や高齢者のニーズの変化、施設の利用形態などの変化を踏まえ、施設の機能や活用方法について検討していきます。	・他の公共施設との機能集約・複合化を検討しながら、他の機能との複合化を検討しながら、安全確保の確保の観点と民間施設との役割分担を考慮し、施設運営のあり方を検討します。	・必要機能な施設ごとにその都度検証し、他の機能との複合化を検討しながら、安全確保の確保の観点と民間施設との役割分担を考慮し、施設運営のあり方を検討します。	・現行施設の建て替えを含め幅広い整備手法について検討します。	—	—	・個々の施設状況を見極めながら、今後の再整備の中で、機能集約・複合化について検討を行います。	
長浜市	・比較的新しい支所庁舎については、他の公共施設や公共機関等の移転先・統合先として位置づけ、本来業務の支障のない範囲で施設の複合化を進めます。 ・移転後の旧支所庁舎については、可及的速やかに除却します。	・複式学級となった学校や、現時点から先5年内に複式学級になると見込まれる場合は統合を含めた学校再編を検討します。 ・小中一貫教育校の設置を検討し、地域の特色を生かした魅力ある学校づくりを進めます。	・市民活動及び生涯学習活動の拠点となるまちづくりセンターへ移行します。	・公民館18館については、市民活動及び生涯学習活動の拠点となるまちづくりセンターへ移行します。	・老朽化の著しい施設等は、統合や用途変更を含めて検討し、整理していきます。 ・地元や特定団体が主たる利用者である施設は、サポーター制度を活用し地元による管理運営に移行していきます。	・長浜文化芸術会館は、老朽化の進む長浜市民体育館の整備とともに複合型も含め整備を検討します。 ・また、用途の見直しを行い、再編を検討します。	・地域に密着した施設は、指定管理者制度の導入を含め、高月図書館を他の拠点館、他の図書館をサテライト館として位置づけ、中央・拠点・ネットワークにより一体的なサービスを提供します。	・中央図書館を新設し、長浜市民体育館を廃止するとともに、高月図書館を他の拠点館、他の図書館をサテライト館として位置づけ、中央・拠点・ネットワークにより一体的なサービスを提供します。	・認定こども園の普及を図ります。 ・民間保育所の誘致を行い、特種児童の解消を図るとともに、公立保育所については、適正配置を進めます。	・民間の子育て支援センターの配置やバスを確保しつつ、民間力を導入して施設の管理運営を行います。	・民間で同種のサービスが提供されており、行政が担う施設サービスの範囲を見極めつつ、今後のあり方を検討します。 ・高齢者福祉センターは、施設の機能転移や用途変更を含めた整理統合を検討します。	・施設利用に必要ない施設については、廃止します。 ・民間化が可能ない施設については、譲渡・貸付等の手法により、民間化を進めます。	—	—	—	—	—	・施設の有料化について検討し、有効な場合は料金を行います。	
守口市	・本庁舎は、新庁舎(旧三洋電機守口第1ビル)への移転を予定しています。	・児童生徒の減少に対応するため、小規模校の規模適正化を図る統合を行ないます。 ・老朽化等教育環境の整備を図る統合を行ないます。	・市営住宅ストックの状況に合わせた効率的・効果的な団地ごとの活用方針(維持管理・建替え、用途廃止)を設定します。	・集会所施設は、町会等の管理の下、ご利用いただくとともに、老朽化の状況把握に努めるなど、市有財産としてのあり方を検討します。 ・公民館は、地区コミュニティセンターとして運営します。	・中・長期的な展望を持つ建設も視野に入れたリニューアル計画を策定していきます。 ・市民体育館は、中・長期的な展望を持ち、建替えも視野に入れたリニューアル計画を策定していきます。	・中・長期的な展望を持つ建設も視野に入れたリニューアル計画を策定していきます。 ・教育文化会館は、中央コミュニティセンターとして運営します。	—	—	・市立保育所1園を保育所型認定こども園に、平成29年4月に市立保育所1園を幼児保育型認定こども園に移行します。また、認定こども園1園開設するとともに、その他の市立幼稚園及び市立保育所は、廃止又は民間移管を行い、3ヶ所の市立認定こども園に集約します。なお、認定こども園は、市立小学校と一体的な環境を保つよう努め、新築により整備します。	・子育て支援センター施設として機能の充実を図ります。	・予防保健型の維持管理・修繕等により、ライフサイクルコストの縮減や長寿命化に努めます。 ・施設を長期にわたり利用できるような計画的な修繕を行うとともに、実質を有する施設について稼働率に余裕がある場合などは、設置目的以外の貸出しなど、柔軟な運用を図ります。	・予防保健型の維持管理・修繕等により、ライフサイクルコストの縮減や長寿命化に努めます。 ・施設を長期にわたり利用できるような計画的な修繕を行うとともに、実質を有する施設について稼働率に余裕がある場合などは、設置目的以外の貸出しなど、柔軟な運用を図ります。	・将来的に建て替え及び広域処理等の視野入れ、効率的・効果的な廃棄物処理の研究を行うなど、近隣自治体との連携の強化に努めます。	—	—	—	—		
伊丹市	・本庁舎は、耐震性および老朽化の状況を鑑み、中期的な視点で建替えについて検討します。 ・支所・分室は、マイナビ制度導入後のコンビニ交付開始により、今後の需要動向を踏まえ、施設の必要性、設置数も含めたあり方について検討します。	・学校が地域の中核施設となるよう、老朽化した地域の集会所施設を余裕教室に移転集約し、地域活動、世代間交流の拠点施設としての整備について検討します。	・建替えは行わず、鉄筋コンクリート造建築物の一般的な寿命と言われる築60年やめどに維持保全・用途廃止の方針を定め、民間活用を活用した市営住宅の供給に取り組みます。	・余裕教室の活用や、複数施設単位での機能集約・複合化など、施設のあり方について、地域組織の参画と協働のもと検討を行います。 ・施設の利用目的や時間、施設を有効活用した自主財源確保など、公共施設の活用を阻害していることも鑑み、地域の自由な発想に基づき施設の活用を阻害していることも鑑み、地域の希望等に応じて、地域組織への施設の譲渡あるいは売却を検討します。	・大規模な修繕および建替えが必要となる時期においては、今後の市全体のスポーツ振興にかかわる将来ビジョンを踏まえ、利用状況、コストの状況を踏まえ、施設の今後のあり方について検討します。	・文化事業の効率化を計り、生じる余剰空間を、ニーズ等の高い他の機能や行政サービスの展開に活用する。また、都市の魅力創出につながる機能配置について検討します。 ・他の施設分類も含めた事業間連携や民間活力の活用など、都市の魅力創出や活性化に繋がる有効活用を検討します。	・事業展開の容易性、利用者の利便性の向上、他の施設分類も含めた事業間連携等を考慮した上で、都市の魅力創出につながる機能配置について検討します。 ・大規模修繕や建替え時期を迎える際には、施設の維持、移転、継続等の必要性を検討します。	・図書館本館は、より利用しやすい環境を整備することで利用率向上を図ります。 ・分館・分室は、計画的な維持・保全を行います。	・施設の適正配置・利活用を検討します。	・保育所・認定こども園は、短期的に増大する保育ニーズに対応しつつ、中長期的に見込まれるニーズの減少に備え、私立保育所の定員も含めた施設のあり方について検討を行います。	・利用者の利便性、事業展開の容易性、他機能との相乗効果等を考慮し、他の公共施設等への機能転移を検討し、事業の発展・継続を図ります。	・超高齢社会を迎え、ニーズの増大が予想される高齢者福祉サービスに対応するため、既存施設の長寿命化、近隣施設との活用などニーズ量に対する供給量を検討します。	・施設を長期にわたり利用できるような計画的な修繕を行うとともに、実質を有する施設について稼働率に余裕がある場合などは、設置目的以外の貸出しなど、柔軟な運用を図ります。	・同じく施設を運営する観点から、開館日や開館時間等についても見直しを図ります。	—	—	—	・市民サービスや収益の向上につながるよう、民間活力を活用した施設運営を行います。	

自治体名	所庁舎・支	校小・中学	公営住宅	集公民施設	観体技育場	文化会館	資博物館	図書館	幼稚園	保育所	児童館等	社高施設者福	福祉施設者	設動施農勞者施振興	セクターリターン	サイレント	駐駐車場	
石狩市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小清水町	・車庫・書庫・倉庫など点在する施設の廃止を進めるとともに、止別出張所は施設への機能移転等を検討し施設廃止を進める。	・小学校・中学校の各一校体制を維持するなかで、老朽化している小規模な建築物については廃止や簡易化することで効率化を図る。	・人口減少傾向が進むなか、居住地域のコンパクト化を進めるために、郊外部の公営住宅を廃止し、中心部への居住移転を促す。	・地区の中核的役割を担う施設へ集約配置を進める。 ・中央公民館については、役場庁舎との複合化により、効率的な施設利用を図る。	・利用が少ない施設や老朽化が進んでいる施設について、近隣施設での機能代替等を図りながら施設の廃止を進める。	—	・施設の老朽化が進む石倉倉庫は廃止し、現資料館として使用している旧旭野小学校は改築時に調整しながら施設は維持していく。	—	—	・利用の少ない施設の廃止を進め、維持施設についても改築時の減築により施設規模の縮小を図る。	—	・指定管理としている高齢者生活福祉センターについては、民間等へ委譲する。	—	・道の駅は町の観光と市民活動の拠点として維持する。 ・現在無償貸付している農業資材保管施設は民間へ譲渡する。	・既に使用されていない旧施設の廃止を進める。	—	—	
高島市	・市庁舎は、3か所に分散している本庁機能を統合し行政サービスの向上に努めます。 ・支所は、余剰スペースは他の公共施設の機能を転移して地域の拠点施設として複合化することや、建替えを実施する際には規模の適正化を図ります。	・複式学級が生じる学校の教育環境を改善するために学校規模の適正化を図ります。 ・余剰教室は、周辺施設からの機能移転による複合化等を検討し、地域の拠点施設として有効活用を図ります。	・入居率の動向や人口減少、民間の住宅供給量などを考慮し真に必要な戸数とします。	・地域集会所は、地元合意の下で施設を譲渡していきます。 ・公民館やコミュニティセンターは、老朽化し稼働率が著しく低い施設は周辺施設への機能移転による複合化や、類似施設の集約化を図ります。	・類似施設が複数設置されている施設は、老朽化が著しい場合や民間事業者が著しく低い施設は周辺施設への機能移転による複合化や、類似施設の集約化を図ります。	・文化ホールについては、規模の適正化を図ります。	・恒久的で安全な保管に努めるとともに、利用状況や施設機能を検証し、展示物等の魅力を創出する観点から、他パランスを考慮して図ります。	・単独施設が3館と公民館との複合施設が3室あることから、今後の需要を踏まえた適正な規模とします。また、利用者満足の上を図るため、中核館への集約化を図ります。	・公立保育園・幼稚園・認定こども園は、私立園との役割や棲み分けを明確にするのと、地域パランスも考慮して適正規模・適正配置を図ります。	・幼児児童施設は、対象児童数の推移に応じた施設規模や施設配置を図ります。	・民間で類似のサービスが提供されていることから、民間への譲渡を進めます。	・民間で類似のサービスが提供されていることから、民間への譲渡を進めます。	・産業系施設は、老朽化が著しい場合は利用状況や地域全体のパランス、代替機能の可能性などを勘案した施設配置を行います。	・安全性の確保と将来需要を想定し、適切な施設あり方を検討するとともにより効率的な運営を図ります。	・市民のニーズを踏まえた適切な配置と効率的な運営を図ります。	—	—	—
福知山市	・小規模公用施設は、積極的な整理・統合を検討し、点在する施設を大規模施設へ集約し、不用施設を撤出することや資産価値の低い施設への集約などにより、不用施設の売却処分を進める。	・複式学級の学校を対象に適正規模・適正配置を進める。 ・更新にあたっては、地域ニーズに的確に対応した施設の複合化を進める。 ・統合により学校の機能の低下した施設は、廃止を基本とし、跡地の利活用は、民間施設として貸付・売却を原則とした活用方法を地域と共に検討する。	・公営住宅整備計画により、用途廃止や統合建替える住宅は、住替え等を促進し、早期に集約化を進める。 ・建替対象としている住宅も、人口減少や民間の住宅供給量を勘案し、最低限の更新に留める。	・地域パランスを是正し、多機能化を推進するため、地域公民館(コモセン)以外の公設集会所施設は、地域合意のもとで、地域に施設を譲渡するとともに、隣接する地域が開放型自治会館として利用できるよう、維持・更新等に補助制度を設け、地域が地域の施設として管理運営を行えるよう支援する。	・民間施設として譲渡できる施設は譲渡し、利用需要増の見込みのない施設は延命改修をせず維持管理できなくなる時期を境として廃止する。 ・利用需要の高い市民体育館は延命化を図り存続させる。	・他用途施設の機能を集約することにより、当該施設の付加価値を高めることで日常的な利用拡大を目指すとともに、効率的な管理体制による施設運営を進める。	・存置することを原則とするが、施設機能の集約化・多機能化を進める。 ・保管資料の選択を行い、収蔵スペースの適正化を図る。 ・民間事業者へ譲渡と廃止を検討する。	・市立学校施設(学校図書館)の更新開放型機能充実による集約化を検討する。	・市立幼稚園再整備計画にあつて、地域の実情に合わせた統廃合や施設再整備を進める。	・近隣公共施設との複合化や統合を検討し、施設の再整備を進めるとともに、施設の更新にあたっては規模の適正化に留意し、総量削減に努める。	・地域に施設を譲渡するとともに、複数の地域が開放型自治会館として利用できるよう、維持・更新等に補助制度を設け、地域が地域の施設として管理運営を行えるよう支援する。	・事業継続に係る課題を整理し、施設の維持・更新等にかかる補助制度等を検討したうえで、民間事業者への譲渡を進めるとともに、民間事業者への譲渡を進める。	・事業継続に係る課題を整理し、施設の維持・更新等にかかる補助制度等を検討したうえで、民間事業者への譲渡を進めるとともに、民間事業者への譲渡を進める。	—	—	—	—	
浜田市	・庁舎は統合を基本としますが、行政事務に必要なスペースを優先的に確保する。また、他施設との複合化も検討します。 ・支所庁舎は、空きスペースを、他施設の統廃合・複合化のスペースとして積極的に活用します。	・複式学級が発生した時点で、学校の統廃合を検討します。 ・学校施設の空きスペースは、地区のコミュニティの核として他施設との複合化スペースとして活用を図ります。	・公営住宅等長寿命化計画において、廃止が決定しているが将来的に廃止予定ものは廃止とします。 ・民間の賃貸住宅を活用し、借上げ公営住宅や家賃補助等により、民間移管を進めます。	・地区施設は、耐用年数経過後は公民館へ機能移転し、集会所(ハコ)は廃止します。地元理解を得た施設は市民移管(無償譲渡)を検討します。 ・社会教育法上の公民館を残し、集会所機能を耐用年数経過後、公民館等に機能移転(廃止)します。 ・学校等の空きスペースを活用し複合化を進めます。	・市町村合併前に整備された類似施設が多くあり、異施設との機能重複も見られるため、必要最低限の施設を残し、統廃合を進めます。	・当面は、予防保全に努めながら、施設の長寿命化を図り、建設時には、他の施設との複合化を検討します。	・全市施設として位置づけられていることから、必要最低限の施設を残し統廃合を進めます。ただし、他施設との複合化を妨げない。 ・他の図書館は、統廃合・複合化を検討します。	・中央図書館は全市施設として、必要最低限の施設を残し統廃合を進めます。ただし、他施設との複合化を妨げない。 ・他の図書館は、統廃合・複合化を検討します。	・民間によるサービス提供が可能であると考えられます。 ・児童クラブ等は、小学校等の空きスペースを活用するなど、施設の統廃合・複合化を進めます。	・私立の保育所やこども園が立地しており、民間によるサービス提供が可能であると考えられます。	・2児童館は閉館としているため、廃止します。 ・児童クラブ等は、小学校等の空きスペースを活用するなど、施設の統廃合・複合化を進めます。	・市内では同様のサービスを提供する民間施設があることから、利用者の状況等を見極めながら、民間移管を進めます。	・自治会や団体等が運営する施設は、市民移管とします。 ・指定管理委託料を支払っていない指定管理者は民間導入施設は民間への譲渡を検討します。	・ごみ処理センターは廃止。一般廃棄物最終処分場は廃止予定。 ・他の施設は、統廃合は難しく、建替えの際は単独建替えとします。	—	—	—	
豊後大野市	・本格的な本庁方式に移行しても、支所施設は維持し給食支所方式にかかわる仕組みのもとで活用。 ・ただし、老朽化が進む施設については代替施設を確保する。 ・周辺施設の機能の集約化を促進する。	・小学校は、答申(クラスの人数20人程度と最低でも10人程度が望ましい。複式学級が望ましい。)に基づき将来の児童数を勘案しながら方向性を検討する。 ・中学校は、答申(各町1校が望ましい。統廃合にあたっては一学年複式学級が望ましい。)に基づき将来の生徒数を勘案しながら方向性を検討する。	・公民館は、各町に1つの公民館を確保する。 ・全市のパランスから、市として地区館(公民館分館)施設は保有しない。準備が整った段階で、全ての地区館を廃止(譲渡)する。	・公民館は、各町に1つの公民館を確保する。 ・全市のパランスから、市として地区館(公民館分館)施設は保有しない。準備が整った段階で、全ての地区館を廃止(譲渡)する。	・施設は残し機能の多機能化を進める。 ・入場者増加が見込めない施設は閉鎖。 ・地元元のシンボリック施設は地元譲渡。 ・展示及び収蔵スペース・収蔵方法は、他の公民館施設との空きスペースを含めた本格的な見直しを図る。	・移動図書館の機能について充実を図る。 ・総合図書館については、現在休園になっており将来園児の確保できない施設は閉鎖する。	・本格的な見直しが必要である。 ・民営化を含めた本格的な見直しについて検討する。 ・1園公立、4園民営化。	・機能については維持。 ・施設が狭小もしくはは移転の必要がある施設については他に移転。 ・利用が特定の者に限られるものについては譲渡。 ・受益者負担の原則により、管理運営に係る経費は、他の自治公民館との均衡を図る。 ・大野老人福祉センターは無償譲渡。	・特定地域、団体が実質的に利用している施設については、譲渡。	・広域的なごみ処理を実施するため県及び周辺団体と継続的な協議を進める。	—	—	—	—	—	—		

※ 浜田市は公共施設再配置計画(素案)(業務委託により民間事業者が作成した素案)の内容を示している。

### (3) 公営住宅

- ・公営住宅は、人口減少や民間住宅の供給量を踏まえて管理戸数を見直し、老朽化する住宅を集約しながら総量縮減に取り組む傾向にある。集約の際は、土地の高度利用や敷地の有効活用を検討している。
- ・また、自治体が直接建設する住宅に替わり、既存民間住宅ストックの活用により建設費等の多額の初期投資を必要としない効率的な公営住宅の供給が可能となる「借上型公営住宅制度」を検討している自治体が複数見受けられた。
- ・少数ではあるが、家賃補助の活用による民間賃貸住宅の活用を掲げる自治体もある。
- ・このほか、特徴的な取組として、居住地域のコンパクト化を掲げ、郊外部の公営住宅を廃止し、中心部への居住移転を促している自治体もあった。

### (4) 公民館・集会施設

- ・集会施設は、地域バランスを考慮しながら、地域の拠点となる施設に類似施設の機能の集約を進めている。一方で、集約される施設については、住民合意の下で地域譲渡し、地域組織による管理に移行する自治体が散見される。
- ・なお、多くの施設の地域譲渡を進めている自治体の中には、地域に施設を譲渡するとともに、譲渡費や改修費等に補助制度を設け、地域が地域の施設として管理運営を行えるように支援する制度を構築している自治体も見受けられた。

### (5) スポーツ施設

- ・利用者が少ない施設、特定の団体が利用している施設及び老朽化が進む施設などを中心に統合・譲渡・集約化等を進めている。
- ・また、民間活力の導入が可能な分野であり、民間事業者により代替可能な場合は、施設を譲渡し民営化を図るほか、施設の更新が必要な場合はP F I等の公民連携手法の活用を検討する取組が見受けられる。

### (6) 文化会館

- ・文化会館は、自治体を代表する施設の1つであり廃止の方向性を示す自治体は少なく、民間活力の活用などにより利用増進を図りながら、適切な規模で長寿命化等の修繕・改修を行い存続していく方向性が示されている。
- ・広域的な役割を担っている施設であり、周辺自治体と連携した利用や維持管理の検討を掲げている自治体が見受けられる。

### (7) 博物館・資料館

- ・博物館・資料館は、資料展示場所及び収蔵場所を他施設に別途確保しながら、統廃合・集約化を進める自治体が多い。資料展示については、展示物の魅力を発信する観点から文化会館や民間商業施設等集客しやすい場所での実施や、地域に根差した学校・コミュニティセンターなどでの実施が見受けられる。収蔵場所については、他施設の空きスペースや廃止施設の有効活用により捻出している。

- ・なお、保管資料が年々増加することに鑑み、保管資料の選択を行い、収蔵スペースの適正化を図ることを掲げる自治体もある。

#### (8) 図書館

- ・図書館は、更新時期を迎える施設が多い中で、施策上の必要性も高く、建替え等の更新に関する記述が散見される。
- ・更新と併せて、図書館分館や図書室を集約し蔵書等の図書サービスの充実を図る自治体や、他の公共施設を集約・複合化することにより規模の適正化を図る自治体が見受けられる。
- ・なお、整備に当たり、民間収益施設の併設などP F I等の公民連携手法の活用を検討することとしている自治体もある。

#### (9) 幼稚園

- ・幼稚園は、民間によりサービス提供がなされている分野であり、民間活用が可能であることから民間移管が検討されている。また、保育所が不足する中、定員割れをしている幼稚園も見受けられることもあり、廃止や統合など抜本的な配置の見直しを行う自治体もある。
- ・また、保育所とともに認定こども園への移行を掲げる自治体も散見される。

#### (10) 保育所

- ・保育所は、多くの自治体が民営化の方向性を掲げている。また、幼稚園も含めて認定こども園への移行を掲げ、私立の認定こども園への移行を進めることとしている自治体も見受けられる。
- ・特徴的な取組としては、待機児童の解消のため民間保育園の拡大を図ることとしながら、一方で、将来的に少子化が進行した場合には、公立保育園を廃止することとし、公立保育園が需給調整の調整弁機能を果たしていくことを定めている自治体もある。

#### (11) 児童館・児童クラブ

- ・児童館や児童クラブは、他の公共施設との複合化を掲げる自治体が複数ある。複合化による整備を行い総量の抑制を図ることとしている。
- ・複合化に際して、既存施設を活用した整備を優先することを定める自治体もあり、小学校等の空きスペースを活用することを掲げている自治体も見受けられる。

#### (12) 高齢者福祉施設

- ・老人福祉センターや老人憩いの家は、集会施設等の類似の機能を有する施設との統廃合・複合化を掲げている傾向にある。統廃合等に伴い公有を取りやめる施設については、地域に譲渡し地域が管理運営を行う自治体や、民間事業者への譲渡を行うこととしている自治体が見受けられる。

#### (13) 障がい者福祉施設

- ・障がい者福祉施設は、民営化を掲げている自治体が多い。介護サービスなど民間事業者において同様のサービスが展開されるように制度構築がなされてきており、民間事業者によりサービス代替が可能である施設が多いことから、施設の民間事業者への譲渡等の民営化により、サービス提供を継続する方向性をまとめている自治体が複数見受けられる。

#### (14) 産業振興施設

- ・勤労者施設・農業振興施設等は、廃止や譲渡の方向性を掲げる自治体が多い。施設機能の必要性を検証し、利用者が限られている施設や当初の設置目的から乖離してきている施設などを見直す方向性としている。
- ・建物の状況が良い施設については、他の機能を展開する場として転用や複合化により施設の有効活用を図る自治体も見受けられる。
- ・道の駅については、自治体や公的団体により機能を維持する方向性が示されている。

#### (15) 環境施設

- ・ゴミ処理施設等については、施策上の必要性が高く、建替えに伴う旧施設の廃止は見受けられるが、多くの自治体において建替えや長寿命化等により施設を更新していく方向性が掲げられている。
- ・なお、これら自治体の中には、当該自治体単独での更新ではなく、広域的なごみ処理を視野に入れ近隣自治体との連携・協議を進めることとしている自治体も見受けられる。

#### (16) 駐車場・駐輪場

- ・駐車場・駐輪場は、民間ノウハウの活用により、維持管理コストの低減を図り、効率的な運営を行う方向性を掲げている自治体が多い。駐車場としての必要性が高く、また、収益を生む可能性もあるため、譲渡等による完全な民営化を掲げる自治体は少数に限られており、公有のまま民間の経営ノウハウを取り入れることとしている傾向にある。

以上のように、施設用途に応じて国の制度が確立されており、既存施設の整備の考え方が対象自治体において共通していることに加え、用途毎に施設整備時期も近く老朽化の度合いも類似している傾向にあることから、施設分類別（用途別）に共通した取組方針があることが見て取れる。

施設保有量が多く人口減少の影響が大きい小・中学校や公営住宅では、総量の縮減が進められている。統廃合・集約化に加え、住宅では民間住宅の空家の増加も課題となっており、民間住宅ストック量を踏まえた総量縮減へと取組が進展している。

公民館・集会施設をはじめとする貸館施設については、施設用途を越えて類似施設を地域拠点となる施設に集約するとともに、他方で既存施設の地域譲渡が行われている。

文化会館、博物館・資料館、図書館、スポーツ施設などの社会教育系の施設については、重複する施設では統合・集約を進めているが、必要性の高い施設が多く改修・更新等により利用増進を図る内容となっている。また、規模の大きな施設も多く P F I 等の公民連携手法による施設の再整備も検討されている。

保育所や障がい者福祉施設など、社会福祉施設等施設整備費補助金や保育所等整備交付金などにより施設整備が促進されている社会福祉施設等では、民間事業者によるサービス提供が可能であることから、民営化の方針が掲げられており施設の譲渡や廃止が行われている。

このような共通した取組方針に加えて、自治体によって、特徴のある取組が行われている。例えば、本庁舎の民間施設への移転や、小中一貫教育の推進、借上型公営住宅制度の検討、収蔵スペースの適正化の取組、公立保育園の需給調整弁機能などがこれに該当する。これまでの施設整備の経緯や基準などの特徴に加え、現在の民間施設も含めた施設の配置状況を基に、今後のまちづくりの視点を踏まえ、施設分類別（用途別）に見直し可能な方策を確立するとともに、特徴のある取組を生み出している状況にあることが分かる。

#### 6.4.3 個別施設の取組方針

個別施設の取組内容に関する記載は、再編に関する議論の進み具合によって異なっている。個別施設の再編の議論が進み、個別施設の存廃等の方針を定めている自治体では、その方針に加え実施時期を定めている。存廃等の実施時期としては、スケジュールを年度単位で示し、各年度にどのような内容を行うかを定めている傾向にある。

個別施設の存廃等の方針が定まっていない自治体では、個別施設の存廃等を検討する時期を定めている。検討時期としては、5年以内、10年以内になど期間として幅が持たされている傾向にある。個別施設の存廃等の方針が定まっていないことから、具体的に年度を定めたスケジュールの記載には至りにくい。

このほか、計画対象の全施設について画一的な方法により存廃等の方針決定やスケジュール化を行うのではなく、一部の施設用途について個別施設の存廃等の方針を定めている自治体がある。マネジメントの観点から再編の効果が高い施設用途や、着手可能な施設用途などについて、具体的な再編方針を定め、個別施設の存廃等の方針を定めており、施設用途に応じて計画のづくりが異なっている。



#### 6.4.4 数値目標の進行管理

次に、総合管理計画等において定めた数値目標を、個別施設計画においてどのように進行管理を図っているかに着目し、数値目標について考察を行う。

表 6-5 は、総合管理計画及び個別施設計画に記載のある数値目標を比較したものである。

はじめに、計画期間について比較すると、総合管理計画では総務省の策定指針に「少なくとも10年以上の計画期間とする」とあることから、10年、20年、30年、40年と定めている自治体が多い。一方、個別施設計画では、10年以下の計画期間を定めている自治体が多い。このため、総合管理計画を長期で定めている自治体にあつては、個別施設計画の計画期間は、総合管理計画の計画期間中の3分の1から5分の1程度に設定している自治体が多い。総合管理計画を10年としている自治体にあつては、同一の期間を個別施設計画にも適用している自治体が多い。ただし、同一期間の個別施設計画を策定しながら、さらに

表 6-5 数値目標の設定状況

自治体名	総合管理計画							個別施設計画									
	総合管理計画名称	計画期間			数値目標			個別施設計画名称	計画期間			数値目標					
		開始年	終了年	期間(年)	対象	期間(年)	縮減率(%)		備考	開始年	終了年	期間(年)	総合管理との計画比較	対象	期間(年)	縮減率(%)	備考
さいたま市	さいたま市公共施設マネジメント計画	26	62	37	保有量(延床面積)	60	15		さいたま市公共施設マネジメント計画第1次アクションプラン	26	32	7	4期中の第1期	保有量(延床面積)	60	15	分野別に更新時の縮減目標有
川崎市	かわさき資産マネジメントカルテ	26	32	7	-	-	-		かわさき資産マネジメントカルテ(資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針)	26	32	7	同一	-	-	-	
静岡県	静岡県アセットマネジメント基本方針	26	55	30	保有量(延床面積)	30	20		静岡県アセットマネジメントアクションプラン(第1次AMAP)	29	34	6	4期中の第1期	保有量(延床面積)	6	-	43,660㎡縮減
京都市	京都市公共施設マネジメント基本計画	27	36	10	-	-	-		京都市庁舎施設マネジメント計画 ※市有施設を庁舎施設、学校施設、市営住宅に分類	29	38	10	同一	-	-	-	
盛岡市	盛岡市公共施設等総合管理計画	27	36	10	-	-	-		盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化長期計画 盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画 盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化実施計画	28	47	20	概ね同一	保有量(延床面積)	10	5.38	
海老名市	公共施設総合管理計画	28	92	65	経費(更新費用・維持管理費用)	-	-	総額1,294億円を基準として、65年間の投資現段階での算出である579億円に相当する総コストを削減する	海老名市公共施設再編(適正化)計画	29	68	40	65年間中の40年間	保有量(延床面積)	40	20	
春日部市	春日部市公共施設等総合管理計画	27	56	30	-	-	-		春日部市公共施設マネジメント基本計画	29	39	11	3期中の第1期	保有量(延床面積)経費(更新費用・維持管理費用)	31	-	コスト年間14.1億円増減(経費削減1.1億円/年、維持管理費削減1.1億円/年、更新費用12.2億円/年、長寿命化10.3億円/年)
明石市	明石市公共施設配置適正化基本計画(第1期)	27	36	10	保有量(延床面積)	40	30	基本計画は第4期まで40年間を想定	明石市公共施設配置適正化実行計画	27	36	10	4期中の第1期	保有量(延床面積)	10	3	
上尾市	上尾市公共施設等総合管理計画	28	67	40	経費(更新費用・維持管理費用)	40	35		上尾市個別施設管理基本計画 上尾市公共建築物管理実施計画	28	67	40	8期中の第1期	経費(更新費用・維持管理費用)	40	35	
藤沢市	藤沢市公共施設等総合管理計画	27	47	20	-	-	-		藤沢市公共施設再整備プラン(短期プラン) 藤沢市公共施設再整備プラン(長期プラン)	26	28	3	20年間中の4年間	-	-	-	
長浜市	長浜市公共施設等総合管理計画	27	36	10	保有量(延床面積)	40	34	40年間を見通しつつ、10年間を計画期間とする	長浜市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画	29	36	8	概ね同一	保有量(延床面積)	8	6	
守口市	守口市公共施設等総合管理計画-基本方針編-	26	55	30	-	-	-		守口市公共施設等総合管理計画-施設別方針編 守口市公共施設等総合管理計画-計画推進編	26	35	10	3期中の第1期	-	-	-	
伊丹市	伊丹市公共施設等総合管理計画	26	42	17	保有量(延床面積)	20	10	平成22年度延床面積比	伊丹市公共施設再配置基本計画	28	42	15	概ね同一	-	-	-	
石狩市	石狩市公共施設等総合管理計画	26	45	20	保有量(延床面積)	20	20		石狩市公共施設等総合管理計画実施計画	27	30	4	20年間中の4年間	保有量(延床面積)	4	5	13,130㎡削減
小清水町	小清水町公共施設等総合管理計画~小清水町まちづくり基本構想~	27	52	26	保有量(延床面積)	26	40		同左(総合管理計画に個別施設計画が含まれる)	27	52	26	同一	保有量(延床面積)	26	40	
高島市	高島市公共施設等総合管理計画	27	56	30	保有量(延床面積)	30	50		高島市公共施設再編計画	27	36	10	3期中の第1期	保有量(延床面積)	30	50	
福知山市	福知山市公共施設マネジメント基本計画	27	36	10	保有量(延床面積)	10	20		福知山市公共施設マネジメント実施計画	27	31	5	10年間中の5年間	保有量(延床面積)	5	10.2	
浜田市	浜田市公共施設等総合管理計画	26	65	40	経費(更新費用・維持管理費用)	40	50	建築費・インフラの整備費で約500(年平均)の削減(40年間)	浜田市公共施設再配置方針 浜田市第1期公共施設再配置実施計画	28	67	40	40年間中の6年間	-	-	-	
豊後大野市	豊後大野市公共施設等総合管理計画	27	56	30	-	-	-		豊後大野市公共施設の見直しに関する指針(第3次[一部改定])	21	26	6	30年間中の6年間	-	-	-	

※ 開始年・終了年は平成〇年を表す。

期間の短い実施計画を定めている自治体もある。

数値目標に着目すると、総合管理計画においては、数値目標を定めている自治体は19自治体中12自治体(63.2%)となっている。このうち、9自治体(47.4%)は施設の保有量(延床面積)について縮減率を定めており、3自治体(15.8%)は経費(更新費用・維持管理費用)についての縮減率あるいは縮減額を定めている。

個別施設計画においても、数値目標を定めている自治体は19自治体中12自治体(63.2%)となっている。このうち、新たに長期間の保有量(延床面積)の縮減率を定めた自治体が2自治体(10.5%)、総合管理計画において定めた数値目標をそのまま個別施設計画に再掲しているのみの自治体が4自治体(21.1%)あるほか、10年以下の個別施設計画期間についての数値目標を定めている自治体は6自治体(31.6%)となっている。

新たに長期間の保有量(延床面積)の縮減率を定めた自治体では、個別施設の再編についての検討の方向性を定めた計画となっている。また、総合管理計画に定めた数値目標を再掲している自治体では、個別施設の再編の方向性を明示した計画となっている傾向にある。このほか、3～10年の比較的短い期間の数値目標を定めている自治体では、計画に再編する施設名及びそのスケジュールが記載され、具体的な再編内容が伴う数値目標となっている。

マネジメントの進め方やその段階によって、各自治体の個別施設計画における再編の踏み込み度合いが異なっていると言える。

#### 6.4.5 考察

各自治体の再編に関するマネジメントの進め方について考察すると、次の大きく3つの方法に類型化することが可能である。

##### (1) 建替時に複合化を検討する方法

第一は、建替時に複合化を検討する方法である。施設の耐用年数を設定するとともに、耐用年数到来時には基本的に建替える想定とし、その際に施設の複合化を検討し施設総量を縮減するという方法である。

さいたま市や春日部市では、施設更新時の施設規模の縮減率を事前に設定しておくことにより、施設総量をコントロールするとともに、同規模以上に建替える場合には他施設との複合化が必須となるようにし、複合化を推進している。また、藤沢市では「公共施設再整備基本方針」において「公共施設の機能集約・複合化による施設数の縮減」を掲げ、施設更新の際は、単一機能での施設の建て替えではなく、機能集約・複合化を基本とすることを定め、再整備を行う際には複合化等検討対象施設を明示し、複合化を推進している。これらの自治体では、各施設が耐用年数を迎え建替えが行われる時点で少しずつ長期的に施設保有量や施設数の縮減が進んでいくことを想定している。

建替えにより再整備する際に施設保有量を縮減するため、施設建設に伴うパブリック・インボルブメントのような市民参加により再整備案を検討することも可能である。廃止施

設を定める際の市民参加と比較すると、建設的な議論となりやすく住民の理解につながりやすい。ただし、施設規模やランニングコストの拡大等につながる議論になる可能性もあることから、問題意識を共有するための情報提供や財政制約等の条件設定などをしっかり行い実施していく必要がある。

基本的に既存施設を建替える想定であること、また、当面は施設保有の見直しにはつながらず維持管理費用の大きな縮減とはならないため、更新費用の捻出にはつながり難く、財政力のある自治体が採用する傾向にある。

## (2) 廃止施設を当初に定める方法

第二は、廃止施設を当初に定める方法である。施設用途ごとの取組方針を定め、施設評価等により個別施設の存廃等を定めたいうえで、その時期を決定していく方法である。

計画の対象となる施設について、一施設毎に施設評価等を行い、個別施設の見直しの可能性を議論することから、既存施設の存廃や運営の改善につながりやすい。また、一度に多くの施設の見直しが可能な方法である。

小規模自治体から大規模自治体まで自治体の規模を問わず多くの自治体で採用されている方法であるが、特に小規模自治体で財政力が低い場合には、保有量の縮減目標を大きく設定し、施設の廃止や譲渡等を行う施設が数多く必要であることから、この方法が用いられる傾向にある。

多くの施設の見直しが可能である一方で、施設評価結果や個別施設計画案を公表する際の住民合意形成が難しい。市民参加の機会を設け、施設の存廃等の根拠や考え方を明確にし、マネジメントの必要性と合わせて、住民に丁寧に説明していくことが必要となる。

## (3) 施設用途別にあり方検討を行う方法

第三は、施設用途別にあり方検討を行っていく方法である。計画対象施設について画一的に存廃等の決定やスケジュール化を行うのではなく、個別施設計画に施設用途別にあり方検討を行う時期を中長期に定め、個別施設の存廃等の検討を施設所管課等により行っていく自治体がこれに該当する。

着手可能な施設から再編を始め、時間を要する施設については中長期で見直しを検討していく。段階的に計画を進めることができ、検討や住民合意形成を図る時間を確保することが可能である。一方で、判断する時期が長期間に及ぶため、住民をはじめ、議会、自治体職員等の問題意識を維持し続ける難しさがああり、最終的な存廃等の決断が先送られる可能性が高まるなど、マネジメントの実効性をどこまで保つことができるかに課題がある。個別施設計画において、用途別あるいは年度別の数値目標を定めておくなど、検討後の到達点を明確にしておくことが求められる。

以上のように、各自治体の特徴や、公共施設マネジメントの進捗度合などに応じて個別施設計画における再編の踏み込み度合いが異なっている。今後、個別施設計画を策定する自治体においては、どのように公共施設マネジメントを展開して行くかを十分に議論した上で、どのような個別施設計画にしていくかを検討することが求められる。

## 6.5 個別施設計画における長寿命化

本節では、個別施設計画における長寿命化に関する取組状況について考察を行う。表 6-6 は、各自治体における個別施設計画及び総合管理計画等に記載される長寿命化に関する取組を整理した表である。

施設の長寿命化を図るために、予防保全の考え方を取り入れ計画保全を行っていくという趣旨は各自治体で共通している。しかし、長寿命化へのアプローチ方法は自治体によって異なっており、長寿命化の工事時期を個別施設計画に記載する自治体もあれば、長寿命化を図るための仕組みを個別施設計画に記載する自治体、長寿命化の必要性のみの記載に留まり具体的な保全の進め方の記載がない自治体など、様々な状況が見受けられる。

各自治体の長寿命化に関するマネジメントの進め方について考察すると、「目標使用年数を定め大規模改修等の時期を設定する方法」、「中長期保全計画を策定する方法」、「施設所管課等が適宜計画を策定する方法」の大きく 3 つの方法に類型化することが可能である。以下、この 3 類型に分けその特徴について考察する。

### 6.5.1 目標使用年数を定め大規模改修等の時期を設定する方法

第一に、目標使用年数を定め大規模改修等の時期を設定する方法が挙げられる。この方法は、例えば施設の目標使用年数を 80 年と定め、その中間の 40 年目に大規模改修を、さらにその中間年である 20 年目や 60 年目に修繕を行うという考え方である。築年数に応じて改修等の時期を定めることができるため計画を立てやすく、計画保全を実施しやすい方法である。

多い考え方は、前述の目標使用年数を 80 年と定め、中間の 40 年目に改修を、さらにその中間年の 20 年目や 60 年目に修繕を行う考え方であり、さいたま市、京都市、盛岡市、春日部市は、このサイクルを適用している。

このほか、上尾市では、目標耐用年数を 60 年とし、大規模改修はメリットが高い場合のみ実施計画に位置付けることとしている。また、延命化の検討が可能な RC 造の建物については構造的耐用年数を 75 年とし、目標耐用年数 60 年の到来時に延命化や廃止を検討することとしている。

また、海老名市では、更新目安年度を築後 65 年として明示するとともに、築後 30 年を大規模改修目安年度として示している。浜田市では、耐用年数を 60 年とし計画に示すとともに、大規模改修年（築後 30 年）を明示し、施設別方針を廃止、民間移管、譲渡等とする場合は大規模改修を行わないという考え方を構築している。

これらの考え方は、総務省の総合管理計画に関するホームページ<sup>27)</sup>において併せて周知している「更新費用試算ソフト」を開発した「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」（財団法人自治総合センター開催）の報告書<sup>28)</sup>に、「建築物の耐用年数は 60 年と仮定するが、建物附属設備（電気設備、昇降機設備等）及び配管の耐用年数が概ね 15 年である

表 6-6 長寿命化に関する取組方針

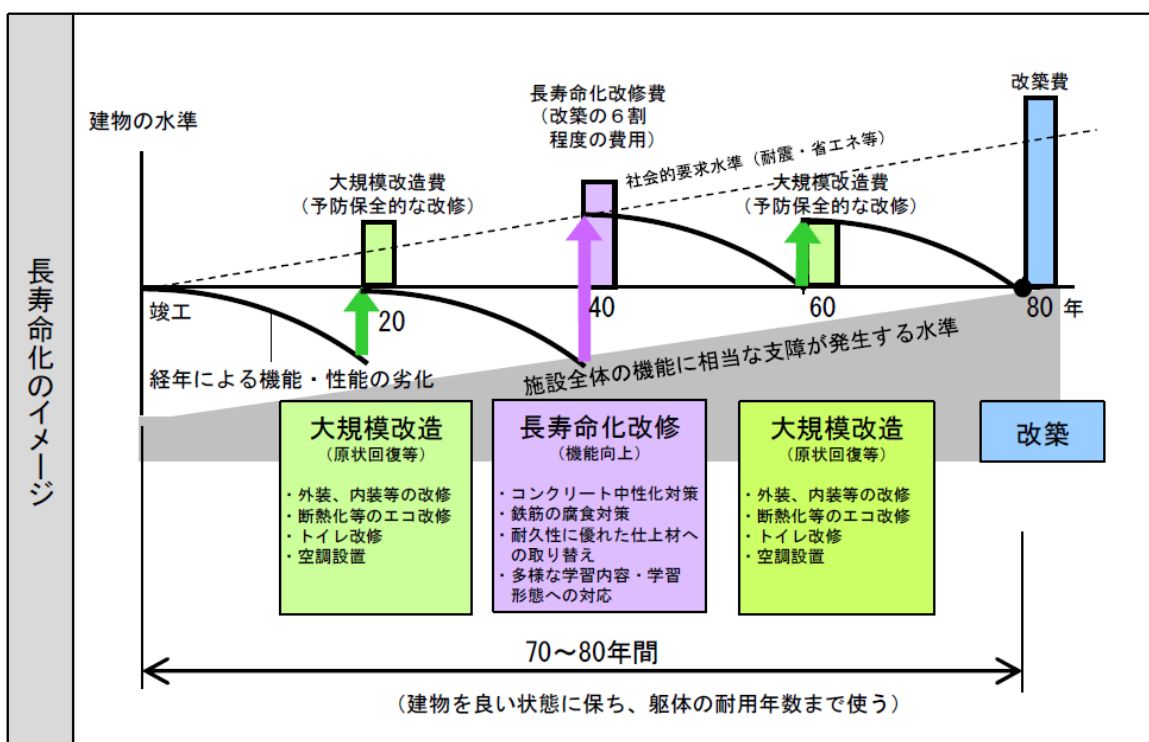
自治体名	個別施設計画名称	長寿命化(保全)の考え方 A:大規模改修等の時期を設定 B:中長期保全計画(部位毎の改修等年次設定)を作成 C:劣化状況等に応じた計画を作成 D:具体的方法未定(必要性・考え方等の記載のみ)	個別施設の長寿命化内容 ◎:施設毎に時期指定あり ○:対象施設のリストアップ ●:施設毎に中長期保全計画策定 ◆:適宜対応	実施時期 ◎:年度指定 ○:複数年間の時期指定 ●:今後指定 △:未定	事業費積算 ◎:事業費有 ○:更新費用推計 ●:今後積算 △:未定
さいたま市	さいたま市公共施設マネジメント計画第1次アクションプラン	A 中規模修繕 大規模改修 長寿命化修繕 建替え	● 対象施設をリストアップ	○ 第1期(H26~32)(年度指定なし)	○ 施設用途分類毎に、修繕・更新・改修コストを推計(一般財源試算有)
川崎市	かわさき資産マネジメントカルテ(資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針)	B 保全計画 簡易な保全計画	● 施設毎に保全計画を策定	● 部位ごとに年次指定	● 今後積算
静岡市	静岡市アセットマネジメントアクションプラン(第1次AMAP)	A 中規模改修、大規模改修、中規模改修、建替え	◎ (大規模改修30年、中規模改修15・45年、目標使用年数80年)	◎ 年度指定	◎ 事業費明示
京都市	京都市庁舎施設管理計画※市有施設を庁舎施設、学校施設、市営住宅に分類	A 改修、長寿命化改修、改修 B 施設別改修計画(1000㎡以上)	◎ 「庁舎施設改修計画」及び「施設別改修計画」を策定	● 今後年度指定	● 今後積算
盛岡市	盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化長期計画 同中期計画 同実施計画	A 修繕、大規模改修、修繕、建替え	◎ (大規模改修40年、修繕20・60年、目標使用年数80年)	◎ 年度指定	◎ 事業費明示
海老名市	海老名市公共施設再編(適正化)計画	A 大規模改修、更新	○ 目安年度表示に留まる	○ 目安年度表示に留まる	—
春日部市	春日部市公共施設マネジメント基本計画	A 中規模修繕、大規模改修、中規模修繕	○ 対象施設をリストアップ	○ 第1期(H29~39)(年度指定なし)	○ 将来コスト推計
明石市	明石市公共施設配置適正化実行計画	D 考え方のみ記載	—	—	—

自治体名	個別施設計画名称	長寿命化(保全)の考え方	個別施設の長寿命化内容	実施時期	事業費積算	
		A:大規模改修等の時期を設定 B:中長期保全計画(部位毎の改修等年次設定)を作成 C:劣化状況等に適切計画を作成 D:具体的方法未定(必要性・考え方等の記載のみ)	◎:施設毎に時期指定あり ○:対象施設のリストアップ ●:施設毎に中長期保全計画策定 ◆:適宜対応	◎:年度指定 ○:複数年間の時期指定 ●:今後指定 △:未定	◎:事業費用 ○:更新費用 ●:更新費用 推計 ●:今後積算 △:未定	
上尾市	上尾市個別施設管理基本計画 上尾市公共建築物管理実施計画	A 大規模改修 C 状態監視	■維持保全計画 日常点検や法定点検、建物調査、運営データの分析などにより状態監視を徹底し、部位や設備を絞り込んで最適な保全措置を講じ、適宜計画化を行う。大規模改修は、メリットが高い場合等に限り、実施計画に位置付け。 ■施設類型別行程表 行程表には、年度単位で第1期実施計画(H28~32)から開始するアクションプラン(大規模改修・廃止・用途転用等)や施設別の再編計画策定期等を明示。また、合わせて第1期以降の第8期まで(H28~67)の期間に、目標耐用年数(60年)到来年度及び、延命化の検討可能建築物は構造的耐用年数(75年)到来年度を表示し、これを参考に「検討～判断」「実施」時期を設定。 ■公共建築物管理実施計画(H28~32) 更新、大規模改修、整備、機能移転等を、年度単位で検討一企画・調査→判断→設計→実施の手順を定める。	◎ 大規模改修・更新 (RC60年)	◎ 年度指定	○ 総合計画・行革大綱実施計画・行財政3か年実施計画等と密接に連携
藤沢市	藤沢市公共施設再整備プラン(短期プラン) 同(長期プラン)	B 中長期予防保全計画 A 再整備施設(短期プラン分)	■公共建築物長寿命化(予防保全)指針(H28.3月) 「公共施設再整備基本方針」(H26.3月)に定める長寿命化の具体的な考え方を示す。木造以外で、延床面積200㎡を超え、S60年4月1日以前に建築した167棟について予防保全を行う。目標保全年数を、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造を70年、鉄骨造を60年、軽量鉄骨造を40年とし、施設ごとに部位ごとの修繕等の周期を定める「中長期予防保全計画」を策定する。ただし、公共施設再整備プランの短期プランに位置付けられた施設は対象外。 ■公共施設再整備プラン 短期プランとしてH26~28年度までに再整備を実施・検討する施設を、長期プランとして今後20年間で検討が必要な施設を選出している。	● 今後策定 ◎ 短期プランに時期指定	● 今後積算 ◎ 短期:年度指定、長期:対象施設選出	◎ 短期:事業費明示(特定財源及び一般財源明示)
長浜市	長浜市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画	—	■耐震診断及び耐震補強の実施の有無を明示するのみ。	—	—	
守口市	守口市公共施設等総合管理計画 -施設別方針編 守口市公共施設等総合管理計画 -計画推進編	C 分野(用途)別に計画策定	■施設分類に応じ、既定方針(社会教育関係施設更新の基本方針(H25.3月)、市営住宅長寿命化計画(H25.3月)等)に沿い、リニューアル計画策定や建替等を実施。 ■計画推進編(H29.3月)では、実施方針に「維持管理・修繕・更新等の実施方針～進める～」を設け、個別施設ごとに最適な維持管理に関する計画を策定し、戦略的な維持管理・修繕・更新等及び新技術を積極的に導入することで、維持管理コストの縮減、安全性の確保を図る。 ■日常点検・定期点検において、異常が確認された施設の管理区分(予防保全型施設、事後保全型施設)に応じて、長寿命化対策や撤去・更新を行う。	○ 一部施設にリニューアル計画策定、耐震化、建替又改修を記載	◎ 年度指定	—
伊丹市	伊丹市公共施設再配置基本計画	B 中長期保全計画	■個別施設ごとに「建替え」や「長寿命化・計画保全」の検討の優先順位が高いかを明示。 ■中長期保全計画に基づく投資的予算の編成方針 中長期にわたる建物や設備等の修繕サイクルおよび工事費の概算等について時系列で整理した「中長期保全計画」に基づき、劣化調査等に基づく工事の優先度により「優先工事(案)の抽出」を行い、「次年度予算要求工事の選定」を行う。	● 施設毎に中長期保全計画を策定	● 部位ごとに年次指定	—
石狩市	石狩市公共施設等総合管理計画実施計画	—	記載なし	—	—	
小清水町	小清水町公共施設等総合管理計画 ～小清水町まちづくり基本構想～	D 考え方のみ記載	■維持管理・補修、長寿命化の考え方 将来にわたり長く利用する施設については、計画的な維持補修や予防保全により長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの低減を図る。改修や更新の時期が重なり過度な財政負担が生じないよう、計画的な事業実施により財政負担の平準化を図る。	—	記載なし	—
高島市	高島市公共施設再編計画	D 必要性のみ記載	■公共施設として保持し続けることが必要である施設は、利用状況や将来の需要動向を勘案し、適正な規模による建替えや減築等を検討することが必要	—	記載なし	—
福知山市	福知山市公共施設マネジメント実施計画	C 各課が必要に応じ更新計画作成	■公共施設の更新計画 今後も保持し続ける施設は、老朽化状況や機能面及び費用(LCC)面等の大規模改修との比較考量を踏まえ、整備手法と事業の優先順位を決定するものとし、主な施設分類(消防施設、教育施設、市営住宅、保育所・児童館、市民体育館)の整備(更新又は改修)の考え方を示す。 ・更新計画、集約化・複合化計画、転用計画、除却計画等を作成し、計画的に施設整備等を進める。	◆ 必要に応じ更新計画シートを作成	● 今後策定	● 今後積算
浜田市	浜田市公共施設再配置方針 浜田市第1期公共施設再配置実施計画	A 大規模改修	■公共施設再配置方針(H28.3月)に「公共施設の適切な維持管理の推進」に①劣化診断及び定期的点検により予防保全型の維持管理とライフサイクルコストの縮減を進める。 ②施設の安全性に支障をきたさないよう応急保全を実施。バリアフリー対応は優先度を判断し実施を促す。 ■第1期公共施設再配置実施計画(H28.3月) 個別施設ごとに耐用年数(木造鉄骨造40年、RC造等60年)を示し、耐用年数60年の施設の大規模改修年(30年目)を明示。ただし、施設別方針が廃止、民間移管、譲渡等の場合は大規模改修を行わない。	◎	◎ 年度指定	○ 施設ごとに効果額算出
豊後大野市	豊後大野市公共施設の見直しに関する指針(第3次[一部改定])	B 中期修繕・改修計画	■総合管理計画(H27.3月)の公共施設等の管理に関する基本方針(建築・整備毎の日常点検方法を定めるほか、安全性、耐久性、不具合性、適法性などの施設診断を行い、施設毎に評価を行い課題と優先度を判断) ■計画的な保全では、総合管理計画の中の具体的な計画となる「長期修繕計画」の策定、それまでの間に定期的な見直しを行う「中期修繕・改修計画」の展開が重要 ■建設後40年程度経過すると、大規模改修工事が必要となる。また、建替周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点で診断を行い可能であれば長寿命改修工事を行って80年まで長期使用を検討する。	●	● 今後積算	● 今後積算

ことから2回目の改修である建設後30年で建築物の大規模改修を行い、その後30年で建て替えると仮定する。」と明記されている。なお、同報告書では「建替え及び改修のシナリオとして(i)50年、(ii)60年、(iii)80年で建替えの3パターンで更新費用を試算したところ、±10%の範囲であり、この区別による差は大きくないため、標準的な耐用年数(日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」とされる(ii)60年を採用することとする」と記載されており、80年や50年での建替えも想定されている。

また、文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」(平成27年)では、学校施設整備の基本的な方針等における目標使用年数の設定として「コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70~80年程度、さらに、技術的には100年以上持たせるような長寿命化も可能である。」とし、改修周期の設定として「築20年経過後に原状回復のための改修を行い、目標使用年数の中間期に長寿命化改修を実施、その後改築までの期間に再度原状回復のための改修を行うなど、定期的に必要な改修を行うことで建物を長寿命化することが重要である。」と例示があり、長寿命化のイメージとして図6-1が示されている<sup>29)</sup>。

当該方法により長寿命化を行う自治体では、長寿命化の工事の実施時期を定めるとともに、表6-7に示すように各工事の時期に行う工事対象項目を事前に定める自治体もある。



出典 文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」(平成27年)

図6-1 長寿命化のイメージ

表 6-7 「20、60 年目改修」と「長寿命化改修」で行う改修内容例

区分		改修内容	20年目改修, 60年目改修	40年目 長寿命化改修
部位・ 部材の 改修	建物	屋上防水, 屋根塗装	○	○
		外壁塗装 (建具廻りシーリング打替)	○	○
		建具更新		○
		内装更新 (壁・天井塗装, 床材更新, その他更新)		○
	電気	照明器具更新	○	○
		受変電設備更新	○	○
		幹線, 分電盤等更新		○
		二次側配線, 配線器具等更新		○
	空調	空調機器更新	○	○
		配管類, ダクト更新		○
	給排水衛生	機器類更新 (ポンプ等)	○	○
		水槽類更新 (受水槽, 高架水槽等)		○
		配管類, 衛生器具更新		○
	昇降機設備	制御盤, 巻上げ機, かご等の更新	○	○
		昇降路レール等の更新		○
建物の性能向上	既存不適格の解消 (耐震, 耐火等)		○	
	求められる機能や性能の変化に合わせた建物の改造 (エレベーターの設置, 部屋等の増改築等)		○	
	バリアフリー化, 設備の性能向上		○	

出典 京都市「京都市庁舎施設マネジメント計画」(平成 29 年 3 月)

なお、当該方法は、築年数を基準とするため、実施年度を定めることができ、保全の計画を立てやすいメリットがあるが、一方で、修繕で済むケースにも関わらず大規模改修が行われる可能性をはらんでおり、過大な支出とならないように施設の劣化状況に応じて工事内容を精査する仕組みづくりが必要である。

### 6.5.2 中長期保全計画を策定する方法

第二に、中長期保全計画を策定する方法が挙げられる。この方法は、個別の施設について、部位設備等ごとに、保全の実施内容、予定年度、概算額を、中長期的に設定しておくものである。図 6-2 に中長期保全計画のイメージを示す。この中長期保全計画に基づきながら、点検、確認、保守等の建物等の現状を踏まえ保全箇所の優先順位付けを行い、当年度の修繕の実施内容、時期、概算額等を決定していく。この方法は、国土交通省官庁営繕部が国家機関の建築物およびその付帯施設の保全について用いている保全方法である。川崎市、京都市、藤沢市、伊丹市などがこの方法を採用している。

しかし、中長期保全計画には、主要な部位設備等を把握したうえで計画を策定する必要



があるため、複数の建築ストックを管理する主体にとっては、策定にあたり膨大な労力を要すること、そして、実際には既に耐用年数を超過している部位設備等の割合が多く、また、それらは立地条件や使用状況等により劣化の進行度が異なるため、施設の現況を適切に計画に反映する必要があることなどの課題があり<sup>30)</sup>、各自治体において対象施設や対象部位を限定するなどの対応を行った上で、当該方法を導入している。

藤沢市では、木造以外の建築物で延床面積が200㎡を超え昭和60年4月1日以降に建築した建築物について、建築物（屋上（防水）、外壁（シーリング含む））及び建築設備（電気設備、機械設備の各種）の予防保全に取り組んでいる。

川崎市では、部位ごとに「A：計画的に対応」、「B：点検により故障・停止前に対応」、「C：事後保全」を定め、計画的に保全を行う部位を特定している。また、200㎡以上の施設を対象とし、「大規模施設：階数3階以上かつ延床面積500㎡以上の施設、又は延床面積1000㎡以上」は変電設備、空調設備（冷温水発生機）、非常用照明設備など重要な設備も含めた保全計画を、「小規模施設：前述以外」は簡易な保全計画（主要部位のみ標準的な単価・時期を設定）を策定するものとし、重点的に取り組む施設を限定し取り組んでいる。

京都市では、1000㎡以上の施設に限定して部位ごとの改修時期や改修費用等を表した「施設別改修計画」を策定することとし、200㎡以上1000㎡未満の施設は部位ごとの計画は行わず施設として大規模改修等の時期を定めるに留めている。

以上のように中長期保全計画による計画保全の実施範囲は、保有する施設数、計画の策定・管理に向ける人員、財政力など自治体が置かれている状況に応じて異なっている。前述の課題に対応できるよう、対象施設や対象部位を限定するなど負担を抑制しながらも実行性の高い仕組みを自治体に合わせて構築することが必要となる。

なお、中長期保全計画の考え方は、国土交通省が定める官庁営繕の考え方に起因する。国土交通省は、国家機関の建築物等について保全の適正化を図るため、保全に関する基準（告示）を制定するとともに、その計画的かつ効率的な実施のために必要な事項のひとつとして、国家機関の建築物等の保全計画として中長期保全計画及び年度保全計画の策定を規定している。平成17年5月に「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」において、建築物の敷地及び建築物の各部等についての支障がない状態を定め、支障があると認めるときは、必要に応じ調査をし、必要な措置を適切な時期にとらなければならないと定めた<sup>31)</sup>。平成17年6月には「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」を策定し、各省各庁の長は、その所管に属する建築物等の中長期計画及び年度計画を作成するよう定められ、平成22年3月の同要領の一部改正により中長期保全計画及び年度保全計画に名称が改められている<sup>32)</sup>。要領の策定と併せて「国家機関の建築物等における保全計画作成の手引き」を作成しており、この中で「中長期保全計画は、中長期的視野に立った予防保全計画の実施、建築物等の長寿命化の促進及び効率的な予算執行と中長期的保全予算の推計に利用するため、建築物等の状況に応じ、中長期的に保全の実施内容、予定年度、概算額を、部分毎に設定し、全体を作成する。」とし、図6-2に示す様式を示し、

作成例

中長期保全計画

施設名称:	●●●庁舎
計画年度:	2015年度
計画期間:	30年

1 「内容」欄に、補修、修繕、改修等の保全の内容を記載し、それに要する費用等を「単価(円)」、「数量」、「金額(円)」欄に記載します。  
 「周期(年)」欄には、ライフサイクルコストに関する書籍等を参考に、部材の更新や修繕の周期を記載します。  
 「次回予定年度」欄には、建設年次又は前回の更新や修繕の年次を元に、周期から想定される次回の更新や修繕の予定年度を記載します。

2 「次回予定年度」及び「周期(年)」を元にそれ以降の更新や修繕が想定される年度の欄に、「金額(円)」を記載します。  
 なお、各年度への金額の記載は「単位を千円」としてしますので、「金額(円)」÷1,000の値を記載します。

【単位:千円】

内容	単価(円)	数量	金額(円)	周期(年)	次回予定年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	
<b>&lt;屋根(屋根防水+押えコン)&gt;</b>																																				
更新	5,000,000	1.00	5,000,000	30	2030																5,000															
修繕	2,000,000	1.00	2,000,000	10	2020						2,000																							2,000		
<b>&lt;外部(外壁仕上塗材)&gt;</b>																																				
更新	16,700,000	1.00	16,700,000	15	2015	16,700															16,700															
修繕	5,700,000	1.00	5,700,000	8	2023							5,700																5,700								
...	...	...	...	...	...																															
...	...	...	...	...	...																															
...	...	...	...	...	...																															
<b>&lt;空調機(吸収冷凍機)&gt;</b>																																				
更新	30,000,000	1.00	30,000,000	20	2020						30,000																						30,000			
修繕(冷媒ポンプ等分解整備)	3,600,000	1.00	3,600,000	5	2015	3,600									3,600						3,600					3,600										
修繕(制御機器等部品交換)	600,000	1.00	600,000	4	2016		600						600						600			600					600						600			
<b>&lt;ファンコイルユニット&gt;</b>																																				
更新	160,000	50.00	8,000,000	20	2020						8,000																						8,000			
修繕(軸受交換、コイル洗浄)	60,000	50.00	3,000,000	10	2030																3,000															
修繕(フィルター交換)	20,000	50.00	1,000,000	5	2015	1,000							1,000									1,000					1,000									
...	...	...	...	...	...																															
...	...	...	...	...	...																															
...	...	...	...	...	...																															
<b>計(千円)</b>						21,300	600	0	0	0	40,000	0	0	5,700	600	4,600	0	0	600	0	29,300	0	600	0	0	4,600	600	0	5,700	0	40,900	0	0	0	600	
<b>累計(千円)</b>						21,300	21,900	21,900	21,900	21,900	61,900	61,900	61,900	67,600	68,200	72,800	72,800	72,800	73,400	73,400	102,700	102,700	103,300	103,300	103,300	103,300	107,900	108,500	108,500	114,200	114,200	154,200	154,200	154,200	154,200	154,800

保全台帳を備え、修繕履歴等の記録をしっかり行っておくと、今後の修繕等に必要となる金額を速やかに把握することが可能となります。

3 「計(千円)」欄に、各年度の更新や修繕に必要な費用の合計を記載します。  
 また、各年の「計(千円)」の累積額を「累計(千円)」欄に記載します。

4 各年度に必要な費用を確認します。  
 施工場所や部位・機器等で、関連する工事が近い時期にある場合には、執務に与える期間の縮減やコストダウンを踏るため、同時に工事を行うなどの検討を行います。(必要に応じて直近数年間の年度保全計画も作成し、検討します。)  
 工事費が高額になる場合には、複数年に分けて工事を発注するなど、費用の平準化を検討したうえ、予算の確保(予算要求手続き等)を行います。なお、予算の平準化については、複数の建物、複数の施設を管理している場合に、より有効となり、検討の必要性が高まります。

出典 東北地方整備局営繕部 中長期保全計画の作成方法

図6-2 中長期保全計画のイメージ 33)

取組が進められてきている<sup>34)</sup>。

平成 25 年 11 月には、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、この基本計画を踏まえてメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組方針（行動計画）、さらには個別施設毎の実施計画（個別施設計画）を策定することとし、老朽化対策を推進している。この取組の中で、官庁施設については「中長期保全計画の作成推進」が掲げられている<sup>35)</sup>。

全国の地方公共団体等に対し行われた総合管理計画の策定要請は、インフラ長寿命化基本計画の地方版であり、この考え方を適用した取組として地方においても中長期保全計画の策定が広がっている状況にある。

### 6.5.3 劣化状況に応じて適宜保全計画を策定する方法

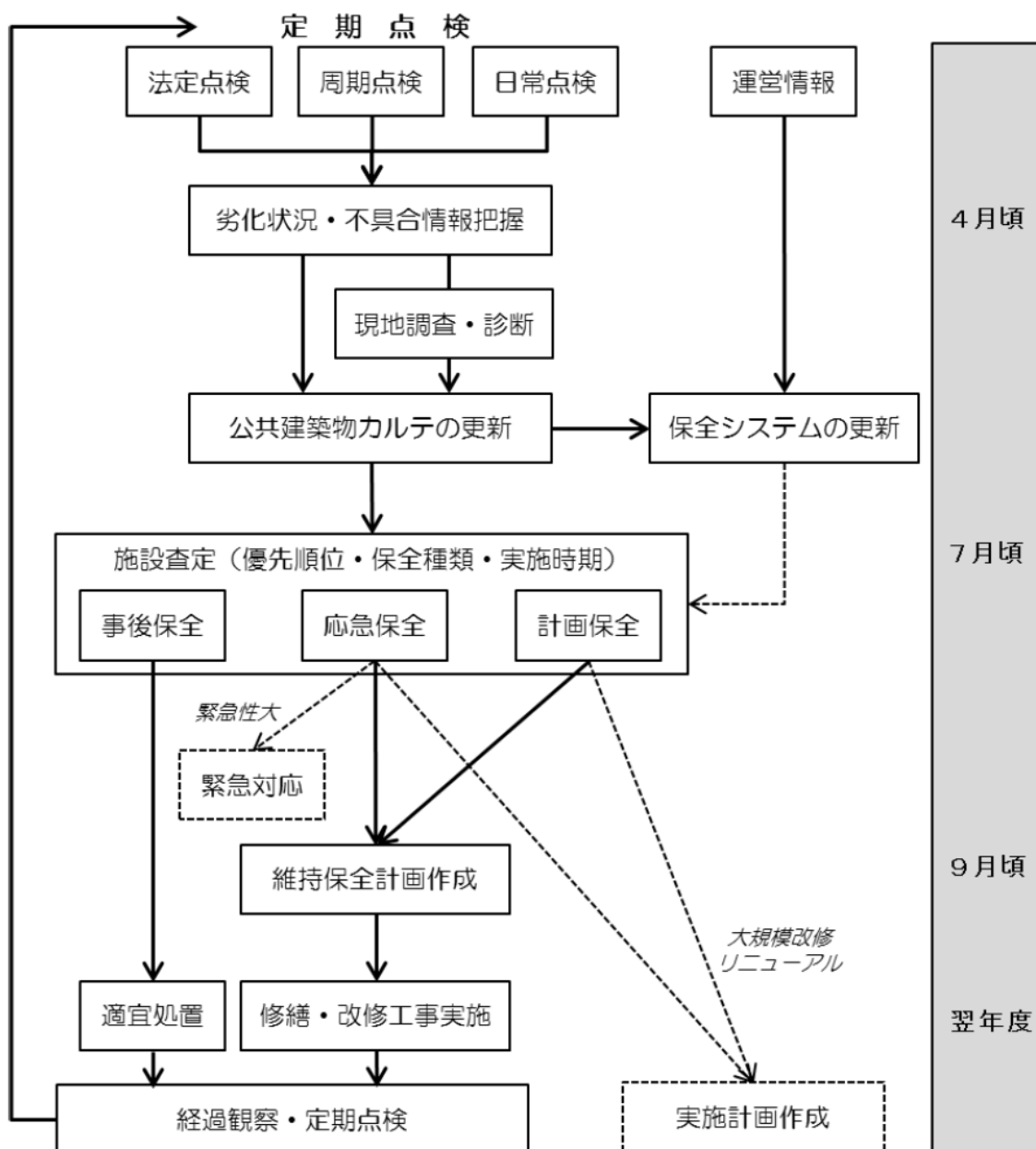
第三に、劣化状況に応じて適宜保全計画を策定する方法が挙げられる。

上尾市では、上尾市公共建築物管理マニュアルを策定しており、改修周期に基づく計画的な保全について一律の周期をもって対処することは必ずしも最善とは言えないとし、点検や診断により把握した公共建築物の状態や運営状況などの情報を基礎資料として、優先的に処置すべき部位や設備の選定や効率的な実施時期の設定を行い、財政負担の縮小と健全性の確保の均衡を図っていくこととしている<sup>36)</sup>。

具体的には、図 6-3 に示す維持保全のサイクルを構築し、施設管理者等の責務として、定期点検の実施（法定点検、日常点検、周期点検）、運営状況の把握（保全マネジメントシステムの登録等）、維持保全計画の作成（行財政 3 か年実施計画との連携）を定めている。定期点検については、建築基準法第 12 条の定期点検のほか、施設管理者用に「上尾市日常点検の手引き」を策定し、日常業務の中で異変に気付くよう施設管理者点検基準と日常点検チェックリストを定めるとともに、併せて日常業務で行かない場所についても、周期点検としてイベント前や予算要求前などにチェックを行うようにしている。また、定期点検により把握した劣化情報・不具合情報については、マネジメント部門が必要に応じて現地を確認しながら、主に技術的側面の施設情報（工事履歴、点検等結果、各種法適合状況、都市計画法等建築条件、部位別劣化状況の点数化及び施設査定ランク付けなど）を集約した公共建築物カルテに反映させる。併せて予算情報や利用状況、運営コスト等の運営情報を扱う保全マネジメントシステム（B I M M S）に、工事履歴や点検・現地調査結果の情報を登録している。

以上のように情報把握・共有化をした上で、保全内容の判断を行っていくこととなるが、保全の種類として 3 つの保全方法を設定しており、劣化による機能停止や破損、崩壊等が重大な影響を及ぼす部位等については、予防保全的な観点から計画的に修繕・改修・更新等を実施する「計画保全」を、劣化の兆候又は建築物の機能を害する恐れがある症状が見られた場合には応急的にその部位等に必要最低限の修繕等を行う「応急保全」を、劣化が顕著に表れその部位の機能が滅失又は停止した際には「事後保全」を行うこととしている。

保全に関する計画作成の実務として、初めにマネジメント部門が直近3か年で実施すべき修繕や改修工事の対象をリスト化（保全内容の判断）をし、各施設管理者等に通知する。これを基に、施設管理者等は工事の必要性を確認しマネジメント部門に概算見積り依頼を行う。この際、大規模改修又はリノベーション（機能改善）工事が合理的と判断した場合



出典 上尾市「上尾市公共建築物管理マニュアル」(2016)

図 6-3 維持保全のサイクル

は、維持保全計画とは別に実施計画に位置付け対応する。マネジメント部門は、施設管理者等から提出された概算見積り依頼に沿って適宜ヒアリングを実施し、必要性や工事実施時期の前倒しや後送りの可否を判断する「施設査定」を行う。必要に応じ、マネジメント部門が業者見積りを取り工事内容を判断する。その結果は、概算見積りの形で各施設管理者等に通知されるとともに、財政部門に報告される。施設管理者等は概算見積書の内容に沿って予算検討を行い、財政部門が発出する基本方針に基づいて予算要求書の作成、提出を行い、最終的に行財政3か年実施計画への反映されることをもって維持保全計画の作成作業は終了となる。財政的な裏付けがなされ、計画に沿って工事が実施された後は、再び定期点検等による経過観察に入っていくことにより、維持保全のサイクルが継続的に行われていく仕組みを構築している。

福知山市では、公共施設マネジメントガイドラインを策定し、公共施設の整備に関する事項を定め、施設所管課等が所管施設の更新等の整備計画を策定することとしている<sup>37)</sup>。公共施設の更新等に当たり、公共施設の更新、改修、集約化・複合化、転用、除却等に係る調書の作成を行うこととし、対象となる施設の現況や更新、施設統合を通じた多機能化・複合化、転用、除却等に係る取組方針を明確化し、施設整備に必要な条件を事前に整理することとしている。中でも、更新や大規模改修は、長期的なライフサイクルコスト（整備費、維持管理等）の削減について、改修・新築の各々のメリット・デメリットを比較検討し、最適な手法を選択する。表6-8に示すチェックシートを用いて、建替えの場合と大規模改修の場合のそれぞれの手法について、用地費（新規用地取得が必要な場合のみ）及び整備費概算を残寿命で除した「賞味年平均整備費負担額」及び将来維持管理費を試算して概略LCC（年平均コスト）を算出し、建替え又は大規模改修で得られる機能の向上を総合的に判断し、最適な更新手法を選択することとしている。このように施設所管課等が計画策定をするためのルールをガイドライン等により明確に定め、施設所管課等により適宜計画を定めていく仕組みを構築している。

マニュアルやガイドラインにより、維持保全や改修の仕組みを構築し、施設所管課等が適宜計画を策定することができる仕組みを構築していることから、施設の劣化状況に応じて効率的な計画策定が行われやすい。一方で、劣化状況に応じた保全は、従前から行われている予算要求のように事前の財政需要の把握が難しく、予算を平準化して確保することが難しくなるため、予算措置が行われにくくなる可能性がある。このため、長期的な財政需要の可視化や予算への反映方法など財政と連動する仕組みの構築を併せて行い実行性を高めておく必要がある。

表 6-8 既存公共施設の改修活用と新築の比較検討に関するチェックシート

区分	小項目	注)網掛けセルは計算式のため入力不要				
		改修の場合 既存公共施設を改修して利用		新築の場合 ア 新規に用地取得して建設 イ 既存公共施設を解体撤去して建設		補足(算定方法や条件等)
①用地費	a 用地費		千円		千円	
	b 土地売却益等(充当可能な財源)		0千円		千円	
	c 差し引き(a-b)		0千円		0千円	
②整備費(用地費関係除く)	d 工事費(及び計画費)		0千円		千円	
	e 解体撤去費		千円		千円	
	f 将来追加改修費		千円		千円	
	g 整備費小計(d+e+f)		0千円		0千円	
	h 残寿命・耐用年数		0年		年	
	i 年平均コスト(g/h)(用地費を含まない)		#DIV/0!	千円/年	#DIV/0!	千円/年
③当初整備費に係る財源(用地費関係除く)	j 自主財源		0千円		千円	
	k 起債		0千円		千円	
	l 補助金・交付金		0千円		千円	
	m 合計		0千円		千円	
④当初整備コスト試算	n 当初整備費のうち市の賞味負担額(j+kの一部)		千円		千円	
	o 賞味年平均負担額(n/f)		#DIV/0!	千円/年	#DIV/0!	千円/年
⑤維持管理	p 水光熱費		千円/年		千円/年	
	q 人件費		千円/年		千円/年	
	r その他(需用費等)		千円/年		千円/年	
	s 年平均コスト(g+h+i)		0千円/年		0千円/年	
⑥期待される機能向上	t 施設の使い勝手					
	u 安全性					
	v 交通利便性					
	w 転用、複合利用可能性					
	x 立地環境					
	y その他					
総合評価						

注) 工事費(新築費)、解体撤去費、将来追加改修費については、資料シートを参考に試算  
なお、現時点で試算できないと考えられる場合は、理由を併せてその旨明示のこと

出典 福知山市公共施設マネジメントガイドライン(平成27年10月)

### 6.5.4 考察

以上のとおり、各自治体の長寿命化の進め方には、「目標使用年数を定め大規模改修等の時期を設定する方法」、「中長期保全計画を策定する方法」、「劣化状況に応じて適宜保全計画を策定する方法」の大きく3つの方法が見受けられた。

大規模改修等の時期を設定する方法は、築年数を基準として実施年度を定めやすく計画保全を作成し易い一方で、過大な支出に繋がりがやすく劣化状況に応じて工事内容を精査する仕組みが必要となる。

中長期保全計画を策定する方法は、施設毎に部位設備等毎の検討を行うため、工事履歴などを踏まえ、より実態に即した計画保全を行うことができる手法であるが、一方で計画策定に膨大な労力が必要となること、また、既に耐用年数を超過している部位設備等が多く存在し、劣化の進行度が異なるため、施設の現況を適切に反映し優先順位付けを行う必要があり、計画的な予算化が難しいことなどの課題があり、対象施設や対象部位を限定するなど負担を抑制しながら実行性の高い仕組みを構築することが必要となる。

劣化状況に応じて適宜保全計画を策定する方法は、劣化状況を踏まえた効率的な計画策定が行われやすいが、一方で、従前から行われている予算要求のように予算措置が行われ

にくくなる可能性があるため、財政と連動する仕組みを構築する必要がある。各方法にはそれぞれメリット・デメリットが存在している。

表 6-6 から各方法については、自治体の規模に関わらず検討されていることが分かる。ただし、個別施設についての計画的な事業費の計上は小規模自治体では見受けられず、改修等の実施については個別に判断を行っていくこととしている傾向にある。

このほか、全施設を対象として一律のルールを敷くのではなく、京都市のように施設規模に応じて計画方法を使い分けていくこととしている自治体や、上尾市のように大規模改修を行う施設と、行わずに維持保全で対応する施設を分けるなど、より実態に合わせた長寿命化方法が構築されてきている。

各手法は、築年数、部位設備等の耐用年数、劣化状況等に応じて優先順位のつけ方が異なるものの、いずれの場合においても、財源を確保し、優先順位付けを行い、着実に保全を行っていくことが重要である。そして、財源確保に当たっては、事業費の積算が必要となるが、それを総務省が示す更新費用試算ソフト等により築年数に基づき行うのか、中長期保全計画により部位設備等毎に積み上げ行うのか、適宜策定する保全計画により積み上げていくのかによって、マネジメントの仕方が異なってくる。

各自治体においては、公共施設マネジメントへの対応として、計画保全を大きく展開していくのか、若しくは、施設の再編に重きを置き、計画保全へ財政出動はある程度のところで抑制していくなどによって、長寿命化への対応方法は大きく異なる。保有する施設数や確保可能な財源等の状況、保全の人員体制などの状況に応じて、自治体の特徴に合った実行性の高い長寿命化方法を構築していく必要がある。

## 6.6 個別施設計画における財源確保

本節では、個別施設計画における財源確保に関する取組状況について考察を行う。公共施設マネジメントが求められる要因として、施設の老朽化の進行があるが、この問題に対処するために重要となるのが「財源の確保」である。

これまでの公共施設整備では、新築に関する議論は十分に行われているが、官庁会計では予算の適正・確実な執行を図るという観点から単式簿記による現金主義会計が採用されており、ストック情報（資産・負債）や見えにくいコスト情報（減価償却費等）の把握ができておらず、建設した後の維持保全等についての財源の議論が起き難い傾向にあった。こうした課題から、総務省は、地方公会計の整備促進を図り、複式簿記による発生主義会計の導入により、ストック情報と現金支出を伴わないコストを可視化し、公共施設等の将来更新必要額の推計や、事業別・施設別のセグメント分析などにより、施設に関連する費用を分析し、公共施設等のマネジメントを進めることを構想している。

公共施設マネジメントでは、前述のとおり「供給」、「品質」、「財務」の最適化を図ることが求められ、供給内容を見直しながら、財源を捻出していくことにより、老朽化への対応を可能とし建物等の品質を高めていくというような、マネジメントの好循環を生み出すことが必要となる。このため、施設に関係する内容について、各自治体が財源確保をどのように進めているかを整理した。

表 6-9 は、各自治体における個別施設計画及び総合管理計画等に記載される財源確保に関する取組方針等を整理した表である。この表のとおり財源確保に関する記述は、「施設使用料の見直し」、「資産の有効活用」、「維持管理業務の見直し」、「PPP/PFI の推進」、「基金の活用」の大きく 5 つに分類することが可能であった。以下、この分類に応じて、各自治体の取組状況について考察する。

### 6.6.1 施設使用料の見直し

財源確保の取組として、第一に、施設使用料の見直しが挙げられる。さいたま市、盛岡市、海老名市、福知山市、明石市などで個別施設計画に施設使用料の見直しが掲げられている。これまでの施設使用料は、施設が作られた時期や設置目的等により運営方法や利用形態がまちまちであり、有料施設と無料施設が混在し、金額設定も統一的な基準に基づくものではない状況にあった。このため、受益者負担の適正化の観点から、管理運営コストに対する適正な利用者負担のあり方について自治体の統一的な考え方を構築し、その考えに基づき使用料を算定し直すことにより、新たな財源確保を図る取組が見受けられる。無料施設の有料化をはじめ、使用料の減免基準の見直し、算定基準の見直しなどが行われる。

海老名市では、公共施設再編（適正化）計画において、基本的対応方策の 3 点目に財源確保を掲げ、その対応策の 1 つとして「海老名市公共施設使用料等に関する基本方針」（平成 26 年 9 月）に沿った使用料の改定による受益者負担の適正化（目的外使用も含む）を定めている。この基本方針では、無料施設の有料化、金額改定、新減免基準の各取組内容



及びその対象施設名及び実施時期を定めている。なお、会議室等の料金算定方法については、施設ごとに利用面積に応じた開館1時間あたりの経費（光熱費、人件費、消耗品費、保険料、委託料、修繕費(大規模改修は除く)、その他）を算出した上で、同分類の施設間で比較調整し、貸出部分面積に応じた共通料金表を作成し、これを基に各会議室等の使用料を定めている。このほか、駐車場・駐輪場の有料化や、市内利用者と市外利用者の負担割合、減免基準などを定めている。

このほか、さいたま市や盛岡市など、使用料について統一的な考え方を策定するための検討スケジュールを示している自治体も見受けられる。

## 6.6.2 資産の有効活用

第二に、各自治体が保有する資産（公的不動産（PRE））の有効活用により、税外収入を得る取組が挙げられる。未利用財産の売却等や、余剰資産の貸付、広告事業（ネーミングライツを含む）などの取組がこれに該当する。さいたま市、川崎市、京都市、海老名市などをはじめとし多くの自治体において取組が進められている。

川崎市では、資産マネジメントの戦略として「施設の長寿命化」、「資産保有の最適化」に加え「財産の有効活用」を掲げている。同市は、平成19年に「市有財産を有効活用するための基本方針」を策定し先進的に財産の有効活用に取り組んできている<sup>38)</sup>。同方針は、具体的活用策として、庁内活用、売却、貸付（使用許可を含む）、地元・市民等の主体的な活動又は市と協働による活用、市有財産を媒体として広告や撮影などの業務による活用の5点を掲げている。資産マネジメントの戦略では、取組事項として①庁舎・公の施設駐車場の適正利用の推進、②庁舎等余剰地や余剰床の貸付事業の推進（自動販売機等含む）、③広告事業の推進、④有効活用カタログ（事例集）の導入と活用効果の検証・評価、⑤ネーミングライツ（命名権）の導入、⑥道路・河川事業予定地及び事業残地等の有効活用、⑦不法占拠対策の推進の7点を掲げ、毎年度、売却・貸付・広告等の物件を選出し募集を行うことにより、市有財産の有効活用による税外収入の確保を進めている。計画策定時点で、貸付事業及び広告事業について年間約6億円の歳入・収入を予算計上しており、単純計算すると計画期間の7年間で約42億円という非常に大きい財源となっている。

京都市では、平成24年6月に策定した「京都市資産有効活用基本方針」に基づき、売却・貸付・広告事業に取り組んでいる<sup>39)</sup>。売却については、一般競争入札により売却することを原則としつつ、当該資産の利用経過や行政上の目的などを踏まえ、売却後の用途を指定する「条件付一般競争入札」や、売却後の活用案を募集し審査委員会で審査を行う「公募型プロポーザル方式」など、まちづくりの方向性を考慮した売却方法を構築して、収入確保を進めている。貸付については、市が継続して保有していく土地等のほか、利用中の施設の空きスペースも積極的に貸付を行い、資産の有効活用を図っている。広告事業については、「京都市広告事業実施要綱」及び「京都市広告掲載基準」に基づき、新たな財源の確保や経費の削減、地域経済の活性化や市民サービスの向上を目的とし、取組を進めている

40、41)。特筆すべきは、資産の有効活用の早期推進を図るために、事前に対象資産や応募期間を設定するのではなく、広く活用主体となる市民や事業者等による自由な発想に基づく活用策を常時受け付ける「市民等提案制度」を平成24年7月に創設している点にある。同制度では、「土地・建物の売却・貸付」、「広告事業」、「ネーミングライツ」等を対象に市民等提案を受け付けている。「土地・建物の売却・貸付」では、公有財産台帳を一部加工し、行政財産及び普通財産に関する土地一覧（約2,200件）及び建物一覧（約1,200件）を周知し市民等提案を募っている。また、併せて学校跡地の活用提案を募っている。当該事業は、閉校した学校のうち、市が活用の対象に指定する土地について、売却ではなく定期借地権の設定による貸付を行う事業であり、10年以上60年以内の期間で、学校跡地の全て（建物その他の工作物を含む）の活用を条件に、市の施策課題への対応に資するもので地域の活性化につながる跡地活用事業を募集し、貸付料等の収入を確保している。「広告事業」では、市が保有する施設又は本市が発行する印刷物等を対象に、広告掲載契約期間は最長3年間とし、広告を掲載する媒体、広告の内容、掲載期間、広告料及びその算定根拠等を記載する提案書を受け付け、広告料収入の確保を進めている。また、「ネーミングライツ」では、市が保有する施設又は本市が実施するイベント等を対象に、対象施設等、通称案、希望契約金額、希望契約期間等を記載する提案書を受け付け、収入確保を進めている。いずれの事業も、事前相談を受け付け、提案者と対話を行いながら、市民等提案につなげている。各制度に基づき提案のあった活用策については、社会的妥当性や本市施策との整合性等について審査したうえで、透明性や競争性の確保にも配慮しながら、提案内容を踏まえた有効活用を積極的に進め、地域振興やまちの活性化及び収入の確保に寄与している。

以上のほか、サウンディング型市場調査を活用して、資産の有効活用を図っている取組が見受けられる。伊丹市は、サウンディング型市場調査を「市有地などの有効活用に向けた検討にあたって、活用方法について民間事業者から広く意見、提案を求め、「対話」を通じて市場性等を把握する調査」と定義し、道路予定地について民間事業者との直接対話を行い、当該土地の市場性を把握するとともに、民間資本投入の可能性を調査している。調査の結果、当該道路予定地は、時間貸し駐車場として民間事業者参入による有効活用の可能性があることが確認でき、調査結果を踏まえ、事業プロポーザルの実施に向け、事業方式や公募条件の整理・検討を進めていくこととしている。

当該手法は、内閣府・総務省・国土交通省が平成28年10月に策定した「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」において、官民対話の方法の1つとして「マーケットサウンディング型」とされている<sup>42)</sup>。事業案の作成前において、参加事業者を募り（任意・無償が原則）、指定の場所に来てもらい、一定の時間の意見交換・対話を行う個別ヒアリング又はワークショップ等によって、様々なアイデアや意見を把握する調査（マーケットサウンディング）を実施し、事業案の策定及び事業者選定への手続きへ移行するものである。調査は、市場性の有無や実現可能性、アイデア等を把握する目的で行うもの（事業発案時の官民対話）と事業案策定後に公募に向けた条件を整理す

表 6-9 財源確保に関する取組方針

◎：具体的な取組あり、○：具体を検討中、△：考え方のみ記載 を各々示す。

自治体名	個別施設計画名称	施設使用料の見直し (受益者負担の適正化)	資産の有効活用 (PRE活用)	維持管理業務の見直し (包括委託等)	施設整備等に係るPPP/PFIの推進 (民間提案制度、PPP/PFI)	基金の活用
さいたま市	さいたま市公共施設マネジメント計画第1次アクションプラン	◎ 使用料改定の検討・実施 ■使用料の見直し 適正な受益者負担となるよう見直しを行い、市として統一した考え方を定める。 ■平成25・26年度に、使用料の見直しの考え方を策定し、順次、使用料改定の検討・実施。	◎ 提案型公共サービス 公民連携制度を活用し実施 ■提案型公共サービス公民連携制度により、市有財産の有効活用による財源確保、ネーミングライツ等を実施。	◎ 提案型公共サービス 公民連携制度 ■提案型公共サービス公民連携制度(平成24年度～)(市が実施している事業について、市民活動団体、民間企業等の団体及び個人から提案を受け、公民連携によってより効果的・効率的な事業として実施する。(24年度、10事業事業実施))	◎ PPP/PFI ■PPPの推進によるマネジメント 指定管理者制度やPFI等のPPP手法の導入により、施設の整備、更新、維持管理、運営において、民間事業者の資金やノウハウを活用し、より効果的・効率的なサービスを提供する。	—
川崎市	かわさき資産マネジメントカルテ(資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針)	—	◎ 貸付、広告、ネーミングライツ等 ■次年度歳入予算に以下の事業から約6億円を計上 ■余剰地の有効活用 既存施設の「余剰地の掘り起こし調査」の実施(1000m以上の余剰地のある施設を把握) ■戦略3 財産の有効活用 未利用土地の売却・貸付、行政財産余剰部分の貸付、市有財産を媒体とした広告事業を展開。 ■有効活用カタログの導入 他都市や民間企業等で先進的に行われる有効活用の取組事例をまとめる。	—	◎ 民間施設利用、PFI、DBO ■施設整備手法の選定 行政主導又は民間主導による施設整備かを選定する視点(①容積率から整備可能床面積と公共施設の必要床面積を比較、②市場価値の高低、③中長期的な行政ニーズの変更)とそのフローを示す。	—
静岡市	静岡市アセットマネジメントアクションプラン(第1次AMAP)	—	○ 市営住宅 高層化による 余剰資産 の売却 ■市営住宅の余剰資産(土地及び建物)の利活用 民間活力導入の可能性確認のため、民間会社へヒアリングを実施し、小規模団地は住居系の用途に、大規模団地は社会福祉施設等の多様な用途に民間活力導入の可能性があると判断。今後、市営住宅等を民間による高齢者・子育て支援施設等と複合化するなどを推進する。	—	—	—
京都市	京都市庁舎施設マネジメント計画 ※市有施設を庁舎施設、学校施設、市営住宅に分類	—	◎ 資産有効活用基本方針に基づく各種取組 ■「京都市資産有効活用基本方針」(H24)に基づき ア 売却(一般競争入札を原則とし、行政目的など売却後の用途を指定する「条件付一般競争入札」や、活用案を募集する「公募型プロポーザル方式」などにより売却) イ 貸付(土地等 施設の空きスペース等の積極的な貸付を進め、あらゆる資産の有効活用を図る。 ウ 広告事業「広告事業実施要綱」及び「広告掲載基準」に基づき、財源確保や経費削減、地域経済活性化や市民サービス向上を目的に実施。 ■市民等提案制度(有効活用の早期推進を図るため、事前に対象資産や応募期間を設定せずに、市民や事業者等による自由な発想に基づく活用案を常時受け付ける「市民等提案制度」を平成24年7月に創設。	—	—	—
盛岡市	盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化長期計画 同中期計画 同実施計画	○ 検討スケジュール 明示 ■受益者負担の適正化 ・施設の使われ方に着目し、類似した使われ方で受益者負担が大きく異なることのないよう「受益者負担の原則」を考慮して使用料を設定する。 ・施設使用料の減額又は免除は、必要最小限に留め、その基準の統一化を進める。(28年度調査、29年度課題整理、30年度協議)	△ 考え方のみ ■未利用資産の売却・貸付け 総量縮減などにより発生した未利用資産は、売却、貸付け等を行い、その収益は、この中期計画の期間における施設の維持更新に要する経費の財源に充てます。	—	◎ プラットフォーム設置 ■民間活力の導入 ・既存施設の建替え等に当たっては、PFIなどの民間活力の導入の可能性を検討します。 平成28年度の内閣府支援事業を契機にPPP/PFI地域プラットフォームを設置。	◎ 基金の増額 ■公共施設等整備基金の活用 中期計画の維持更新経費に充てるため、盛岡市公共施設等整備基金の増額を図る。
海老名市	海老名市公共施設再編(適正化)計画	◎ 施設分類によっては有料化を検討(公共施設使用料等に関する基本方針) ■受益者負担の適正化 市民利用施設に係る受益者負担の適正化を図るとして、この観点から『海老名市公共施設使用料等に関する基本方針』(平成26年9月)を定めています。今後は、基本方針に沿った使用料の改定を進めます。	◎ 賃貸・売却 ■保有施設を活用した収入の確保 低未利用の施設やスペースについては行政需要に対応した転用を図るだけでなく、賃貸や売却による収益確保に活用する可能性についても検討します。 (未利用地売却(約40億円)を想定)	◎ 対象施設に記載あり 同右	◎ 対象施設に記載あり ■多様なPPP/PFI手法の導入可能性を検討 限られた財源の中で大規模改修や更新等の建設工事や日常的な管理運営を効率的・効果的に実施するため、各施設の規模や提供サービス等の特性を踏まえて多様なPPP/PFI手法の導入可能性を検討し、民間の資金やノウハウの活用を図る。	◎ 公共施設等あんしん基金 ■公共施設の大規模改修や更新に備え「公共施設等あんしん基金」を設置。 ・今後も継続的に同基金への積み立てを行うことにより安定的な財源の確保を図ります。
春日部市	春日部市公共施設マネジメント基本計画	◎ 施設分類によっては有料化を検討 ■屋外スポーツ施設 無料施設については、受益者負担の観点から有料化を検討します。	○ 売却、定期借地、ネーミングライツ ■新規財源の確保 ・施設の広告媒体としての活用や公有財産の有効活用等により、財源の確保を図ります。 ・公共施設の再編によって生じた跡地は、売却や利活用などにより財源の確保を図ります。	—	◎ 建替PPP/PFI、指定管理導入、包括民間委託等 ■「春日部市PPP活用指針」の策定人口20万人以上の自治体においては平成28年度末までに『優先的検討規定』を策定するよう要請され、PPP導入開始検討時期や対象事業、事業費基準、検討プロセス等について定めた「春日部市PPP活用指針」を策定した。	—

自治体名	個別施設計画名称	施設使用料の見直し (受益者負担の適正化)		資産の有効活用 (PRE活用)	維持管理業務の見直し (包括委託等)	施設整備等に係るPPP/PFIの推進 (民間提案制度、PPP/PFI)		基金の活用
明石市	明石市公共施設配置適正化実行計画	○ 考え方をまとめ見直しを進める	■受益者負担の考え方に基づき、施設使用料等の適正化 管理運営コストに対する適正な利用者の負担のあり方について、市としての統一した考え方をまとめ、これに基づいて施設使用料等の見直しを進める。	○ 一部用途で活用検討	■未活用スペース 施設に未活用スペースがある場合、該当部分を暫定的に民間事業者に貸し出すなど、施設を最大限に活用できる方策を検討する。	○ 指定管理・業務委託、民間との協働	■指定管理・業務委託 指定管理や業務委託を導入していない施設のうち、導入した方が効率的、効果的な施設について導入を進める。また、既に導入している施設について、複数施設の維持管理業務の一括発注など、より効率的、効果的な手法を取り入れていく。 ■市民・民間との協働 市民や民間事業者のノウハウや資金を活かすことにより、サービスの向上や管理運営の効率化が見込まれる施設については、市民・民間事業者との協働を進める。	—
上尾市	上尾市個別施設管理基本計画 上尾市公共建築物管理実施計画	—	—	◎ 施設別の検討項目として明示	■公共建築物管理実施計画行役表 マネジメントの方向性において、「財産の活用」として施設・車両を活用した広告掲載、不要資産の売却など記載あり	—	◎ 整備PPP/PFI	■文化センターは、リニューアル及び延命化。更新は複合化による(PFIを前提) ■市民体育館は、延命化。更新は複合化による(PFIを前提) ■中学校給食共同調理場は、現行方式で継続する場合は更新(PFIを前提) ■自転車駐車場は、公民連携(PPP)の推進・更新(PFIを前提) ■ごみ処理施設は、第8次行革(ごみ処理広域化)検討結果の遂行・単独計画の策定実施(更新はPFIを前提)
藤沢市	藤沢市公共施設再整備プラン(短期プラン)同(長期プラン)	—	—	—	—	—	—	—
長浜市	長浜市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画	—	—	—	—	—	—	—
守口市	守口市公共施設等総合管理計画-施設別方針編 同-計画推進編	—	—	—	—	△ 考え方のみ	—	—
伊丹市	伊丹市公共施設再配置基本計画	—	—	△ 有効利用、譲渡・売却賃借含む	■既存施設の余剰空間、時間等を市全体として有効活用し、他機能の受け入れや新たなニーズに対応	△ 民間活力活用	△ PFI・PPP	■民間のノウハウ・技術などを活用し、サービスの向上、事業の効率化、財政負担の軽減を図る。
石狩市	石狩市公共施設等総合管理計画実施計画	—	—	—	—	—	—	—
小清水町	小清水町公共施設等総合管理計画～小清水町まちづくり基本構想～	—	—	—	—	△ 考え方のみ	△ 考え方のみ	・公共施設等の更新などに、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用し、PPP/PFIの積極的な導入を図る。
高島市	高島市公共施設再編計画	—	—	—	—	—	—	—
福知山市	福知山市公共施設マネジメント実施計画	○ 課題、取組内容を明示	■受益者が負うべき適正な負担水準を設定し、応能・応益の原則に基づき見直しを行う。 ・使用料・手数料等の見直しは、施策目的、サービス内容、国・府等基準や他市町村比較等を行い、市民生活への影響を考慮し取組む。 ・公共施設の無償貸与や各種減免制度も再検証を行う。 ・一律の引き上げではなく、個々の政策目的も踏まえて検討を行う。	—	—	○ 公民連携・指定管理制度の改善	—	■公民連携による公共施設サービスの質の向上(一定の収益が可能な施設は、管理運営の知識やノウハウを持つ民間事業者への運営委託など公民連携手法を積極的に活用。下請け的な民間委託ではなく、事業者自身が、「サービス向上」+「コスト削減」=「利用増加」=「収益向上」の方式の実現を目指すようにするため、事業者の意欲を喚起する動機付けや、活動結果の適切な評価が必要。
浜田市	浜田市公共施設再配置方針 浜田市第1期公共施設再配置実施計画	—	—	—	—	—	—	—
豊後大野市	豊後大野市公共施設の見直しに関する指針(第3次【一部改定】)	○ 受益者負担原則の検討	■受益者負担の適正化 財政運営の基本指針等に関する条例「市は、使用料、手数料及び負担金等について、受益者による負担の適正化を図り、必要に応じ総合的な見直しに努めるものとする。」に基づき、見直しを検討する。	◎ 市有財産の有効活用	■財産収入の強化(普通財産の積極的な譲渡、貸付等) 「公共施設の見直しに関する指針」等により処理された施設等の譲渡、貸付等への積極的な取組	○ 民営化又は指定管理を検討	—	■整理統合及び民間委託等の検討 民間企業等が有する多様な専門性や機動性、ノウハウを生かすため、指定管理者制度や民営化、外部委託に関するガイドラインに沿った民間活力の導入を積極的に推進し、出先機関の統合の進捗にあわせ組織・機構の見直しを検討する。
				◎ 計画的な基金の積立	■特定目的基金の積極的な利活用 重要度の高い事業に財政資源を集中させるという考え方を基本に、目的別に特定目的基金(公共施設整備基金等)の積極的な活用を図り、市民サービスの質の向上に努める。			

る目的で行うもの（公募条件検討時の官民対話）がある。民間事業者が原則無償で参画するメリットは、自治体の事業方針等を直接聞くことができる点や民間事業者の考えを行政に伝えることができる点にある。対話で得られた民間のアイデアや意見をその後の検討や公募条件の策定に部分的に採用することを基本とするものであり、必要な情報を収集する調査としての性格が強い。このため、マーケットサウンディングに参加した実績がその後の事業者公募において優位性をもたない特徴がある。

個別資産の有効活用を検討する際に、資産の有効活用の可能性を検証する方法として、サウンディング型市場調査は効果的な取組であると言える。

### 6.6.3 維持管理業務の見直し

第三は、「維持管理業務の見直し」が挙げられる。この方法として、指定管理者制度又は業務委託などの民間活用を行っていない施設について民間活力の導入を進めることや、類似施設や近接施設の指定管理の一元化、あるいは、複数施設の管理業務の包括業務委託を行うなど、さらなる維持管理業務の効率化を図る取組が挙げられる。

明石市では、管理運営の効率化の中で、複数施設の維持管理業務の一括発注を掲げている。この事業化に向けて、民間事業者の本業務への参入意向や算入しやすい公募条件を把握するため、対話型市場調査を実施している。調査の結果、現行の委託料総額からのコスト削減の余地について、十分に削減が可能とする者、小規模だが削減が可能とする者、変わらない者、コスト増となる者などの回答があり、「業務量が多くなりスケールメリットを活かせる」、「入札等の事業者選定が一本化されるため、間接経費の削減は見込める」、「常駐管理・緊急対応・修繕等を追加して、施設管理全体の包括管理業務として発注する方が、管理にかかる市の人件費・事務費を含めたコスト削減の余地が大きくなる」などの意見が挙がっている。意見を踏まえ、複数施設の包括管理業務委託の検討を進めている。

さいたま市では、平成24年度に「提案型公共サービス公民連携制度」を構築し、市が実施している事業又は今後実施する方針を決定している事業（施設に関連するもの以外も含む）を対象として、市が直接実施する場合に比べてコストやサービスの質でより優れている成果をもたらす提案を募集している。募集の結果、公共施設の維持管理に関連するものとしては、設備管理業務、清掃業務、警備・駐車場等維持管理業務に加え他の管理業務を統合する提案や、市の負担増無しに公共サービスの充実を図れる提案などが採用となり、事業実施に至っている。このような取組により、維持管理業務の効率化を図るとともに、公共サービスの充実を図る取組を進めている。

### 6.6.4 PPP/PFIの推進

第四に、施設整備等に係るPPP/PFIの活用が挙げられる。PPP(Public Private Partnership)は、「公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの」と、P

PF I (Private Finance Initiative) は、「PFI 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法」とそれぞれ定義される<sup>43)</sup>。内閣府及び総務省は「極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様な PPP/PFI 手法を拡大することが必要」とし、PPP/PFI を推進している。特に、人口 20 万人以上の地方公共団体に対しては、平成 28 年度末までに、多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための優先的検討規程を定めるよう要請し、これを受け人口要件を満たす自治体の多くは当該規程を定め、基準に該当する事業については PPP/PFI の検討を優先的に行うこととしている。

上尾市では、「上尾市 PPP/PFI 手法導入優先的検討ガイドライン」を定めるとともに<sup>44)</sup>、個別施設計画の全体行程表において、文化センター、市民体育館、中学校給食共同調理場、自転車駐車場、ごみ処理施設において、更新は PFI を前提とすることを定め、民間資金等の活用による公共施設等の整備を図っている。

また、盛岡市では、長寿命化工事の実施などの公共施設マネジメントを着実に推進すること等を目的に、民間事業者の PPP/PFI に関するノウハウ習得と事業参画に向けた競争力強化を図るため、公共施設整備・管理運営等に関連する地場企業が、セミナー開催や意見交換等を通じ案件形成に向けた官民の情報共有及び対話促進を継続的に展開する場として、PPP/PFI 地域プラットフォーム「もりおか PPP プラットフォーム」を設置し、サウンディング型市場調査や民間提案制度の構築などによる民間事業者との対話を促進し、事業案件の形成を目指す取組を開始している。公共施設保有最適化・長寿命化中期計画・実施計画に定める大規模改修等並びに、(仮称)盛岡学校給食センター整備運営事業、盛岡バスセンター再整備事業、盛岡南公園野球場(仮称)整備事業及び盛岡市動物公園公民連携事業などの案件の検討を進めている。

#### 6.6.5 基金の活用

第五に、将来的な公共施設の更新・大規模改修に備え、基金に積み立てを行うことにより、安定的な財源の確保を図る取組が見受けられた。今後、個別施設計画の実施段階に入り、本格的な更新・大規模改修の時期を迎えた際に、年によって事業費に多寡がある場合に一般財源への影響を緩和する役割や、事業の実施の際の財源調達がし易くなるなど、活用が想定される。

海老名市では、平成 26 年 12 月に市民利用施設を含む公共施設の大規模改修や更新に備え「公共施設等あんしん基金」を設置し、継続的に同基金への積み立てを行うことにより安定的な財源の確保を図ることとしている。30 年後に更新費用のピークが訪れる推計を踏まえ、その時期に向けて 20 億円程度の積み立てを想定し、決算の剰余金や執行残などを計画的に積み立て基金残高の増加に向けて取り組んでおり、年度間での更新費用の増減とい

うのが生じてくる場合に基金を活用し一般財源負担の平準化を図っていくことを想定している。

また、盛岡市では、公共施設保有最適化・長寿命化中期計画において、37年度までの10年間に長寿命化の関連の計画事業費として543億円を見込んでおり、このうち補助や起債を除いた一般財源を約126億円と見込んでいる。この一般財源について、維持管理コストの削減額及び中期財政見通しにおける普通建設の事業費を一部振り向けるなどにより106億円ほどを見出せるとし、それでも不足する約20億円について「公共施設等整備基金」に積み立てることとし、10億円を財政調整基金から当該基金に移すとともに、残りの額については今後の財政運営の中で見出して、長寿命化の財源に充てることとしている。

#### 6.6.6 考察

以上のように、財源確保策として、施設使用料の見直し、資産の有効活用、維持管理業務の見直し、PPP/PFIの推進、基金の活用の5つの取組が見受けられた。

前述の個別施設計画の再編及び長寿命化に関する取組を着実に進めるためには、各自治体が更新費用推計として示しているように非常に大きな財源が必要となる。これに対応するために、財政計画を作成することとなるが、計画を着実に進めるための財源を確保することは容易ではない。この点が公共施設マネジメントにおける最も大きな課題の1つであり、財源確保策は非常に重要であると言える。

再編及び長寿命化に要する概算事業費及びそれに対する財政計画を定め、不足する金額についてどの程度の金額をどのように確保するか目標を持って取り組み財源を確保していくことが重要であり、財政計画と収入を連動させていくことが求められ、これにより公共施設マネジメントが持続可能な取組になっていく。

しかし、財源確保策は、自治体の置かれている状況によって取組効果が異なる。財源確保が難しい場合には、再編の取組に重点化するなどの対応が必要となり、自治体によってマネジメントの仕方が異なってくる。このため、次節では、自治体ごとに再編、長寿命化、財源確保など、どの取組に重きを置いているか公共施設マネジメントの特徴について考察する。

## 6.7 各自治体の公共施設マネジメントの特徴

本節では、前節までにおいて可視化した再編、長寿命化、財源確保の個別施設計画の各取組に加え、個別施設計画の策定に当たっての特徴的な取組である数値目標の設定、施設評価の実施、市民参加の3つの取組を踏まえ、各自治体が各取組をどのように進めながら公共施設マネジメントを推進しているか、その特徴について考察する。

### 6.7.1 分析方法

考察に当たっては、各自治体の公共施設マネジメントの取組の特徴を、レーダーチャートを用いて可視化し多項目分析を行う。レーダーチャートの分析項目は、再編、長寿命化、財源確保、数値目標、施設評価、市民参加の6項目とし、各々表6-10のとおりの評価基準により5段階評価を行う。

表6-10 レーダーチャート分析における評価基準

	評価基準				
	1	2	3	4	5
再編	総論としての考え方の記載のみ	用途分類毎の検討の方向性を記載	施設毎の検討の方向性を記載	施設毎に存廃を決定	施設毎に存廃及び時期を決定
長寿命化	記載なし	長寿命化の概念のみ記載(具体的な検討手順なし)	具体的な進め方・検討手順等の取組方を記載	施設毎、工事内容、時期を決定	施設毎、工事内容、時期・概算事業費を決定
財源確保	記載なし	考え方のみ記載	具体的な取組方を定める	具体的な取組実績有	目標金額又は実績額、取組金額を明示
数値目標	数値目標はなく、試算もしていない	数値目標ではないが試算あり	全体数値目標の設定あり	施設分類毎又は段階的期間の数値目標あり	施設分類毎かつ段階的な数値目標設定あり
施設評価	実施しない	施設評価の実施を検討中	施設評価を実施(評価結果の公表なし)	施設評価結果を公表している	施設評価結果を個別施設計画に反映している
市民参加	市民参加なし	分類2を実施	分類2及び施設白書を実施	分類2、分類1、施設白書を実施	分類2、分類1、分類3、施設白書を実施

※ 市民参加は、5.3.13項に示す分類を用いており、分類1は、住民アンケート、市民モニター、シンポジウム・フォーラム、地域別懇談会・意見交換会等の「問題意識の周知とともに、総論としての取組の方向性について住民の意向を確認するもの」を、分類2は、パブリック・コメント、住民説明会、審議会等の「行政が主導して取りまとめた個別施設計画案を住民等に問うもの」を、分類3は、ワークショップ、市民会議、パブリック・インボルブメント、市民討議会、討論型世論調査等の「住民同士の議論により個別施設の方向性を導くもの」を各々示している。



再編については、総論としての考え方の記載をはじめとし、用途分類毎の検討の方向性を定めているか、施設毎の検討の方向性を記載しているか、さらには施設毎に存廃等を決定しているか、決定しているのであれば時期を定めているかの5段階とした。

長寿命化については、長寿命化に取り組むこととしているか（長寿命化の概念の記載があるか）、長寿命化の進め方や検討手順等の取組方策を定めているか、具体的に長寿命化を行う施設や工事内容・時期を定めているか、そして、定めている場合には事業費を決定し計画化しているかの5段階で評価を行う。

財源確保については、財源確保の考え方の記載の有無に加えて、具体的な取組方策を定めているか、具体的な取組実績があるか、さらには目標金額や実績額・取組金額を明示し財源として見込んでいるかの5段階とした。

数値目標については、試算の有無や数値目標の有無に加えて、施設分類毎の数値目標の有無や長期の計画期間のうち中期・短期の段階的な数値目標の設定の有無の観点に加え、5段階に分類している。

施設評価については、施設評価の実施の有無に加え、評価結果の公表、評価結果の個別施設計画への反映を、評価の観点としている。

市民参加については、実施の有無のほか、第5章で整理した分類2「行政が主導して取りまとめた個別施設計画案を住民等に問うもの」を実施しているか。また、施設白書を作成し、住民が施設の状況を判り易い状態としているか。これらに加えて、分類1「問題意識の周知とともに、総論としての取組の方向性について住民の意向を確認するもの」や、分類3「住民同士の議論により個別施設の方向性を導くもの」を実施しているかを用いて、5段階評価を行う。

以上のとおり、より具体的な記述や取組が見受けられるほど、高い配点となるように設定しており、レーダーチャートに示した際に、高い配点となる項目が多いほど、当該自治体の取組のレーダーチャートの範囲が大きくなるように評価基準を定めている。

このほか、自治体の規模等による公共施設マネジメントの特徴の違いを把握し易くするため、併せてレーダーチャートには、平成27年度の決算カードにおける国勢調査人口及び財政力指数を調査し表示する。

## 6.7.2 分析結果

各自治体の取組に関してレーダーチャートを用いて多項目分析をした結果、次のとおり各自治体の公共施設マネジメントの特徴が明らかとなった。

以下、自治体の規模順にレーダーチャートを表示するとともに、その結果及び個別施設計画等から読み取れる当該自治体の公共施設マネジメントの特徴について考察を行う。

なお、当該レーダーチャートは、分析時点のものであり、今後各自治体の取組が進むに連れ変化してくるものであることに留意が必要である。

(1) 指定都市

さいたま市は、長寿命化を前提に、建替え時に規模を縮減する計画を定めている。再編は15%の面積縮減目標を掲げるが、更新時に複合化等を検討するため、現時点の見直し施設は一部に限られる。長寿命化は、修繕、改修、建替えのサイクルを定め、修繕・改修を行う施設をリストアップしている。財源確保は、提案型の公民連携制度、財産の有効活用等のほか、使用料の見直しを進めている。個別施設の見直しや工事の記載は一部施設に限られるが、モデル事業を行い、市民参加を進めながら、長期的にマネジメントを行うための仕組みづくりに重きが置かれた計画となっている。

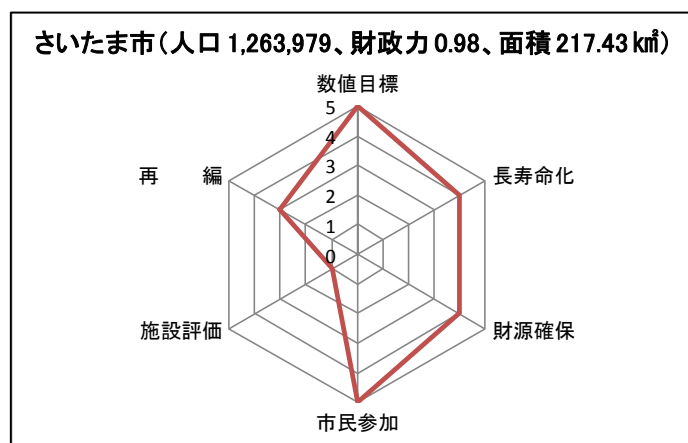


図 6-4 さいたま市のレーダーチャート分析結果

川崎市は、再編については人口減少期（2030 年以降）の重点取組としており、長寿命化と財源確保の取組に重きが置かれている。長寿命化は、施設每部位毎の保全計画を策定し、大規模施設は主要部位のほか受変電等について、小規模施設は主要部位のみについて、計画保全を行う。財源確保は、既に未利用地・余裕財産の貸付や財産を活用した広告事業により年間 6 億円の歳入予算を計上しており、取組が非常に進んでいる。

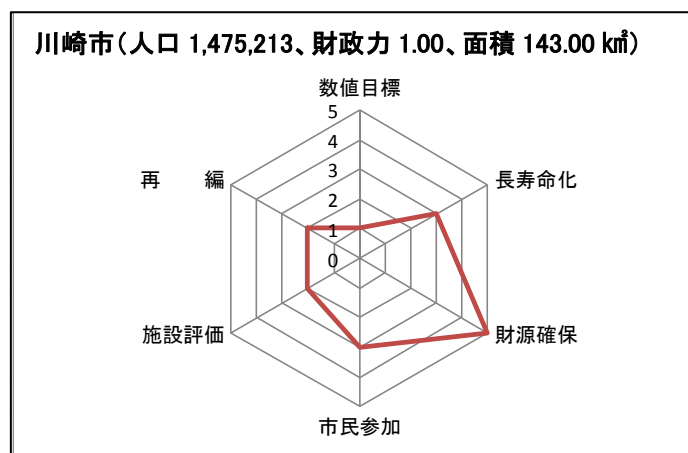


図 6-5 川崎市のレーダーチャート分析結果

静岡市は、再編と長寿命化の取組に重きが置かれている。再編については 20%の面積縮減を掲げ、施設分類別に「継続」、「複合化」、「統廃合」、「民営化」の方向性を明示した上で、向こう 6 年間の個別施設計画において施設ごとに「統合及び複合化」、「廃止」、「民営化」等を示し 60 施設程の見直し施設を定めるとともに、長寿命化については「設計」、「中規模改修」、「大規模改修」を示し、その実施時期及び事業費を明示している。加えて、主要な分野では、配置適正化方針の策定をしており、長期的なマネジメントの仕組みの構築と併せて、再編と長寿命化の具体的な取組が進められている。

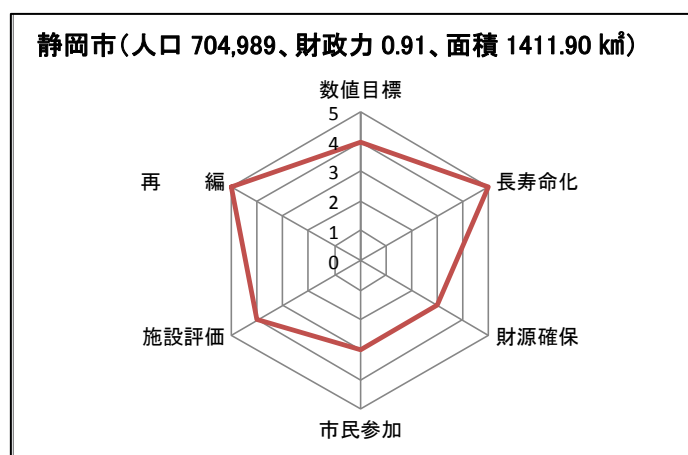


図 6-6 静岡市のレーダーチャート分析結果

京都市は、再編は現在量を最大値とする新規抑制の考え方を掲げるに留まり、長寿命化と財源確保の取組に重きが置かれている。長寿命化は、目標使用年数を原則 80 年と定め、改修周期を原則 20 年、40 年、60 年とし築後 40 年目で「長寿命化改修」を行う。1,000 m<sup>2</sup>以上の施設は、部位毎の改修時期や費用を表した「施設別改修計画」を策定し計画保全を行う。財源確保は、平成 24 年 6 月策定の「京都市資産有効活用基本方針」に基づき、売却、貸付、広告事業を実施。活用策を常時受け付ける「市民等提案制度」を設けており、取組が進んでいる。

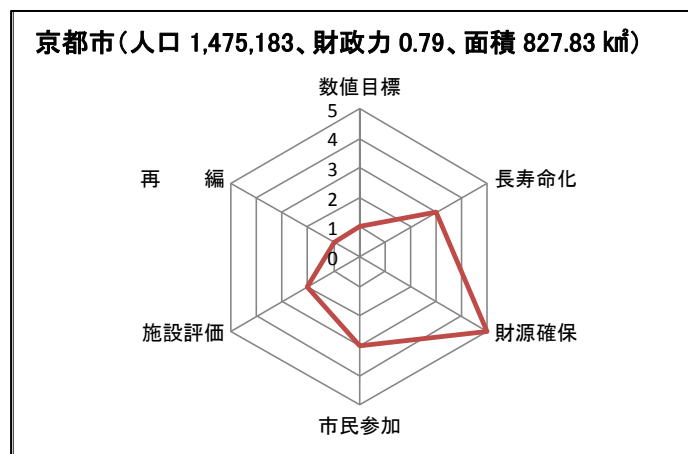


図 6-7 京都市のレーダーチャート分析結果

(2) 中核市

盛岡市は、再編と長寿命化の取組に重きが置かれている。再編は更新費用不足額を面積削減で補おうとすると17.1%削減する必要があると試算し、「廃止」、「解体」、「民営化」等の時期を明示し、50施設程の見直し施設を定めるとともに、継続する施設は長寿命化工事として「大規模改修」、「修繕」等の時期や概算事業費を年度別に設定している。市民参加では、無作為抽出による市民討議会を活用した合意形成の取組も進められており、再編と長寿命化の双方について具体的な取組が進められている。

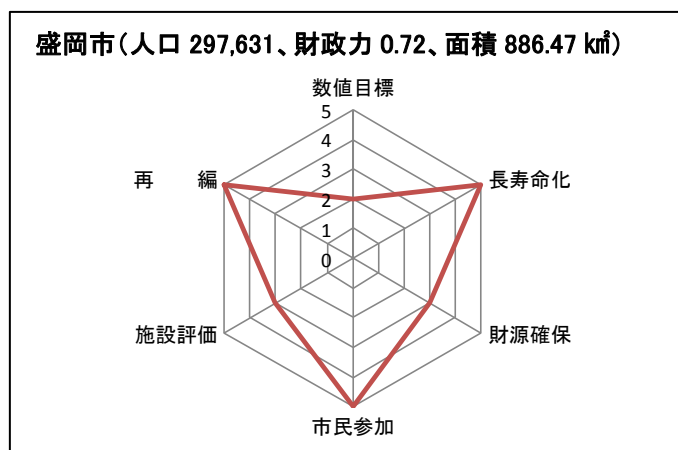


図 6-8 盛岡市のレーダーチャート分析結果

海老名市は、再編と長寿命化の双方を中長期の視点で進めながら、財源確保の取組を構築している。再編は、20%の面積削減を掲げ、施設分類毎に、基本的な方向性及び10年以内に行うこと等を定めている。長寿命化は、築後30年を大規模改修、65年を更新の目安年度として明示し10年以内に行う内容を定めている。財源確保は、基金の設置、PPP/PFI導入検討、保有施設活用による収入確保(売却で約40億円を想定)、受益者負担の適正化に取り組む。個別施設の具体的な記載は限られるが、財源確保を強く意識した取組が進められている。

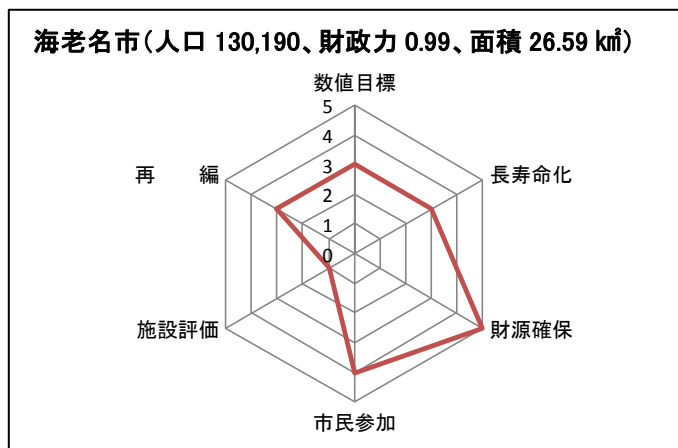


図 6-9 海老名市のレーダーチャート分析結果

### (3) 特例市

春日部市は、長寿命化を前提に、建替え時に規模を縮減する計画である。再編は20%の面積縮減を掲げるが、建替え時に複合化等を検討するものとし、現時点の見直し施設は一部に限られる。長寿命化は、修繕、改修、建替えのサイクルを定め、修繕・改修を検討する施設を選出している。財源確保は、PPP 活用指針を定めたほか、広告・財産の有効活用、使用料の有料化等の検討を進めている。個別施設の見直しや工事の記載は限られるが、市民参加を進めながら、長期的にマネジメントを行うための仕組みづくりに重きが置かれた計画となっている。

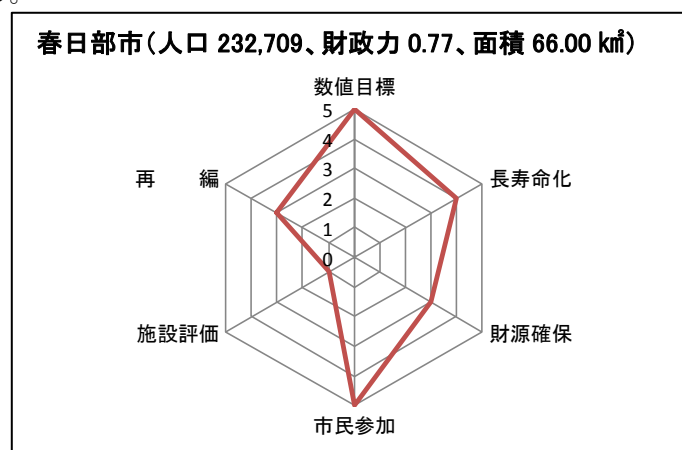


図 6-10 春日部市のレーダーチャート分析結果

明石市は、長寿命化は考え方の記載、財源確保は取組方策の記載に留まり、再編の取組に重きが置かれている。30%の面積縮減目標に沿った段階的な目標設定を行い、施設用途毎の具体的な取組内容及びスケジュールを定めている。地域移管や集約化、民営化、転用等の見直しを定める施設は10数施設に限られ、あり方を検討することとしている施設が多いが、施設評価結果を基に、市民会議をはじめ複数の市民参加手法を実施し丁寧に合意形成を図りながら、徐々に検討を進めている。

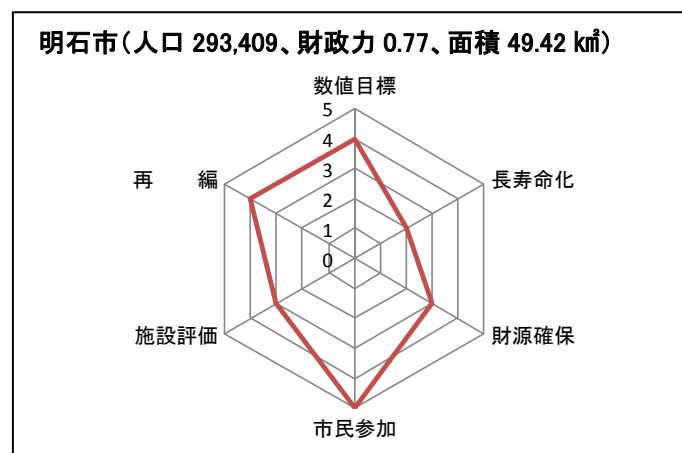


図 6-11 明石市のレーダーチャート分析結果

(4) 中都市

上尾市は、再編と長寿命化の取組に重きが置かれている。再編は、更新等経費の35%削減を目標とし、「統廃合」、「複合化」、「管理運営方式の見直し」等の時期を明示し、機能移転や転用、廃止など10数施設の見直しのほか、再編計画を策定する施設を定めている。長寿命化は「計画保全」、「応急保全」、「事後保全」を組み合わせた保全の仕組みを構築し、施設によって「大規模改修」等の内容を定め、検討、判断、実施などの時期を定めている。市民参加ではワークショップ等も行われ、再編と長寿命化双方の具体的な取組が進んでいる。

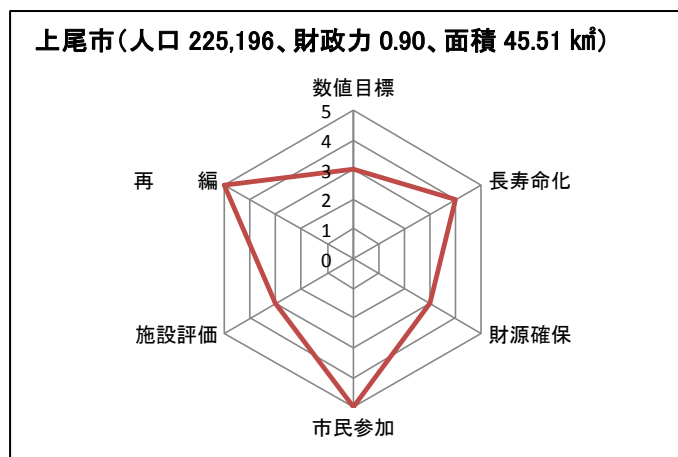


図 6-12 上尾市のレーダーチャート分析結果

藤沢市は、再編と長寿命化を同時に進める再整備に重きを置いている。再編は、再整備基本方針に「機能集約・複合化による施設数の削減」を掲げ、「施設種類毎の詳細な再整備の考え方」を示し、長期プラン（20年間）に検討が必要な施設を明示し、短期プラン（3年間）に「施設整備」、「計画等策定」、「検討」を定め、施設整備は新設・建替え・再整備など20施設程の設計・工事等の工程を示している。再整備対象外の施設は部位ごとの「中長期予防保全計画」を策定する。市民参加では、討論型世論調査や住民が再整備を判断する取組など、住民起点の取組により合意形成を進めており、再整備について具体的な取組が進んでいる。

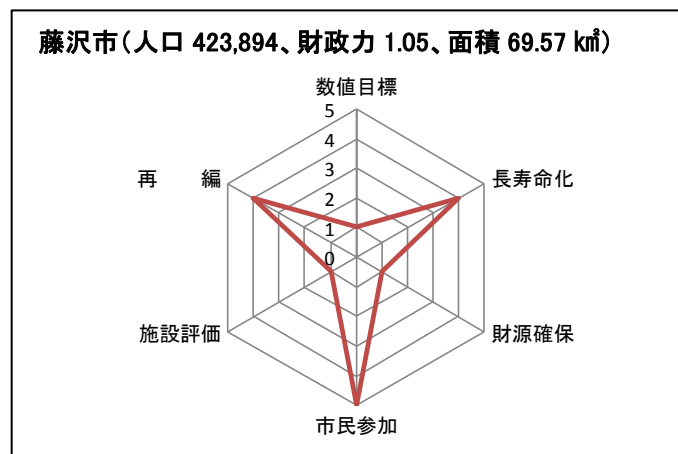


図 6-13 藤沢市のレーダーチャート分析結果

長浜市は、財源確保は考え方の記載に留まり、長寿命化の改修や整備は一部施設の記載に限られ、再編の取組に重きが置かれている。再編では、34%の面積削減目標に沿い、当初10年で6%を削減する施設類型毎の面積目標を設定するとともに、「機能」と「建物」を分けて施設評価を行い、各々の方針を計画に明記し、譲渡、見直し、解体、統合など60施設程の見直し施設を定めており、年度別にスケジュールを定めている。具体的で実効性の高い再編計画を策定している。

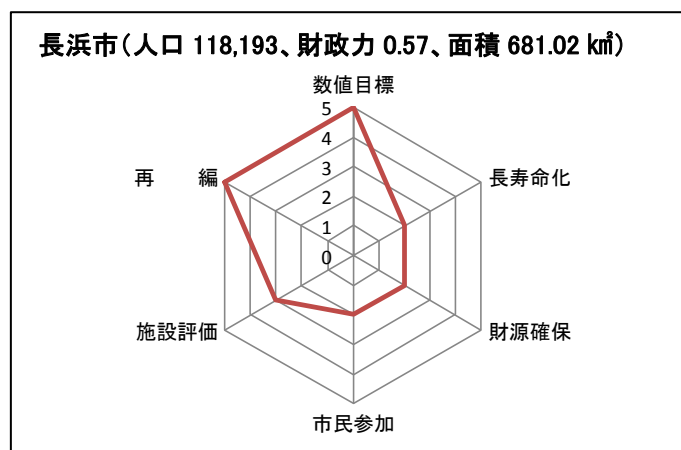


図 6-14 長浜市のレーダーチャート分析結果

守口市は、財源確保は考え方の記載に留まり、長寿命化は今後リニューアル計画を策定するなど一部施設の記載に限られ、再編の取組に重きが置かれている。数値目標は、改革ビジョンに示す施設の見直しを踏まえ、人口1人当たり延床面積2.42㎡を目標とし、施設別の方針を明記し、特に見直し効果の大きい「保育所・幼稚園」、「小・中学校」、「地域コミュニティ施設」については、具体的な統合・工事・供用開始等のスケジュールを定めている。解体、民間移管、転用など30施設程の保有の見直しを定めており、具体的で実効性の高い再編計画となっている。

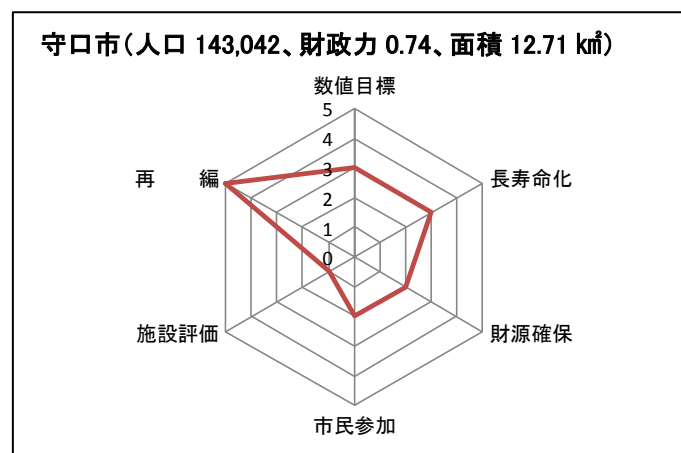


図 6-15 守口市のレーダーチャート分析結果

伊丹市は、再編と長寿命化の双方の取組を進めながら、財源確保の取組を実践している。10%の面積削減目標に沿い、施設毎の方針として「建替え」、「機能移転」、「計画保全・長寿命化」、「あり方検討・有効活用」、「民間活力活用」の検討の優先順位が高い項目を示している。長寿命化は、建物や設備等の修繕時期・工事費等を整理した「中長期保全計画」に基づき、劣化度調査を行い次年度工事の選定を行う。サウンディング型市場調査による財源確保も行いバランスの取れた取組を進めているが、短期5年で行う施設は一部に限られ、中期15年で検討を進める施設が多い。

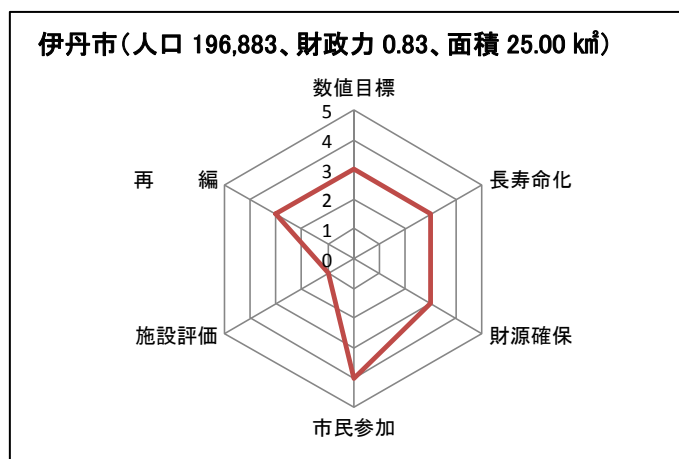


図 6-16 伊丹市のレーダーチャート分析結果

(5) 小都市

石狩市は、長寿命化や財源確保の記載は無く、再編の取組に重きが置かれている。20%の面積削減の数値目標に沿って、「統廃合を進める施設」、「売却する施設」、「取り壊しを行う施設」などの取組が可能な施設から実施計画に明記し、向こう4年間の取組スケジュールを定めている。取壊し、統廃合、売却など30施設程の見直しを定めており、具体的に再編が進んでいるが、今後も継続した見直し施設の選定が必要になっている。

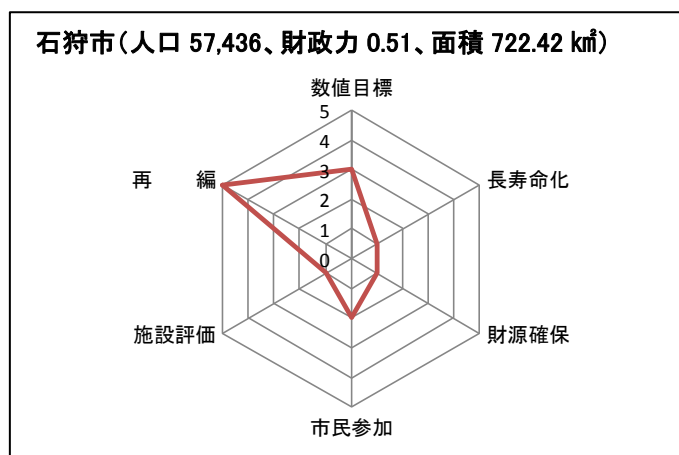


図 6-17 石狩市のレーダーチャート分析結果



小清水町は、長寿命化や財源確保は考え方の記載に留まり、再編の取組に重きが置かれている。40%の面積削減目標に沿って、施設評価を実施し、「廃止すべき施設」、「譲渡する施設」、「維持すべき施設」、「複合化を図るべき施設」などを計画に明記し、向こう26年間の年次別の廃止予定施設・建物リストを定めている。廃止すべき施設に180施設程を掲げ、譲渡や将来廃止を含めて200施設程の見直し施設を定めている。具体的で実効性のある再編計画となっている。

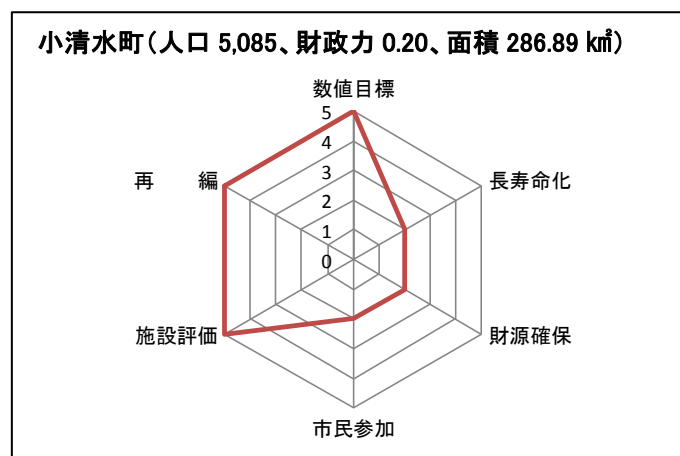


図 6-18 小清水町のレーダーチャート分析結果

高島市は、財源確保の記載はなく、長寿命化は考え方の記載に留まり、再編の取組に重きが置かれている。50%の面積削減目標に沿い、施設評価結果を計画に明記し、「譲渡」、「廃止」、「集約化」、「複合化」、「転用」、「維持」など再編の方向性を示している。施設毎の再編スケジュールは示されていないが、60施設程の譲渡に加え、他施設への機能移転や集約化、廃止などを含めて180施設程の見直しの方向性を定めているほか、適正規模での配置を検討する施設を多数定めており、個別施設に対する市の考え方が明確に示された再編計画となっている。

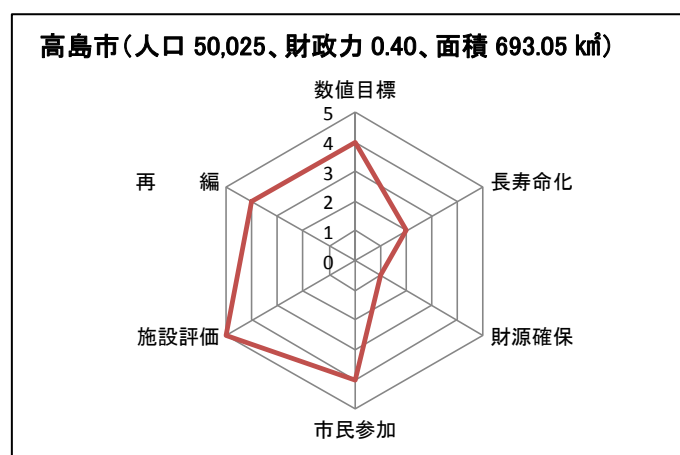


図 6-19 高島市のレーダーチャート分析結果

福知山市は、長寿命化や財源確保は取組方策の記載に留まり、再編の取組に重きが置かれている。45%の面積削減目標を掲げ、施設評価結果として「評価項目への該当」、「方針決定の根拠」及び「方針（譲渡、統合・廃止、用途変更等）」を明示するとともに、実施計画として5年間の実施スケジュール及びその後の5年間も含めた10年間の基本的な取組内容を示している。160施設程の譲渡に加え、再編、統合、廃止などを含めて300を超える施設の見直しの方向性を定めている。地域譲渡の際には地域による維持更新等に補助制度を設けるなど、具体的で実効性の高い再編計画となっている。

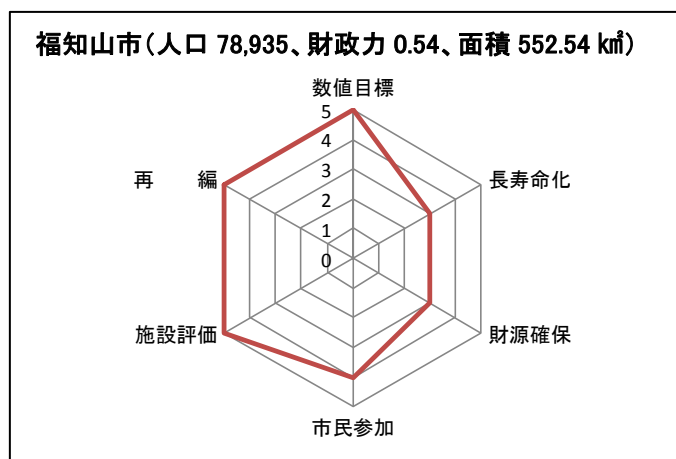


図 6-20 福知山市のレーダーチャート分析結果

浜田市は、財源確保は考え方の記載に留まり、長寿命化は向こう6年間の計画にある一部施設に限られる。再編の取組に重きが置かれており、計画には、90施設程の譲渡に加え、廃止、複合化などを含めて150施設程の見直しの方針が明記され、地元協議など具体的な取組内容が目標時期とともに記述されており、具体的な取組につながる再編計画となっている。ただし、数値目標は、民間事業者作成の再配置計画（素案）には施設分類毎の削減面積が示されるが、実施計画には明示されておらず、総量削減の合意形成に課題が残る。

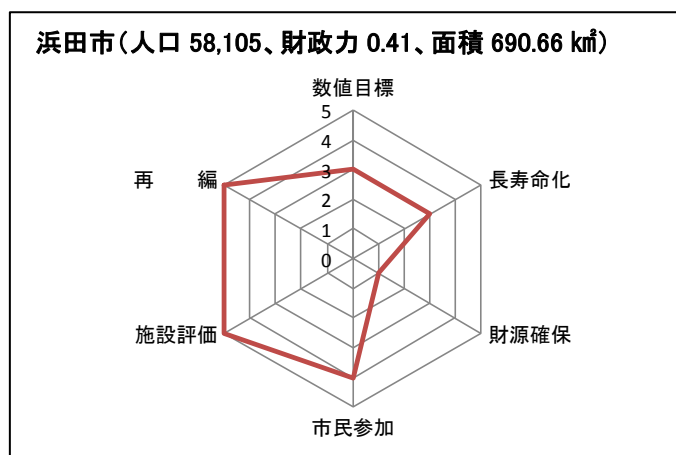


図 6-21 浜田市のレーダーチャート分析結果

豊後大野市は、長寿命化や財源確保は取組方策の記載に留まり、再編の取組に重きが置かれている。行政改革の下「公共施設の見直しに関する指針」を定め、その個別リストとして322施設について「直営」、「指定管理」、「廃止」などの方向性を決定し、施設毎に年次別の実行スケジュールを定めている。100施設程の譲渡や民営化に加え、廃止や売却などを含めて150施設程の見直しを定めており、具体的で実効性の高い再編計画となっている。

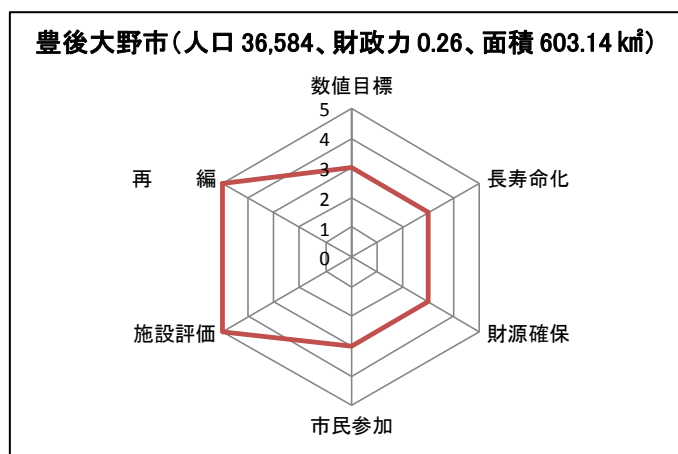


図 6-22 豊後大野市のレーダーチャート分析結果

### 6.7.3 公共施設マネジメント手法の類型化

レーダーチャート分析の結果から、各自治体の公共施設マネジメントの取組の特徴は、大きく4つのマネジメント手法に類型化することが可能である。

第一は、「財源確保重視のマネジメント」である。川崎市、京都市、海老名市がこれに該当する。再編については、着手可能な施設について検討を行いながら、財源確保に関連する基本方針等を定め、資産の有効活用や受益者負担の適正化などにより数十億円規模の財源確保を進めている。

第二は、「建替時に施設を集約するマネジメント」である。さいたま市、藤沢市、春日部市がこれに該当する。廃止を行う施設は一部に限られ、建替え等を行う際に施設を複合化し、集約していくこととしている。建替え時の規模要件を定め建替え・複合化を促したり、建替えに合わせて複合化を検討することとしている。

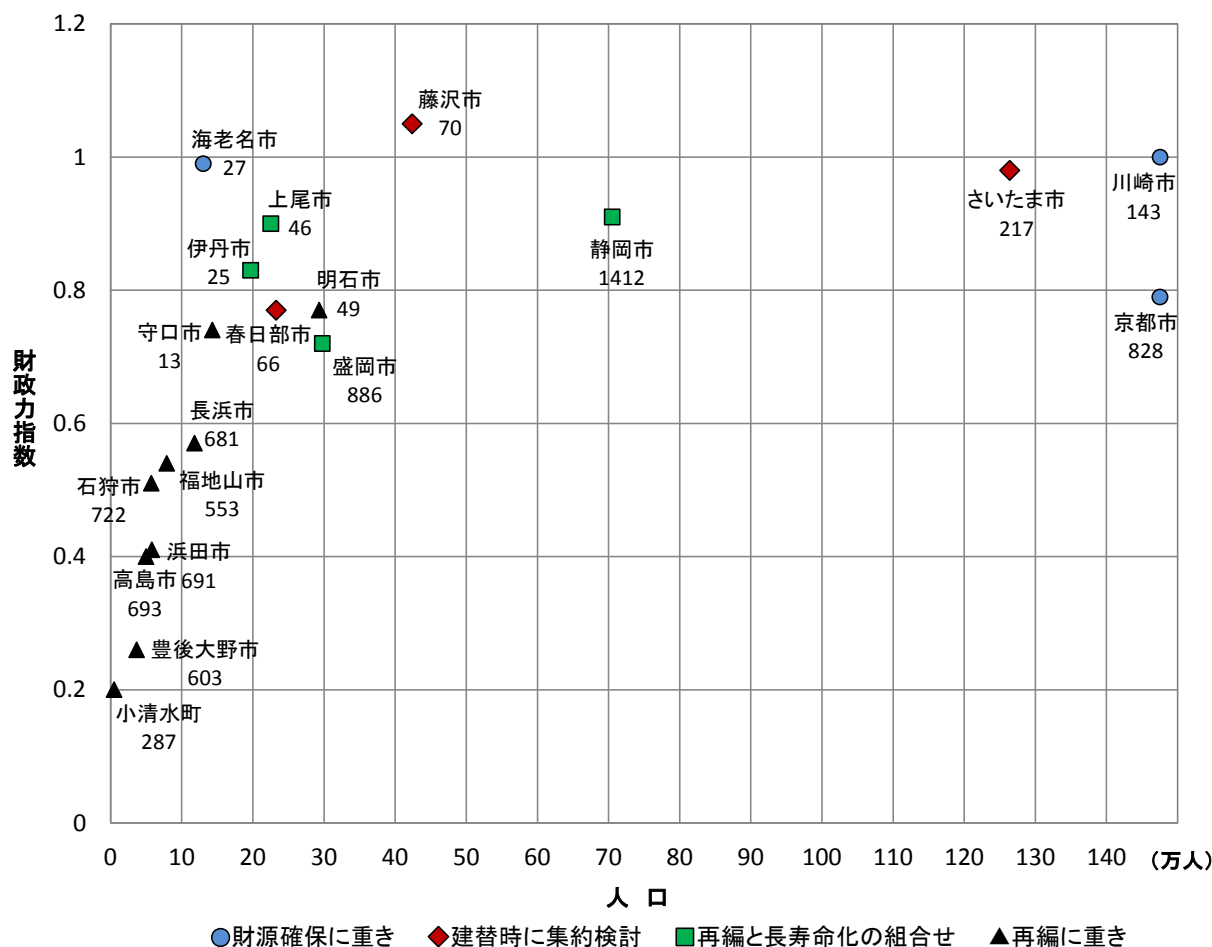
第三は、「再編と長寿命化の組合せによるマネジメント」である。静岡市、盛岡市、上尾市などが該当する。長寿命化として大規模改修等の実施を前提としながらも、全ての施設を長寿命化することは財政上対応不可能であるため、廃止する施設を定めた上で、継続する施設に重点的に長寿命化工事を行うこととしている。年度別の設計・工事の工程まで示しており、再編と長寿命化を組み合わせる同時に推進するマネジメント方法である。

第四は、「再編重視のマネジメント」である。福知山市、豊後大野市、小清水町などが実施しているマネジメント手法である。施設評価等により個別施設の存廃等を定め、統廃合

や地域等への譲渡を中心としたマネジメントである。長寿命化は概念や取組方策の記載に留まり、具体的な記載は限定的である。本研究において最も該当の多い手法である。

以上のように、公共施設マネジメントの展開の仕方は自治体によって異なっており、大きく4つのパターンが存在することが明らかとなった。

次に、前項の4つのマネジメント手法が、各々どのような自治体で行われているか、人口、財政力、自治体面積を基に考察を行う。図6-23に、人口、財政力指数、自治体面積及びマネジメント手法の関係性を示す。



※ 自治体名の下に示す数字は、当該自治体の面積 (km<sup>2</sup>: 小数点以下四捨五入) を表す。

図6-23 人口、財政力指数、自治体面積及びマネジメント手法の関係性

この図から、第一の「財源確保重視のマネジメント」は、川崎市、京都市などの都市部で行われており、都市部では民間の経済活動も活発に行われており貸付や広告事業であっても多くの収入を見込むことが可能である。海老名市は未利用資産の売却目標額を定め取組を進めているが、いずれの自治体も資産の有効活用により数十億円規模の財源確保を見

込んでいる。資産価値の高い未利用資産を数多く有する都市部で効果的な手法であり、未利用資産の売却・貸付・広告等の事業を中心に税外収入を得ていくことに重きが置かれている。

第二の「建替時に施設を集約するマネジメント」は、建替えによる再整備に合わせて施設を複合化し施設総量を抑制するものであり、さいたま市や藤沢市など財政力の高い都市部の自治体で行われている。春日部市もさいたま市の手法に類似した取組を行っている。基本的に建替えを前提とすること、また、対象施設が近距離にあり複合化をし易い環境があることなどから、財政力のある都市部の自治体でないと構想することが難しい。

第三の「再編と長寿命化の組合せによるマネジメント」は、地方の中核都市や中規模の自治体で行われている手法である。人口 20 万人程度以上の自治体で、財政力指数が 0.7 から 0.9 程度の自治体で見受けられ、ある程度の財政力があり長寿命化の工事費用を想定することが可能であることから、再編施設を選出し、継続する施設に対し重点的に財源を向けていくマネジメントを行っている。市域面積の小さい自治体では保有を見直す施設は数施設に限られているが、市域面積の大きい自治体では数十施設の見直しを行っており、再編する施設の数が異なっている。

第四の「再編重視のマネジメント」は、人口 20 万人程度以下の自治体で、財政力 0.7 程度以下の人口規模の小さい自治体で多く行われている。特に、人口 10 万人以下財政力指数 0.6 以下の自治体は、中山間地域を抱える面積の広い自治体となっており、軒並み 100 施設以上の保有の見直しを行っており、再編される施設が多く、地元等への譲渡や廃止が数多く行われている。

以上のように、人口規模、財政力、面積などの自治体の置かれている特徴に応じて、公共施設のマネジメント手法が異なっていることが明らかとなった。

## 6.8 まとめ

本章では、総務省の策定要請から約 1 年を経過する時点で総合管理計画を策定済みであり、2016 年度までに個別施設計画を策定するとした 19 自治体を対象に、個別施設計画の内容を比較考察するとともに、自治体の規模や特徴に応じた公共施設マネジメント手法について考察を行った結果、以下の事項が明らかとなった。

### (1) 再編について

再編については、1 市を除き総量縮減の方針を定めており、半数以上の自治体が施設評価を実施し廃止等の施設を定めている。なお、8 割を超える自治体が個別施設計画の策定に当たり施設白書を策定している。約 9 割の自治体が施設分類別（用途別）の取組方針を定めており、自治体間で共通した用途毎の取組方針があることが分かった。

再編に関するマネジメントの進め方は 3 つあり、耐用年数到来時に建替える際に施設の複合化を検討する「建替時に複合化を検討する方法」、施設評価等により個別施設の存廃等を定めその時期を決定していく「廃止施設を当初に定める方法」、あり方検討を行う時期を

中長期に定め個別施設の存廃等の検討を施設所管課等により行っていく「施設用途別にある方検討を行う方法」が見受けられた。

#### (2) 長寿命化について

長寿命化に関するマネジメント方法は3つあり、目標使用年数を80年とし、中間の40年目に改修を、20年目や60年目に修繕を行うなど「目標使用年数を定め大規模改修等の時期を設定する方法」、施設ごとに部位設備等の保全の実施内容、予定年度や概算額を中長期的に設定する「中長期保全計画を策定する方法」、点検等により施設の劣化情報を把握し対応が必要な施設を選出し保全の計画を策定していく「劣化状況に応じて適宜保全計画を策定する方法」が見受けられた。また、これらの方法を施設規模等により使い分けて対応する自治体もあった。

#### (3) 財源確保について

財源確保に関する方法として大きく5つあり、受益者負担の適正化の観点から無料施設の有料化や減免基準・算定基準の見直しなどを行う「施設使用料の見直し」、未利用財産の売却や貸付、ネーミングライツ等の広告事業などを行う「資産の有効活用」、指定管理者制度又は業務委託などの導入や複数施設の管理業務の包括業務委託などにより効率化を図る「維持管理業務の見直し」、民間の創意工夫等を活用して効率的・効果的に施設整備や管理運営等を行う「PPP/PFIの活用」、将来的な施設の更新・大規模改修に備えて基金に積み立てを行い安定的な財源の確保を図る「基金の活用」などが見受けられた。

#### (4) 公共施設マネジメントの特徴分析

各自治体の公共施設マネジメントの特徴についてレーダーチャートを用いて分析したところ、資産価値の高い都市部で行われている「財源確保重視のマネジメント」、財政力の高い都市部の自治体に見受けられる「建替時に施設を集約するマネジメント」、地方の中核都市や中規模の自治体に見受けられる「再編と長寿命化の組合せによるマネジメント」、地方の小都市で多く行われている「再編重視のマネジメント」が見受けられ、自治体の置かれている状況によって公共施設マネジメント手法が異なっていることが明らかになった。

## 注

- 1) 第4章の研究 방법에記載のアンケート調査を指す。
- 2) FM推進連絡協議会『総解説ファシリティマネジメント』日本経済新聞出版社、2003年、62頁。
- 3) さいたま市「さいたま市公共施設マネジメント計画・第1次アクションプラン」（さいたま市HP）、2014年3月<[http://www.city.saitama.jp/006/007/014/014/002/p034900\\_d/fil/plan\\_all.pdf](http://www.city.saitama.jp/006/007/014/014/002/p034900_d/fil/plan_all.pdf)>（アクセス日：2017年9月20日）
- 4) 川崎市「かわさき資産マネジメントカルテ（資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針）」（川崎市HP）、2014年3月<<http://www.city.kawasaki.jp/230/cmsfiles/contents/0000056/56256/hyousi-5syou.pdf>>（アクセス日：2017年9月20日）
- 5) 静岡市「静岡市アセットマネジメントアクションプラン（第1次AMAP）」（静岡市HP）、2017年3月<<http://www.city.shizuoka.jp/000745645.pdf>>（アクセス日：2017年9月20日）
- 6) 京都市「京都市庁舎施設マネジメント計画」（京都市HP）、2017年3月<<http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/cmsfiles/contents/0000216/216977/tyousyamanegimentkeikaku.pdf>>（アクセス日：2017年9月20日）
- 7) 盛岡市「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化長期計画」（盛岡市HP）、2014年12月<[http://www.city.morioka.iwate.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/009/705/tyouki.pdf](http://www.city.morioka.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/009/705/tyouki.pdf)>（アクセス日：2017年9月20日）
- 8) 盛岡市「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画」（盛岡市HP）、2016年3月<[http://www.city.morioka.iwate.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/009/705/tyuukikeikaku4.pdf](http://www.city.morioka.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/009/705/tyuukikeikaku4.pdf)>（アクセス日：2017年9月20日）
- 9) 盛岡市「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化実施計画」（盛岡市HP）、2016年3月<[http://www.city.morioka.iwate.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/020/583/jissikeikaku2.pdf](http://www.city.morioka.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/020/583/jissikeikaku2.pdf)>（アクセス日：2017年9月20日）
- 10) 海老名市「海老名市公共施設再編（適正化）計画」（海老名市HP）、2017年3月<[http://www.city.ebina.kanagawa.jp/www/contents/1487738839736/files/saihenkai\\_kaku2.pdf](http://www.city.ebina.kanagawa.jp/www/contents/1487738839736/files/saihenkai_kaku2.pdf)>（アクセス日：2017年9月20日）
- 11) 春日部市「春日部市公共施設マネジメント基本計画」（春日部市HP）、2017年3月<[http://www.city.kasukabe.lg.jp/shisei/shisaku/kaikaku/management/index.files/hyosi\\_mokuji.pdf](http://www.city.kasukabe.lg.jp/shisei/shisaku/kaikaku/management/index.files/hyosi_mokuji.pdf)>（アクセス日：2017年9月20日）
- 12) 明石市「明石市公共施設配置適正化実行計画」（明石市HP）、2017年3月<[https://www.city.akashi.lg.jp/zaimu/kenzenka\\_shitsu/shise/gyose/kekaku/shisetsu/documents/shisetsuhaichitekiseikajikkoukeikaku.pdf](https://www.city.akashi.lg.jp/zaimu/kenzenka_shitsu/shise/gyose/kekaku/shisetsu/documents/shisetsuhaichitekiseikajikkoukeikaku.pdf)>（アクセス日：2017年9月20日）
- 13) 上尾市「上尾市個別施設管理基本計画」（上尾市HP）、2016年3月<<https://www.city.ageo.lg.jp/uploaded/attachment/33186.pdf>>（アクセス日：2017年9月20日）

- 14) 上尾市「上尾市公共建築物管理実施計画」(上尾市 HP)、2016 年 3 月<<https://www.city.ageo.lg.jp/uploaded/attachment/33187.pdf>>(アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
- 15) 藤沢市「藤沢市公共施設再整備プラン」(藤沢市 HP)、2014 年 11 月<<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kikaku/documents/p1~p171.pdf>>(アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
- 16) 長浜市「長浜市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」(長浜市 HP)、2017 年 3 月<<http://www.city.nagahama.lg.jp/cmsfiles/contents/0000002/2094/20170317-095514.pdf>>(アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
- 17) 守口市「守口市公共施設等総合管理計画－施設別方針編－」(守口市 HP)、2016 年 3 月<<http://www.city.moriguchi.osaka.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/7/sisetubetu.pdf>>(アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
- 18) 守口市「守口市公共施設等総合管理計画－計画推進編－」(守口市 HP)、2017 年 3 月<<http://www.city.moriguchi.osaka.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/7/keikakusuisinnhen.pdf>>(アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
- 19) 伊丹市「伊丹市公共施設再配置基本計画」(伊丹市 HP)、2016 年 2 月<<http://www.city.itami.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/105/saihaichi-kihon-keikaku.pdf>>(アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
- 20) 石狩市「石狩市公共施設等総合管理計画実施計画」(石狩市 HP)、2016 年 3 月<<http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/uploaded/attachment/17557.pdf>>(アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
- 21) 小清水町「小清水町公共施設等総合管理計画～小清水町まちづくり基本構想～」(小清水町 HP)、2015 年 3 月<<http://www.town.koshimizu.hokkaido.jp/hotnews/files/00002400/00002455/20150625165437.pdf>>(アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
- 22) 高島市「高島市公共施設再編計画」(高島市 HP)、2017 年 9 月<<http://www.city.takashima.lg.jp/www/contents/1425534388063/files/saihenkeikaku.pdf>>(アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
- 23) 福知山市「福知山市公共施設マネジメント実施計画」(福知山市 HP)、2015 年 10 月<[http://www.city.fukuchiyama.kyoto.jp/shisei/docs/271023\\_公共施設マネジメント実施計画.pdf](http://www.city.fukuchiyama.kyoto.jp/shisei/docs/271023_公共施設マネジメント実施計画.pdf)>(アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
- 24) 浜田市「浜田市第 1 期公共施設再配置実施計画」(浜田市 HP)、2016 年 3 月<[http://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1456356964796/files/keikaku\\_01.pdf](http://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1456356964796/files/keikaku_01.pdf)>(アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
- 25) 浜田市「浜田市公共施設再配置方針」(浜田市 HP)、2016 年 3 月<<http://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1456356964796/files/houshin.pdf>>(アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
- 26) 豊後大野市「公共施設の見直しに関する指針[個別リスト]」(第 3 次(平成 23 年 5 月))



- 公表)平成 27 年 4 月一部改定」(豊後大野市 HP)、2015 年 4 月<[http://www.bungo-ohno.jp/docs/2014112600056/file\\_contents/kokyosisetuminaosisisin3-2-2.pdf](http://www.bungo-ohno.jp/docs/2014112600056/file_contents/kokyosisetuminaosisisin3-2-2.pdf)> (アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
- 27) 総務省「公共施設等総合管理計画」(総務省 HP)、2016 年 4 月<<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>> (アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
  - 28) 自治総合センター「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」(自治総合センターHP)、2011 年 3 月<[http://www.jichi-sogo.jp/wp/wp-content/uploads/2011/06/2011\\_02.pdf](http://www.jichi-sogo.jp/wp/wp-content/uploads/2011/06/2011_02.pdf)> (アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
  - 29) 文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」(文部科学省 HP)、2015 年 4 月<[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2015/04/08/1356232\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2015/04/08/1356232_2.pdf)> (アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
  - 30) 国土交通省 国土技術政策総合研究所「公共建築の部位・設備の特性等を踏まえた中長期修繕計画策定及び運用のためのマニュアル(案)」(国土交通省 国土技術政策総合研究所 HP)、2005 年 6 月<<http://www.nilim.go.jp/lab/ieg/syuzenmanyuaru.pdf>> (アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
  - 31) 国土交通省「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」(国土交通省 HP)、2005 年 6 月<<http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/050721futai.pdf>> (アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
  - 32) 国土交通省「『国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領』の一部改正について」(国土交通省 HP)、2010 年 3 月<<http://www.mlit.go.jp/common/000112166.pdf>> (アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
  - 33) 国土交通省東北地方整備局「中長期保全計画(Excel 形式)の作成方法」(国土交通省東北地方整備局 HP)、2015 年<<http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/hozen/hiroba/todo.html>> (アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
  - 34) 国土交通省「『国家機関の建築物等における保全計画作成の手引き』の送付について」(国土交通省 HP)、2005 年 6 月<<http://www.mlit.go.jp/common/000112141.pdf>> (アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
  - 35) 内閣官房「インフラ長寿命化基本計画」(内閣官房 HP)、2013 年 11 月<[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra\\_roukyuuka/pdf/houbun.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/pdf/houbun.pdf)> (アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
  - 36) 上尾市「上尾市公共建築物管理マニュアル」上尾市行政経営部施設課、2016 年 2 月、2-23 頁。
  - 37) 福知山市「福知山市公共施設マネジメントガイドライン」(福知山市 HP)、2015 年 10 月<<http://www.city.fukuchiyama.kyoto.jp/shisei/docs/290921manejimenntogaidorainn%E3%80%90dai2hann%E3%80%91H29nenn8gatukaitei.pdf>> (アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)

- 38) 川崎市「市有財産を有効活用するための基本方針」(川崎市 HP)、2007 年 12 月<<http://www.city.kawasaki.jp/230/cmsfiles/contents/0000055/55408/kihonnhoushinnpdf.pdf>> (アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
- 39) 京都市「京都市資産有効活用基本方針」(京都市 HP)、2012 年 6 月<<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/cmsfiles/contents/0000123/123598/besshi1-2.pdf>> (アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
- 40) 京都市「京都市広告事業実施要綱」(京都市 HP)、2007 年 7 月<<http://www.city.kyoto.lg.jp/ukyo/cmsfiles/contents/0000116/116342/youkou2704.pdf>> (アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
- 41) 京都市「京都市広告掲載基準」(京都市 HP)、2007 年 7 月<[http://www.city.kyoto.lg.jp/sakyo/cmsfiles/contents/0000096/96693/ki\\_jyun.pdf](http://www.city.kyoto.lg.jp/sakyo/cmsfiles/contents/0000096/96693/ki_jyun.pdf)> (アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
- 42) 国土交通省「PPP 事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」(国土交通省 HP)、2016 年 10 月<<https://www.mlit.go.jp/common/001150188.pdf>> (アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
- 43) 内閣府「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程運用の手引」(内閣府 HP)、2017 年 1 月<[http://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/unyotebiki/pdf/unyotebiki\\_01.pdf](http://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/unyotebiki/pdf/unyotebiki_01.pdf)> (アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)
- 44) 上尾市「上尾市 PPP/PFI 手法導入優先的検討ガイドライン」(上尾市 HP)、2016 年 7 月<[https://www.city.ageo.lg.jp/uploaded/life/155277\\_305397\\_misc.pdf](https://www.city.ageo.lg.jp/uploaded/life/155277_305397_misc.pdf)> (アクセス日: 2017 年 9 月 20 日)

## 第7章 結論

7.1 各章の総括

7.2 公共施設マネジメントの展望

## 第7章 結論

本章では、総務省の策定要請から約1年を経過する時点で総合管理計画を策定済とした先進自治体を対象として、総合管理計画の策定内容から、数値目標の設定方法、施設評価方法、市民参加方法など個別施設計画の策定に関連する各種取組並びに個別施設計画の策定内容までの、公共施設マネジメントの方法に関する調査及び考察を行った一連の研究結果を総括するとともに、前章で把握した公共施設マネジメント手法を基本として、各章で考察した施設評価、市民参加などの関連する取組方法を加え、自治体の特徴に応じた公共施設マネジメントの方向性を明らかにする。これをもって、本研究の結論とする。

### 7.1 各章の総括

第1章では、研究の背景や目的などの研究全体に関する概要を述べるとともに、本研究における公共施設マネジメントの定義を確認し、公共施設マネジメントに関連する既往研究について考察した上で、本研究の意義及び構成を述べた。

第2章では、総務省の要請から約1年を経過した時点で総合管理計画を策定した自治体を対象に、総合管理計画の計画期間、数値目標の設定状況、施設類型別の取組方針などの計画内容のほか、施設白書の作成状況、施設評価の実施状況、市民参加の実施状況、財政計画の作成状況や財政措置活用状況などの各種取組の状況を調査した。結果、都道府県と市町村とで取組に相違があり、都道府県では保有量の削減目標を設定している自治体は調査対象自治体の中には無く、市町村に比べ対住民の取組は進んでおらず、維持管理を中心とした更新費用の節減や平準化に重きが置かれている傾向にある。一方、市町村では約半分の自治体が保有量（延床面積）の縮減目標を設定しており、施設白書や市民参加の取組も見受けられ、施設の再編を含めた公共施設等の最適化に重きが置かれている傾向にあることが分かった。ただし、市町村の中でも、マネジメントに積極的な自治体が見受けられる一方、総論となる基本的な考え方等の記載のみに留まる自治体もあり取組レベルに開きがあることが分かった。なお、総合管理計画の策定時点では、個別施設の考えが構築されておらず、財政計画の作成や国の財政措置の活用は進んでいない状況も明らかとなった。

第3章では、前章で把握した総合管理計画の策定状況のうち、今後のマネジメントに大きな影響を及ぼす数値目標に焦点を当て、その設定状況を明らかにするとともに、特に多くの自治体で設定されている延床面積縮減目標について、目標値やその設定方法及び目標設定自治体の特徴について考察を行った。

総合管理計画において数値目標を設定している自治体は全体の54.6%に留まり、特に都道府県では設定する自治体が23.4%と少ない。数値目標の内容で最も使用されているものは保有量（延床面積）であり、市区町村及び指定都市のうち保有量（延床面積）の縮減目標を定めている自治体は42.0%に上る。また、人口規模の小さい町村では、総合管理計画において延床面積縮減目標を設定せずに、個別施設計画の策定に進む自治体が多い傾向に

あることや、都道府県によって数値目標の設定状況が大きく異なっていることが分かった。

先進自治体の特徴分析では、高齢者人口の増加幅が大きい自治体や、ある程度の財政力（財政力指数 0.5～0.9）の自治体の方が延床面積縮減目標を設定する傾向にあり、目標値には、市町村面積、住民一人当たり延床面積、市町村合併の有無などが関連するが、自治体によって目標値に幅があることが明らかとなった。また、数値目標の設定方法は、第一に「住民一人当たり延床面積の全国平均値と比較」、第二に「人口減少率に応じた延床面積の縮減」、第三に「更新費用と確保可能財源の比較」の3つの類型に分類が可能であるが、各手法の長所を生かし短所を補う形で数値目標を設定する方法として、第二、第三の設定方法を活用し、施設保有量（供給）と財源（財務）の双方から目標値を計算し、それらを整合させていく手順が有効であることを考察した。

第4章では、総合管理計画の策定後に再編する施設をどのように選定すべきかを課題としている自治体が数多くあることを踏まえ、個別施設計画の策定に向けた取組となる施設評価について、調査を行い実施状況を明らかにするとともに、具体的な施設評価手法について考察を行った。調査の結果、分析対象とした56自治体に関しては、その半数以上が施設評価を実施することとしており、総合管理計画策定後1、2年で実施する自治体が多い状況が明らかとなった。また、具体的な施設評価手法としては、ある程度の人口規模がある自治体では、定量的評価を1次評価に、定性的評価を2次評価に位置付け、双方を検証したうえで、個別施設の方向性を定める自治体が多いことが確認できた。定量的評価は、建物性能、利用状況、コストの3つの視点から構成されており、利用状況とコストを1つにまとめ利用状況等（ソフト面）とし、建物性能（ハード面）との2軸を用いて評価する方法が主流である。建物性能（ハード面）では「築年数」、「耐震性能」、「老朽化度（部材設備等の現状）」などを、利用状況等（ソフト面）では「稼働率」、「利用者数」、「面積当たりコスト」、「利用者当たりコスト」、「利用者当たり面積」などを指標として設定する自治体が多く、それら指標の平均値を各軸の評価値とし、当該施設が各軸において偏差値50（平均値）以上にあるか未満にあるかによって4象限に類型化することにより、定量的評価の結果として「継続・維持」、「改修・更新」、「転用・複合化」又は「活用促進・運営等見直し」、「廃止・解体」等の検討の方向性を導いている自治体が多い。また、定性的評価では、定量的評価の結果を踏まえたうえで、定性的な要素に関する評価として、大きく「施策上の必要性」、「代替可能性」、「配置状況」の3つに集約可能な評価の観点を設定し、各観点への該当・非該当や特記事項を確認するとともに、該当する観点に沿った見直しが実現可能かどうかを判断し、最終的な個別施設の方向性を決定していることが分かった。ただし、人口規模の小さい自治体では、1次評価・2次評価等の評価の枠組みを設けずに、定量的指標や定性的な観点を検証して個別施設の方向性を定めている自治体が見受けられた。

なお、多くの施設の見直しにつながった自治体では、「評価結果どおりに個別施設計画を策定する」と施設評価を位置付けており、評価結果の取扱い方をどのように位置付けておくかにより、施設評価の実効性が大きく異なっていることが明らかとなった。

第5章では、個別施設計画を策定する際の住民合意形成の取組である市民参加手法について調査を行った。調査の結果、アンケート調査、シンポジウム・フォーラム、地域別懇談会、パブリック・コメント、住民説明会、審議会、ワークショップなど多様な市民参加手法が実施されていることが分かった。これら手法は、大きく3つに分類が可能である。

第一に、「問題意識の周知とともに、総論としての取組の方向性について住民の意向を確認するもの」であり、住民アンケート、シンポジウム・フォーラム、地域別懇談会・意見交換会が該当する。いずれも問題意識の周知と併せて取組の方向性の確認がなされており、公共施設マネジメントの初期における住民合意形成に用いられている。

第二に、「行政が主導して取りまとめた個別施設計画案を住民等に問うもの」であり、パブリック・コメント、審議会、住民説明会が該当する。計画策定における従来からの手法であり、有識者等の意見や住民の意向を参考とし、計画案を行政が取りまとめ住民に問う。行政が主導するため、公共施設を抜本的に見直す計画案を取りまとめ易い一方、住民が説明会等で初めて聞いただけでは合意形成に至りにくく、総論賛成各論反対に陥りやすい。

第三に、「住民同士の議論により個別施設の方向性を導くもの」であり、ワークショップ、市民会議、パブリック・インボルブメント、市民討議会、討論型世論調査等が該当する。第三に分類される手法は、行政対住民といった対立構造を生じさせずに、住民が主体的に総論と各論を結びつける手法であり、合意形成手法として有効な取組であると期待される。

通常、第二に分類される手法を活用して計画策定を行うことが多いが、公共施設は住民の生活に直接影響が及ぶものであることから、第一に分類される手法を用いて住民の意向確認を行いながら計画策定を行う自治体が数多くある。しかし、それでもなお総論賛成各論反対が予想されることから、第三に分類される手法により計画案が白紙の段階から住民同士が主体的に議論し計画策定に関わる手法が取り入れられ始めている。

しかし、住民による議論により、どこまで財政制約、地域間の公平性、各種施策との整合などを踏まえた結論が得られるかの課題がある。建替えに伴う規模の縮小のように建設的な議論には適するが、統廃合施設の選定をする際に、どこまで住民による議論で対応ができるものか、議論の進め方に難しさが残る。

第三に分類される各種市民参加手法には、合意形成に有効に作用する部分と、課題として残る部分があり、一長一短が見受けられる。住民アンケートや地区別懇談会など他の市民参加手法と組み合わせて実施することにより、課題部分を補いながら取組が進められている状況にある。また、個別に廃止施設を特定するまでの議論とはなっていないため、市民参加手法のみならず、施設評価の実施や行政内部の会議あるいは有識者会議など他の取組を通じて合意形成を図る必要がある。このため、どのような目的で市民参加を実施するかを明確に位置付けた上で市民参加を実施し、個別施設の見直しの考え方についての意見出しを行った後は、これを報告書等にとりまとめるなどして、次の議論にしっかりつなげていくことが重要となる。なお、第三に分類される各種市民参加手法は、建替えを基本とするのか譲渡や廃止を基本とするのか、全域を考えるのかモデル地区を考えるのかなど、

自治体が置かれている状況や取組の方向性によりどのような手法を選択していくべきかが大きく異なる。各自治体の特徴に応じて公共施設マネジメントをどのように展開していくかを検討し、それに応じた市民参加手法を構築することが必要である。

第6章では、先進自治体の個別施設計画の内容について、「再編」、「長寿命化」、「財源確保」の3つの視点から取組を可視化するとともに、その特徴について比較考察を行った。

再編については、調査対象とした全自治体が方針を掲げて取り組んでいる。このうち約半数の自治体は施設評価を実施して廃止等の施設を定めることとしている。また、約半数の自治体は個別施設計画期間における延床面積の縮減目標を定めている。多くの自治体において施設分類別（用途別）取組方針を定めているほか、施設用途別の延床面積縮減目標を定めている自治体も一部見受けられた。施設分類別（用途別）取組方針について自治体間比較を行ったところ、用途ごとに対象自治体間で共通した考え方が見受けられる。個別施設の存廃等を定めている自治体では、存廃等の実施時期を年度単位で示し、各年度にどのような内容を行うかを定めている傾向にある。一方、個別施設の存廃等が定まっていない自治体では、個別施設の存廃等を検討する時期を定めている。こちらは検討期間として、5年以内、10年以内など期間に幅がある。このほか、一部の施設用途についてのみ存廃等を定め、着手可能なところから段階的に取組を進める自治体も見受けられた。再編に関するマネジメントの進め方について考察した結果、次の3つの方法に類型化することが可能であった。第一は、「建替時に複合化を検討する方法」であり、耐用年数到来時には基本的に建替える想定とし、その際に施設の複合化を検討する方法である。第二は、「廃止施設を当初に定める方法」であり、施設用途ごとの取組方針を定め、施設評価等により個別施設の存廃等を定めたいうで、その時期を決定していく方法である。第三は、「施設用途別にあり方検討を行う方法」であり、施設用途ごとに個別施設計画を策定する自治体や、個別施設計画に施設用途別等にあり方検討を行う時期を中長期的に定め、個別施設の存廃等の検討を施設所管課等により行っていく方法である。これらの方法により、施設の再編を進め施設総量を縮減していく状況にある。

長寿命化については、マネジメントの進め方として次の3つの方法が見受けられた。第一は、「目標使用年数を定め大規模改修等の時期を設定する方法」であり、最も多い考え方として、目標使用年数を80年とし、中間の40年目に改修を、20年目や60年目に修繕を行う方法が見受けられた。第二は、「中長期保全計画を策定する方法」であり、これは個別の施設について、部位設備等ごとに、保全の実施内容、予定年度、概算額を、中長期的に設定しておくものである。この計画に基づき施設の現状を踏まえ優先順位付けを行い修繕等の実施を決定していく。第三は、「劣化状況に応じて適宜保全計画を策定する方法」であり、点検等により施設の劣化情報を把握した上で、対応が必要となる施設を選出し、当該施設について保全の計画を策定していくものである。また、これらの方法を施設規模等により使い分けて対応する自治体も見受けられた。

財源確保については、公共施設に関連する財源確保策として次の5つの方法が見受けら

れた。第一は、「施設使用料の見直し」であり、受益者負担の適正化の観点から、管理運営コストに対する適正な利用者負担のあり方について自治体の統一的な考え方を構築し、その考えに基づき使用料を算定し直す取組である。無料施設の有料化をはじめ、使用料の減免基準の見直し、算定基準の見直しなどが行われる。第二は、「資産の有効活用」であり、各自治体が保有する公的不動産（PRE）の有効活用により、未利用財産の売却等や、余剰資産の貸付、広告事業（ネーミングライツを含む）などの取組が行われている。第三は、「維持管理業務の見直し」であり、指定管理者制度又は業務委託などの民間活用を行っていない施設について民間活力の導入を進めることや、類似施設や近接施設の指定管理の一元化、あるいは、複数施設の管理業務の包括業務委託など、さらなる維持管理業務の効率化を図る取組が挙げられる。第四は、「PPP/PFI の推進」であり、公共施設の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものである。第五は、「基金の活用」であり、将来的な公共施設の更新・大規模改修に備え、基金に積み立てを行うことにより、安定的な財源の確保を図る取組が見受けられた。年によって事業費に多寡がある場合に一般財源への影響を緩和する役割や、事業の実施の際の財源調達がし易くなるなどの効果がある。

以上の考察を踏まえ、「再編」、「長寿命化」、「財源確保」の3つの視点に、第5章までに示す特徴的な取組である「数値目標」、「施設評価」、「市民参加」を加え、各自治体が各取組をどのように進めながら公共施設マネジメントを推進しているかを、レーダーチャートを用いて比較考察した結果、次の4つのマネジメント手法に類型化することができる。

第一は、「財源確保重視のマネジメント」であり、財源確保に関連する基本方針等を定め、資産の有効活用や受益者負担の適正化などにより数十億円規模の財源確保を進めている。資産価値の高い未利用資産を数多く有する都市部で効果的な手法であり、未利用資産の売却・貸付・広告等の事業を中心に税外収入を得ることに重きが置かれている。第二は、「建替時に施設を集約するマネジメント」であり、建替時の規模要件を定めておくことにより総量の縮小や複合化を促したり、複合化を伴う建替え等による再整備事業により施設を集約したりしている。基本的に建替えを前提とすることから、財政力のある自治体でないと構想することが難しい。第三は、「再編と長寿命化の組合せによるマネジメント」であり、廃止する施設を定めた上で、継続する施設に重点的に大規模改修等の長寿命化工事を行うこととし、再編と長寿命化を組み合わせると同時に推進している。第四は、「再編重視のマネジメント」であり、地方の小都市に数多く見受けられ、施設評価等により個別施設の存廃等を定め、統廃合や地域等への譲渡を中心としたマネジメントが行われている。

以上のように、人口規模、財政力、面積など自治体の特徴に応じて公共施設マネジメント手法が異なっており、その特徴を明らかにすることができた。

第7章は、本章である。以上のように公共施設マネジメントに関する一連の研究結果を総括するとともに、自治体の特徴に応じた公共施設マネジメントの方向性を次節において明らかにする。



## 7.2 公共施設マネジメントの展望

本節では、本研究の結論として、各章において考察した数値目標、施設評価、市民参加手法など個別施設計画の策定に関係する一連の取組に関する考察を踏まえ、第6章において明らかにした各自治体の公共施設マネジメントの特徴に関する考察に基づき、自治体を人口規模、財政力、面積等を基に地域性に着目して、「大都市又はその近郊」、「地方の中都市」、「地方の小都市」の3つに分類し、自治体の特徴に応じた公共施設マネジメントの方向性を明らかにする。

「大都市又はその近郊」では、資産価値が高いため、資産を有効活用し、貸付・売却・広告事業等により税外収入を得やすいことから、財源確保の取組が有効である。また、資産価値が高いことは、PPP/PFIの取組にもメリットがあり、高層化に伴う余剰地の資金化や、余剰床へのテナント誘致等も可能であり、民間資金を活用した施設の再整備が行い易い特徴がある。加えて、都市部であり財政力が比較的高めであることから、建替えを前提とした集約・複合化による再整備により、長期的に総量を抑制していくマネジメントを行いやすい。財源確保を考えられることもあり、数値目標は長期間にわたる緩やかな延床面積の縮減の考え方となる。施設評価は存廃を決定するものとしては必ずしも必要ではなく、個別施設を再整備する際に近隣の施設の複合化を検討することにより総量縮減を図ることが可能であり、その仕組みづくりが求められる。市町村域面積の小さい自治体では、1つの再整備事業の効果が及ぶ範囲が、自治体全域に対して占める割合が大きいため、集約・複合化による再整備のモデル事業をいくつかの地区で実施し、これを積み重ねていくことにより、住民の理解を得ながら徐々に施設総量を縮減していくことも効果的である。市民参加については、パブリック・インボルブメントのように施設の再整備を前提として、財政制約を所与の条件としながら整備内容を検討する方法が考えられる。以上のように民間資金活用や施設の再整備に重きを置いた取組が効果的である。また、併せて施設の規模を勘案しながら、中長期保全計画の策定や大規模改修時期の設定などの計画的な保全の仕組みを構築することが求められる。

「地方の中都市」では、資産価値が高い地域は限定的であるため、公有財産の有効活用による税外収入はある程度の額に留まること、また、PPP/PFIの取組については、事例の多い施設用途では活用が考えられるが、公共施設の老朽化問題の財源不足を抜本的に解消するには至りにくいことから、再編及び長寿命化の双方に重きを置いた取組が有効である。市町村域面積が大きい自治体ほど、数多くの再編施設が必要であり、施設評価により施設の存廃を検討した上で、継続する施設に機能移転をしながら、大規模改修や修繕等の長寿命化を実施する計画を策定する。施設評価方法は、2軸により類型化する定量的評価を行う1次評価及び定性的評価を行う2次評価を通じて評価結果を明確に示す方法が想定される。施設の存廃の議論が必要となることから、市民参加手法は、パブリック・コメントや審議会等のみならず、住民説明会や必要であれば住民同士の議論による方向性の検討も活用することが考えられる。その際は、施設利用者のみならず一般の住民を集め、会議体の位置

づけを明確にして、意見を報告書にまとめるなど、計画策定に対する一般住民の意見を明確に整理することが肝要である。以上のように市民参加手法を工夫し合意形成を図っていくことが効果的である。また併せて、長寿命化の取組を計画的に展開する必要があり、大規模改修時期の設定や中長期保全計画の策定などの計画的な保全の仕組みを構築することが求められる。

「地方の小都市」では、資産活用やPPP/PFIの推進による財源確保は難しく、また、財源が限られていることから、一様に建替えや大規模改修等の計画を立てることは難しい状況であり、延床面積の縮減目標を大きく設定し、廃止施設などを数多く定める再編に重きを置いた取組が行われている。中山間地域を含み市区町村面積が大きい自治体が多いため、利用度が低い地域に1つしかなく必要性の高い施設があるほか、施設間に距離があり複合化に馴染み難い特性もあり、地元譲渡とする施設を数多く定めることにより、「公助」から「共助」へと施設の維持管理の仕組みを切り替え、財政負担を軽減しながら施設機能ができる限り継続させようとする取組が展開されている。施設評価については、職員のマンパワーが限られることから、精緻な仕組みをつくるよりも、簡易に評価を行うことを重視し、定量的指標や定性的な観点を検証した上で、一施設毎に施設の方向性を関係課で協議して定めていくことが効果的である。市民参加については、小都市では行政と住民の関係性が大都市と比べて近いこともあり、有識者等の意見も聞きながら計画をまとめた後は、住民説明会や意見交換会により行政から住民に計画の説明を重ねていくことで、合意形成を図る必要がある。長寿命化については、大きく財源を見込み展開していくことは難しく、修繕を基本としながら、有利な財源を利用できる場合に、長寿命化工事や再整備を行っていくことが考えられる。また、既存施設の地域譲渡も主要な取組となることから、サービスが継続されるように譲渡の際のルールづくり（譲渡価格や修繕の有無、住民による改修時の補助制度の構築等）を検討する必要がある。

以上のように、自治体の特徴に応じて3つの公共施設マネジメントの方向性を提示したが、人口減少、高齢化、財政逼迫が進行していくことが予想される中で、真に必要な公共施設サービスを提供するために、今後の公共施設マネジメントは、公共施設等適正管理推進事業債等の起債条件を満たすための面積縮減や、長寿命化に要する費用の財政支援を受けるために工事を束ねた個別施設計画を策定するのではなく、人口減少の影響や起債発行量の適否、他施策とのバランス等を慎重に見定めながら、各自治体が財源確保を主体的に検討するとともに、持続可能な住民サービスとなるよう施設保有の考え方を抜本的に見直し、行政サービスそのものの提供方法を転換しながら対応していくことが必要であり、こうした状況を念頭において慎重に議論を重ね公共政策全体を踏まえた政策判断が求められる。

## 参考文献

- 明石市（2017）『明石市公共施設配置適正化実行計画』。
- 上尾市（2016）『上尾市公共建築物管理マニュアル』。
- 上尾市（2016）『上尾市 PPP/PFI 手法導入優先的検討ガイドライン』。
- 上尾市（2016）『上尾市個別施設管理基本計画』。
- 上尾市（2016）『上尾市公共建築物管理実施計画』。
- 池澤 龍三・堤 洋樹・水出 有紀・松村 俊英・橋本 直子（2015）「『公共施設等総合管理計画』に係る公共施設マネジメント推進方法に関する検討」『日本建築学会関東支部研究報告集Ⅱ』 449-452 頁。
- 池添 昌幸（2011）「公共建築物の用途転用事例における民間施設化に関する研究」『日本建築学会大会学術講演梗概集（関東）』 41-44 頁。
- 李 祥準（2012）『地方自治体の公共施設マネジメントに関する研究』早稲田大学。
- 石狩市（2016）『石狩市公共施設等総合管理計画実施計画』。
- 石塚 義高（1984）「標準建築修繕費算出に関する研究第一報 標準建築修繕費算出方法」『日本建築学会論文集』 第 335 号、105-110 頁。
- 石塚 義高（1985）「建築物のライフサイクルコスト算定方法の開発 建築物のライフサイクルコスト算定に関する研究（第一報）」『日本建築学会論文集』 第 356 号、63-67 頁。
- 石塚 義高（1985）「標準建築修繕費算出に関する研究第二報 建築規模による修繕費の変化」『日本建築学会論文集』 第 348 号、53-58 頁。
- 伊丹 康二・横田 隆司・飯田 匡・川合 美紗子（2011）「大阪府豊中市における公共施設の用途変更の実態と施設運営上の課題に関する研究」『日本建築学会大会学術講演梗概集（関東）』 37-38 頁。
- 伊丹市（2016）『伊丹市公共施設再配置基本計画』。
- インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議（2013）『インフラ長寿命化基本計画』。
- 内海 健太・藤村 龍至（2016）「市町村庁舎の設計プロセスにおける住民参加のあり方に関する研究 2003 年以降の竣工事例を対象として」『日本建築学会大会学術講演梗概集（九州）』 925-926 頁。
- 上森 貞行（2012）「アセットマネジメントによる公有資産保有の在り方について」『平成 23 年度研究報告書』盛岡市まちづくり研究所。
- 海老名市（2017）『海老名市公共施設再編（適正化）計画』。
- F M推進連絡協議会（2003）『総解説ファシリティマネジメント』日本経済新聞出版社。
- 円満 隆平・鈴木 晴紀・板谷 敏正他（2008-2011）「公共不動産 PRE(Public Real Estate) 指標の可視化の試み」『日本建築学会大会学術講演梗概集』 F-1。
- 大舘 峻一・角田 誠・李 祥準（2017）「施設再配置を考慮した公共施設の段階的総量適正化に関する研究 町田市を対象としたケーススタディと評価プロセスの検証」『日本建築学会計画系論文集』 第 732 号、363-370 頁。

- 春日部市（2017）『春日部市公共施設マネジメント基本計画』。
- 桂 達也・川島 優太・倉斗 綾子・志村 秀明（2015）「公共施設再編のための市民合意形成手法に関する研究(2) さいたま市とさいたま市与野本町小学校における公共施設複合化ワークショップの効果」『日本建築学会大会学術講演梗概集（関東）』189-190 頁。
- 加藤 裕久・小松 幸夫（1986）「木造専用住宅の寿命に関する研究」『日本建築学会論文集』第 363 号、20-26 頁。
- 川崎市（2007）『市有財産を有効活用するための基本方針』。
- 川崎市（2014）『かわさき資産マネジメントカルテ（資産マネジメントの第 2 期取組期間の実施方針）』。
- 川島 優太・桂 達也・倉斗 綾子・志村 秀明（2015）「公共施設再編のための市民合意形成手法に関する研究(1) さいたま市とさいたま市与野本町小学校における取り組み」『日本建築学会大会学術講演梗概集（関東）』187-188 頁。
- 川野 紀江・平手 千裕・南澤 智規・谷口 元・恒川 和久・太幡 英亮・村上 心（2012）「各都市事例調査を通じた施設評価指標の提案 名古屋市をモデルとした公共施設評価指標と再配置計画に関する研究その 1」『日本建築学会大会学術講演梗概集（東海）』183-184 頁。
- 京都市（2007）『京都市広告掲載基準』。
- 京都市（2007）『京都市広告事業実施要綱』。
- 京都市（2012）『京都市資産有効活用基本方針』。
- 京都市（2017）『京都市庁舎施設マネジメント計画』。
- 慶應義塾大学 DP 研究会（2010）『「藤沢の選択、1 日討論」調査報告書』。
- 建築保全センター（1993）『建築物のライフサイクルコスト』財団法人経済調査会。
- 厚生労働省（2009）『水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き～中長期的な視点に立った水道施設の更新と資金確保～』。
- 公的不動産の合理的な所有・利用に関する研究会（PRE 研究会）（2010）『PRE 戦略を  
実践するための手引書』。
- 合理的なCRE 戦略の推進に関する研究会（CRE 研究会）（2009）『CRE 戦略を実践す  
るための手引き（平成 20 年度改訂版）』。
- 国土交通省（2005）『「国家機関の建築物等における保全計画作成の手引き」の送付につ  
いて』。
- 国土交通省（2005）『国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準』。
- 国土交通省（2010）『「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」の一  
部改正について』。
- 国土交通省（2014）『国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）平成 26 年度～平成 32  
年度』。

- 国土交通省（2016）『P P P 事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド』。
- 国土交通省（2016）『平成 27 年度国土交通白書』日経印刷。
- 国土交通省 国土技術政策総合研究所（2005）『公共建築の部位・設備の特性等を踏まえた中長期修繕計画策定及び運用のためのマニュアル（案）』。
- 国土交通省東北地方整備局（2015）『中長期保全計画（E x c e l 形式）の作成方法』。
- 国土交通省水管理・国土保全局下水道部・国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部（2015）『下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン 2015 年版』。
- 国立社会保障・人口問題研究所（2013）「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年（2013）年 3 月推計）」『人口問題研究資料』第 330 号、54 頁。
- 越部 毅（2004）「横断型経営評価手法による日常圏型公共施設経営の評価と考察：公共施設のリテニティマネジメントに関する基礎的研究その 2」『日本建築学会計画系論文集』第 579 号、97-104 頁。
- 越部 毅・糸井 孝雄（2003）「日常圏型有料公共施設のリテニティマネジメント指針作成のための L C C 分析：公共施設のリテニティマネジメントに関する基礎的研究」『日本建築学会計画系論文集』第 572 号、131-138 頁。
- 越部 毅・糸井 孝雄（2004）「日常圏型無料公共施設のリ C C マネジメントの考察 公共施設のリテニティマネジメントに関する基礎的研究 その 3」『日本建築学会計画系論文集』第 586 号、141-148 頁。
- 小清水町（2015）『小清水町公共施設等総合管理計画～小清水町まちづくり基本構想～』。
- 小知和 建吾・賈 亦揚・志村 秀明（2016）「公共施設再編のための市民合意形成手法に関する研究(4) さいたま市与野本町小学校における基本設計案の策定」『日本建築学会大会学術講演梗概集（九州）』747-748 頁。
- 小針 憲一（2012）「市民討議会の課題と可能性」『地域開発』574 号、34-39 頁。
- 小松 幸夫（1992）「建物寿命の年齢別データによる推計に関する基礎的考察」『日本建築学会論文集』第 439 号、91-99 頁。
- 小松 幸夫（2008）「1997 年と 2005 年における家屋の寿命推計」『日本建築学会計画系論文集』第 632 号、2197-2205 頁。
- 小松 幸夫・加藤 裕久他（1992）「わが国における各種住宅の寿命分布に関する調査報告」『日本建築学会論文集』第 439 号、101-110 頁。
- 小松 幸夫・五十嵐 健・山本 康友・李 祥準・松村 俊英・円満 隆平・堤 洋樹・有川 智・門脇 章子・板谷 敏正・山下 光博・平井 健嗣（2014）『公共施設マネジメントハンドブックー「新しくつくる」から「賢くつかう」へ』日刊建設通信新聞社。
- さいたま市（2014）『さいたま市公共施設マネジメント計画・第 1 次アクションプラン』。
- 賈 亦揚・赤沼 大暉・守屋 圭那・志村 秀明（2016）「公共施設再編のための市民合意形成

- 手法に関する研究(3) さいたま市与野本町小学校を対象とするワークショップの効果」『日本建築学会大会学術講演梗概集(九州)』747-748頁。
- 謝 秉銓・角田 誠(2009)「施設運営管理費と施設の利用実態に着目した公共施設マネジメント手法に関する研究 東京都多摩市をモデルとして」『日本建築学会計画系論文集』第638号、911-917頁。
- 静岡市(2017)『静岡市アセットマネジメントアクションプラン(第1次AMAP)』。
- 自治総合センター(2011)『地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書』。
- 篠藤 明德(2012)「市民討議会ー日本の政治文化を拓くー」篠原一『討議デモクラシーの挑戦』岩波書店、99-115頁。
- 柴田 美里・太幡 英亮・村上 心・川野 紀江・納村 信之・松岡 利昌・恒川 和久(2016)「公共施設キャパシティの分析とマネジメント手法に関する考察 アクティビティとキャパシティに着目した公共施設マネジメントに関する研究その2」『日本建築学会計画系論文集』第728号、2229-2237頁。
- 志村 直毅(2016)「公共施設マネジメントにおける合意形成の意義 山梨県笛吹市の事例を中心として」『研究年報社会科学研究』山梨学院大学大学院社会科学部研究科、第36号、85-126頁。
- スポーツ庁(2017)『スポーツ施設のストック適正化ガイドライン(案)』。
- 瀬田 史彦・吉村 輝彦・岡井 有桂(2016)「合併自治体の公共施設の統廃合・再編のための施設別方針の提示と住民理解に関する研究(概要)」『Urban Study』Vol.62、民間都市開発推進機構都市研究センター、15-40頁。
- 総務省(2014)『公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策等の推進』。
- 総務省(2014)『公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について』。
- 総務省(2014)『公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針』。
- 総務省(2014-2017)『地方財政計画の概要(平成26-29年度)』。
- 総務省(2015)『平成25年度市町村決算カード』。
- 総務省(2016)『地方財政の状況』。
- 総務省(2017)『公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表(平成29年3月31日現在)(都道府県、指定都市、市区町村)』。
- 総務省(2017)『公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査(結果の概要)平成29年3月31日現在』。
- 総務省(2017)『平成30年度地方財政対策の概要』。
- 高草木 明(1991)「空調設備の予防保全に関する解析的研究」『日本建築学会計画系論文集』第430号、45-53頁。
- 高草木 明(1992)「空調機器の信頼度・保全度調査研究」『日本建築学会計画系論文集』第436号、1-9頁。

- 高草木 明 (1992) 「状態基準保全の信頼性向上効果と経済性の分析 空調設備の予防保全に関する解析的研究その2」『日本建築学会計画系論文集』第 441 号、43-52 頁。
- 高島市 (2017) 『高島市公共施設再編計画』。
- 高橋 秀行・佐藤 徹 (2013) 『新説市民参加〔改訂版〕』公人社。
- 竹林 芳久・長島 俊雄・村上 公哉・佐藤 文人 (1992) 「某ビルの更新時における劣化要因別・部位別の保全費用構成に関する調査研究」『日本建築学会計画系論文集』第 431 号、129-136 頁。
- 竹林 芳久・長島 俊雄・村上 公哉・長谷川 陸 (1993) 「建築工事費の分析による事務所ビルの要求性能の変化に関する研究」『日本建築学会計画系論文集』第 443 号、151-158 頁。
- 谷 重雄 (1978) 『建築経済学』技報堂出版株式会社。
- 地域環境資源センター (2017) 『農業集落排水施設におけるストックマネジメントの手引き (案) (平成 29 年度改訂版)』。
- 恒川 和久・柴田 美里・太幡 英亮・村上 心・川野 紀江・納村 信之・松岡 利昌 (2015) 「公共施設におけるアクティビティの分析と考察 アクティビティとキャパシティに着目した公共施設マネジメントに関する研究その 1」『日本建築学会計画系論文集』第 717 号、2617-2624 頁。
- 鶴原 太郎・佐久間 直哉・李 祥準・堤 洋樹・小松 幸夫 (2013) 「全施設再編のための評価及びプロセス提案 公共施設の総量見直しに関する研究その 2」『日本建築学会大会学術講演梗概集 (北海道)』167-168 頁。
- 東洋大学 (2012) 『全国自治体公共施設延床面積データ』。
- 土肥 千絵・増田 智恵美・志村 秀明 (2004) 「市民参加型公共建築の計画手法に関する研究 (1) 156 の事例による参加の手法と段階の傾向」『日本建築学会大会学術講演梗概集 (北海道)』579-580 頁。
- 友國 樹伸・藤村 龍至 (2016) 「人口減少と施設老朽化からみた学校施設等の再配置に関する研究」『日本建築学会大会学術講演梗概集 (九州)』147-148 頁。
- 内閣官房 (2013) 『インフラ長寿命化基本計画』。
- 内閣府 (2017) 『PPP/PFI 手法導入優先的検討規程運用の手引』。
- 永田 麻由子・小泉 秀樹・真鍋 陸太郎・大方 潤一郎 (2014) 「地方公共団体における公共施設マネジメントの取組みに関する実態と課題 公共施設の総量削減手法と住民生活に与える影響に着目して」『公益社団法人日本都市計画学会 都市計画論文集』Vol. 49 No. 3、663-668 頁。
- 中津 元次・松成 和夫 (2009) 「公共施設におけるファシリティマネジメントの意義と展望」『地域政策研究』49 号、地方自治研究機構、18-24 頁。
- 長浜市 (2017) 『長浜市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画』。
- 西野 辰哉 (2015) 「先行自治体による公共施設再編計画の構成と内容に関する考察」『日本建築学会計画系論文集』第 714 号、1775-1785 頁。

- 西野 達也・神門 香菜・平野 吉信 (2010)「中国地方における市町村合併に伴う公民館の再編状況とまちづくり拠点化に関する考察」『日本建築学会計画系論文集』第 657 号、2537-2545 頁。
- 日本ファシリティマネジメント推進協会 (2010)『公共ファシリティマネジメント戦略—施設資産の量と質を見直す—』ぎょうせい。
- 日本ファシリティマネジメント協会 (2017)『日本ファシリティマネジメント大賞受賞集』Vol. 7。
- 根本 祐二 (2014)「公共施設等総合管理計画標準構成の内容と役割 人口減少時代の公共施設のマネジメントのあり方」『公営企業』第 46 巻第 4 号、38-47 頁。
- 橋本 正五 (1982)『維持管理からみた建物ライフサイクルコスト』鹿島出版会。
- 長谷川 峻也・石垣 文・平野 吉信 (2017)「市町村合併後の公共施設の再編に関する研究 広島県下の小学校・中学校・図書館を対象に」『日本建築学会大会学術講演梗概集 (中国)』947-948 頁。
- 長谷川 直樹・鈴木 博志 (2010)「公共施設整備における市民参加の効果と課題についての考察 郡上市白鳥中央地区の事例」『日本建築学会計画系論文集』第 648 号、419-425 頁。
- 畑 真由香・山岸 輝樹・阿部 紀子・廣田 直行 (2014)「市有施設の現状からみる地域拠点形成における現有施設有効活用の方法 習志野市の公共施設再編計画」『日本建築学会大会学術講演梗概集 (近畿)』433-434 頁。
- 浜田市 (2016)『浜田市公共施設再配置方針』。
- 浜田市 (2016)『浜田市第 1 期公共施設再配置実施計画』。
- 原科 幸彦 (2015)「コンパクトシティづくりへの合意形成」『国府台経済研究』第 25 巻 3 号、147-175 頁。
- 平瀬 有人・田中 智之・古谷 誠章 (2004)「公共建築建設プロセスへの市民参加に関する研究 群馬県神流町中里合同庁舎建設に伴うワークショップを事例として」『日本建築学会大会学術講演梗概集 (北海道)』587-588 頁。
- 平手 千裕・川野 紀江・南澤 智規・谷口 元・恒川 和久・太幡 英亮・村上 心 (2012)「市民視点と行政視点による公共施設の評価 名古屋市をモデルとした公共施設評価指標と再配置計画に関する研究その 2」『日本建築学会大会学術講演梗概集 (東海)』185-186 頁。
- 福知山市 (2015)『福知山市公共施設マネジメントガイドライン』。
- 福知山市 (2015)『福知山市公共施設マネジメント実施計画』。
- 藤沢市 (2014)『藤沢市公共施設再整備プラン』。
- 豊後大野市 (2015)『公共施設の見直しに関する指針[個別リスト] (第 3 次 (平成 23 年 5 月) 公表) 平成 27 年 4 月一部改定』。
- B E L C A (1999)『建築物の L C 評価用データ集』。



- 増川 雄二・李 祥準・堤 洋樹・小松 幸夫 (2013) 「保有施設全体把握のための建物評価手法の提案 公共施設の総量見直しに関する研究その 1」『日本建築学会大会学術講演梗概集 (北海道)』165-166 頁。
- 増田 智恵美・土肥 千絵・志村 秀明 (2004) 「市民参加型公共建築の計画手法に関する研究 (2) 施設用途毎の計画手法」『日本建築学会大会学術講演梗概集 (北海道)』581-582 頁。
- 南澤 智規・平手 千裕・川野 紀江・谷口 元・恒川 和久・太幡 英亮・村上 心 (2012) 「施設総合評価と利用圏域・利用者意識からみた再配置計画 名古屋市をモデルとした公共施設評価指標と再配置計画に関する研究その 3」『日本建築学会大会学術講演梗概集 (東海)』187-188 頁。
- 村上 公哉・長島 俊雄 (1991) 「某ビルの建築部位の保全要因の発生過程とその特性に関する研究」『日本建築学会計画系論文集』第 427 号、119-128 頁。
- 村上 公哉・長島 俊雄・竹林 芳久・高部 素行 (1990) 「建物の保全費用からみた物理的要因の機能劣化に関する研究」『日本建築学会計画系論文集』第 418 号、115-124 頁。
- 桃原 勇二・加藤 大輔・恒川 和久 (2017) 「公共施設等総合管理計画における試算条件の課題について 愛知県日進市の事例」『日本建築学会大会学術講演梗概集 (中国)』271-272 頁。
- 盛岡市 (2014) 『盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化長期計画』。
- 盛岡市 (2016) 『盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化実施計画』。
- 盛岡市 (2016) 『盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画』。
- 盛岡市まちづくり市民討議会実行委員会 (2013) 『盛岡市まちづくり市民討議会実施報告書・市民提言書』盛岡市まちづくり市民討議会実行委員会。
- 守口市 (2016) 『守口市公共施設等総合管理計画ー施設別方針編ー』。
- 守口市 (2017) 『守口市公共施設等総合管理計画ー計画推進編ー』。
- 文部科学省 (2015) 『学校施設の長寿命化計画策定に係る手引』。
- 矢嶋 宏光 (2010) 「縮退局面の社会的意思決定プロセスとそのポイント」『地方自治職員研修』公職研、臨時増刊 No. 93、184-194 頁。
- 矢尻 貴久・稲垣 淳哉・古谷 誠章 (2009) 「公共建築建設プロセスへの市民参加に関する研究 群馬県高崎市立桜山小学校建設に伴うワークショップを事例として」『日本建築学会大会学術講演梗概集 (東北)』437-438 頁。
- 山本 康友 (2008) 『公共建築における戦略的な施設投資のための基礎的研究 日本における公共建築ストックの現状および東京都における公共施設投資の分析と、それに基づく主要用途の施設への投資のあり方に関する提案』工学院大学。
- 龍 元・清水 裕之・大月 淳・杉本 宗之 (2002) 「公共文化施設の構想から設計に至る過程における市民参加による意思決定の仕組みに関する研究 3つの文化施設プロジェクトを事例として」『日本建築学会計画系論文集』第 552 号、117-124 頁。

資料 1

平成 27 年 5 月 31 日

地方公共団体の長 様

公共施設等総合管理計画に関する調査について（協力依頼）

岩手県立大学大学院総合政策研究科 齋藤俊明

拝啓 立夏の候、貴団体におかれましては益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。

さて、岩手県立大学大学院総合政策研究科では、平成 22 年度から公共施設マネジメントに関する調査研究を開始し、フォーラム開催などにより問題意識の喚起に努めて参りました。また、本学地域政策研究センター、公共政策研究所（所長 齋藤俊明）では、岩手県及び県内市町村関係者らによるアセットマネジメント研究会を設置し、県内団体の公共施設マネジメントを支援しております。

他方、平成 26 年 4 月 22 日に、総務省から公共施設等総合管理計画の策定要請が出され、全国的に公共施設マネジメントが開始され、各地方公共団体において実効性など難しさを抱えながら取組が進められております。

そこで、本学総合政策研究科博士後期課程の大学院生を中心に、平成 26 年度までに公共施設等総合管理計画を策定した団体の公共施設マネジメントの取組状況を取りまとめることにより、今後策定する団体に対し参考となる情報提供を行うとともに、先進団体のマネジメントの課題等を共有し、マネジメントの実効性向上に資する研究を行うため、別添のとおりアンケートを実施することとしました。

つきましては、ご多用中のところ誠に恐縮でございますが、先進事例についての調査研究は、全国的に貴重な取組となりますことから、別添アンケートにご協力を頂きますよう切にお願いを申し上げます。

なお、本調査の結果は、総合政策研究科における調査・研究等の学術分野で使用するほか、ご協力いただきました団体にフィードバックさせていただくとともに、調査にご協力いただいている総務省にも情報提供を行うこととなっていることを申し添えます。

敬具

## 公共施設等総合管理計画に関する調査について

### 1 調査対象

平成 27 年 4 月 1 日現在、都道府県・市区町村において、公共施設等総合管理計画を策定した 75 の地方公共団体（都道府県 11、指定都市 8、市区町村 56）

### 2 回答方法

別添アンケート調査票にご記入のうえ、同封の返信用封筒により 平成 27 年 6 月 17 日(水) までにご返信をお願いします。

なお、本依頼に先立ち、同様の内容の調査を電子メールでお送りさせていただいております。電子メールでご回答をいただく場合は、郵送によるご提出は不要となりますことを申し添えます。

### 3 調査結果の取扱等

本調査の結果は、ご協力いただきました地方公共団体にフィードバックさせていただくとともに、調査の実施にご協力いただいた総務省にも情報提供を行うこととなっております。また、総合政策研究科における調査・研究等の学術分野で使用させていただく場合がございます。

### 4 お問合せ先等

(1) E-mail アドレス：[g246n001@s.iwate-pu.ac.jp](mailto:g246n001@s.iwate-pu.ac.jp)

※日中は学外業務従事のため E-mail でのお問合せへのご協力をお願いします。

(2) 担当者：岩手県立大学大学院総合政策研究科博士後期課程 上森貞行

〒020-0693 岩手県滝沢市菓子 152-52（岩手県立大学大学院総合政策研究科）

### 5 記入上の留意事項

設問の選択肢部分については、次の内容から選択をお願いします。

(1) 『自治体の規模』は、「①都道府県」、「②政令指定都市」、「③中核市」、「④特例市」、「⑤中都市（人口 10 万人以上）」、「⑥小都市（人口 10 万人未満）」の中から、いずれかをご記入ください。

(2) 『〇〇の有無』となっている場合は、「有」又は「無」のいずれかをご記入ください。また、『〇を選択』となっている場合は、「〇」を記入 又は「(空白のまま)」としてください。

(3) 問 4 ①建築物の『数値目標の対象』は、「①保有量（延床面積）」、「②保有量（建物数）」、「③経費（更新費用）」、「④経費（維持管理費用）」、「⑤経費（更新・維持管理費用）」、

- 「⑥その他」の中から、いずれかをご記入ください。
- (4) 問4②インフラの『数値目標の対象』は、「①保有量」, 「②経費(更新費用)」, 「③経費(維持管理費用)」, 「④経費(更新・維持管理費用)」, 「⑤その他」の中から、いずれかをご記入ください。
- (5) 問5<有の場合のその内容>の『数値目標の対象』は、「①保有量(延床面積)」, 「②保有量(建物数)」, 「③経費(更新費用)」, 「④経費(維持管理費用)」, 「⑤経費(更新・維持管理費用)」, 「⑥その他」の中から、いずれかをご記入ください。
- (6) 問7の『公共施設等総合管理計画の所管部門』は、「①管財部門」, 「②企画部門」, 「③財政部門」, 「④行政改革部門」, 「⑤土木・建築部門」, 「⑥都市計画部門」, 「⑦その他」の中から、いずれかをご記入ください。
- (7) 問8の『有識者等による委員会等の設置』は、「①設置済み」, 「②設置予定」, 「③設置しない」の中から、いずれかをご記入ください。
- (8) 問9の『施設白書(施設カルテ等)の作成』は、「①作成済み」, 「②作成予定」, 「③作成しない」の中から、いずれかをご記入ください。
- (9) 問10の『施設白書(施設カルテ等)の更新』は、「①更新済み」, 「②更新予定」, 「③更新しない」の中から、いずれかをご記入ください。
- (10) 問11の『施設評価(施設アセスメント)の実施』は、「①実施済み」, 「②実施予定」, 「③実施しない」の中から、いずれかをご記入ください。
- (11) 問12の『固定資産台帳の整備』は、「①整備済み」, 「②整備予定」, 「③未定」の中から、いずれかをご記入ください。
- (12) 問14の『〇〇の活用』は、「①活用済み」, 「②活用予定」, 「③未定」の中から、いずれかをご記入ください。

以上

## 公共施設等総合管理計画に関する調査（2015）

公共施設等総合管理計画の内容等に関して、問1～問15への回答をお願いします。  
回答の際は、部に内容等をご記入ください。また、部は選択肢から選択してください。

地方公共団体名、回答者の方の所属・氏名等を入力してください。

地方公共団体名		自治体規模	
人口(H.26.3.31)	人	総延床面積(行政財産)(H.26.3.31)	m <sup>2</sup> ※原則、特別会計分を含み、企業会計及び一部事務組合等分を除く
回答者	所属		
	役職		氏名
	電話番号		FAX番号
	E-mail		

問1 公共施設等総合管理計画に該当する計画の名称及び策定時期をご記入ください。

計画名称		策定時期	平成	年	月
------	--	------	----	---	---

問2 計画期間の開始年・終了年及び年間数をご記入ください。

計画期間	平成	年度から	平成	年度までの	年間
------	----	------	----	-------	----

問3 計画の見直しやアクションプラン策定等の時期を設定していますか。設定の場合、その時期は概ね何年ごとですか。

見直し等の時期の設定の有無		見直し等の時期	概ね	年ごと
---------------	--	---------	----	-----

問4 数値目標の設定の有無及び有の場合はその内容をご記入ください。

数値目標の設定の有無	
------------	--

<有の場合のその内容>

①建築物

建築物に関する数値目標の設定の有無				
区分	数値目標の対象	目標値		備考
数値目標1		年間で	%縮減	
数値目標2		年間で	%縮減	

※数値目標1から順に入力してください。2つを超える場合は、超える分を③にご記入ください。

※目標の対象で「その他」を選択した場合など、目標値欄への入力に適さない場合は、備考欄にその内容をご記入ください。

②インフラ

インフラに関する数値目標の設定の有無				
区分	数値目標の対象	目標値		備考
数値目標1		年間で	%縮減	
数値目標2		年間で	%縮減	

※数値目標1から順に入力してください。2つを超える場合は、超える分を③にご記入ください。

※目標の対象で「その他」を選択した場合など、目標値欄への入力に適さない場合は、備考欄にその内容をご記入ください。

③ ①建築物、②インフラの分類に分けられない数値目標の場合などは、こちらにご記入ください。

数値目標1	
数値目標2	
数値目標3	

問5 数値目標の進行管理のため、計画期間の途中に、段階的な目標値設定をしていますか。

段階的な目標値の設定の有無	
---------------	--

<有の場合のその内容>

区分	数値目標の対象	段階的な目標値設定内容(計画開始からの年数)			
数値目標1		年目から	年目までの間に		%縮減
数値目標2		年目から	年目までの間に		%縮減
数値目標3		年目から	年目までの間に		%縮減
数値目標4		年目から	年目までの間に		%縮減

問6 施設類型ごとの基本的な方針等の記載内容で、最も近いもの1つに○を選択してください。

①建築物

	建築物全体についての総論となる基本的な考え方を示している。
<input type="checkbox"/>	建築物全体の考え方に加え、学校、住宅、市民文化系施設等の用途別の現状・課題を記載している。
<input type="checkbox"/>	建築物全体の考え方及び用途別の現状・課題に加え、用途別の取組方針を記載している。
<input type="checkbox"/>	建築物全体の考え方、用途別の現状・課題・取組方針に加え、個別の施設の更新・統廃合・長寿命化などについても記載している。

②インフラ

<input type="checkbox"/>	インフラ全体についての総論となる基本的な考え方を示している。
<input type="checkbox"/>	インフラ全体の考え方に加え、道路、橋梁、上水道、下水道等の用途別の現状・課題を記載している。
<input type="checkbox"/>	インフラ全体の考え方及び用途別の現状・課題に加え、用途別の取組方針を記載している。
<input type="checkbox"/>	インフラ全体の考え方、用途別の現状・課題・取組方針に加え、個別の施設の更新・統廃合・長寿命化などについても記載している。

問7 公共施設等総合管理計画は、主にどの部門で所管していますか。(その他の場合は部門名を記載のこと。)

公共施設等総合管理計画の所管部門		その他の場合	部門
------------------	--	--------	----

問8 公共施設等総合管理計画について検討する有識者等による委員会等を設置(予定)していますか。設置(予定)の場合、その時期はいつか。また、その構成員はどのような方か(該当するものに○を選択してください)。

有識者等による委員会等の設置		設置年度	平成	年度
構成員	学識経験者	自治体町内会等の代表	その他	
	公募の住民	NPO等活動団体の代表	その他の内容を右欄に記載	

問9 施設白書(施設カルテ等)を作成(予定)していますか。作成(予定)の場合、最初の作成時期はいつですか。

施設白書(施設カルテ等)の作成		作成時期	平成	年度
-----------------	--	------	----	----

問10 施設白書(施設カルテ等)の更新(予定)をしていますか。更新(予定)の場合、更新間隔は概ね何年ごとですか。

施設白書(施設カルテ等)の更新		更新時期	概ね	年ごと
-----------------	--	------	----	-----

問11 施設評価(施設アセスメント)を実施(予定)していますか。実施(予定)の場合、その時期はいつですか。

施設評価(施設アセスメント)の実施		実施時期	平成	年度
-------------------	--	------	----	----

問12 地方公会計に係る固定資産台帳を整備(予定)していますか。整備(予定)の場合、その時期はいつですか。

固定資産台帳の整備		整備時期	平成	年度
-----------	--	------	----	----

問13 公共施設等総合管理計画に係る財政計画の作成(事業費の確保)をしていますか。該当するものに○を選択してください(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	公共施設等総合管理計画全体についての財政計画を作成している。
<input type="checkbox"/>	建築物全体についての財政計画を作成している。
<input type="checkbox"/>	インフラ全体についての財政計画を作成している。
<input type="checkbox"/>	建築物の一部の用途についての財政計画を作成している。
<input type="checkbox"/>	インフラの一部の用途についての財政計画を作成している。
<input type="checkbox"/>	公共施設等総合管理計画に関連する財政計画は作成していない。

問14 公共施設等総合管理計画に係る財政措置を活用(予定)していますか。活用(予定)の場合、その時期はいつですか。

公共施設最適化事業債の活用		活用時期	平成	年度から
転用事業に係る地域活性化事業債の活用		活用時期	平成	年度から
除却に係る地方債の活用		活用時期	平成	年度から

問15 公共施設等総合管理計画の策定にあたって、どのような市民参加を行いましたか。該当するものに○を選択するとともに、その概要を記入してください(複数回答可)。

住民意見把握方法	概要				
住民アンケート調査の実施	調査名称	調査対象数	人	回答数	人
住民モニターによる意識調査の実施	調査名称	調査対象数	人	回答数	人
シンポジウム・フォーラムの開催	会の名称	開催回数	回	延参加人数	人
住民説明会の開催	会の名称	開催回数	回	延参加人数	人
地区別の懇談会・意見交換会の開催	会の名称	開催回数	回	延参加人数	人
行政と住民によるワークショップの開催	会の名称	開催回数	回	延参加人数	人
計画審議会・住民会議等を設置し、地域住民組織等の代表者が参加	会議名称			うち住民の参加人数	人
	構成人数	人			
計画審議会・住民会議等を設置し、公募の住民が参加	会議名称			うち公募住民の参加人数	人
	構成人数	人			
計画案のパブリックコメントの実施	意見者数	人	意見数	件	
その他	概要を記載				
市民参加を行っていない					

質問は以上です。御協力ありがとうございました。

## 資料 2

平成 28 年 6 月 11 日

地方公共団体の長 様

公共施設等総合管理計画に係る施設評価に関する調査について（協力依頼）

岩手県立大学大学院総合政策研究科 齋藤俊明

拝啓 盛夏の候、貴団体におかれましては益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。

当大学では、平成 22 年度から公共施設マネジメントに関する調査研究を開始し、現在は本学地域政策研究センター公共政策研究所（所長 齋藤俊明）において、岩手県及び県内市町村関係者らによるアセットマネジメント研究会を設置し、県内自治体の公共施設マネジメントの支援を続けております。

昨年度は、「公共施設等総合管理計画に関する調査（2015）」を行い、調査自治体の 96.0% から御回答をいただき、先にお送りしましたとおり保有量の縮減目標の設定状況など貴重な情報を取りまとめ、公共施設マネジメントを推進することができました。多大なる御協力に深く御礼申し上げます。

最近の県内自治体の取組状況を見ますと、総務省要請により公共施設等総合管理計画の策定はある程度進みましたが、その後の個別施設計画の策定が課題となっております。

そこで、昨年度同様、本学総合政策研究科博士後期課程の大学院生を中心に、平成 26 年度までに公共施設等総合管理計画を策定した自治体について、個別施設計画の策定状況や施設評価の実施状況を取りまとめることにより、今後個別施設計画を策定する全国の自治体に対し有益な情報提供を行うとともに、マネジメントの課題等を共有し実効性向上に資する活動を進めるため、別添のとおりアンケートを実施することとしました。

つきましては、ご多用中のところ誠に恐縮でございますが、先進事例についての調査研究は、全国的に貴重な取組となりますことから、別添アンケートにご協力を頂きますよう切にお願いを申し上げます。

なお、本調査の結果は、総合政策研究科等における調査・研究の学術分野で使用するほか、ご協力いただきました団体にフィードバックさせていただくとともに、調査にご協力いただいている総務省にも情報提供を行うこととなっていることを申し添えます。

敬具

## 公共施設等総合管理計画に係る施設評価に関する調査について

### 1 調査対象

平成 27 年 4 月 1 日現在、都道府県・市区町村において、公共施設等総合管理計画を策定した 75 自治体（都道府県 11、指定都市 8、市区町村 56）。なお、昨年度も同自治体を対象に「公共施設等総合管理計画に関する調査」を行い、うち 72 自治体（96.0%）からご回答をいただきました。

本調査は、昨年度の調査の追跡調査であり、個別施設計画の策定状況及び施設評価の実施状況について調査するものです。

### 2 回答方法

別添アンケート調査票にご記入のうえ、同封の返信用封筒により平成 28 年 6 月 30 日（木）までにご返信をお願いします。

なお、本依頼に先立ち、同様の内容の調査を電子メールでお送りさせていただいております。電子メールでご回答をいただく場合は、郵送によるご提出は不要となりますことを申し添えます。

### 3 調査結果の取扱等

本調査の結果は、ご協力いただきました自治体にフィードバックさせていただくとともに、調査の実施にご協力いただいた総務省にも情報提供を行うこととなっております。また、総合政策研究科等における調査・研究の学術分野で使用させていただく場合がございます。

### 4 お問合せ先等

(1) E-mail アドレス：[g246n001@s.iwate-pu.ac.jp](mailto:g246n001@s.iwate-pu.ac.jp)

※日中は学外業務従事のため E-mail でのお問合せへのご協力をお願いします。

(2) 担当者：岩手県立大学大学院総合政策研究科博士後期課程 上森貞行

〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通 1-7-1-7F（岩手県立大学アイーナキャンパス）

### 5 記入上の留意事項

設問の選択肢部分（ワッヅ色）については、次の内容から選択をお願いします。

回答者等『自治体の規模』：①都道府県，②政令指定都市，③中核市，④特例市，

⑤中都市（人口 10 万人以上），⑥小都市（人口 10 万人未満）

問 1 『策定状況』：①策定済，②策定中，③未着手

問 3 『作成状況』：①策定済，②検討中，③未検討



問3『記載(予定)計画』: ①総合管理計画, ②個別施設計画(A), ③個別施設計画(B),  
④個別施設計画(C), ⑤計画に記載しない

※個別施設計画(A)(B)(C)は、問2の(A)(B)(C)に対応するものとなります。

問4及び問5『課題の程度』: ①とても大きな課題である, ②やや大きな課題である,

③あまり大きな課題ではない, ④ほとんど課題とはなっていない

問4及び問5『順位(3つ)』: ①1位, ②2位, ③3位, (空白)

問6『活用状況』: ①活用済, ②活用予定, ③未定

問7『実施状況』: ①実施済, ②実施予定, ③実施しない

問8, 9, 10『最も近いもの』: ○, (空白)

問11~17, 19, 20『該当するもの』: ○, (空白)

問11『実施期間』: ①対象施設を変えずに概ね1年間, ②対象施設を変えずに概ね2年間,

③対象施設を変えずに概ね3年間, ④対象施設を変え2年間に亘り,

⑤対象施設を変え3年間に亘り, ⑥対象施設を変え4年間に亘り,

⑦対象施設を変え5年間に亘り, ⑧対象施設を変え6年以上に亘り

問11『実施頻度』: ①毎年, ②2年に1回, ③3年に1回, ④4年に1回, ⑤5年に1回,

⑥6~9年に1回, ⑦10年に1回, ⑧11年以上に1回

問18『評価結果案作成者(評価者)』: ①計画策定課, ②施設所管課, ③庁内ワーカーグループ,

④コンサルタント, ⑤学識経験者, ⑥その他

問18『専門家(有識者)の関与』: ①関与していない, ②自治体作成の評価結果案に意見(意

見掲載なし), ③自治体作成の評価結果案に意見(意見掲載有り), ④外

部評価者として評価結果案を主体的に作成, ⑤その他

※意見掲載とは、評価結果に専門家意見の記述を掲載するかどうかを指しています。

問18『住民等の関与』: ①関与していない, ②公募住民が評価結果案作成に関与, ③地縁団体

等代表者が評価結果案作成に関与, ④公募住民及び地縁団体等代表者が

評価結果案作成に関与, ⑤その他

以上

## 公共施設等総合管理計画に係る施設評価に関する調査（2016）

公共施設等総合管理計画に係る個別施設計画及び施設評価に関して、問1～問22への回答をお願いします。回答の際は、 部に内容等をご記入ください。また、 部は選択肢から選択してください。

地方自治体名		自治体規模	
人口(H27.3.31)	人	総延床面積(行政財産)(H.27.3.31)	㎡ <small>※原則、特別会計分を含み、企業会計及び一部事務組合等分を除く</small>
回答者	所属	職・氏名	
	電話番号	E-mail	

問1 個別施設計画の策定状況を選択してください。また、策定年度又は策定予定年度をご記入ください。

施設類型	策定状況	策定(予定)年度
公共施設(建築物全般)		平成 年度
道路		平成 年度
橋りょう		平成 年度
上水道		平成 年度
下水道		平成 年度

<補足説明が必要な際は、こちらの欄に上書き入力してください。>

<以下、公共施設(建築物全般)についてお伺いします。>

問2 問1で公共施設(建築物全般)を「①策定済」「②策定中」を選択した場合は、その計画名称をご記入ください。

個別施設計画名称	
	(A)
	(B) ←※複数ある場合に記載
	(C) ←※複数ある場合に記載

問3 公共施設(建築物全般)に関する、再編方針等の次の内容の作成状況について該当するものを選択してください。また、「①策定済」「②検討中」の場合は、どの計画に記載(予定)しているか右欄を選択してください。

計画内容	作成状況	記載(予定)計画
ア 全体方針(総量縮小など)		
イ 施設種別毎の再編方針(集会施設、学校施設などの取組方針)		
ウ 地域毎の再編方針(〇〇地区は、△△施設を拠点施設とするなど)		
エ 個別施設の再編内容(〇〇施設は廃止、△△施設は売却など)		
オ 個別施設の再編の実施時期		

問4 個別施設計画の策定に当たって、どのようなことが、どの程度課題であるか(課題であったか)課題の程度を選択してください。また、最も大きな課題と思う3つについて、1位から3位までの順位を選択してください。

課題内容	課題の程度	順位(3つ)
ア 計画策定に必要な職員数の確保		
イ 計画に必要な財源の確保		
ウ 施設情報の把握・整理		
エ 再編施設の特定		
オ その他		

<オ その他の具体的内容は、こちらの欄に上書き入力してください。>

問5 問4の「エ 再編施設の特定」の項目で、課題の程度を「①又は②」と回答した自治体にお伺いします。再編施設の特定に当たって、どのようなことが、どの程度課題であるか(課題であったか)課題の程度を選択してください。また、最も大きな課題と思う3つについて、1位から3位までの順位を選択してください。

課題内容	課題の程度	順位(3つ)
ア 施設所管課職員の理解・意識改革		
イ 自治体上層部の理解・決断の不足		
ウ 住民との情報共有・合意形成		
エ 利用実態など判断材料となる施設情報の不足		
オ 施設評価など自治体内の意思決定手法が判らない		
カ 再編案作成のための建築知識(手法・コスト比較)の不足		
キ 新市建設計画、総合計画等、既存計画との整合		
ク 地域単位の設定等、施設配置の考え方の構築		
ケ 合併に伴う地域特性への配慮方法		
コ 再編等の施設見直し量の決定		
サ その他		

<サ その他の具体的内容は、こちらの欄に上書き入力してください。>

問6 公共施設等総合管理計画に係る財政措置を活用(予定)していますか。活用(予定)の場合、その時期はいつですか。

	活用状況	活用(予定)時期
公共施設最適化事業債の活用		平成 年度から
転用事業に係る地域活性化事業債の活用		平成 年度から
除却に係る地方債の活用		平成 年度から

<以下、施設評価についてお伺いします。>

問7 施設評価(施設アセスメント)を実施(予定)していますか。実施(予定)の場合、その時期はいつですか。

	実施状況	実施(予定)時期
施設評価(施設アセスメント)の実施		平成 年度

問8 問7で「③実施しない」を選択した自治体にお伺いします。  
施設評価(施設アセスメント)を実施しないのは、どのような理由からですか。  
最も近いもの1つを○で選択してください。

実施しない理由	最も近いもの
ア 施設評価のノウハウが無い	
イ 事務負担が大きすぎる	
ウ 施設評価では住民の合意形成が困難であると考えている	
エ 施設再編よりも、保全を重要視している	
オ 施設評価の必要性を感じない	
カ その他	

<カ その他の具体的な内容は、こちらの欄に上書き入力してください。>

問9 問7で「③実施しない」を選択した自治体にお伺いします。  
どのように見直し施設を選定しますか。最も近いもの1つを○で選択してください。

選定方法	最も近いもの
ア 施設所管課が見直し施設を選定する(選定後庁内会議に諮るを含む)	
イ 計画策定課が施設所管課と協議し、見直し施設を選定する(選定後庁内会議に諮るを含む)	
ウ 庁内ワーキンググループ等、庁内横断組織で見直し施設を選定する(選定後庁内会議に諮るを含む)	
エ 住民アンケート、ワークショップ、市民会議等の住民参加により見直し施設を選定する	
オ その他	

<オ その他の具体的な内容は、こちらの欄に上書き入力してください。>

問7で「③実施しない」を選択した自治体は、問9の設問で終了となります。ご協力ありがとうございました。

<問7で「①実施済」又は「②実施予定」を選択した自治体に、施設評価方法に関する以下の設問をお伺いします。>

問10 施設評価(施設アセスメント)の目的として、最も近いもの1つを○で選択してください。

施設評価の目的	最も近いもの
ア 施設総量の最適化を図るため(廃止等の再編施設の選出)	
イ 保全の優先順位づけや保全方法の検討を行うため	
ウ 施設サービスの提供状況や費用対効果等の改善を図るため	
エ その他	

<エ その他の具体的な内容は、こちらの欄に上書き入力してください。>

問11 施設評価の実施回数として該当するもの1つを○で選択し、その行の右欄「期間等」を選択してください。

実施回数	該当するもの	期間等
1施設1回のみ評価		実施期間
継続的に評価(1施設を定期的に複数回評価)		実施頻度

問12 施設評価の方法として、該当するものを○で選択してください(双方実施の場合は双方に○)。

評価方法	該当するもの
定量的評価を実施	
定性的評価を実施	

定量的:対象の状態を連続する数値の変化に着目してとらえること。  
定性的:対象の状態を不連続な性質の変化に着目してとらえること。

問13 問12で双方に○をした自治体にお伺いします。評価の進め方として該当するもの1つを○で選択してください。

施設評価の進め方	該当するもの
ア 定量的評価を行ったうえで、定性的評価を行い、個別施設の方向性を決定する	
イ 定性的評価を行ったうえで、定量的評価を行い、個別施設の方向性を決定する	
ウ 定量的評価と定性的評価を同時に行い、個別施設の方向性を決定する	

<定量的評価についてお伺いします。>

問14 問12で「定量的評価を実施」に○をした自治体にお伺いします。  
定量的評価の方法として、該当するもの1つを○で選択してください。

評価方法	該当するもの
ア 建物性能(ハード)面と利用状況等(ソフト)面の2軸による類型化により評価	
イ 老朽度や利用度などの各評価要素を点数化し、総得点や総合評価により評価	
ウ その他	

<ウ その他の具体的な内容は、こちらの欄に書き入力してください。>

問15-1 問14で「ア 2軸による類型化(一部略)」に○をした自治体にお伺いします。建物性能(ハード面)及び利用状況等(ソフト面)の評価指標として使用したものを、一覧から選択し記号(カタカナ)を記入してください。

なお、表現は異なるが類似した内容(要素)である場合は下欄から選択してください。  
また、内容(要素)自体が異なる場合は「ホ( )」と記入し、( )内にその内容を入力(複数記入可)してください。  
<建物性能(ハード面)> (記入例 ア、イ、ウ、ホ(クレーム数)、ホ(△△△))

<利用状況等(ソフト面)> (記入例 ク、ケ、コ、ホ(△△△))

<指標要素一覧>		
ア 築年数	ク 利用者数(利用件数)	テ 上位政策計画との整合性
イ 耐震性能	ケ 稼働率	ト 設置目的に対する有効性
ウ 老朽化度	コ 利用者満足度	ナ 住民ニーズ適合性
エ 改修実施状況	サ 利用者割合(利用者/対象者)	ニ 行政関与の必要性
オ バリアフリーユニバーサルデザイン対応	シ 利用者当たり面積	ヌ 公共性(共同個人・必需選択)
カ 環境負荷低減	ス 施設活用度(利未用面積)	ネ 代替性(民間・地域・他自治体・ソフト等)
キ 避難所指定等	セ 利用者(件数)当たりコスト	ノ 類似施設の有無(機能重複)
	ソ 面積当たりコスト	ハ 配置バランス(地域単位設定等)
ホ その他( )	タ 住民当たりコスト	ヒ 地域特性(地域人口等)
	チ 受益者負担率(使用料等)	フ 交通アクセス性
	ツ ライフサイクルコスト(将来コスト)	ヘ 機能移転(転用)可能性

問15-2 問15-1に回答をした自治体にお伺いします。上記評価指標の優劣は、どのように判別しますか。  
判別方法として、該当するものを○で選択してください。

判別方法	該当するもの
全施設又は同種施設の平均値を判別値とした相対評価(偏差値等)	
判別基準となる値を事前に定めておく絶対評価	

問16-1 問14で「イ 各評価要素を点数化し、総得点や総合評価により評価(一部略)」に○をした自治体にお伺いします。評価要素として使用したものを、問15-1の一覧から選択し記号(カタカナ)を記入してください。

なお、表現は異なるが類似した内容(要素)である場合は一覧から選択してください。  
また、内容(要素)自体が異なる場合は「ホ( )」と記入し、( )内にその内容を入力(複数記入可)してください。  
<総合評価> (記入例 ア、イ、ウ、ク、ケ、コ、ヌ、ネ、ホ(クレーム数)、ホ(△△△))

問16-2 問16-1に回答をした自治体にお伺いします。上記評価指標の優劣は、どのように判別しますか。  
判別方法として、該当するものを○で選択してください。

判別方法	該当するもの
全設又は同種施設の平均値を判別値とした相対評価(偏差値等)	
判別基準となる値を事前に定めておく絶対評価	

<定性的評価についてお伺いします。>

問17 問12で「定性的評価を実施」に○をした自治体にお伺いします。  
定性的評価に際し、評価の観点(視点)を定めていますか。該当するもの1つを○で選択してください。

評価の観点(視点)	該当するもの
定めている	
定めていない	

また、定めている場合は観点として使用したものを、下記一覧から選択し記号(カタカナ)を記入してください。  
 なお、表現は異なるが類似した内容(要素)である場合は下欄から選択してください。  
 また、内容(要素)自体が異なる場合は「ホ( )」と記入し、()内にその内容を入力(複数記入可)してください。  
 <定性的評価の観点(視点)> (記入例 ア、イ、ウ、エ、ホ(売却収入の大きさ)、ホ(跡地利用案の有無))

--

＜定性的評価の観点(視点)一覧＞		
テ 上位政策計画との整合性	ウ サービス(ソフト)代替可能性	カ 環境負荷低減
ト 設置目的に対する有効性	エ 広域自治体、県、国との連携	キ 避難所指定等
ナ 住民ニーズ適合性	ノ 類似施設の有無(機能重複)	コ 利用者満足度
ニ 行政関与の必要性	ハ 配置バランス(地域単位設定等)	ス 施設活用度(利未用面積)
ヌ 公共性(共同個人・必需選択)	ヒ 地域特性(地域人口等)	チ 受益者負担率(使用料等)
ア 民間移管可能性	フ 交通アクセス性	ツ ライフサイクルコスト(将来コスト)
イ 地域住民移管可能性	ヘ 機能移転(転用)可能性	ホ その他( )

＜評価者、評価結果等についてお伺いします。＞

問18 施設評価の実施主体(評価結果案の原案作成者)はどなたですか。また、専門家住民等の評価結果案作成への関与状況はどのようになっていますか。該当するものを選択するとともに、関与の場合は概要を入力してください。

評価者区分	作成者/関与状況	関与方法の概要
評価結果案作成者(評価者)		
専門家(有識者)の関与		
住民等の関与		

問19 評価結果の個別施設計画への反映はどのようになっていますか。該当するものを○で選択してください。

評価結果の計画反映	該当するもの
ア 評価結果どおりに個別施設計画を策定	<input type="checkbox"/>
イ 評価結果を参考資料として取り扱い、別途個別施設の方向性を協議しながら個別施設計画を策定	<input type="checkbox"/>
ウ 施設の運営改善のための評価であり、個別施設計画への反映は想定していない	<input type="checkbox"/>
エ その他	<input type="checkbox"/>

<エ その他の具体的な内容は、こちらの欄に上書き入力してください。>

問20 評価結果の公表方法について、該当するものを○で選択してください。

公表方法	該当するもの
公表しない	<input type="checkbox"/>
公表する	<input type="checkbox"/>
ア ホームページ	<input type="checkbox"/>
イ 広報	<input type="checkbox"/>
ウ 議会報告	<input type="checkbox"/>
エ その他	<input type="checkbox"/>

← 施設数のみの公表等、個別施設が特定できない公表方法の場合は、公表しないを選択してください。

<エ その他の具体的な内容は、こちらの欄に上書き入力してください。>

問21 施設評価の対象施設数を入力してください。また、評価の結果、廃止、統合、解体、譲渡、機能移転等により施設保有を取りやめる評価結果となった施設数を入力してください。

評価対象施設数	施設	施設	【参考】施設保有を取りやめる施設数の割合	#DIV/0!
施設保有を取りやめる評価結果の施設数	施設			

自動算出

問22 施設評価を実施してみて良かった点や、課題として感じたことを、是非ご記入ください。

--

質問は以上です。お忙しいところ御協力を頂きまして、誠にありがとうございました。